

平成 17 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 17 年
 第 2 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 6月13日～6月29日(17日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
6月13日(月)	提案説明	
14日(火)	休会	
15日(水)	"	
16日(木)	"	
17日(金)	会派代表質問	
18日(土)	休会	
19日(日)	"	
20日(月)	会派代表質問	
21日(火)	一般質問	
22日(水)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
23日(木)	"	"(総務・厚生所管)
24日(金)	"	"(総括質疑)
25日(土)	"	
26日(日)	"	
27日(月)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
28日(火)	"	
29日(水)	討論・採決等	

平成17年
小樽市議会
第2回定例会会議録目次

6月13日(月曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第27号	3
	市長提案説明(議1~26)	3
	提案説明 (議27 古沢議員)	5
1	日程第3 意見書案第1号	6
	採 決(意1)	6
1	日程第4 休会の決定	6
1	散 会	6

6月17日(金曜日) 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	11
	会派代表質問 新谷議員	11
	会派代表質問 井川議員	33
	会派代表質問 大橋議員	47
1	散 会	55

6月20日(月曜日) 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	59
	会派代表質問 秋山議員	59
	会派代表質問 斎藤(博)議員	71
1	散 会	82

6月21日(火曜日) 第4日目

1	出席議員	83
1	欠席議員	83
1	出席説明員	83
1	議事参与事務局職員	84
1	開 議	85
1	会議録署名議員の指名	85
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	85
	一般質問 高橋議員	85
	一般質問 山口議員	96
	一般質問 山田議員	103
	一般質問 菊地議員	113
	一般質問 大畠議員	124
	一般質問 森井議員	134
	予算特別委員会設置・付託	143
	常任委員会付託	143
1	日程第2 陳情	143
	常任委員会付託	143
1	日程第3 休会の決定	143
1	散 会	143

1	出席議員	145
1	欠席議員	145
1	出席説明員	145
1	議事参与事務局職員	146
1	開 議	147
1	会議録署名議員の指名	147
1	日程第1 議案第1号ないし第27号並びに陳情及び調査	147
	予算特別委員長報告	147
	討 論 北野議員	150
	採 決	152
	総務常任委員長報告	152
	討 論 菊地議員	154
	討 論 上野議員	154
	採 決	155
	経済常任委員長報告	155
	討 論 古沢議員	156
	採 決	157
	厚生常任委員長報告	157
	討 論 新谷議員	158
	採 決	160
	建設常任委員長報告	160
	討 論 新谷議員	161
	採 決	162
	学校適正配置等調査特別委員長報告	163
	討 論 北野議員	164
	採 決	165
1	日程第2 「議案第28号ないし第33号」	165
	提案説明 (議28～31 市長)	165
	討 論 菊地議員	166
	採 決	166
1	日程第3 「小樽市農業委員会委員の推薦」	166
1	日程第4 「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」	167
1	日程第5 「意見書案第2号ないし第21号」	167
	提案説明 (意2～5 菊地議員)	167
	提案説明 (意6、7 山口議員)	169

提案説明	(意 8、9 前田議員)	170
討 論	古沢議員	170
討 論	斉藤(陽)議員	173
討 論	武井議員	173
採 決		174
1 日程第 6	「陳情」	175
委員会付託		175
閉会中継続審査		175
1 閉 会		175

議事事件一覧表

議案

議案	議案	第1号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第2号	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案	第3号	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第4号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第5号	小樽市温泉法施行条例等の一部を改正する条例案
議案	議案	第6号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第7号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第8号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第9号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第10号	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第11号	小樽市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第12号	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第13号	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第14号	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第15号	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第16号	小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第17号	小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第18号	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第19号	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第20号	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第21号	小樽市児童厚生施設条例案
議案	議案	第22号	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第23号	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第24号	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第25号	不動産の処分について
議案	議案	第26号	後志教育研修センター組合規約の変更について
議案	議案	第27号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第28号	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第29号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	議案	第30号	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任について
議案	議案	第31号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	議案	第32号	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第33号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

意見書案

意見書案	意見書案	第1号	丸井今井小樽店の営業存続を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第2号	平成17年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第3号	介護保険法の見直しを求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第4号	障害者支援法の撤回を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第5号	郵政民営化法案の撤回・廃案を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第6号	職業紹介業務の民間開放に反対する意見書(案)
意見書案	意見書案	第7号	ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第8号	道路整備に関する意見書(案)
意見書案	意見書案	第9号	高速道路の整備促進を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第10号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第11号	緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第12号	「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書(案)
意見書案	意見書案	第13号	地方議会制度の充実強化に関する意見書(案)
意見書案	意見書案	第14号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(案)
意見書案	意見書案	第15号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第16号	安全最優先の立場からJRの安全対策の根本的見直しを求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第17号	銀行のカード犯罪に預金者保護のルール確立を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第18号	北海道経済の活性化等を求める意見書(案)
意見書案	意見書案	第19号	2006年医療制度改革に関する意見書(案)
意見書案	意見書案	第20号	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書(案)
意見書案	意見書案	第21号	「容器包装リサイクル法」の改正を求める意見書(案)

陳情

陳	情	第 62 号	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）
陳	情	第 63 号	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）
陳	情	第 64 号	在宅障害者の願いの実現方について（建設）
陳	情	第 65 号	「小樽市小学校適正配置計画（案）」再検討方について
陳	情	第 66 号	「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」の見直し及び手宮小学校廃校撤回方について
陳	情	第 67 号	北手宮、手宮、堺、量徳小学校の廃校実施計画の延期と見直し方について
陳	情	第 68 号	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について

質 問 要 旨

会派代表質問

新谷議員（6月17日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
- 2 丸井今井問題
- 3 小学校適正配置問題
- 4 指定管理者問題
- 5 介護保険制度について
- 6 障害者支援について
- 7 その他

井川議員（6月17日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市民と歩む21世紀プランについて
- 2 財政再建推進プランについて
- 3 まちづくりについて
- 4 観光振興について
- 5 人口対策（団塊の世代の移住戦略）
- 6 指定管理者制度について
- 7 家庭ごみ有料化実施状況について
- 8 教育振興（学力向上、体力向上、性教育）
- 9 その他

大橋議員（6月17日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 丸井今井問題の影響について
- 2 コンパクトシティ政策及び異業種複合ビル等における福祉施設等移転について
- 3 市立病院計画練り直しについて
- 4 観光政策と観光客のニーズについて
- 5 母子家庭自立支援について

- 6 指定管理者制度と民間委託について
(病院給食、米飯給食、図書館等)
- 7 学校統廃合について
- 8 その他

秋山議員(6月20日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行財政・議案に関して
- 2 小学校適正配置実施計画案について
- 3 アレルギー性疾患について
- 4 介護保険制度の見直しに関して
- 5 家庭ごみの減量化・有料化に関して
- 6 その他

斎藤(博)議員(6月20日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 個人情報保護法と個人情報保護条例
- 2 住民基本台帳の大量閲覧
- 3 公の施設のアスベスト問題
- 4 公契約基本条例
- 5 指定管理者制度
- 6 その他

一般質問

高橋議員(6月21日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 情報化の推進について
- 2 住民基本台帳の大量閲覧と個人情報保護について
- 3 人口問題と若年者雇用対策について
- 4 廃棄物最終処分場と今後のごみ処理行政について
- 5 学校施設の保全計画について
- 6 その他

山口議員（6月21日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 寄付条例の制定
 - (1) 景観条例見直しの展望
 - (2) 財政難の中での創景事業
- 2 地場物産の強化
- 3 街路樹のせん定の見直し
- 4 小学校適正配置実施計画（案）について
- 5 その他

山田議員（6月21日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政全般について
- 2 市防災の取組について
- 3 観光政策について
- 4 アダプト・プログラムと市民福祉
- 5 株式会社病院について
- 6 消防・消防団について
- 7 食育について
- 8 その他

菊地議員（6月21日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 財政再建推進プランについて
- 2 観光行政について
- 3 丸井今井百貨店存続について
- 4 小学校適正配置実施計画案について
- 5 学校給食の取組について
- 6 その他

大畠議員（6月21日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 入札について
- 2 運河公園について

- 3 丸井デパートと国際ホテルについて
- 4 雪捨場（堆積場）について
- 5 学校給食について
- 6 小・中学校の施設整備等について
- 7 その他

森井議員（6月21日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 丸井今井の報道より
 - （1）現状は？
 - （2）今後の丸井今井の動向
 - （3）行政の役割は？
 - ・商業者の育成
 - ・道路の役割
 - ・空スペースの活用
 - ・その他
- 2 経営
 - （1）経営意識
 - （2）経営品質
 - （3）広報、FCの活用
- 3 海岸活用
 - （1）プレジャーボート等と海水浴客
 - （2）安全管理
- 4 小学校の適正配置に伴って
 - （1）4校の印象
 - （2）住民との対話
 - （3）街としての今後の展望
- 5 その他

平成17年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成17年6月13日

出席議員(32名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大嶋護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
監査委員長	旭一夫	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 石崎政嗣
調査係長 佐藤正樹
書 記 大崎公義
書 記 松原美千子

事務局次長 三浦波人
議事係長 中崎岳史
書 記 北出晃也
書 記 島谷和大
書 記 橋場敬浩

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成17年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月29日までの17日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、本市の財政の現状と財政再建に向けた私の所信を申し上げ、議員並びに市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

本市財政は、さきの第1回臨時会で繰上充用の補正予算を議決いただいたように、平成16年度決算が27年ぶりの赤字となり、危機的状況が現実の形となって現れました。

平成17年度の予算執行に当たっては、限られた財源の効率的活用にとどまらず、遊休等資産の積極的売却など財源対策を推し進める一方、歳出面では、これまで以上の経費節減と徹底した事務事業の見直し、効率化を図り、赤字の圧縮に努める所存であります。

そのような中で、このたび蘭越町所在の市有林を売却することにより一部収支の改善に充てさせていただきましたが、この市有林は65年前に当時の河原市長が「次世代の人のために森林を育て財政の一助に」という深い配慮から取得した財産であり、その先見性に敬意を表し感謝をするとともに、財政再建に向けていま一度決意を新たにしたところであります。

懸案の財政再建推進プランの実施計画につきましては、本日、推進本部会議において、策定に向けた考え方をまとめ、庁内に具体的検討を指示したところであり、再建に向けて着実に取り組んでまいります。

一方、本市のように税などの自主財源が乏しい自治体は、国の地方財政対策により大きくその財政運営が左右されることとなり、現在進められている地方財政改革の動向次第では、さらに厳しい状況になることも予想されます。

地方財政改革は、真の地方財政の充実強化と地方分権確立のために行われるべきものであります。

先日、地方六団体は、8,000人規模の総決起大会を開催し、私も参加してまいりましたが、今後もより一層地方の結束を固めるとともに、本市としても機会あるごとに国や関係機関に対して強く働きかけていきたいと考えております。

財政の再建は、本市にとっての最重要課題であります。何としても財政再建団体への転落を阻止し、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなすうる財政構造をつくり上げ、市政の発展と市民福祉の向上に資することが肝要であります。そのため、私は、不退転の決意を持って本市財政の

立て直しをなし遂げていきたいと考えております。

以下、議案について説明申し上げます。

まず、議案第1号及び第2号の平成17年度各会計補正予算についてであります。このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計ではロータリ除雪車の更新経費を計上したほか、小樽公園の再整備に向けた基本計画策定のための所要の経費及び姉妹都市提携25周年を記念してニュージーランド・ダニーデン市より寄贈される児童向け遊具の設置経費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する国庫支出金、寄付金、繰入金、財産収入、市債を計上いたしました。

これにより、平成17年度予算で形式計上した諸収入の額は、2億7,093万3,000円の減となり、13億3,771万2,000円となりました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5,049万円となり、財政規模は645億6,540万7,000円となりました。

次に、企業会計につきましては、病院事業会計で第二病院の血管造影撮影装置を更新することとし、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第26号までについて説明申し上げます。

平成15年の地方自治法の改正で、民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に「公の施設」の指定管理者制度が創設され、公共的な団体に限定していた管理委託制度から、民間企業を含め地方公共団体が指定する者が「公の施設」の管理を代行する制度に変更されました。現在、管理委託を行っている施設は、平成18年9月までに施設の管理を直営に戻すか、指定管理者制度に移行する必要がありますが、27の「公の施設」について平成18年4月から指定管理者制度を導入することといたしました。

このたびの条例改正議案のうち16件につきましては、この指定管理者制度導入に伴うものであります。

まず、議案第3号山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、蘭越町所在の山林を売却するため、当該山林を基金から除外するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道医療給付事業補助制度の改定に準じ、医療費に係る基本利用料算定の際に前年の所得を用いる期間を変更するとともに、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号温泉法施行条例等の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、集会所の管理を指定管理者に行わせるとともに、オタモイ住宅等を供用開始し、及び奥沢住宅を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第7号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第8号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害補償等に係る手・指及び目の障害の等級を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料

料を設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号総合福祉センター条例の一部を改正する条例案、議案第11号身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案、議案第12号軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案、議案第13号銭函市民センター条例の一部を改正する条例案、議案第14号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案、議案第15号夜間急病センター条例の一部を改正する条例案、議案第16号事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案、議案第17号産業会館条例の一部を改正する条例案、議案第18号自然の村条例の一部を改正する条例案、議案第19号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案及び議案第20号総合体育館条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれの施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号児童厚生施設条例案につきましては、児童厚生施設を対象に条例を制定し、いなきた児童館及び塩谷児童センターの管理を指定管理者に行わせるものであります。

議案第22号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案及び議案第24号鯨御殿条例の一部を改正する条例案につきましては、指定管理者の指定期間について上限を定めることにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号不動産の処分につきましては、蘭越町所在の立木を含む土地1,085万9,307平方メートルを2億7,520万円をもって千歳林業株式会社に売払い処分するものであります。

議案第26号後志教育研修センター組合規約の変更につきましては、後志教育研修センター組合の助役及び収入役について、充て職制から組合長による選任制に変更するとともに、収入役を条例により置かないことができるようにするため、組合規約を変更するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案の趣旨説明を行います。

日本国憲法が施行されてから58年であります。戦後60年、憲法はもう古いと言わんばかりに、憲法を変えようとする議論と動きが、かつてなく強まっています。果たして憲法は古くなったのか。現状に合わなくなったのでしょうか。

現憲法施行前、ちょうど逆に58年さかのぼると大日本帝国憲法、明治憲法が発布された年であります。ご承知のように、この明治憲法発布後の58年間の特徴は、相次ぐ対外侵略戦争の繰り返しでありました。日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦、そして中国侵略から第2次世界大戦、太平洋戦争につながる15年戦争であります。

ところが、現憲法施行後の58年間、日本は海外で直接武力行使をする戦争を行っていません。世界じゅうでどんなに戦争が繰り返し起きてても、この半世紀以上にわたり我が国は戦争によってただの一人の外国人も日本国民も戦死者を出していない国であります。これこそが現憲法の持つ大きな力であります。

昨日、この憲法を守ろう、9条を守ろうと市民会館で集会が開催されました。宗教家、商店主、会社

社長、大学教授などなど、中には箕輪登元郵政大臣の名前も見られるように、党派や立場を超えた市民38人が呼びかけた集会でありました。会場いっばいに詰めかけた市民を前にし、改めて平和に対する市民の願いの強さを実感した一日であります。

さて、本件議案は、ご承知のように毎回提出しているものであります。平成12年第3回定例会がその最初でありました。この3定直後の10月13日早朝、朝もやを突いて小樽港に入港してきた巨大な米空母キティホークの姿が焼きついています。しかも、この際、随伴艦ヴィンセンスが海上運送法違反で乗組員を上陸させるという事態まで引き起こされました。米空母の入港に対しても国内法違反、小樽市港湾条例違反に対しても市長は無力でありました。それ以来、今回で19回目の非核港湾条例の提案であります。

道内重要港湾6港における外国艦船の入港実績では、小樽港が群を抜いて多いことはよく知られていますが、中でも平成に入ってからのは異常であります。入港実績37艦船、重要港湾6港のうち半分を受け持つという異常事態に入っています。12年3定以降だけでも、空母キティホーク、イージス艦カーティス・ウィルバー、揚陸艦ブルーリッジ、潜水艦救難艦セーフガード、イージス艦ジョン・S・マッケイン、このように相次いで入港し、これらの艦船のうちセーフガードを除いては、すべてが核兵器搭載可能艦船であります。

こうした一方、この核兵器を搭載した外国艦船入港に反対する市民グループの運動が大きく盛り上がりました。平成14年第1回定例会には非核証明書の提出を求める条例制定の陳情が約1万7,000名の署名を添えて議会に提出されたこと、私どもが提案している条例案には当初から民主党・市民連合が賛成していただいておりますが、これに加えて旧市民クラブの皆さんも賛成に回ってくれたことなどなど、これらは大いに励まされる変化でありました。

今年は戦後60年であります。被爆60年の節目の年であります。核兵器廃絶平和都市宣言のまち、この小樽には核を積んだ軍艦は絶対に入港させない、そのための条例案であります。議員各位の賛同を最後をお願いをして、提案趣旨の説明を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月14日から6月16日まで3日間、休会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 新 谷 と し

平成17年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成17年6月17日

出席議員(32名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大嶋護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会 委員長	西條文雪
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、森井秀明議員、山田雅敏議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題をお聞きます。

今定例会で組まれた一般会計補正予算はわずか5,049万円、昨年度2定補正予算の4分の1という低いものになりました。なぜ、このような低い予算規模になったのか、また、かつての補正予算でこんなことはあったのか、また、道内他都市の状況はどうかをお示ください。

市の財政再建、市民本位の市政執行のために、財源確保は重要な課題であります。今年度は蘭越町所在の市有林売却で2億7,520万円のほか、どのようなものを考えているのか、またその金額をお示ください。

さきの第1回臨時会での約12億1,700万円の繰上充用分、平成17年度のカラ財源3億9,000万円、合わせて16億700万円の赤字分を埋めるにはほど遠い財源手当となりそうですが、そのまま推移すると来年度もまた繰上充用せざるを得ないのではないですか、お答えください。

破たんした財政健全化計画はふれあいパスの有料化、重度心身障害者などの医療費助成の削減、保育料の値上げ、家庭ごみ有料化、商店街への施設助成金の廃止、市職員給与・人件費の削減など、市民、商店、市職員犠牲で40億円の財源を生み出そうとしたにもかかわらず、三位一体改革による地方交付税などの大幅削減で徒労に帰したのです。本年3月には財政再建推進プランが示され、平成21年度の最終年度には単年度収支の黒字を4,000万円にするとのこと。その間、人件費抑制、事業の見直しなどを行っても、毎年単年度収支不足が続きますが、毎年繰上充用をして乗り切っていくつもりなのか伺います。

また、事業の見直しの主なものは何か、お示ください。

どんなに市民や職員を犠牲にした施策を行っても、三位一体改革のように地方自治体いじめの国の政治が続く限り、住民の福祉の増進を図るという地方自治の精神を発揮した市政運営はできません。市民や職員に負担をかぶせるほどに購買力が低下し、地域経済の復興にはならないのは明らかです。小樽市の財政危機の要因に市税収入の落ち込みと扶助費・公債費の増大を挙げていますが、この根本原因は国の政策やそれによって引き起こされた経済不況や経済的地域的不均衡発展によることが大きいのです。今、小樽から丸井今井が撤退の危機にさらされ、これまでも日本農産工業、NTT小樽支店、釧路製作所小樽工場など大手中堅企業の撤退、それに伴う人口流出、市税収入の落ち込みで市財政好転への出口は一層狭き門です。ましてや小泉内閣による定率減税の廃止など、7兆円もの国民負担増を強いられるは、市民生活は厳しさを増し、その結果、扶助費は増大せざるを得ないという状況が生まれるのではないのでしょうか、いかがですか。

「地方財政危機の原因の一つは、国が経済成長優先の政策をとっていることにあり、その一つは1960年代以降、特に全国総合開発計画と結びついた大規模な公共投資、もう一つは大企業に対する租税特別

措置がとり続けられていることである」と、1989年、経済博士吉岡健次氏は分析していますが、今、まさにこの政策推進の結果、地方財政を危機的なものに陥れているのではないのでしょうか。

しかし、小樽市も国の政策をうのみにし、大型開発や不要不急の公共事業を進めてきたことが借金を増やし、市財政を圧迫しているのは明白です。今日の市の財政危機の根本原因を改めて伺います。

市は広報おたるで17回にわたり、財政再建について載せていますが、市財政危機の現象面と要因は説明していますが、その原因と責任はよく説明されておりません。率直に書くべきではありませんか。

赤字団体転落への危機意識は市民に浸透し、市民要望もみずから控えるという状況ですが、半面、地方自治体としての役割を果たせないという寂しい現象でもあります。この定例会において、補正予算の計上極端に少ないことを見ると、自治体とは何か改めて問われているのではないのでしょうか。

地方財政の危機は、地方分権をうたいながら地方自治体に財政的支援を急ぎ、大資本奉仕の政策を進めていることから生まれたものであると同時に、それが住民生活を危機に陥れ、促進するものであることを認識し、国政の国民本位の政治の転換こそ財政再建の原点でなければならないと考えます。したがって、市民サービス削減や市職員に犠牲を負わせる施策にばかり目を奪われるのではなく、住民のための行財政の確立、住民自治を発展させるという立場に立った財政再建を進めること、そのために市長や行政執行に当たる理事者は、きっぱりと三位一体改革やあらゆる国の国民負担増に対決する姿勢を市民に示し、ともに運動を進めていくべきではないのでしょうか、お答えください。

次に、丸井今井の問題について伺います。

小樽市や小樽商工会議所などでつくる「丸井今井小樽店の営業存続に向けた連絡会議」が集めた署名は、16日まで4万3,252人に達し、余市、仁木、古平、積丹、赤井川の各首長から寄せられた存続要望書とともに丸井今井本店に提出したと伺っております。小樽市民のためだけではなく、北後志圏でのしにせ百貨店として根づいていたことのおかげでもあると思います。丸井今井の撤退はサンモール一番街だけでなく、小樽市全体への経済のマイナス影響ははかり知れないものがあると考えます。我が党も存続を強く願うものですが、仮にあらゆる努力をしても撤退せざるを得ない場合、小樽市経済への影響はどれぐらいのマイナスになるのか、お示しください。

丸井今井は、昭和63年から始まった稲穂1丁目地区優良再開発建築物整備促進事業の中に位置づけられ、平成2年に完成、当時としては珍しいアトリウムを持った建物として親しまれ、市経済に貢献してきました。その後、消費税増税などにより引き起こされた景気の低迷や丸井今井前社長の経営の問題などで、厳しい側面はあったものの、優良再開発地区として位置づけて以来、市はどのような支援をしてきたのか伺います。

また、存続に向け、どのようにしていくのか、市長の決意をお聞かせください。

次に、小学校適正配置問題について西條委員長にお伺いいたします。

これまで父母や地域の皆さん、我が党が指摘してきた問題について、改めてお聞きします。

第1は、学級規模についてです。教育委員会は1学年2学級が教育効果が上がるとして統廃合対象校の家庭のみに資料を配布し、親子で話し合ってほしいと父母に説明責任を負わせました。しかし、平成18年度花園小学校の4年生は在校生21人に対し、転入生が19人で40人1学級になります。この矛盾を指摘されて、ティーム・ティーチングや少人数指導で対応すると言いますが、2学級にすることは違います。書いてあることをそのまま信じ、違うとわかったとき、子供たちはどんな思いをするのでしょうか。

そもそも1学年2学級が教育効果が上がるという論理や小樽市の研究結果があるのですか。あればお示しください。

統廃合後、新1年生は40人以下でも市費で講師を採用するというのなら、緑小学校や最上小学校にも

なぜ平等にしないのですか、お答えください。

また、統廃合後の翌年度も新1年生が40人に満たない場合は、道教委に臨時講師を依頼すると言いますが、その費用はどこが持つのですか。

現在、中央教育審議会において少人数学級について議論されていて、少人数学級を求める声が相次いでいます。先ごろ、文部科学省は公立小中学校の学級編制基準の見直しに関連した調査結果を発表しました。少人数学級の教育効果を見ると、「児童・生徒の学力が向上した」、「授業でつまづく児童が減った」と評価する学校は、小学校で98.7パーセントにも上っています。また、「不登校やいじめなどが減少した」、「基本的な生活習慣が身についた」と評価する学校は、小学校で9割もあります。教師の教材研究を深める上でも効果がありました。

一方、少人数指導は学習面では評価はほとんど変わらないものの、生活面では大きな差があり、「いじめ、不登校などが減少したと思わない」と答えた学校は、小学校で少人数学級の二、三倍の高さになっていると報告されています。また、「教師間の打合せや教材準備の時間が確保できない」と答えた学校は7割もあります。少人数学級の方が明らかに教育効果があるということが実証されたのです。この調査で8割の学校が、学級編制基準を引き下げた方が効果的と答えていることにも表れています。この調査結果をどうお考えになりますか、見解をお示してください。

今、全国的に見ても、自治体独自で25人ないし35人学級を進めており、この流れをとめることはできないでしょう。文部科学省が少人数学級を打ち出した場合、平成22年までに量徳小学校、花園小学校、潮見台小学校で新1年生は1学年2クラスになり、適正配置計画案の理由は成立しなくなります。また、仮に統廃合された後に、少人数学級の施策が打ち出された場合、また教室が不足し、教育環境はまさに悪化するのではありませんか、お答えください。

少人数学級は教育効果が上がることが実証され、市費で講師を採用できるのですから、それまでの間、少なくとも1、2年生で30人学級を全市で実施すべきではないですか、いかがですか。

次は、通学路の安全とスクールバスについてです。通学路の安全は適正配置に関係なく進めなければなりません。市教委は冬道の除雪については、歩道の除雪回数を増やすなど、管轄する市、道、国に対して強く要請していると言いますが、今年のような大雪では排雪しなければ安全な通学路確保は難しいのに、予算を確約できるのか、また、通学路の安全に責任を持つのはどこか、お答えください。

また、仮に統廃合が決まってスクールバスを出すとしたら、梅源線のロードヒーティングは夕方は滑りやすくなります。スクールバス最終便の発車時刻は17時ですが、十分な安全は図られるのでしょうか。

また、中野植物園前、道路の拡幅、手宮仲通線の道路改修は、予定どおり実施できるのか、お答えください。

これらの工事が行われている間は、スクールバスでも危険です。適正配置は安全な道路が完成してからにしてほしいという父母の皆さんの心配は当然です。この要望にこたえ、平成18年4月実施案はやめるべきではありませんか。

次は、学校施設についてです。受入れ校では今ある多目的教室や児童会室などの教室がつぶされ、余裕ある教育活動や子供たちの活動に制約が出る上、パソコン教室における授業も1台に係る人数が多くなります。これによりよい教育環境整備、充実が図られると言えるのでしょうか。統廃合後の図面を見ると、手宮西小学校、稲穂小学校では、特殊学級の教室も一つしかとれません。障害児が増えた場合、わざわざ遠くの学校へ通学させるのですか。

また、もし統廃合が決まった場合、量徳小学校のこたばの教室に通級している児童の父母の方々は、潮見台小学校に開設してほしいと希望していらっしゃると思いますが、統廃合後の教室配置図を見ると、その

余裕はありません。どうするおつもりですか、お答えください。

次に、まちづくりの視点で伺います。

若竹小学校は小樽築港駅周辺に集合住宅の建設が予定されているためとして、実施計画案から除かれました。築港再開発で人口5,000人定住を打ち出した以上、学校をなくすわけにはいかないでしょう。また、小樽市は若年層の人口減に歯止めをかけるため、市外からの転入者へ家賃補助の施策を行っております。そうした一方で、手宮、中央、南小樽の中部地区は人口減少、高齢化が進んでいます。この上、若年層が少ない地域から学校がなくなるとますます若い人たちの地域離れが進み、その地区の死活問題にさえなりかねないのではないのでしょうか。

ベネッセ未来教育センター調査によると、保護者が学校を選ぶときの目安として、よい地域にあること、自宅から最も近いことを上位に挙げています。ましてや、小さな子供たちにとって、歩いて通える距離にあることは重要な条件となるものです。とりわけ、手宮地区の地域説明会では、なぜ手宮地区から2校もなくするのか、手宮のまちがだめになるという意見が相次いでも、まともな答えが返ってきません。地域の皆さんの言うとおり、一度に2校廃校はまち壊しになるのではありませんか、いかがですか。

学校は地域の核です。子育て支援センターやミニ児童館を余裕教室利用でつくることなど、若年層を増やす施策を行って、地域の活性化を図ることが先にあるべきではないのでしょうか、お答えください。

次は、教育委員会の在り方についてです。各地域での説明会場で出された意見・要望は、教育委員会に報告されますが、廃校対象校で多数意見となっている実施延期や、それに係る質問・意見はほとんど報告されておりません。しかも、相変わらず秘密裏に進めています。非公開とする場合の規定は、教育委員会会議規則第18条(5)に、「公開することにより、教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項」と書かれておりますが、適正配置実施計画案を進める上で、著しい支障とは何かお答えください。

教育行政の公正というならば、多数となっている実施延期、計画案の見直しの意見を正しく報告し、それを組み入れることではないですか。そして、いつまでも傍聴者の不信を買う非公開はやめて、正々堂々と審議すべきではありませんか、お答えください。

次に、適正配置実施計画案の実施延期と見直しを求める質問です。昨年11月以来、4回にわたる地域説明会とほかにPTA主催の説明会も開かれました。我が党はその都度説明会に出席をして、父母、地域の方々の意見や要望を聞かせていただきましたが、廃校対象校と受入れ対象校では当然大きな意思の差があり、それは各会場で出された意見要望の数の違いに歴然と現れています。とりわけ、北手宮小学校、手宮小学校、量徳小学校の各学校の父母、OB、地域の皆さんは、実施計画案の平成18年4月実施延期や見直しを求める意見、学校の存続を求める意見が多数を占めています。北手宮小学校では、5月31日、PTA主催の説明会が開かれ、過去最高の人数で予定時間を大幅に超えた議論となり、PTAが行ったアンケートでは8割の人たちが反対をしているとの報告がありました。ここで要望された手宮地区の関連4校、合同説明会はどうされるのですか。

量徳小学校では、6月4日PTA主催説明会が行われ、5時間近くに及び質疑が交わされました。ここで問題なのは、市教委の誠意です。前回の説明会で宿題とされたPTAの質問に、回答を持ってこなかったことです。この日、菊教育長には実に9割を超す保護者の方々の平成18年度実施撤回を求める署名が提出されています。校友会や町内会長なども計画案に反対の声を挙げ、校友会OBの方が集めた量徳小学校存続を求める陳情署名には、まちの名士の方々が名を連ねていると聞いております。計画案の実施延期は最大公約数の声であり、強硬な要求となっています。父母や地域の皆さんから出された課題

を整理する時間も足りません。各説明会場では、教育長も教育部長も「ごり押しはしない」、「見切り発車はしない」と、再三父母や地域の皆さんと約束をしています。今のような状況では、平成18年4月実施はとうてい無理ではありませんか。まだまだ話し合うべきではありませんか。

また、教育委員長は、「学校や地域の父母の方々と話し合いをし、その了承が得られて、お互いに理解し合える段階でスムーズに移行するという前提があれば、なるべく早くやった方がいい」と、平成17年第1回定例会で答弁されておりますが、その前提が今はないのではありませんか。父母、地域の方々の合意が得られていないのですから、文部省が昭和48年に出した公立小中学校の統合についての通達を踏まえ、平成18年4月実施案をやめると同時に、計画案の見直しをすべきです。お答えください。

市長に伺います。適正配置実施計画案に対して、平成18年4月実施の延期や見直しを求める声が大勢を占める中、教育委員長は全国どこでも判を押したように言っている教育環境整備を繰り返すだけです。なぜそんなに急ぐのでしょうか。それは市長の公約である市立病院の新築、平成19年の地方選挙と大いに関係があるとの見方も少なくありません。市民が待ち望んでいる市立病院の新築は、我が党としても賛成をするものです。しかし、量徳小学校を計画どおりに来年4月に廃校するとしたら、大きな禍根を残すことになると思います。市長は今年3月小樽病院の医局会議で「適正配置計画が決定する9月までには用地問題が決着するので、新築を決断する」と発言したという報道がありますが、これでは市長の決断のため、量徳小学校の廃校が決まると考えるのが当然ではありませんか。現在の小樽市の財政状況からして、新病院計画はさらに縮小せざるを得ないものと考えますが、適切な規模の診療科目と病床数で現地建替えを進め、歴史と伝統を誇る量徳小学校を残すべきではありませんか。

市長は、学校設置者としての責任もあります。全国では首長の判断で少人数学級が進められております。その教育効果は先ほど述べたとおりです。文部科学省も少人数学級を進めようとしているとき、慌てて統廃合する必要はないと思いますが、いかがですか。

市長は常日ごろ市民との協働を発言していらっしゃると思います。子供たちを守りたいという若い父母のエネルギーは、小樽市の発展のために発揮していただけるものではないでしょうか。そういう信頼関係をつくっていく上でも、父母、地域の皆さんの大きな声となっている平成18年4月、4校一斉の廃校計画案は中止し、計画の見直しをすべきです。お答えください。

次に、指定管理者制度について伺います。

平成15年6月、地方自治法第244条の一部改正により、指定管理者制度が導入されたのを受け、小樽市でもその年12月に条例が制定されました。現在、管理委託されている施設の場合、直営に戻さない限り平成18年9月1日まで指定管理者制度へ切り替えなければならないということですが、その視点・基準について伺います。

指定管理者制度導入により、市民サービスの低下、労働者の労働条件悪化、さらには不正の温床を招くことがないよう、いま一度検証する必要があると思います。そもそも指定管理者制度は、地方自治法第244条の第3項に規定されているように、住民の福祉を増進するという公の施設の設置目的を、効果的に達成するために必要と認められるときに、初めて適用できるものです。したがって、「小樽市公の施設の指定管理者に関する条例」の第1条に、自治法第244条、公の施設に示されている福祉の増進、住民の平等利用、利用者の人権保障の目的を明確に位置づけ、改定すべきではないでしょうか、お答えください。

次に、指定管理者の選定についてです。「小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第5条第2項」は、「公の施設の効果的かつ効率的な管理ができる」と規定しておりますが、効率を図る余り市民サービス低下やそこで働く職員の労働条件低下を招くようなことがあってはなりません。選定に当たっては、

実績、専門性、サービスの質、継続性、安定性が求められますが、小樽市の選定基準はどうなっていますか。

あわせて、労働者の労働条件の低下を招くことはないのか、伺います。

指定管理者制度は兼業禁止規定が適用されないことから、首長や議員との癒着、不正が懸念されます。首長や議員、その関係者、特定団体等が経営する会社、法人の参入を規制する必要があると考えます、いかがですか。

公募によらず、任意に選定する場合も、特定団体への便宜供与、癒着を廃することを明記するべきです。お答えください。

次に、選定に当たった選定委員会の構成についてお知らせください。

指定管理者の指定は議会の議決事項ではありますが、事実上は市当局が決めています。透明性、客観性の確保、癒着が起きないようにするための選定委員会であるために、委員には利用者、住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れるべきです、いかがですか。

次に、事業報告にかかわってお聞きます。指定管理者は管理業務の実施状況、利用状況などを報告することになっていますが、心配されることは利用者の声が届くかどうかです。定期的に利用者、住民の声を聞き、適正な管理・運営に反映させていくために、施設運営への住民参加、運営委員会の設置、チェックシステムを規定すべきですが、いかがですか。

次に、情報公開条例への適用についてです。事業の公共性、サービスの質を確保し、またそこで働く職員の雇用や労働条件を守る上で有効ですから、この規定も盛り込むべきです、いかがですか。

次に、利用料・使用料についてですが、指定管理者制度導入により、現行の料金体系や減免規定に変更となる部分がありますか。また、使用料において出る収益はどうするのでしょうか。

昨年、平成16年第4回定例会で、施設使用の使用料・手数料の改定を行い、約4,200万円の財政効果を生み出そうということでした。利用者減で効果額は2,800万円と訂正、見込み違いはあったものの、指定管理者制度導入で小樽市の財政効果額はどのように変わるのかお示してください。

また、今回示された分の管理経費分は幾らになるのか。その分、交付税は削減されないのか、伺います。

次に、今後のスケジュールについてです。今後、市直営で制度の適用を検討している施設と、その時期をいつと考えているのか、お示してください。

次に、介護保険制度について伺います。昨日、参議院厚生労働委員会で、自民党、公明党、民主党の賛成多数で、さまざまな問題があるにもかかわらず、介護保険制度改正案が可決されたことに抗議をして何点か質問します。

第1は、軽度者への訪問介護継続についてです。改正案では、要介護状態区分のうち、現在の要支援が要支援1に、要介護1は要支援2と要介護1に分けられ、要支援1と2の人は要支援者として新予防給付の対象になります。予防給付に切り替える理由を「家事援助サービスが自立しようという意欲を妨げている」、「軽度者の要介護度を改善させていない」などと厚生労働省は主張していました。しかし、厚生労働省が示した2003年度の介護給付費の実態調査報告では、要支援の場合、状態の維持が68パーセント、要介護1では改善7パーセント、維持75パーセント、重度化は18パーセントと、いずれも軽度者ほど現行の介護サービスによる予防効果が高いことが明らかになりました。小樽市の調査では要支援で50.8パーセント、要介護1で58.2パーセントが維持という結果が示されています。厚生労働省の実態調査からも軽度者のサービス制限の理由が成り立たないことは明らかです。一律にサービスを切り捨てないと国は言いますが、現在サービスを利用している方が一番心配していることは、家事援助などのサー

バス利用が制限されないかという不安です。市内の地域から商店が次々となくなっている中、坂道を歩き、遠くまで買物に行くことはとても大変で、家事援助サービスがあるからひとり暮らしでも、あるいは高齢者夫婦のみの世帯でも、自宅の生活が維持できていると聞いております。小樽の場合、冬は外出することさえ困難になりますから、こうした地域性も考慮しなければならないのではないのでしょうか。このような問題をどうお考えですか。

この問題に関しては、平成17年第1回定例会で取り上げた以降も、訪問介護を主としている事業者やヘルパーたちに不安は広がっています。市内32の事業所、500人のヘルパーが職を失うようなことがあったら、市経済への影響も多大です。介護サービス利用者とヘルパーの信頼関係で成り立ってきた制度をこれまでどおり継続するよう国に強く要請していただきたいと思いますが、いかがですか。

第2に、施設利用の負担増の問題です。介護保険見直しに先行して、10月からホテルコストが徴収されます。要介護5で特養老人ホームの相部屋に入居の場合、1か月3万1,000円、老人保健施設は3万円、療養型医療施設は3万2,000円の負担増で、年間40万円近くもの負担をしなければなりません。施設に入所したくても入れない人が出てくることは必至です。国は、低所得者を対象にした新たな軽減措置を新設することや、非課税から課税になる人に対しては、2年間の激変緩和措置をとるとしていますが、その後は大幅負担増です。おまけに老人保健施設や療養型施設は対象にならないということですから、極めて不十分なものです。家にいても居住費はかかると国は言いますが、同一世帯にいたらこのようなお金はかからないと施設側は言っています。大きな負担がかかるホテルコストに対して、負担軽減を図るように申し入れたのでしょうか。

第3は、保険料の問題です。年金収入が年80万円以下で、それ以外に所得がない人を新第2段階として減額幅を大きくします。これは市町村が独自に決めるということですが、小樽市は最大50パーセントにするのですか。

現在、市民税非課税の夫婦二人世帯の場合、2人とも第2段階ですが、高齢者控除の廃止などでどちらかが住民税課税になると、第4段階、第3段階へと一気に上がります。現在の市の保険料で計算した場合、夫婦2人の合計保険料は、年間8万760円から12万1,140円にもなってしまいます。このような負担増となる人数は、おおよそどれぐらいになるのかお示してください。

また、保険料は6段階になると、それぞれ幾らになる見通しですか。

第4に、地域支援事業について伺います。この事業は、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業の3事業を再編してサービスを提供する計画です。65歳以上の健康診査等老人保健事業予算は、国の負担分が3分の1から4分の1に減ってしまいます。平成17年度予算を基にした場合、小樽市の負担額、市民負担、それぞれ幾らになるのかお示してください。

新しい予防給付の対象となる軽度者のサービス利用計画は、地域包括支援センターを新設して行うとしています。センターにはベテランの主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の専門的人材をそろえなければなりません。このための財政負担はどの程度と見込んでいますか。

また、市町村は介護予防、相談事業、栄養指導を実施することになっていますが、新たに必要な人員、場所などはどうなりますか。

これまで見てきたように、介護保険制度改正案は市民負担と市の財政負担をかぶせ、サービスの後退になりかねないものです。市長は今度の改正案に対し、国に対しどのような意見を上げているのか、お聞かせください。

次に、障害者の支援について伺います。

初めは、障害者自立支援法案についてです。国会で審議中の法案に対して、障害者の方々は大きな不

安を抱えています。その最大の問題点は、大幅な負担増を求めていることです。サービスを利用するときは、これまでの応能負担から応益負担に変わり、1割負担、施設利用者については食費、光熱水費、個室使用料などの自己負担をするというものです。サービスを使うほど負担が増えるため、上限を設けるとはいうものの、障害年金2級受給、収入80万円未満を低所得1として月に1万5,000円、障害年金1級受給、住民税非課税世帯を低所得2として月に2万4,600円、そして一般は月4万200円の負担です。しかし、障害年金2級は月6万6,000円、1級は月8万3,000円ですから、2級相当の収入で約23パーセント、1級相当の収入で約30パーセントもの負担になってしまいます。平成17年3月の小樽市の居宅生活支援費決定者の収入状況を見ると、身体障害者の93パーセント、知的障害者の97パーセントが住民税非課税で、今はホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所は無料です。1割負担が導入されると、利用者負担の平均は月8,400円、年に10万円もの負担増になることが国会審議の中で明らかになっています。障害の治療のため患者負担を軽減している更生医療、育成医療、精神通院の公費負担医療も1割負担が導入されます。上限が設けられるものの、低所得1で月2,500円、低所得2で月5,000円、課税世帯の一般では月7万2,300円もの負担です。厚生労働省の試算では、障害福祉サービス利用と医療費負担で年間700億円もの負担を強いることになり、障害者の方々は悲鳴を上げています。これでは障害者自立支援法どころか、自立阻害法案ではないでしょうか。市長は障害者の方々の声をどのようにお聞きしていますか。

更生医療、人工透析の場合も大変深刻です。低所得1、2は、入院、通院とも現在は無料ですが、今度は食事代の自己負担も導入する計画で、入院の場合、それぞれ2万5,900円、2万8,400円にもなります。通院は上限額の半分ということですが、今でも透析の患者は糖尿病、心臓病、腰痛など合併症を持ち、6か所の病院へ通っている人もいて、大きな負担になってしまいます。週3回の人工透析、治療のためタクシーを使うと年間40枚のタクシー券もすぐなくなってしまうという状況で、自己負担は増えるばかりです。しかし、どんなことがあっても透析をやめるわけにはいきません。命にかかわる問題だからこそ、公費医療の大きな役割があったのに、今回の改定で負担がかかってくると、合併症を含め、受診抑制による健康破壊、命への影響が心配されます。腎友会の方々は、ぜひ更生医療をこれまでどおり残していただきたいと強く要望しております。市長は国や北海道に更生医療制度の存続を強く要請していただきたいと思います。お答えください。

次に、障害者計画について伺います。今回の改革によって障害者の実施主体が、これまで各福祉法によって都道府県と市町村に分かれていたものが、市町村に一元化される計画です。その実施に当たっては、障害者計画の作成が義務化され、その数値目標を前提として事業費や補助金が確定されるということですが、計画策定の期日や市自身が作成するのかどうかお示しください。

また、地域生活支援事業を創設しなければなりません、新たに市の事業となるものとその負担割合をお示しください。

障害者自立支援法案は支援費制度が始まったばかりの中、財政的行き詰まりがあって急いで提出されたものです。さきに述べたように、法案の最も重要な問題は、障害者の生活を破壊しかねない大幅負担増を求めていることです。障害者が自立していくためには、応益負担を持ち込むべきではありません。また、国が財政的削減を最優先し、縮小された予算の中で市町村も負担を強いられることは認められません。障害者自立支援法案に対する市の対応、国に対する意見などはどうされるのか、お示しください。

なお、人工透析されている方から昨年の台風時停電により人工透析が中断されて大変だったということをお聞きしています。透析をしている病院は自家発電を備えているのでしょうか。そうでなければ備えるよう指導すべきですが、いかがですか。

次に、交通費助成について伺います。現在、市の障害者タクシー券利用助成により、重度身体障害者の方々に年間40枚のタクシー券が配布されています。重度障害であっても生け花やパソコンを習ったり、また障害者団体の活動を行ったり社会参加をしています。病院へ通うのはもちろん、社会参加をする上で本人又は本人の家族が車を運転するのは現代社会では普通になっています。障害者団体の皆さんは、タクシー券かガソリン券かどちらかの選択制にしてほしいと市長にも要望されていると思います。札幌市では、平成15年4月1日から選択制を導入しておりますが、福祉タクシー利用券の対象者のうち、みずから自動車を運転できる方又はかわりに運転できる方に1枚1,000円相当の券を年間30枚交付しています。小樽市においても選択制にして障害者の方々を支援すべきではないでしょうか、お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 新谷議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、補正予算の規模でありますけれども、本来地方公共団体の予算は、その団体の1年間の収入支出の一切の見積りであって、当初予算で完全に網羅できるものが理想であり、例年の予算編成においても年間予算として編成をし、計上漏れのないよう指示しているところであります。厳しい財政状況を踏まえて、予算編成に当たりましては、事業の厳選に努めておりますが、その中でも必要な予算は適切に計上しているものと考えており、今定例会での補正規模は大きな予算補正を伴う財政需要が生じなかった結果であると考えております。また、過去の補正規模についてであります、公務員給与のマイナス改定や年度最終の補正予算を除いては、この10年間では最も少ない補正額となっております。なお、道内の札幌を除く人口10万以上の都市の6月議会での補正の状況ですが、現在把握している中では最低が約1,200万円、最高が約14億円であります。

次に、今年度の財源確保でありますけれども、当初予算と今回補正計上しているもの以外では、体育施設への広告掲載収入を募集しているほか、貸付地や遊休等資産の積極的な売却を進めるとともに、職員の駐車場の有料化、入湯税の導入について関係者と協議を行っているところであります。また、平成17年度予算の執行に当たりましては、職員一人一人が危機的な財政状況を常に念頭に置き、事務の効率化と経費節減に取り組み、赤字額の圧縮に努めるよう指示を出しております。なお、金額につきましては、未確定でありますので、お示しすることはできません。

次に、来年度の繰上充用でありますけれども、平成16年度の赤字額はそのまま平成17年度の赤字要素として累積されますので、今定例会後の予算上は約13億円と大きな累積赤字を見込んでおり、その全額解消は困難と思われるので、来年度の繰上充用は避けられないものと考えております。しかし、まだ平成17年度が始まってまもなく、残り9か月間の市税収入の動向や地方交付税の算定状況、その他不測の財政需要の有無など不確定な要素もありますが、予算執行においては常に経費節減と効率化に努め、少しでも赤字額を圧縮していきたいと考えております。

次に、今後の累積収支不足額の処理でありますけれども、赤字決算になった場合は繰上充用により措置していくしか方法はありませんので、財政再建を着実に進め、少しでも早く累積赤字の解消に努めていきたいと考えております。

また、事業見直しの内容についてであります、本市財政再建のためには、平成18年度から21年度ま

での4年間で、総額88億円の効果を上げなければなりませんので、かなり思い切った見直しを行う必要があり、その達成には多くの困難を伴うものと考えております。今後、策定する財政再建推進プラン実施計画では、現行の業務について効率化を図ることによる組織・機構の見直しや官民の役割分担の見直しなど、それぞれ具体的な項目やその改善額、取組期間などを明らかにし、改善への道筋を示してまいりたいと考えております。

次に、国の施策が本市財政危機の原因であり、さらなる国民負担の増加により扶助費が増大することのご意見がありますが、いわゆるバブル崩壊後、我が国はさまざまな経済対策を行ってきましたが、残念ながらその効果は一時的には現れても持続しなかったと感じており、今後もかつてのような急速な経済成長に税収の伸びを期待するのは現実的ではないと考えております。そのような中で、経済対策のために増大した借入金の償還が大きな財政圧迫の要因となっており、加えて今後の人口減少と急速に進む少子高齢化社会を迎える中で、増え続ける社会保障支出の財源をどうするかは、我が国の緊急の課題であります。そのために、税制の在り方や国民負担と公費負担のバランスを含めた議論がなされておりますが、持続可能な制度設計を行うことが必要ではないかと考えております。

次に、財政危機の原因であります。歳入の面で申しますと、長引く景気の低迷と人口の減少により、市の収入の根幹であります市税収入が減少する中で、国からの地方交付税が平成15年度に比べ、平成16年度に大幅な減額となり、一般財源収入の大宗を占める両収入だけでも、平成16年度は平成15年度に比べて約18億円減少したのが大きな要因となっております。一方、歳出の面では、高齢化の進展に伴う医療費や介護に要する経費の増加や起債の償還費がピークを迎えていることなどで支出が増大しております。

平成16年度はこのような厳しい財政状況を踏まえ、財政健全化と予算の効率的な執行に取り組みましたが、決算では約12億円の赤字となったものであります。

いずれにいたしましても、本市の持つ地理的要因による行政効率の低さや他都市に先行して進む高齢化、景気回復の遅れや経済基盤のぜい弱さから来る税収減など、さまざまな要因が複合して厳しい財政状況に現れていると考えております。

次に、広報の掲載内容でありますけれども、これまで広報では本市財政の現状や財政健全化の取組を財政再建シリーズとして、平成15年9月から17回にわたり連載してきましたほか、財政再建推進プランについても、広報とホームページにより基本的な考え方や基本方針など、プランの内容についてお知らせをしており、本市財政の置かれた状況を歳入、歳出、それぞれ性質別に分けて説明するなど、できるだけわかりやすく伝えてきております。

次に、三位一体改革や国民負担増に対する姿勢でありますけれども、そもそも三位一体の改革は地域のニーズに応じた対応で、透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立し、地方分権時代にふさわしい真の地方財政の充実強化のために行われるべきものであり、単に国の財政再建の手段としてではなく、国民のための改革であると考えております。

地方六団体は国民の理解の下、地方の意向に沿った改革を目指すべく、機会あるごとにメッセージを出し、国民にPRをしてまいりました。国、地方とも大変厳しい財政状況の中で、改革の必要性を否定するものではありませんが、この改革が地方の望む本来の姿からすれば、まだ不十分であると言わざるを得ません。現在、地方財政改革について議論されておりますが、中には地方財政や地方交付税制度を理解しない主張があり、これらに対しては地方六団体はもとより、市民の皆さんとも結束を強め、地方の意見が尊重される改革になるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、丸井今井小樽店が撤退となった場合のマイナス影響でありますけれども、購買力の市外流出や

雇用環境の悪化、またテナントなどの出店者、さらには再開発施設全体を管理・運営する小樽開発株式会社への影響が考えられます。また、丸井今井小樽店が位置するサンモール一番街商店街や中心商店街の来街者の減少、観光集客ゾーンとの連結点にあることから、観光を含めて本市経済全体へ大きな影響があるものと考えております。

次に、丸井今井小樽店が位置するサンモール商店街への支援であります。主なものといたしましては、商店街近代化施設設置事業助成として、平成9年度に電動式つり下げ看板、11年度にはアーケード中央にあります時計モニメントの設置に対して支援を行っております。また、イベント等のソフト事業につきましては、平成9年度から13年度まで商店街夜のにぎわいづくり支援事業として、商店街の時間延長と同時に開催されるイベントに対しての支援、商店街空き店舗対策支援事業として空き店舗に商業者を誘致する場合の支援を行ってまいりました。

次に、丸井今井小樽店の存続に向けての決意でありますけれども、これまでも市内関係6団体による丸井今井本社に対する存続要望や閉店が取りざたされている4市4団体による存続要望、また昨日は4万3,000人余りの存続を願う署名とともに、北後志5町村長の存続要望や集客を高めるための支援策を丸井今井本社に提出したところであります。今後とも丸井今井小樽店が営業を存続するために、市民の皆さんと一丸となることができる限りの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校適正配置問題にかかわりまして、私どもにも何点か質問がありましたので、お答えをいたします。

初めに、安全な通学路確保のための予算でありますけれども、通学路はこれまでも除排雪の作業時間等の調整を行い、安全を図っております。今後とも降雪の状況に応じて、必要な予算は措置していきたいと思っております。

次に、冬期間の梅源線における安全対策であります。同線はバス路線として利用されており、急坂箇所についてはロードヒーティングを設置し、さらに路面状況によっては除雪や砂、融雪剤散布を行うなどの対応を行い、安全な交通の確保に努めております。

次に、中野植物園前道路の改良の進捗状況であります。改良実施に向けて地権者と用地交渉を重ねているところでありますが、現在まで了承を得られておりませんが、今後とも交渉を続けてまいりたいと考えております。また、手宮仲通線の道路改修であります。これまで現地調査を終了し、工法等の検討に入っており、来年度の冬期間までには改修を終えたいと考えております。

次に、学校は地域の核であるのご指摘であります。私も学校は地域の大事な公共施設であると考えております。しかし、少子化の進展に伴い、児童数が減少する中で、学校の適正配置は必要なものと考えておりますし、教育委員会は教育環境の向上を目的に、学校適正配置に取り組んでいるものと認識しております。また、子育て支援や青少年の健全育成のため、学校施設での放課後児童クラブや土曜開放などの授業を実施しておりますが、今後とも学校施設活用はもちろんのこと、他の社会教育施設などの公的施設の活用によって、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽病院医局会の発言でありますけれども、教育委員会では本年7月に適正配置実施計画を策定するとしておりましたので、予定どおり進めば9月の第3回定例会に条例案の改正案が上程されることとなり、新病院の建設用地にめどが立つという趣旨で話したものでありまして、病院の建設のために量徳小学校の廃校が決まるという内容で話したものではありません。

次に、病院の現地建替えを進め、量徳小学校を残すべきとお話でありますけれども、小学校の適正配置は、児童数の減少及び学校の小規模化が進むことが予想されることから、よりよい教育環境の整備を目的として独自に進められるものであります。新病院の建設は、市民からの強い要望を受けて、老朽

化した現在の市立小樽病院と市立第二病院の機能を統合することにより、高度な専門性を備えた総合的医療を実現し、地域における医療の質の向上を図ることを目的としております。そのためには、一定規模の敷地が必要となるため、現在の小樽病院と量徳小学校をあわせた敷地と築港地区を候補地に選定しております。したがって、現在の小樽病院の敷地での建替えは不可能であると考えております。

次に、少人数学級についてでありますけれども、北海道教育委員会では1、2年生において基本的な生活習慣の確立や学習内容の確実な定着など、児童が初めて体験する学校生活への適応をスムーズにするため、35人学級を実施していると聞いております。また、中央教育審議会では少人数学級の在り方について協議を重ね、この秋に結論を出すこととなっており、その動向を注目しているところであります。今回の小学校適正配置については、現行の学級編制基準の中で実施されるものであり、よりよい教育環境の実現に向け早期に実施が必要なものと考えております。

次に、計画案の見直しでありますけれども、教育委員会から説明会などで保護者などから出されたさまざまなご意見・ご要望を聞いております。それらの意見や要望を十分踏まえて、教育委員会で慎重に判断するものと考えております。

次に、指定管理者制度について何点かお尋ねがありました。

初めに、指定管理者制度導入の視点・基準であります。公の施設は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、指定管理者導入に当たっては、単に経費節減だけではなく、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されることや、あわせて住民サービスの向上などを図るために導入するものであります。

次に、条例改正に当たり法の趣旨を明確にすべきというご意見でありますけれども、平成15年12月に制定した「公の施設の指定管理者に関する条例」は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、小樽市の指定管理者の選定方法や選定基準などを定めたものであり、ご指摘の福祉の増進などについては、根拠法であります地方自治法に規定されている事項でありますので、改めて条例に位置づける必要はないものと考えております。

次に、選定基準でありますけれども、一つは「公の施設の管理を安定して行うことができること」、二つ目は「公の施設の効果的かつ効率的な管理ができること」、三つ目が「公の施設の使用について、公正性及び公平性の確保ができること」のこの三つの選定基準として条例に規定しております。

次に、指定管理者の下で働く従業員の労働条件であります。募集要項において管理の基準を示しますが、その中で地方自治法や当該施設の条例、規則のほかに労働関係の法令についても遵守し、業務を行うよう指定管理者に求めていく考えであります。

次に、兼業禁止規定の適用でありますけれども、指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって行うものであり、請負には当たらず、地方自治法上の兼業禁止の規定は適用されませんが、指定管理者の選定に当たっては、公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点に立ち、公正に行っていきたいと考えております。

次に、任意選定における特定団体との便宜供与、癒着についてでありますけれども、任意による選定の場合においても、指定期間を5年以内とし、改めて選定委員会で指定管理者の審査を行うこととしており、公正性が確保されるものと考えております。

次に、選定委員会の構成員でありますけれども、選定委員会は市長の補助機関として設置し、助役をはじめ総務部長、財政部長など7名の職員で構成されております。

次に、外部からの委員登用でありますけれども、選定に当たりましては、選定基準が条例で規定され、募集要項で審査の視点も公表することとしております。また、施設の所管部から提出された資料を選定

委員会で審査することとしておりますので、客観的な審査ができるものと考えておりますが、なお他都市の状況などを参考に、今後、外部員登用について研究してまいりたいと考えております。

次に、施設運営への利用者、住民の声の反映であります。施設の利用者の利便性向上を図る観点から、指定管理者に施設利用者に対するアンケート等の実施を求める考えであります。また、情報公開条例の適用についてですが、指定管理者と締結する協定書の中に、情報公開に関する規定を盛り込むこととしております。

次に、制度導入に伴う使用料の変更であります。現行使用料や減免規定への変更はありませんが、稲穂駐車場、駅前広場駐車場、駅横駐車場では現在提案している条例において、新たに利用料金制導入を予定しており、料金については条例で定める範囲内で指定管理者が定めることとなります。

次に、使用料からの収益であります。利用料金制をとる施設については、指定管理者の収入となりますが、それ以外は市の歳入となります。次に、指定管理者制度導入の財政効果であります。制度導入で、歳入では利用者の増による使用料の増が見込まれるとともに、歳出では管理経費の縮減が見込まれますが、具体的な財政効果につきましては、指定管理者が選定されるまでは算出は難しいものと考えております。また、施設の使用料・管理経費の増減は交付税の算定には影響はいたしません。

次に、直営の施設での制度適用の検討施設と、その時期であります。公の施設について指定管理者導入も含めた管理方法、管理経費節減、住民サービスの向上等についての検討を行うとともに、将来的な維持管理経費を考慮し、施設の統合、譲与、廃止等も視野に入れた総合的な検討を行うよう、庁内各部に指示したところであり、その中で指定管理者制度の導入が妥当と判断されるものについては、準備が整った段階で順次、導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度について何点かお尋ねがありましたけれども、まず、介護度が軽度の方々への訪問介護の継続についてであります。新予防給付の対象となる要支援1、2の方々については、ケアプランは新設の地域包括支援センターで作成することになりますが、ケアプランはあくまでも利用者の本人同意により成立するものでありますから、介護予防訪問介護として継続されるものと伺っております。

次に、現時点で利用者や事業者が不安と思われるのは、居宅サービスの支給限度額や新予防給付の具体的なメニューが示されていないことに起因するものと考えておりますので、全国市長会として国に対しまして、情報の早期提供を求めているところであります。

次に、施設利用者の居住費、食費の負担軽減であります。これまでも全国市長会では低所得者対策を重点要望として国に申し入れてきたところでありますが、今回の制度改正に当たり、施設給付見直しによる入所者の負担について、改めて低所得者への配慮を求めているところであります。

次に、保険料関連で幾つかご質問がありましたけれども、新第2段階の減額幅や負担増の人数でありますけれども、これらは法案成立後、政省令により詳細が示された後、税情報に基づいて負担増の人数等を把握し、第3期介護保険事業計画の給付見込みを積算した上での保険料設定となりますので、現時点ではお答えすることができないものであります。

次に、65歳以上の健康診査等老人保健事業についてであります。来年度から総額の2分の1を介護保険料で充当し、国が4分の1、道と市がそれぞれ8分の1の負担となる見込みであります。このため、本年度の65歳以上の老人保健事業予算が約7,300万円、一般財源が4,420万円を基に試算した場合、約913万円が市の負担となります。また、市民の負担額につきましては、介護保険事業や老人保健事業の改正内容の詳細が示されていないので、現段階では額を算定するのは困難であると思っております。

次に、地域包括支援センターでありますけれども、公正・中立な立場から地域における介護予防マネジメントや総合相談支援、権利擁護、包括的マネジメントを担う中核拠点として設置されるものであり

ます。その運営主体は、市町村又は在宅介護支援センターの運営法人等であり、詳細は省令で要件等が定められるものでありますが、職員体制は保健師又は地域保健の経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種から構成されるものとされており。

なお、包括支援センターを含む地域支援事業の財源は、保険給付費の3パーセントを上限として設定されるものと承知しております。

なお、センターや介護予防拠点の設置箇所数と人員配置につきましては、第3期介護保険事業計画の策定の中で決定してまいりたいと考えております。

次に、今回の介護保険改正についての意見でありますけれども、その基本的視点が制度の持続可能性であり、給付の効率化や重点化、そしてサービスの適正化を目指すものでありますので、基本的には賛同するところでありますが、国の財政措置や低所得者対策、情報提供等が十分でないことから、現在、全国市長会としては国に対して要望しているところであります。

次に、障害者自立支援法についてのお尋ねでありますけれども、初めに障害者の声であります。障害種別ごとのサービス提供が一元化されることから、早期実現を求めている障害者団体がある一方で、1割の定率負担や施設利用における食費、光熱水費等の実費負担など、サービス量に応じた応益負担では高すぎることで、さらには負担軽減するに当たって、同居している家族の収入を加えて判断すべきでないなど、さまざまな意見があることは承知いたしております。

次に、人工透析の場合の自己負担であります。確かに現行での更生医療では、入院の場合、食費を含んでおりましたが、制度間の負担の不均衡を解消するため、自己負担となることとあります。しかし、人工透析に限って言えば、食費以外の通院、入院とも、各健康保険において長期特定疾病を適用することにより、自己負担の限度額が1万円となっていることから、食費を除き最大の自己負担は1万円ということになります。制度間の負担の公平性や制度の安定的維持のためには、やむを得ないものと考えております。

次に、障害者福祉計画でありますけれども、障害者自立支援法案が今国会で審議中であり、決定した場合においては、遅くとも平成19年3月までに策定しなければならないとの国の指導でありますので、平成17年度内に市自身が作成の準備を進めなければならないと考えております。

次に、生活支援事業についてでありますけれども、市町村が行う主な事業としては、「相談支援」、「コミュニケーション支援」、「日常生活用具」、「移動支援」、「地域生活支援」があり、この利用者負担額につきましては、市町村の判断にゆだねられておりますが、その具体的な中身や詳細が国から指示されるのはこれからでありますので、それらが示されてからの検討になります。したがって、現時点ではお示しすることはできませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、法案に対する市の対応でありますけれども、障害者自立支援法の提案に当たっては、支援費制度の自己決定、自己選択、利用者本位といった基本理念を継承しながら行われたものであり、障害者団体の多くは支援費制度から継承した理念については理解を示しているところであり、私も同様に考えているところであります。しかしながら、障害者の所得水準は一般世帯に比べ低いため、過重な負担とならないことが必要なことから、従来の支援費制度においても慎重な検討と十分な財源措置を国に求めているところであり、今後ともこの方向で全国市長会を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、人工透析を行う病院、診療所における自家発電設備でありますけれども、市内では4病院、4診療所の合わせて8医療機関が人工透析を行っており、病院についてはすべて自家発電設備を備えております。自家発電設備については、特に法的な設置義務もないことから、一部の診療所では設備のないところもありますが、この場合におきましても、停電など不測の事態に対するマニュアルを作成し、患

者の安全に十分留意して対応しているとのことであります。自家発電設備を備えることは、患者の安心感や医療サービスの向上につながるものであり、未設置の診療所に対し、機会をとらえて設置の要請をしていきたいと考えております。

最後に、障害者タクシー利用助成事業における利用券とガソリン券の選択制でありますけれども、タクシー利用券は市内タクシー業界の協力を得て実施しているところであります。ガソリン券の導入については、小樽地方石油業協同組合からは、新規事業を受け入れることは困難であるとの回答を得ているほか、ガソリンについてはタクシー券と違って障害者本人が使用している確認が難しいなどの課題があり、導入は困難と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長(西條文智) 教育委員長として小学校適正配置問題につきまして、新谷議員の幾つかの質問にお答えをしたいと思います。

初めに、1学年2学級の教育効果についてということでございますけれども、学校は国語や、あるいは算数等の教科における学習の場であるとともに、そういった基礎的学習とは別に、学級あるいは学年、児童会やクラブ活動、そういったさまざまな集団の中で互いに励まし合い高め合うなどの経験を通じて、社会性などを培う場でもあると思います。一つの学年に複数の学級があることによりまして、さまざまな集団規模での学習活動の広がりや、クラス替えに伴う新しい出会い、また人間関係などの広がりなど、学習面あるいは生活面において、より活力のある教育活動の展開が期待されますことから、一定の学校規模というものが必要であろうというふうに考えているわけであります。

本市におきましては、中学校の適正配置実施後に状況調査を行い、「生徒数や学級数が増えたことによって、学校全体に活気が出てきた」とか、「友達を気遣おうとする思いやりの心が育ってきた」等々、適正配置に伴う教育効果等が示されたところであります。また、他都市における小学校適正配置実施後の調査結果でも、友人関係の広がり、教科や特別活動での集団活動の楽しさなどが認められております。

次に、小樽市での研究結果についてでございますけれども、適正な学校規模に係る研究というものは、信頼性の確保でありますとか、あるいは分析などに高い専門性が必要でありますことから、大学関係者あるいは国立教育政策研究所などで行われておりますのが実情でありますけれども、本市独自の研究には難しさがあるものというふうに受け止めております。

次に、市費で講師を採用する件についてでありますけれども、適正配置後の1年生の児童数が40人以下となった場合、北海道教育委員会と協議をいたしまして、市費で職員を採用することを含めて2学級編制となるように対応するものであります。そのために、適正配置の実施に伴う処置であることから、他の学校では現行の学級編制基準で行うものでございます。

次に、平成19年度以降の小樽市独自で採用する講師についてであります。これは当該校の新1年生が40人以下となった場合でも北海道教育委員会と協議をし、市費で講師を採用することというふうに考えております。

次に、文部科学省の学級編制基準の見直しに関連した調査結果についてでございますが、調査結果の傾向といたしましては、少人数指導及び少人数学級とも学習面についての効果が見られる一方、生活面については少人数学級の方が少人数指導に比べて評価が高いという結果にはなっております。中央教育審議会義務教育特別部会におきましては、少人数学級を進める意見がある一方、もし31人学級の場合は、15人と16人の学級になり、生活集団の観点からは十分ではないと。ですから、下限を定める必要があるのではないかとといったような意見も出されております。

私といたしましては、これまでさまざまな教育機関で蓄積されました少人数学級の効果あるいは課題を国や道のレベルで整理をされ、今後、学級編制の在り方等に反映されるように強く期待をしております。

次に、教室の不足による教育環境の悪化についてでありますけれども、望ましい学級編制の基準を中央教育審議会でご議論しております、その結果を踏まえて、教室を確保することはもちろんのことです。ありますし、よりよい教育環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、小樽独自の少人数による学級編制についてであります。現在、北海道教育委員会では小学校1学年と2学年において、2学級以上で1学級当たりの児童数が35人を超える学校を対象に、少人数学級を実施しております。小樽市でも既に3校がこの制度の恩恵を受けております。ただ、これはあくまでも適正配置を進めるに当たってということでありまして、適正配置後の1年生の児童数が40人以下となった場合に、北海道教育委員会と協議の上で市費で職員を採用することを含めまして、2学級編制となるよう対応するものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、通学路の安全確保についてでありますけれども、教育委員会といたしましては、道路整備を行うことはもとより、市P連と連携をし、「子ども110番の家」登録家庭の拡大ですとか、あるいは防犯ブザーの貸与ですとか、ふれあいサポーターなどによって現地での指導を通じて、これは教育委員会はもちろんでありますけれども、家庭、そして地域と一体となってお互いに協力をし合っ、児童が事故に遭わないように万全を期すよう努力をしてみたいというふうに思っております。

次に、道路の整備と計画案のかかわりについてでありますけれども、児童の通学時の安全を確保することは何よりも大切なことから、計画案の実施に向けて関係機関に強く働きかけております。保護者の要望を踏まえて、順次整備をしてみたいというふうに思っております。

次に、受入れ校の教育環境の充実についてでありますけれども、多目的教室、また児童会室はそれぞれの学校の余裕教室を活用しているものでありまして、教育環境に影響はないものというふうに考えます。また、パソコン、理科教材などにつきましては、随時補充していきたいと思っております。

次に、特殊学級の開設についてでありますけれども、特殊学級に入級予定の児童がいる場合には、可能な限り現有施設の中で開設していきたいと考えております。しかしながら、開設が困難な場合には、保護者と相談の上で、これまでどおり近隣の学校に通っていただくことになろうかと思っております。

次に、ことばの教室についてでありますけれども、保護者からは交通の便もあり、潮見台小学校に開設することを強く希望されております。学校とも調整を重ねた結果、ことばの教室を開設するスペースを確保することができました。

それから次に、審議の公開についてでありますけれども、現在、実施計画の策定に向けた意思形成過程にありまして、委員の自由な発言・意見交換等が阻害されるおそれがあるから、現在、非公開という部分がございます。また、非公開をなくすことについてでありますけれども、5月に開催いたしました教育委員会定例会から、できるだけ公開しようということで申し上げておりましたので、地域説明会の報告を公開としたところでございますけれども、やはり審議の内容によりましては非公開とするのもやむを得ない場合があるかと思っております。

次に、説明会の報告についてであります。その都度、事務局から報告を受けておりますので、皆さんからいただいた意見あるいは要望を十分踏まえて、各教育委員と協議しながら実施計画を策定してまいりたいというふうに考えているわけでありまして。

次に、手宮地区の合同説明会についてでありますけれども、各学校には、地域あるいは歴史や地勢など固有の特性がありまして、通学路やスクールバスの対象地域も学校によって異なるために、今まで説

明会を個別に開催してまいりました。それぞれの学校の思いや意見を聴取いたしましたことから、これらを整理しながら計画を作成してまいりたいというふうに思っております。

次に、実施時期についてでありますけれども、昨年11月から延べ35回以上、約1,200人の出席の下、地域説明会を重ねてまいりました。保護者や地域の方々、また校友会の皆さんから多くのご意見あるいはご要望をいただきました。これまで説明会でいただいたご意見を十分踏まえて、慎重にこれから判断してまいりたいと思っております。

次に、第1回定例会での私の答弁についてでありますけれども、説明会におきまして、適正配置の是非ですとか、さまざまなご意見・ご要望が出されました。総論として適正配置の必要性につきましては、だいぶ理解が深まってきたというふうに考えております。それぞれの学校の置かれている状況も異なりますことから、今後さらに理解が得られるように実施計画の策定に向けて努力をしてみたいというふうに思っております。

最後に、計画案についてでありますけれども、これまで何度も申し上げましたように、地域説明会などでいただきましたさまざまなご意見を踏まえて、これから委員会で慎重に判断をしてみたいです。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 初めに市長に伺います。

財政再建推進プランで示されている見直しの事業を聞いたのですけれども、明確なお答えがありませんでしたが、思い切った措置をすると。それはどういう視点に立ってやるのですか。また市民負担を求めるものなのですか。

それから、私は平成15年の第4回定例会で、「石狩湾新港はどうするのだ、財政健全化計画に織り込むのか」と質問した際に、市長は、「道庁もやっと重い腰を上げて見直そうと同じ土俵に乗ったので、健全化計画に入れる」と答弁なさいました。しかし、これは三位一体の改革で破たんしてしまったわけですけれども、この石狩湾新港への税金投入が財政負担の要因になっているのは明白です。ですから、これこそ事業の繰延べ、そういうものに入れるべきではないでしょうか。

そして二つ目に、今後も今度の補正予算のように、何もしないで過ごして繰上充用は仕方がないということですから、そういう姿勢で臨むのか。また、平成17年第3回定例会に向けての補正予算を組むに当たって考えていること、どういうスタンスで臨むのか、お伺いします。

それから次は、学校適正配置の問題ですが、まず西條委員長にお伺いします。

先ほど述べたように廃校対象の北手宮小学校、手宮小学校、量徳小学校は、平成18年4月実施案をやめてほしいと訴えているのに、なぜ強引に進めようとするのでしょうか。委員長は「父母や地域の方々と話し合うことを検討する」と、6月6日の学校適正配置等調査特別委員会でおっしゃいました。それなのに、なぜ4校合同の説明会を開かないのか。まだまだ納得していないことが多いのです。先ほどスクールバスのことについてお答えいただきましたけれども、それは父母や地域、またおじいちゃん、おばあちゃんの方々が本当に安全が確かめられてから適正配置をやってほしいと、待ってほしいと、安全を見せてほしいと言っているのに、そのお答えがありません。父母の、また地域の方々の要望にこたえたいかがですか。

今日、北手宮小学校PTAが適正配置実施計画案再検討について陳情を持って各会派を回ってきましたし、昨日は量徳小学校PTAが市長にも平成18年4月実施撤回の要請文を渡しております。ここでは家庭実数148に対し、138の署名があったとおっしゃってございました。今、父母とOB、地域の方々も要求は一致しているのです。こんなに合意が得られない実施計画案を実施に移そうとするその判断、それ

は何なのか、改めて伺います。

それから、少人数学級ですが、自治体の独自施策で広がって、既に広島県三次市は20人です。先ほど31人が15人、16人に分かれてどうなのかというような発言がありましたけれども、ここでは20人ですよ。広島県三次市は教育特区ですけども、2003年時点で10年後を目標に市内の全小中学校20校で市費採用の教員を増やし、20人学級を目指すという計画を立てております。40人でびっしりで余裕のなかった教室は、余裕ができ、子供一人一人の顔が見えると、校長も評価しているし、子供は勉強ができるようになったと喜んでおります。

ここで先ほどの答弁にかかわってお伺いしますが、学校施設、教室の余裕の問題を言いましたが、教育委員長は問題ないようなことをお話ししました。けれども、教室は1クラス40人になるのです。特に花園小学校だとか、高島小学校もそうですか。こういう余裕がなくなって、何で教育環境がよくなると言えるのですか。

この三次市では、なぜ少人数学級にしたかということ、県教委が行った学力調査で全教科で県平均を下回った結果を深刻に受け止めて、市教委内に学力向上チームを発足させ、少人数学級を始めました。教育長はきめ細やかな授業で学習の基礎をしっかりと身につける。それは生きる力になると大変評価しております。今、教育環境整備とは少人数学級の実施ではないですか。少人数学級のよさは、文部科学省の調査結果でも明らかにされました。中央教育審議会の答申がこの秋に出ると聞くけれども、それを待ってからでないと適正配置の理由が成り立たなくなってしまいます。7月に実施計画を立てるといのは、あまりにもこういった流れを無視し、また父母や地域OBの方々の意見・要望を無視したものではないですか。いつも聞くたびに返ってくる答えは同じです。だいたいにして、7月に実施計画を策定するというのは、こんなに反対が多いのですから、無理ではないですか。いかがですか。

それから、これは市長にお聞きします。

まず、市長の教育に対する考え方がどうも他力本願的な感じがいたします。先ほども言いましたように、全国の首長が少人数学級を進めるとみずから決断して、予算措置をしているところもあります。教育に対する考え方が、今、言いましたようにはっきりしたものが見えません。

それから、病院ですけども、向かいの協会病院は現地で建て替えておりますし、そういうことは可能ではないですか。

それから、手宮地区は中部地区三つの中で人口が少なく、25歳から49歳までの子育て世帯に該当する人口が一番低くなっています。21世紀プランの区分により出していた25歳から49歳の人口割合は、中央で26.8パーセント、南小樽で26.9パーセント、手宮で24.3パーセントと、人数は2,455人と手宮地区が大変少なくなっているのです。手宮地区には北運河、栗の北限といわれる風光明媚な手宮公園もあり、また昔の小樽らしさが残っているし、そういう点では教育活動あるいは観光にと、大変有用なまちです。地元の人たちも夜桜ライトアップなどで頑張っているし、小樽市の施策で人口のドーナツ化現象が生まれたけれども、それを取り返す意味でも、こういう有用な地域にもっと人口を増やす施策を持つべきではないでしょうか。そのためにはこの地域から二つも学校がなくなったら、ますます若い人たちが住まなくなるのではないですか。そうしたまちづくりの観点でも、学校は残すぐらいの大きな気持ちに立っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、跡利用というか、児童館、それからミニ児童館についてお伺いしましたけれども、廃校にしてから跡利用といっても石山中学校の例もありますように、大変活用は難しい状況にあると思います。そうではなくて、今ある施設を残し、有効に使うことが生きた施策になるのではないのでしょうか。子供が少ないから統廃合、そういう数の論議ではなく、子供たちを増やすことを考えて地域に学校を残すべ

きだと思えます。

それから、介護保険、障害者自立支援法に対してですが、市長は市民のことを本当に考えていらっしゃるのでしょうか。国の言うことをそのまま進めるといって、大変驚きました。

それでお聞きしますが、保険料です。新第2段階、これを下げると、その分がほかの段階にかかってくるわけです。保険料は上がるのでしょうか、下がるのでしょうか。

それから、介護サービス利用者です。今、例を申し上げますが、77歳と81歳の高齢者世帯への負担増です。Aさんは要介護1、週2回デイサービスに通所しています。わずかに住民税が課税されているため、保険料は第4段階です。奥さんは要介護5、特養ホームに入居しています。収入は国民年金1か月1万8,000円ですが、保険料は第3段階です。保険料と施設使用料は年間約42万6,000円で、自分の年金の倍の料金を払わなければなりません。また、Aさんは保険料とデイサービス利用で、調理費、新負担分3万7,440円を合わせて約22万5,000円、Aさん夫婦は年間約65万1,000円の負担となり、医療費の負担分を合わせると大変大きな負担になってしまいます。このように介護保険改正案は、利用者負担を大きくするばかりです。「保険あって介護なし」にならないかと制度が始まる前に私たちは心配しましたが、今まさにその状況ではないでしょうか。みんなが不安の介護保険制度になると思いますし、自治体の負担も増えるわけです。財政再建推進プランでは今後91億5,000万円も一般会計から繰り出す、こういった予定も出されておりますが、市長は全国市長会と言わずに、独自にでも市民を守るために国庫負担の引上げを含め、もっと積極的に意見を上げていただきたいと思えます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝慶） 再質問にお答えします。

思い切った視点でというのは、どういうことかということですがけれども、先ほど申し上げましたけれども、88億円ですから大変困難を伴いますというふうに申し上げました。したがって、非常に困難を伴いますけれども、聖域を設けず思い切っていきたいというふうに思っております。

それから、石狩湾新港の負担の問題ですがけれども、確かに平成15年、話があって、それ以前から道庁に対しては管理者負担の抑制についてお願いしてきましたけれども、道庁の方は、いけいけどんどんとは言いませんけれども、要望があれば進めてきたわけです。我々はそれを抑制してきたわけです。何とか抑えてくださいと。しかしやっとならば道庁も財政が厳しくなったものですから、事業について慎重に判断をしているというような状況になってきたということです。これからも我々としても毎回申し上げておりますけれども、石狩湾新港の管理者負担については、これ以上増えないように、むしろ下げるように努力してくれということでは管理組合に対して要請をしております。

それから、平成17年第3回定例会に向けてのスタンスで今後何もしないのかということですがけれども、どういう財政需要があるのか、まだわかりませんから、先ほどもお答えしたように、よそのまちでは1,200万円というまちもあるわけですから、小樽は5,000万円ですから、5倍ぐらいの仕事をやっているのです。ですから、その辺もご理解いただきたいと思えますし、財政需要があれば必要最低限のものはやはりやっていかなければならないと思っておりますから、額だけ見て判断されないように、ひとつお願いします。

それから、教育に対する考え方ということですがけれども、いろいろな考え方がありますから、それはそれでいいのだらうと思えますけれども、ただ私は子供たちをいい環境の中で十分学び、そして遊んでほしいというふうに思っています。そういう視点で仕事を進めておりますし、それから協会病院の問題ですがけれども、協会病院はわきに土地があったからいいのです。小樽病院を見てください。土地があり

ますか。ないのです。ですから、現地建替えは難しいというふうに前から話をしておりますし、それからこの手宮の関係で有用な施策で少子化も乗り切れるのではないかというような話をしていましたけれども、ではどんな施策があるのか教えていただきたいと思えますけれども、本当に難しいのです。

(発言する者あり)

子供を増やす、こういう状況の中でそういう状況ですよ。静かにしてくださいよ。今、答えているのですから。

(「何言っているの。議員に質問なんてできるのかい」と呼ぶ者あり)

教えてほしいですねというだけです。静かにしてください。

(「そういうルール違反するから」と呼ぶ者あり)

有用な施策を持つべきでないかと言うから、我々も一生懸命努力していますというふうに言っているのです。

(「提案しているのでしょうか。人の話聞いていないの」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 静粛にしてください。

はい、市長答弁。

市長(山田勝彦) ですから、子供を増やす施策を考えると言っていますから、現在私どももやっています。しかし、子供を増やすということは、現在の少子化の中で非常に難しいということを行っているわけです。ですから、いろいろなこれはもう国の制度の中で考えていかなければならないというふうに思っていますし、一つは税制の問題もありますよね。ヨーロッパの方では扶養控除といいますか、子育てのための扶養控除を税制度の中で設けていると。そこまでして子供を増やしていると、そういうこともありますから、これは少子化の問題というのは、国の制度の全般の中で考えていかなければならないと。一地域でも頑張っていますけれども、限界がありますので、そういう意味で言っているわけです。

それから、介護の関係、自立支援法ですけれども、先ほどもお答えしましたように、まだ制度の内容というのが政省令が出ないとわかりませんから、それが出た後で税の情報を持って試算をしていくということですから、現状では上がるか下がるかというのはまだ不明だということです。

それから、全国市長会と言わず独自でやれと言っていますけれども、一人の力は弱いのです。全国市長会の700人の市長の声として、さらにまた地方六団体として国と地方の協議の場をつくって国とやっているわけですから、そういう力を借りてやっていきたいと、こういうふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長(西條文雪) 再質問にお答えしたいと思います。

まず、なぜ強引に平成18年4月で進めるのかというご質問でしたけれども、これはもう何回も同じような質問なり回答になってしまうのですが、現在、私どもで原案として提出したものに基づいて、いろいろな方のご意見を聞いている政策形成過程であるということで、これをどうするかというのは、これから我々の内部、またもっともいろいろな方のご意見を聞いて決めていくわけで、どうしても強引にという言葉がちょっと適切ではないと思えますけれども、十分皆さんの意見を聞いて皆さん方の理解度を見ながらやるということは、最初に私は申し上げましたので、その辺で案をとった形での実施計画を策定していきたいというふうに思っております。

これは少人数指導がいいとか悪いとかというメリット・デメリットについては、それぞれの切り口によって、それぞれの考え方がありまして、これについて私どもも、もちろん小樽の子供たちの教育のた

めにということで当然考えているわけですから、その範囲内でどちらがいいかということでも少くとも1、2年については、複数クラスにする方がメリットが大きいという判断の下で今まで進めさせていただいております。安全面についてインフラ整備した後でやったらどうだということもありましたけれども、これについてはその実施計画案に基づいて一応計画しているわけで、緊急性を伴うものについては、もう、すぐ関係部局に強く要請をしながら、現在やっているところであります。

あと、手宮地区の合同の説明会につきましては、先ほども申しましたように、それぞれの学校において固有の特性がありますし、その思い入れもそれぞれ全く違いますので、個別に対応した方がいいということで私ども今まで進めさせていただきました。

少人数学級で広島県のお話ございましたけれども、これにつきましては教育長の方から答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 委員長に加えて、私の方から答弁させていただきます。

少人数指導についてでございますが、議員がおっしゃったように、全国の幾つかの小中学校におきまして、少人数学級につきまして、市町村独自で費用を出して進めているところがございます。ただ、全校一斉にという、全学年一斉にという場合もありますが、ほとんどの場合には例えば1、2年でありますとか、中学校3年の進路指導で難しいという学年を限定して、少人数学級をしているところが多いように承知してございます。

全道的な推移、私どもの方でお話ししますと、都市教委連といって市の教育長の集まりがございますが、そこでそれぞれの市の状況とかを確認しあっているところでございますが、先ほどお話ございましたように、中央教育審議会の段階でまだ審議している状態でございますとか、かなり大規模な学校になりますと、40人の定数を35人にするですとか30人にするということにつきましては論議はしましたけれども、中央教育審議会の話合いと同様、かなり難しい面があるのではないかと結論は、先日、全国大会がございましたのでさせていただきます。ただ、無理だから無理だからというのではなくて、全国の都市教委連としては、やはりこれは国のレベルで強く申出をしなければ、いつになってもというようなそういう押さえもしてございますので、そういう観点に立ちまして、決議文を上げたところでございます。

また、今回の小樽の適正配置についてでございますが、先ほど述べましたようにあくまでも40人定数を前提に置きながら考えているものでございまして、適正配置にかかわりましては、前教育長の代からずっと重ねてお話ししてございますが、40人いかない場合でも、新1年生から2学級を確保するという、それは不平等という考えもございますが、定数の中で適正配置という特別な状況の中で子供たちにより環境を与えたいという条件の下に、私どもは市費で職員を雇って2学級編制にするという考え方でございますので、そういう面では適正配置にかかわる学校につきましては、多少いろいろございますが、新1年生からは少人数学級で進めていくものというふうに考えてございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問させていただきます。

学校の問題ですけれども、理解度を見ながら進めたいと。まだ、形成過程にあって、原案をこれからつくるとのことですが、私が言いたいのは、例えば私が先ほど質問した通学路の安全、そういう問題でそういう意見が出たら、それを組み入れると、そして進めると、そういう立場なのです。そうではな

くて、今、父母、地域、それからOBの方々が言っているのは、そういうものも全部ひっくるめて来年4月実施はやめてほしいと。実施延期、見直し、これを求めているわけです。ですから、こうした多数の意見となっているものを取り入れるべきではないですか。

教育委員会というのは、市の行政から独立して公正な教育の発展のために努力するのが役割だと思います。しかし、今の教育委員会を見ますと、市当局側に立っているのではないのでしょうか。事務局の報告では、父母、地域の意見をすべて伝えておりませんし、教育委員の方も一人を除いて直接対話をしておりません。子供は環境に順応するからといって無理やり進めるべきではないのです。

そうした観点に立ちますと、7月に計画を立てるのはこれは無理ですよ。それをしてしまうと、結局ごり押しをした、それから見切り発車をしたということになって、もう信頼関係を持てなくなるのではないですか。もっと地元の意見を聞いたらどうですか。

それから、市長にお伺いします。

先ほど私は、学校を地域に残して余裕教室を、札幌では児童館のほかにミニ児童館を開設しているのですが、子育て支援センターだとか、そういう若い人方に向けた施策をするべきではないかと提案したのです。市長自身、一人の力は弱い、それは確かにそうですけれども、私たちだっているいろいろな意味では応援していますよ。国に対しては悪いものはもう意見を上げているわけですから。それから、市長自身が少子化に力を入れると、これが今年の市長の抱負ではないですか。そういう点からいったら、この学校の問題というのは、無理やりやっしまえば少子化にますます拍車をかけてしまうものだと、そういうふうに思います。

とにかく、この実施計画案はここに来たら無理なので、延期をすべき。それから、延期もその選択肢の中にあるのかどうか、それを質問します。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 確かに、今年はぜひ少子化に力を入れたいということで、そういった予算づけはしていますので、ご承知のことと思いますけれども。

ただ学校をつぶすことが少子化に拍車がかかるというお話ですね。現状でもなかなか子供が増えないわけです。そういう中で、一番いい方法としては、きちんとした教育をするためには適正配置が必要だというふうに思っていますし、この適正配置をやりましょうというのは、平成10年につくった21世紀プラン、この中にも既にあるのです。ですから、それ以来もう7年たっているのです。ですから、それを今実行に移しているわけでございまして、ただこの地域に残してミニ児童館とかいろいろつくるということについては、跡利用としてそういうことは可能でありますし、それはぜひやっていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 7月の計画化についての話をいたします。

これまで説明会35会場プラスPTA、ことばの教室、合わせて40会場、35会場プラス5会場で40会場で説明をしてきました。最初は該当する9校全部聞いてまいりましたが、各学校の個別の課題もあろうかと思ひまして、各学校それぞれ特に4校につきましてはお話を聞いてきたところでございます。それらを十分踏まえまして、計画案の一つ一つ、やはりテーブルにのせながら、教育委員長を中心に、残り私も含めて全部で5名の委員で、案につきましてどういう方向性を持っていくか。やはりあくまでも子

供中心でございますが、そういうことを考えて7月下旬までに計画をつくっていきたいというふうを考えてございます。これは前回の議会のときにも皆さんに示したところでございますが、そういう考えで、作業をこれから進めてまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

なお、教育委員会の委員につきましては、先日、手宮会場におきまして、もう1名の委員も一緒に来ましたので、合計2名ということでご理解いただけるかと思えます。

議長（中畑恒雄） 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 5番、井川浩子議員。

（5番 井川浩子議員登壇）（拍手）

5番（井川浩子議員） 平成17年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

まず初めに、本年4月19日、経済財政諮問会議に2030年の日本の将来像をできる限り示すとして、それらを体系的に集約し、取りまとめた報告書「日本21世紀ビジョン」が、専門調査会から同会議へ提出されました。報告書の内容をわかりやすく紹介する資料が同会議のホームページにあり、私もパソコンを通して拝見しました。概要を紹介すると、次のようなものとなっています。

「これからの日本は、今までになかったような大きな流れに直面する」として、一つ目に、全体の人口減少と高齢化、二つ目に、国境を越えた交流が今まで以上に活発になり、アジアの国々が大きく経済発展する、三つ目に、情報化が進み、生活様式や社会が多様化すると例示されています。

次に、「そうした時流に沿った施策を実施せず何もしないと、日本は緩やかだが着実な衰退を迎える」として、一つ目に、経済活動の規模が狭まり、一人一人の暮らしが貧しくなる。二つ目に、国や地方の借金が膨らんだり、個人や会社の負債の返済のための負担が大きくなる。三つ目に、日本が世界に及ぼす影響力が減少し、世界の動きに左右され、追従してばかりいる国になる。四つ目に、金持ちは金持ちのまま、貧しい人は貧しいままとなり、貧富の格差が縮小されず、社会の雰囲気が悪化すると懸念しています。また、「明るい日本の未来のためには、将来の目標を明確に持ち、目標を実現するための基本的な考え方と具体的な行動が必要だ」として、一つ目に、開かれた文化創造国家、二つ目に「時持ち」が楽しむ「健康長寿80歳」社会、三つ目に「豊かな公・小さな官」を挙げ、「この報告書で示したことがこの国の将来を議論する際のきっかけとなれば」と結ばれています。以上のことは、私たちのまち小樽にも当てはまることだと興味深く拝見したところであります。

遠い未来のように感じていた21世紀を、今、私たちは現実に迎えています。21世紀のこれからの議論は、国政全般について机上で、学者が理論的・思想的に一方に偏る議論をすることなく、私たちの身近な問題として実生活を通して、市民レベルでも大いに議論を膨らませ、小樽のまち、子供たちの未来に、市民の声が市政づくりにもっと生かされる環境づくりが必要と考えます。

先達の築いた社会、経済基盤や戦後、奇跡的な復興・発展を遂げた20世紀型思考は、確かに日本を豊かに発展させましたが、新たな21世紀を歩むために、私たちは今勇気を出し、新たな21世紀型の思考を持って、国と地域をつくっていかねばなりません。今定例会では、女性議員の在籍する3会派が偶然にも女性議員を代表質問者に立てておられます。お互い主義・主張・立場はそれぞれ異なりますが、市民の視点、女性の観点で、このまち小樽を思い、考え、議論できる場となった今定例会は、特別な感

激を持つのは私だけでしょうか。市民の視点で市民の幸せとは何か、明るい未来を市民と行政が手を取り合い、一丸となってつくっていくためには、どうすればよいのか、真しに向き合い、議論したいと考えております。

それでは、前述しましたことを踏まえて、質問に入させていただきます。

まず初めに、小樽市総合計画市民と歩む21世紀プランについてお尋ねいたします。

冒頭述べましたように、国も21世紀を見据えて、この国の形を議論しています。本市の総合計画は平成10年以来その策定に取り組み、21世紀を目前にした平成14年4月に策定されたものです。計画の名称が示すように、21世紀において小樽市が目指す将来像とその実現のため、施策の展開方法を明らかにしています。基本構想は目標年次を2010年代後半として、基本計画は計画期間が平成10年度から平成19年度となっています。基本構想の目標年次まではまだ15年ほどありますが、基本計画の計画期間終了は、2年後に迫っています。この際、20世紀に策定された本市の計画について、21世紀型の思考で再度見直すことも視野に入れ、同プラン作成に向け、取り組んでいただきたいと思います。

お尋ねいたします。今、私が種々述べましたが、ぜひ新たな本市の21世紀プラン作成に生かしていただきたいと提案申し上げます。ご所見をお聞かせください。

次に、財政問題について何点かお尋ねいたします。

市長は、さきの臨時会において、平成16年度決算の赤字処理策として、昭和52年度決算以来、実に27年ぶりとなる繰上充用の補正予算を提案され承認されました。繰上充用せざるを得なかったことは、この1年間財政健全化のために先頭に立って種々取り組まれてきた市長ご自身にとっても、大変残念なことであったことと拝察いたします。

現下、本市では広域ごみ施設の建設、市立病院の統合新築、経済の活性化、人口の減少と高齢化など、多額の資金需要と多くの難問が山積されています。市長はこれから課題・難問を乗り越えて、政策実現のため施策を施していく重責を担っておられます。将来の市民のため率先して先頭に立ち、リーダーシップを発揮していただきたいと思うのは、私だけではないと思います。もちろん、私も一議員として協力は惜しみません。

しかし、何といたっても本市の緊急最重要課題は、市民も大きな関心を寄せている財政再建が挙げられます。財政ひっ迫に至る大きな要因は、大都市に比較して自主財源の少なさと景気の回復が遅れていること、よって税収の落ち込みのほか、観光客の減少などを含め、本市を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。また、今後の財政再建に当たって重要な要素である地方交付税についても、平成19年度以降の減額は避けられない状況にあることから、これら多くのマイナス要因を抱えた中で、市長はこの3月に財政再建のため今後5年間の財政運営の指針となる財政再建推進プランを示されました。

そこで、財政再建推進プランに関連して何点かお尋ねいたします。

この財政再建推進プランでは、財政再建団体への転落を回避し、計画の最終年度の平成21年度に単年度収支の黒字化を図ることを目標として掲げられております。目標達成のため、平成18年度以降の4年間で総額88億円の財政効果を上げなければならないとしています。これまでに医療助成の減額や施設使用料の値上げなど、市民への負担増や特別職給与の減額などを実施されてこられました。同時に、市職員にも給与削減の協力を求め、財政健全化を図ってこられました。

今、述べましたように、これまでもさまざまな取組を行ってきた現下、さらに今後4年間で88億円の財政効果を上げることが果たして可能なかどうか、市長の率直なご所見をお聞かせください。

次に、財政再建推進プランでは、具体的な取組は平成17年度中に策定する実施計画で示すとのことでしたが、17年度に入り、はや2か月を経過しており、この間実施計画策定に向け、具体的にどのような

指示を出しているのか、進ちょく状況も含めてお聞かせください。

また、市長はこれまでもさらなる市民負担は難しいものがあると申されておられましたが、さらなる市民負担は今後本当はないのかどうかについてもお聞かせください。

次に、財政再建推進プランでは市民に対し、広報おたるやホームページの活用により、積極的に情報を提供するとのことでしたが、これまでの市民周知度と今後の市民への周知徹底について、どのようなお考えをお持ちになっているのか、お聞かせください。

次に、財政再建と密接に関連する行政改革についてお伺いいたします。国は、3月に地方公共団体ににおける行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針を示されました。この指針では、自治体は平成17年度中に目標の数値化やわかりやすい指標を採用して、平成21年度までの具体的な取組を明示した集中改革プランを策定し、住民に対し交渉することを求めています。私は本市財政再建のためにはさらなる行政改革の取組は不可欠であり、市長や理事者にはこのたびの新地方行革指針に基づき積極的に行革に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

しかし一方では、新たな指針に基づく集中改革プランの策定は、国の言いなりで住民不在のリストラ計画を地方に押しつけようとするものだと批判も耳にしております。

そこでお伺いしますが、市長は財政再建との関係から新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定について、どのような観点で取り組まれようとしておられますか、お考えをお示しください。

地方自治体が主体的に行政を遂行するためにも、財政再建団体への転落は何としても食い止めなければならぬとの考えは、私だけではないと思います。

この項最後になりますが、今後の財政再建に対する考え方とあわせて財政再建団体転落を阻止しようとする市長の決意を改めてお聞かせください。

次に、まちづくりに関連して何点かお伺いします。

市長は、市民と行政が一体となって個性豊かで魅力あるまちづくりを進めるとして、昨年の組織・機構見直しの中で、都市計画課や都市環境デザイン課をまとめ、まちづくり推進室を設置しました。また、同室は今までの業務に加え、新たな業務として新しいまちづくりの意見や提言の把握、調整なども行っているとお伺いしております。

お尋ねしますが、今までにどのようなご意見やご提言がありましたか。また、調整に苦労されたことなどがあれば、お聞かせください。

次に、厚生労働省の平成16年の人口動態統計を見ますと、予想をはるかに上回るスピードで少子化が進み、予想される人口減少時代が目前の平成19年に迫っていることが明らかになりました。今、現役として活躍している団塊の世代が退職を迎える時期と重なり、道内の主要都市の中で最も早く高齢化社会を迎えた本市にとりましても、さらに高齢化率が上昇することが予想されます。一方、こういった人口動態の変化に加え、地球温暖化に代表される環境問題などと相まって、社会経済情勢が急速に変化し、住民の価値観も多様化してきております。これらに適切に対応したゆとりと豊かさが実感できる個性的で快適なまちづくりが今求められております。本市におかれましても、高齢者の社会参加など従来にも増して、まちづくりには市民の意見と期待が反映される施策が肝要と考えますが、市長のご所見をお聞かせください。

また、社会の熟成化が進む中で、余暇時間の増加や価値観の多様化により、本市を訪れる内外の観光客からもゆとりと豊かさが実感できる安全・安心・快適なまちづくりが求められる時代が、もう既に始まっていると考えております。私は他都市のまちづくりを勉強する機会に触れるたびに、我がまち小樽は先人の築き上げた社会資本と産業遺産の保全、保存、活用など、山田市長が日ごろ標ぼうしている協

働によるまちづくりがよく実践されていると敬意を表している議員の一人であります。

さて、平成16年度の小樽市観光入込み客数を見ますと、台風や天候不順などの影響もあって、対前年度比6パーセントほどの減少という残念な結果に終わっています。しかし、本市には年間750万人以上の観光客が訪れている実態があり、より一層のおもてなしに私も努めたいと思っております。このことは、昭和58年に本市独自の都市景観形成を図るため、「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」の制定に始まり、平成4年にはこの保全型の条例に加え、新設される構築物などによる都市景観の創出や緑化の推進を盛り込んで一本化された「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に託されています。一方、我が国では昨年12月に景観緑三法のうち、初めて景観について総合的な法律である「景観法」が施行されました。同法施行により、景観の保全と創出に積極的な取組が本市にも期待されます。よって、同法を活用し、時間がかかると思いますが、市民との協働により訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたい夢のあるまちづくりを実践していくことが定住人口の増加につながり、あわせて観光の面から見ても経済効果に期待が持てると信じています。

お伺いします。市長は景観と人口増、景観と観光客増及び経済効果の結びつきについてどのような観点をお持ちになっておられますか、ご所見をお聞かせください。

次に、観光振興についてお聞きしてまいります。

先日、平成16年度の本市観光客入込み客数が754万人と公表されました。内訳を見ますと、前年度より全体で46万人、5.8パーセントの減少となっています。道外客の入込み客数は、前年度に比較して4万人、1.8パーセントの減少にとどまりましたが、一方で、道内客は42万人、7.3パーセントと大きく減少しました。また、宿泊客数を見ますと、前年度比0.2パーセント程度の減少にとどまり、ほぼ横ばいで推移しています。全体として小樽観光の人氣が続いているものと推測されますが、ここ数年、微減状態が続いていることから、市民や観光業者から小樽観光が曲がり角に来ているのではとのささやきをたびたび聞くことがあります。観光産業は本市の基幹産業の一つに育ち、本市経済全体に与える影響もはかり知れないことから、大変心配しています。このたびの観光客入込み客数の減少について、市長としてどのように分析され、どう受け止められているのか、お聞かせください。

次に、将来の小樽観光を考えると、単純に道内客の減少が天候不順や自然災害の影響だけが減少の原因だったのか、いま一度考えることが肝要と思います。さらに、本市の宿泊客数を見ますと、毎年観光入込み客数の1割程度しか本市に宿泊しておりません。依然として、滞在宿泊型の観光にはなっておらず、改善が急務です。知人になぜ小樽に宿泊しないのかと聞きますと、小樽には夜のにぎわいなど夜の魅力が乏しいという答えが返ってきます。よって思うには、夜のにぎわいはもちろんのことですが、このほかの原因として考えつくことは、道内はもとより、道外の観光客が一巡したことも一因であるとしたならば、新たな観光ゾーンの開発・提供、加えてさらなる歴史遺産・産業遺産の活用など、まち全体を観光資源ととらえ、図ることがリピーター客をはじめ、永ごうの小樽観光につながっていくことと思います。

お伺いします。運河以外の新たな観光ゾーンの開発と新たな歴史遺産・産業遺産の発掘・整備に努めるべきと考えますが、今後前向きに検討できるものがあればお聞かせください。

次に、関連してお尋ねいたします。

中国コンテナ航路も順調に推移していることから、貨物ばかりでなく、今後大きなマーケットと予想される中国・東南アジア方面からの本市への観光客の入込みも想定されることから、外国人観光客向けの対応を整備しておかなければいけないと考えております。言葉や習慣の違いなどから外国人観光客の方たちが十分に市内観光をたん能できない現実も見聞きしております。一例を挙げますと、飲食店に入

り、メニューが読めないとか、お国事情から来る食習慣の違い等々、多種多様かと思われま。今後、外国人観光客の受入れに際し、ホスピタリティのレベルアップを図る上からも、より一層の施策が望まれるところ。

そこでお聞きしますが、特に過去、外国人向けに実施した施策について、まずお聞かせください。

あわせて、今後の施策についてもお示しください。

次に、人口対策についてお尋ねいたします。

日本の人口は2010年代から本格的に減少し、2030年代には今より約1,000万人程度人口が減少するとされています。同時に、約5人に1人が75歳以上を迎える超高齢社会になるとの見通しが示されています。一方、地方都市を見ても向こう30年間で人口規模3万人未満の市町村、また中核都市周辺の自治体においても約20パーセントもの人口減になっていくとの見方がされています。同時に、労働力不足に伴う生産活動の縮小も心配されています。よって、全国的に人口が減少していく中で、これまで以上に高齢者や女性の能力が発揮できる社会のシステムづくり、環境づくりが必要となってくると考えます。何より本市としての人口対策や取組がますます重要となり、市民や企業の皆さんからも同問題に対する改善が求められてくることと考えています。

一方、同問題について本市の現時点での状況を見ますと、例外なく少子高齢化に突き進んでいるのが実態です。昭和39年の約20万7,000人をピークに人口の減少が続いており、本年4月末で見ますと、14万4,256人となっています。また、人口の構成比を見ましても、65歳以上が26.65パーセント、70歳以上が19.5パーセントと、道内のほかの自治体と比較しても高齢化の現象が顕著に現れています。このまま突き進みますと、本市は道内、いや、全国の都市の中でも人口の減少率、高齢化率、出生率の点から見ても好ましくない先進都市になってしまうのではないかと危惧しています。

そこで、お尋ねします。市長は人口に関して、全国や道内、そして本市の現状をどのように認識され、とらえられていますか。また、どのような将来展望をお持ちになっておられますか。あわせて、これまでに実施されてきた施策と具体的な効果についてお聞かせください。

次に、関連してお伺いします。

道庁では人口対策や地域経済の活性化策の一環として、2007年問題として、首都圏からの団塊の世代に対する北の大地への移住促進事業を実施していると伺っています。昨年度はアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、本年度から来年度までを集中取組期間として道内自治体に広く呼びかけ、協働しての事業展開を図るなど、道庁としては重要施策と位置づけ、推進していくと聞いております。

つきましては、この取組を本市としてどのように認識され、今後どのようにかわっていくお考えなのか、市長のご所見をお聞かせください。

次に、同じく関連してお尋ねいたします。

人口対策としましては、やはり雇用の場の確保、働く場の創出が重要な要因であると考えております。全国的な卸小売業の低迷や製造業の厳しい経営環境の中にあって、現在の本市の雇用情勢をどのように認識されていますか。

さらに、今後雇用の場を確保するため、どの業種を中心として産業振興を図っていくお考えなのか、前段の述べましたこととリンクしますが、特に若年層の雇用対策を今後どのように取り組んでいくお考えなのか、市長のご所見をお聞かせください。

次に、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

公の施設の指定管理者制度導入については、平成15年に地方自治法改正により、公の施設の管理について管理委託制度に代わる制度として、同制度が創設されました。本市においても従前の管理委託制度

から、平成18年4月から同制度へ一部の公の施設を移行するとして、今定例会に16件の関係条例を改正する条例案が提出されています。

そこでお伺いしますが、指定管理者制度を導入するに当たり、従前の制度と異なる特徴的なところをまずお聞かせください。

また、今定例会後、具体的な指定管理者の選定が行われていくことと思いますが、競争入札制度と同じく競争原理は働くのか、あわせて本市にはほかにも公の施設があります。今後さらなる同制度の導入に当たり、考慮すべきことがあれば、市長のご所見をお聞かせください。

次に、家庭ごみの有料化実施後の状況についてお尋ねいたします。

本年4月1日から、市はごみ減量化・資源化の促進及び市民サービスの向上を目的とした家庭ごみの有料化を実施しました。実施後2か月を経過した現在、市民の方々は市の配布した分別方法の説明書を読み、ルールに従ってごみを出すため真剣に取り組んでいます。よって、当初の目的であるごみの減量と資源物はどの程度増加しているのかが、市民にとって大きな関心事の一つであります。

そこでお尋ねいたします。4月以降、家庭から出されたごみと紙類やプラスチック製容器包装などの資源物の収集量について、昨年の同時期の収集量と比較してお示しください。

あわせて、計画数値との比較についてもお示しください。

次に、関連してお尋ねいたします。

ごみの減量化・資源化を継続していくためにも、ごみの減量に対する市民意識のさらなる啓発やごみステーションでの適切な管理・指導が必要であり、市としても今以上に力を入れるべきだと思っております。実施2か月を経て、どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

あわせて、同問題に関連して伺いますが、ごみステーションを取り巻く居住環境や年齢層別に特徴的なことがあれば、お聞かせください。

次に、質問も最後になりますが、教育に関連して何点かお伺いいたします。

まず、学力向上についてであります。小泉総理大臣は今年の施政方針演説で「子供は社会の宝、国の宝です。学校や家庭、地域など社会全体で新しい時代を切り開く心豊かでたくましい子供を守り、育てていかなければならない」と述べられています。前後しますが、昨年11月文部科学省は「よみがえれ日本」と題する教育改革案を発表し、教育基本法の改正、学力の向上、教員の資質の向上、現場主義の観点に立った学校、教育委員会の改革、地方の自由度を高めるとともに財源を確実に保障するための義務教育国庫負担制度の改革の五つの改革案を示したところであります。同時に昨年末には、国際学力調査で日本の子供たちの学力が低下していることが明らかとなり、衝撃を受けています。

そこで教育長にお尋ねしますが、国際学力調査の結果をどのように解析され、受け止められていますか。

よって、本市での小中学校の学力の実態と学力向上に向けて各校での特徴ある取組についてお聞かせください。

あわせて、学習指導要綱に基づく教育と学力向上との結びつきについて、教育長のご所見をお聞かせください。

次に、関連してお伺いいたします。

学力向上と並んで、子供たちの成長に大切である体力向上についてお尋ねいたします。近年、子供たちの体力は長期的に低下傾向にあり、文部科学省の体力運動能力調査によりますと、昭和60年ころを境に、子供の走る力、投げる力、握力などは全年代において長期的に低下の一途をたどっているとあります。相まって、学校の朝礼中に倒れる子供、教室で机に突っ伏すなど、正しく席に着席していることが

できない子供、常に疲労を訴える子供など、必ずしも数値には現れてこないが、明らかに以前とは状況が異なる子供など、将来を担う子供たちの体力が現在低下していることは、極めて憂慮すべき事態であります。将来を担う子供たちに基礎体力を身につけさせることが極めて大切なことであり、今しかできないことを今求められているのです。

そこで、教育長にお尋ねします。本市の小中学校で、現在、体力向上に向けた学習はどのようになっていますか、実態をお聞かせください。

また、市内の体育施設を利用するに際し、同問題を解決するため、小中学生への配慮、対応はどのようになっていますか、実態をお聞かせください。

あわせて、体力低下に伴うと見られる学習及び指導面での教員の悩み、同問題での各校の取組状況についてお聞かせください。

次に、関連して性教育の実態について教育委員会にお尋ねいたします。近年、子供たちの性に関する社会環境は大きく変化してきています。そうした社会現象の中で、現下子供の心と体の発達は、性的熟成と社会的熟成にギャップが生じ、アンバランス化し、よって身体的・生理的な発達が伴わない現象が起きています。このことは、子供たちの間にさまざまな性の逸脱行為が生じ、その結果として望まない人工妊娠中絶、性感染症の増加などが指摘されていることが明らかです。原因の一つとして、子供たちが性に対して無知であり、認識が不足し、無防備であることが大きな原因と指摘されています。

そこでお尋ねしますが、市内小中学校での性教育の指導実態と教育効果についてお聞かせください。

あわせて、教育委員会が把握されている10代での人工妊娠中絶や性感染症について、全国的な傾向と本市における実態について押さえられている範囲でけっこうですから、数値を含めてお示しください。

なお、青少年の健全育成の観点からも性教育の充実が望まれていますが、一部の教育機関で性教育上、過激な表現あるいは資料を用いた教育がなされているとの報告もあり、危くしています。本市の実態について資料類も含めて実態をお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、市長の明快なるご答弁を期待し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 井川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、総合計画の見直しについてでありますけれども、現総合計画は平成10年4月に策定し、現在その計画に基づき各種施策を推進しております。基本計画の計画期間は平成19年度までで、残すところ2年余りとなっていることから、現計画を見直すのではなく、点検総括を行い、次期総合計画の策定に向けた作業を進めたいと考えております。また、基本構想であります。基本構想の目標年次は2010年代後半としており、目標年次までには10年を超える期間があります。しかし、三位一体の改革や地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く情勢は大きく変わろうとしており、次期総合計画の策定に当たっては、ご指摘の「日本21世紀ビジョン」の提言も踏まえ、基本構想の在り方についての検討を始めたところであります。

次に、財政再建推進プランについてのお尋ねでありますけれども、まず88億円の財政効果についてありますが、本市財政再建のためには平成18年度から21年度までの4年間で総額88億円の効果を上げなければなりませんので、かなり思い切った見直しを行う必要があり、その達成には多くの困難を伴うと思いますが、何としても達成したいと思っております。今後、策定する財政再建推進プラン実施計画で

は、現行の業務について効率化を図ることによる組織・機構の見直しや官民の役割分担の見直しなど、それぞれ具体的な項目やその改善額、取組期間などを明らかにし、改善への道筋を示してまいりたいと考えております。

次に、実施計画策定に向けた取組状況でありますけれども、先日財政再建並びに行政改革推進本部会議において、再建推進プランの四つの柱に行政改革の取組項目を整理統合した基本的な考え方を決定し、実施計画策定に向け幅広く具体的な検討に着手するよう指示したところであります。また、さらなる市民負担の問題でありますけれども、施設使用料や手数料については、一定期間ごとに見直すなどのルール化も必要であると考えておりますし、公正で適正な負担の在り方をこれまでの慣例にとられることなく、見直しを行うことも必要でありますので、実施計画策定の中で適切に判断していきたいと考えております。

次に、財政再建推進プランの市民周知でありますけれども、これまでも広報を活用し、本市財政の現状や財政健全化の取組を財政再建シリーズとして、平成15年9月から17回にわたり連載してきたほか、財政再建推進プランについても、広報とホームページにより、基本的な考え方や基本方針などプランの内容についてお知らせをしており、市民の皆さんには本市財政の置かれた状況についてご理解をいただいているものと考えております。今後の市民周知についてですが、財政再建推進プラン実施計画の検討状況など、財政再建の取組のほか、財政状況についてもさらに工夫をし、できるだけわかりやすくお知らせしていきたいと考えております。

次に、集中改革プランの策定でありますけれども、財政再建推進プラン実施計画は、総務省が求める集中改革プランと計画期間、取組項目などにおいて重なる部分が多いことから、財政再建推進プラン実施計画に行政改革の取組項目を整理・統合することで、財政再建推進プラン実施計画を集中改革プランとして位置づけ、積極的に行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政再建に対する私の考え方と決意でありますけれども、私は市長就任以来、市民の皆さんとの対話・触れ合いを大切に、市民の皆さんの視点に立った行政を心がけ、小樽のまちづくりに取り組んでまいりました。しかし、現在本市を取り巻く情勢は、少子高齢化の進展や景気回復の遅れによる税収減、国、地方ともに厳しい財政状況の中での地方交付税の削減など、従来にも増して深刻なものとなっております。一方、行政に対する要望は多様化しており、これらに的確に対応し、安定的に自立した行政運営を持続するためにも、財政の立て直しは本市の最重要課題であります。さきの本会議でも財政再建に向けた私の所信を申し上げたところでありますが、財政再建団体への転落阻止に不退転の決意で臨み、市民と行政がともに知恵を出し合い、活力と魅力あふれるまちを目指していくため、将来に明るい展望を持てる行政財政構造を構築してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて何点かご質問がありました。

最初に、市民からの新しいまちづくりの意見や提言についてであります。まちづくり推進室が設置されてから1年が経過しましたが、その中でまちづくり団体より、運河から市道東通線までの妙見川沿いに柳並木を再生するなどして潤い空間を創出し、堺町通、花園銀座商店街、水天宮などの観光スポットの周遊性を高めようとする具体的活動の提案を受けており、この団体と連携して事業実施に向けた検討を行っております。また、まちづくり研究会より、小樽の都市建設の歴史を生かしたまちづくりを推進するための建築物、道路、公園など、都市建設遺構の調査・研究の実施について相談を受け、支援などを行っております。今後とも事業実施に伴う課題の整理や市民団体が実施する事業の円滑な推進についてアドバイスを行うとともに、関係部や関係機関との調整など、市民とまちづくり団体とのパイプ役になるよう指示しております。

次に、市民の意見と期待が反映される施策についてでありますけれども、国、地方を問わず厳しい財政状況の中で、少子高齢化の進展や環境問題への対応が必要となっております。同時に、ゆとりと豊かさを実感できる暮らしが求められており、都市の歴史や文化を大切にするとともに、良好な地域コミュニティを育成していくことも必要になってきております。これらの社会変化や市民ニーズに対応するためには、市民、事業者などとの協働による取組が、これまで以上に重要になっているものと考えております。

このような観点から市政運営に際しては、多くの市民の声を的確に反映させるための取組やさまざまな分野において、行政と市民との協働による取組などを進めてきております。本年4月には、これまでの給付型による高齢者施策から参加型施策へと移行することを目的として、市民の知恵や創意工夫を行政と連携させ、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを協働で考えていこうとする懇談会、「杜の集い」を設立し、6月には産業会館の空きスペースに、「杜の広場」という活動拠点を開設し、元気な高齢者の知恵やバイタリティを積極的に活用した新たなコミュニティの創出実験を実施していくことにいたしました。これからも引き続き市民の知恵や活力、そして美しい自然、歴史や文化を感じるまち並みなどの小樽の貴重な財産を十分活用し、夢と希望が持てる住みよい小樽を市民との協働によりつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、景観と人口、景観と観光客、景観と経済効果の結びつきについてでありますけれども、観光はそのまちの魅力が相乗効果を生み、観光客の誘致に効果を発揮するものであり、景観はまちの魅力の中でも非常に重要な要素であると考えております。本市においても、運河周辺地区などの歴史的なまち並み景観が観光客の増加に非常に重要な役割を担ってきたところであります。

人口との関連については、定住人口の増加に直接結びつけることは難しいと考えておりますが、観光客の増加によって、観光関連産業が新たな雇用を生むとともに、交流人口が増加するなど、地域のにぎわいや活性化に大きく寄与しているものと考えております。

経済効果との関連については、観光客のもたらす経済効果は宿泊施設、飲食店、土産物店、交通、各種サービスなど非常に多くの分野にわたり、市の経済活動の中で重要なウエートを占めているものと承知しております。ご指摘のように、夢のあるまちづくりを実践していくことが、地域の活性化や観光客の誘致促進にもつながりますことから、今後とも市民と協働して良好な景観の保全や創出などに努め、より魅力ある小樽にしていきたいと考えております。

次に、観光振興についてでありますけれども、まず平成16年度の観光入込み客数であります。道内容につきましては、台風や大雪などの天候不順や他都市の集客力のある施設への観光客の分散化などにより、前年比7.3パーセントの減少となり、本市全体の観光入込み客数を引き下げる要因となったものであります。一方、道外客につきましては、前年比1.8パーセントの減少にとどまり、宿泊客数もほぼ前年並みの結果となりました。ここ数年の観光客数の減少は大変残念なことではあります。道外の小樽観光に対する人気は依然として根強いものがあると受け止めております。市といたしましては、近年の減少傾向に歯止めをかけるために、今後とも観光関連団体との連携を密にし、ホスピタリティの向上など受入れ態勢の整備に向けた事業展開に努めるとともに、修学旅行の誘致促進など、積極的な観光プロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、新たな観光ゾーンの開発でありますけれども、本市には運河や歴史的建造物をはじめ、他都市に例を見ないほどの歴史的遺産が数多く残されております。これらにより形成される都市景観は、小樽観光の大きな魅力そのものであり、観光客の皆さんに安らぎを与えると同時に、もう一度訪れてみたいと思わせる動機づけになっているものと認識しております。本年本格的な観光シーズンを前に、堺町通

り周辺では歴史的建造物の修復整備が相次ぎ、観光施設として開業したところであり、さらには運河沿いにノスタルジックな雰囲気を感じさせる食のスポットがオープンするなど、次々と新たな小樽観光の見所が誕生しております。新たな観光ゾーンの開発につきましては、現在策定中の観光基本計画策定委員会においても本格的な議論が進められているところであり、今後とも小樽観光の新たな魅力を創出し、観光客の皆さんを一層楽しませる仕組みづくりが必要であると認識しておりますので、民間事業者の方々と行政がそれぞれの役割を担いながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客の受入れでありますけれども、これまでに実施した施策としては、平成元年度から日本語、英語、ロシア語による3か国語表記の観光総合案内板や観光誘導標識の整備を行っており、平成13年度には観光誘導標識の一部を従来の3か国語から韓国語、中国語を加えた5か国語に更新しております。また、英語、中国語、韓国語など、国別マップの作成や観光産業従事者に対する語学研修会などを開催したほか、外国語ナレーションを加えた観光PR用DVDの作成などを行ってまいりました。また、今後の施策としては、引き続き東アジア圏を中心とする外国人観光客の増加が予想されることから、小樽のまちを自由に散策してもらえよう、市内中心部に設置されている観光誘導標識の多言語表記への更新や外国語ガイドマップ等の観光案内資料の充実を図るなど、順次受入れ態勢の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、全国や道内、小樽市の人口の現状であります。厚生労働省が本年6月1日に発表した平成16年の人口動態統計の概数では、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数は8万2,000人になり、統計を取り始めた明治32年以来、初めて10万人を下回りました。一方、自然動態において、北海道では3,310人、小樽市は806人の減少となり、全国と比べ、北海道、小樽市の少子化が進んでいる現状であります。平成16年の合計特殊出生率が全国では1.29、北海道が1.19でありましたが、本市では推計値であります。さらに低い0.98となり、初めて1.0を割りました。この要因は、平成11年から15年までの出生数が平均して955人であったものが、平成16年には815人と、平均と比べ140人の大幅な減少となったためであり、極めて深刻な数字と受け止めております。人口減少の背景には、個人の価値観やライフスタイルの多様化による晩婚化、未婚化の進行とともに、子育てや将来の教育にかかる経済的負担の懸念など、さまざまな要因があると言われておりますが、国や道又は企業も含めて社会全体として少子化対策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、これまでに実施してきた主な人口対策であります。子育て支援や若年労働者の地元定着、定住促進などの観点から取り組んでまいりました。

まず、子育て支援としては、産休明け保育、延長保育の拡大や地域子育て支援センターの開設、放課後児童クラブの開設時間の延長のほか、保育所の定員増などを行ってまいりました。本年度は朝里幼稚園に親と子が気軽に交流する場として、「わくわく広場」を開設したほか、各種の子育て情報を掲載した「子育てガイドブック改訂版」を策定いたします。また、本年度から平成26年度までの10年間を計画期間として総合的に少子化対策に取り組む「小樽市次世代育成支援行動計画」を昨年度に策定したところであります。

次に、若年労働者の地元定着を図る施策として、各種事業を雇用協会などと協働で実施しており、さらに若年者の定住促進を図るため、市外から転入する新婚世帯に対して家賃の一部を助成する若年者定住促進家賃補助制度を平成14年度から行っております。こうした事業が一定の効果を上げたものと考えておりますが、現状としては人口減少に歯止めがかからないのが実態であり、今後も人口対策に努力してまいりたいと考えております。

次に、北の大地への移住促進事業であります。道庁では昭和22年から24年に産まれたベビーブーム

世代が平成19年以降に定年退職を迎えることを踏まえ、首都圏等の団塊の世代の第2の故郷として北海道へ移住していただくための取組を、道内自治体と協働して展開することとしております。市といたしましても、首都圏等からの移住促進は人口対策の重要な施策の一つと認識しており、この事業に参画してまいりたいと思っております。具体的には、移住希望者へまちの概要やセールスポイント、医療・福祉などの生活情報、民間事業者の協力による住まいの情報を掲載した専用ホームページを作成するとともに、さまざまな問い合わせにワンストップで対応できる体制を整備してまいります。また、道庁と共同で移住促進対策を考察するパートナー市町村にも選定されましたので、首都圏等へのプロモーションや移住ビジネスモデル実証実験など、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市の雇用情勢であります。本年4月の有効求人倍率を見ますと、全国が0.85、北海道が0.49であるのに対し、小樽管内は0.44となっております。また、過去3年間の月間有効求人数を見ますと、平成14年度2万1,942人、平成15年度2万2,092人となっているのに対し、平成16年度は1万9,352人と大きく減少しており、長引く景気の低迷に伴う地域経済の影響により、企業としても採用を手控える傾向がうかがわれるところでありますが、平成16年度の労働実態調査によりますと、全従業員に占めるパートタイマーの割合が、前年度より1.1ポイント増加するなど、雇用形態も変化してきており、若年者の雇用を含め総体的には厳しい雇用状況が続いていると認識しております。

次に、今後の雇用の場を確保するためにどのような業種を中心に図っていくかというお尋ねでありますけれども、まず雇用に関して直接的な効果が見込まれる企業誘致については、特に本年3月、銭函4丁目地区の用途が緩和され、今後土地利用を進めていく必要があることから、関係機関と連携を図りながら、一層情報収集や企業訪問に努めてまいります。また、間接的には地域経済活性化会議のマーケットリサーチ事業に基づき、海外に向けた地場産品の販路の拡大や異業種交流による新商品やブランドの開発などの事業を現在進めており、これら事業の推進が雇用の場の創出や拡大に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。今後とも製造業を中心に幅広い分野において雇用の創出が図られるよう、産業振興策の推進に努めてまいります。

次に、若年層の雇用対策でありますけれども、市といたしましては、これまでも若年者の就職促進を図るため、国や道の施策を積極的に活用するとともに、ジョブガイダンスや企業見学会の開催、高校生を対象としたインターンシップ事業などを実施しているほか、市内企業に直接採用をお願いするなど、若年者の雇用の促進に努めてきております。今後ともハローワーク小樽など関係機関との連携を強化しながら、これらの事業を継続して実施することで、一人でも多くの雇用が創出されるよう努力してまいりたいと考えております。また、産学官の連携で設立された「小樽まち育て運営協議会」が求職者への企業情報の提供や就職に必要な個人指導などを行うことを目的に、就業支援センター「ジョブポート小樽」を今月中に立ち上げる予定となっておりますので、市といたしましては若年者を含めて当センターの活用が図られるよう、市の広報等により周知してまいりたいと考えております。

次に、管理委託制度と指定管理者制度の特徴的な違いでありますけれども、まず公の施設の管理主体については、これまでの公共団体や公共的団体に限って認められたものから、広く民間法人や民間団体にも議会の議決を経て認められることになったことでもあります。また、管理委託制度では地方公共団体の管理権限の下に、受託者が契約に基づき公の施設の管理業務を行ってききましたが、指定管理者制度では公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるもので、行政処分に該当する使用許可についても代行できることとなりました。

次に、選定に当たって、競争原理が働くかどうかというご質問でありますけれども、選定は原則公募により行うこととし、今回指定管理者制度を導入する27の施設のうち七つの施設で公募による選定を予

定していますが、この場合には公の施設の具体的な業務内容などの条件を提示して申請を受け付けることとなります。選定は経費節減のほかに、サービス向上や公正で公平な施設の管理ができるかどうかなど、提出された事業計画書などから総体的に評価を行い、指定管理者を選定しますので、経費面を含め、市民サービス、公正な管理などの観点から競争原理が働くものと考えております。

次に、その他の公の施設への指定管理者制度導入についての考え方ですが、公の施設について指定管理者導入も含めた管理方法、管理経費節減、住民サービスの向上などについての検討を行うとともに、将来的な維持管理経費を考慮し、施設の統合、譲与、廃止等も視野に入れた総合的な検討を行うよう、庁内各部に指示したところであります。その中で、指定管理者制度の導入が妥当と判断されるものについては、順次、導入をしたいと考えております。

次に、家庭ごみ有料化実施状況についてのお尋ねでありますけれども、初めに4月からの2か月間における家庭ごみと資源物の収集量についてでありますけれども、ごみは3,523トン、資源物は1,250トンであり、前年と比較し、ごみは約44パーセントの減量となり、資源物は約9.6倍となっております。これらは市民の家庭ごみ減量化・有料化に対するご理解・ご協力と減量努力によるものと考えております。

次に、計画数値との比較でありますけれども、月ごとの計画数値は設定しておりませんが、平成17年度の年間計画数値を月割りで試算した場合、2か月分の計画収集量として、ごみは5,442トン、資源物は892トンであり、実績数値と比較すると、ごみは35パーセントの減量、資源物は1.4倍となっており、現在のところ、計画よりもごみは大幅に減少し、資源物は増加しております。

次に、今後のごみの減量化・資源化を継続していくための市民啓発でありますけれども、今後、減量意欲が低下しないよう、排出抑制や分別のさらなる徹底などについて、広報おたるやホームページなどを活用するほか、学校や町内会などへの出前講座などを通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、ごみステーションでの適正排出指導等についてであります。現在、各町会、自治会からご選任いただいた地域環境美化協力員の方々に、それぞれの地域で巡回や助言に当たっていただいているほか、廃棄物事業所の指導員が市内9ブロックの区域ごとに排出などの巡回指導をしております。今後とも市と協力員の連携を強化するとともに、各種啓発看板の設置や地域住民への説明会の開催などを行っていきたいと考えております。

次に、ごみ出しに関するごみステーションを取り巻く住環境や年齢層別における特徴であります。資源物の収集拡大と有料化の実施後、ステーションへのごみ出し状況は相当改善されてきているものと思っております。しかし、転入者が多い地域においては、今後も継続して、収集日やごみの出し方の周知徹底に努める必要があり、特に、市外から移り住む学生の多い地域においては、学校関係者などの協力も得ながら啓発に努めるとともに、高齢者についてはわかりやすい分け方、出し方の周知についての工夫が必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 井川議員のご質問にお答えいたします。

まず、国際学力調査の結果についてであります。日本の子供たちの学力は全体として国際的に見て上位にありますが、知識や技能を幅広く活用する力が必ずしも十分でない状況がございます。特に、読解力がOECDの平均と同程度まで低下したこと、宿題をする時間が短いことやテレビやビデオの視聴時間が長いなど、学ぶ意欲や学習習慣などに課題のあることが示されたものでありまして、各学校にはこのような学力調査の結果について理解を深めていただきますとともに、学習指導の改善に生かすこと

が何よりも大切なことと考えてございます。

次に、小樽市の小中学校の学力の実態についてであります。次代を担う子供たちに求められている学力としては、知識・技能はもちろんのことですが、これに加えまして、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、学び、主体的に判断し、行動するなど、よりよく問題を解決する資質や能力まで含めたものでありまして、個性を生かす教育の中で、これらをはぐくむことが大切であると考えています。

このことを踏まえまして、小樽市教育委員会では、学校において各教科などの評価の基準を作成し、目標に準拠した評価を行うなどしながら、指導を工夫するとともに、一方、これらの学力の状況について保護者会などを通じて説明し、理解と協力を得るようなことを校長会などを通して指導に努めてまいりたいと考えてございます。

また、いわゆる標準化された学力検査などに基づく本市独自のしつ皆調査は実施しておりませんが、平成13年度、15年度、国で行った小中学校教育課程実施状況調査などの対象校として、市内の小中学校が抽出されておりますが、それらの学校を含めた調査結果が明らかとなっております。特に平成15年度の小中学校教育課程実施状況調査の結果からは、前回と同じ問題で比べた場合、正答率が同程度か、よくなったものが8割以上を占め、一方、都市部と町村部での差もほとんどなかったことから、本市における児童・生徒の学力の状況もおおむね同様の傾向にあるものと受け止めております。

次に、小樽市における各小中学校での学力向上の取組についてであります。小樽市学校教育推進の重点の1点目に、学ぶことの楽しさや成就感を体得させ、みずから学ぶ意欲を育てるなど、確かな学力の育成を重点として掲げております。学力の向上を目指して、例えば市内の11小中学校では、指導方法の工夫改善を伴う教員の加配を受けて、チーム・ティーチングでありますとか、少人数指導に取り組み、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めております。

また、各学級では漢字の書き取りや音読、計算力の向上を図るため、練習問題に取り組む時間を設けるなど、繰り返しの指導や中学校においては選択教科における補充的な学習や発展的な学習の実施などを日課表や指導内容に位置づけまして、取り組む学校も見られるようになっております。今後、確かな学力をはぐくむため、学習指導にかかわる定着度の状況を把握することや、授業の改善など、具体的な施策について校長会はもとより、保護者の意見を伺うなどしながら、特色ある教育の創造を目指して、小樽市の学校教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領と学力向上のかかわりについてであります。現行の学習指導要領は学校週5日制の下、各学校が特色ある教育を展開し、子供たちに学習指導要領の示す基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるために、みずから学び、みずから考える力などの生きる力をはぐくむことをねらいとしております。さきの国際学力調査の結果では、現行学習指導要領がねらいとする知識・技能を幅広く活用する力や学ぶ意欲が十分身につけていない状況にあることなどが課題として示されております。このことを受けまして、皆さんご承知のように、中央教育審議会においては、学習指導要領全体の見直しについて本格的な検討に着手しております。国語力や理科、数学の教育の充実など、一層の学力向上に向けた改善に取り組んでいると伺っております。

私としましては、基礎的な知識・技能を徹底して身につけさせ、それらを活用しながら自分から学び、考える力を育成し、生きる力をはぐくむという基本的な考え方は、今後も維持することが大切ではなからうかと考えております。

また、単に学校で知識・技能を修得するだけではなくて、学んだ知識・技能を生かして社会で生きて働く力でありますとか、生涯にわたって学び続ける力を育成することも重要であります。そのためにも、小樽の小中学校は保護者や地域の住民に対して開かれた学校、信頼される学校でなければならないもの

と考えております。

次に、体力向上に向けた学習の実態についてであります。各学校では子供に積極的に体を動かす意識を持たせ、体を動かす機会をできるだけ多く設定するよう、体育の授業はもとより、特別活動や総合的な学習の時間、クラブ活動や部活動など、学校教育全体で体力の向上に努めております。とりわけ、特色ある学校を取り上げてみますと、朝の集会では縄跳びやマラソン、休み時間にはボールを用いた運動はもとより、鉄棒や竹馬、一輪車に親しむ子供の姿も見られ、校内球技大会や縄跳び集会などの行事を通して、運動に親しむ態度の育成に向けた活動も行っております。

一方、体育科や家庭科、学級活動の時間では、薬物乱用でありますとか、生活習慣病の兆候など、健康に関する新たな課題に対応した心身の健康に関する指導にも努めているところでございます。

次に、市内の体育施設を利用する小中学生への対応についてであります。未来を担う子供たちの健康な体をはぐくんでいくためには、スポーツの果たす役割は極めて重要であります。このため、スポーツをする機会や場をより多く与えたいとの思いから、今年の4月から各体育施設の利用に当たり、個人使用料は中学生以下無料、専用使用料は一般の半額とするほか、各学校におけるプール学習、陸上競技大会、クラブ活動などでの使用料や中体連における使用料を免除するなど、利用しやすい環境づくりに努めております。このほか、子供たちの体力向上に向けた取組といたしまして、小学生対象の体操教室や水泳教室などのスポーツ教室を開催し、小学校の低学年からスポーツになれ親しんでもらうことやスポーツ少年団の育成や促進に努めているところであります。

次に、体力低下に伴う学習及び指導面での教員の悩みなどについてであります。朝食をとらないことや栄養のバランスがとれていない食事、夜型の生活スタイルに伴う睡眠不足など、子供たちの生活習慣の乱れは健康の維持に悪い影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、ひいては気力や意欲の減退、集中力の欠如など、精神面にも影響を及ぼすものと思われております。特に1時間目の授業からあくびをする子供や腹痛を訴える子供など、授業に集中することができない状況が見られる場合もあります。このようなことから、保護者会や学校だより、家庭訪問などを通じて調和のとれた食事をとること、家事などの手伝いや外遊びなどを通して適切な運動をすること、そして早寝早起きなど、十分な休養と睡眠をとることなどについて啓発し、体力の向上に向けて家庭と連携しながら子供の生活習慣の改善に努めております。

次に、本市における性教育の指導の実態についてであります。小学4年生の保健では、思春期には個人差はあるものの、体つきに男女の特性が現れることや異性への関心が芽生えることなど、体と心の変化について学びます。また、中学3年生の保健体育の学習では、性感染症の予防やエイズについての理解を深めます。そのほか、理科や総合的な学習の時間など、各教科、道徳、特別活動において、性に関する学習が行われております。さらに、性に関する指導について保健所はもとより、助産師会の出前授業を依頼するなど、専門的な知識を持つ外部講師を積極的に活用する動きが広がりを見せております。これらの学習を通して、子供は性に関する基礎的・基本的な事項を正しく理解するとともに、性にかかわる諸問題に対する適切な意思決定や行動の選択などを身につけております。

次に、性感染症などの全国的な傾向についてであります。保健所にこれらの実態等を伺ってみましたところ、人工妊娠中絶の状況は、最近10年間の15歳以上50歳未満の女子人口1,000人当たり、全国では11人程度、本市では20人程度となっており、ほぼ横ばいから減少傾向で推移しております。20歳未満にスポットを当てますと、10年前においては全国で7人、本市では17人であったものが、平成15年には全国で12人、本市が26人と大幅に増加しており、特に本市においては高い数値となっているとお聞きしております。また、性感染症については、国の動向調査によりますと、感染者数は年々増加する傾向にあ

り、最近の5年間で69パーセントの増加となっております。特に、10代については76パーセントと、ほかの年齢層に比べ高い増加を示しております。本市におきましては、市内の関係医療機関における最近の性感染症受診者調査によりますと、感染患者の約25パーセントが20歳未満という結果になっており、若年層の性感染症の増加が懸念されております。

最後に、過激な表現あるいは資料を用いた性教育の実態についてであります。各学校における具体的な指導内容については、学習指導要領に示されている各教科、道徳、特別活動の性に関する内容と照らし合わせ、児童・生徒の発達段階や実態に応じて選択し、構成することが必要となります。このようなことから、指導に当たっては体育や保健体育の教科書を主たる教材として活用しており、議員ご指摘のような実態はないものと受け止めております。なお、学校における性教育は、家庭、地域社会との連携を図りながら実践することが必要でありますことから、指導に当たっては保護者などの理解と協力を得ることが何よりも大切であると考えてございます。

議長（中畑恒雄） 井川議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 5時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 10番、大橋一弘議員。

（10番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

10番（大橋一弘議員） 平成会として初めての代表質問をさせていただきます。

市民がこのまちにどのような思いを持って生活しているのか。それは、市長への手紙や議会陳情等、さまざまな機会に現れています。5月に小樽をテーマにした調査記録が発刊されました。「近代都市の創出と再生産～小樽市における階層構成を中心に」と題され、日本女子大学社会移動研究会内藤辰美教授による明治から現代に至る小樽の成立・発展と都市住民の階層構成上の特質を論じた413ページの労作であります。その中で、市民のアンケート調査をしたものがあります。今後、小樽はどのような都市として発展すべきかについては、60パーセントが観光都市、30パーセントが商業都市、小樽の将来のために何が必要かについては、35パーセント、新しいまちづくり、30パーセント、新しい産業の導入、ほかに市議会活性化、大学との交流、市役所の活性化であります。市の行政サービスについては、満足が25パーセントにとどまり、70パーセントの人が不満を持っています。市議会議員の活動についても、満足は非常に少なく、少し不満40パーセント、大変不満40パーセントです。市議会は機能しているかという設定では形がい化していると答えた人が60パーセントに及んでおりました。

それでは、質問に入らせていただきます。

丸井今井問題についてお尋ねします。今回、丸井今井再建への考え方が示されたところ、釧路市は商店街のアーケード化と具体的支援策を発表し、行動の素早さに熱意を感じました。小樽においてもサンモール商店街の署名運動は4万3,000人を超え、支援のお祭りバザールも開催されました。残してほしいという思いは強いものがありますが、決定は伊勢丹次第というところに予測の困難さがあると思います。

小樽が釧路のようなハード面での支援策を打ち出せないのは、既に平成2年に再開ビルを建築している事情があると思います。127億円で丸井、グランドホテルの新店舗を建設し、4億円で商店街はアーケードを直しました。そのため、株式会社小樽開発は借入返済が2010年まであり、またアーケードの返済資金の7割を負担しており、一方、丸井今井は家賃として1億数千万円支払っており、家賃と共益費

が売上げの落ちた今、重い負担となっていると聞いております。また、売上げが10億円増えれば、採算がとれるとも聞いております。私の申し上げました数字及び現状について、市はどのように把握しておりますか。

また、丸井再建計画の報道以降、主なものとしてどのような対策をとってきたのか。また、目標とするものは何でしょうか。

丸井今井が閉鎖される場合には連鎖的に影響が出るとは思いますが、商店街への影響、市全体への影響についてどのように考えておられるでしょうか。

市の中心部に商業と住宅の再集積を図ることによる都市再生、いわゆるコンパクトシティについてお尋ねします。これについて小樽市としてはどのような政策を持っているでしょうか。

5月に青森市中心部のフェスティバルシティ「アウガ」を視察してきました。中心街活性化を目指して、2001年9階建ての再開発ビルを建設いたしました。都心商業は郊外商業のできないことをしないと生き残れない原則に対応して、核店舗なし異業種複合型となっております。地下に駅前市場を移転し、80店舗の魚中心の食品市場、1階から4階は中心街に不足しているヤング対応のファッションゾーン53店、5階にコンサートホールと市の男女参画協働プラザ、6、7、8、9階は図書館で大変にぎわっております。コンパクトシティの中心核として小樽にもあってほしいと思いましたが。中に商業施設のほか、文化や市のサービス施設も同居していますので、小樽においてもいろいろな施設の中心地への移転、新設が考えられますが、空きビル、空き店舗を利用したとして、例えば総合福祉センター、老健施設、医療施設、文化施設等の移転の可能性、問題点について分析をお聞きいたします。

市立病院についてお尋ねをいたします。

病院基本構想は、昨年7月、事業費253億円で発表され、12月には事業費184億5,000万円に68億5,000万円の圧縮をされました。しかし、それでも利子を加えた返済額は総額264億円で、一般会計の負担は概算72億と聞いております。現在でも一般会計からの繰入金は平成15年、13億6,560万円、16年、13億9,950万円で実質赤字であります。赤字の要因には人件費率56パーセントと他病院に比べ、高いことにあります。黒字の病院は看護師の平均年齢が一般的に低いとのことですが、職員アンケート調査の中でも「中身が古いままでは」とか、「医師の意識が低い」との意見があるとのことでした。施設面での基本計画以前に、本来的に赤字要因となるものを改革できなくては、新病院の返済の負担と恒常化する赤字の二重苦にのめり込むと懸念するところです。今までの計画に固執することなく、初めから練り直すぐらいの覚悟で市民各層の意見も聞き直して、計画を立てていただきたいと思っております。

次に、観光についてお尋ねをいたします。

観光客が昨年に続き減少しています。小樽も観光地として成熟期あるいは老成期を迎えたのかと思っております。古いまち並みや文化を魅力とした観光地は、ブームが去ると大幅に落ち込みを見せます。各地の例をとりますと、長崎がピーク時の628万人から現在493万人に22パーセント減、萩が225万人から143万人に37パーセント減、津和野が152万人から101万人に34パーセント減、倉敷が968万人から646万人に34パーセント減、この例で行きますと、小樽もいずれは600万人台まで落ち込むこともありえると思っております。観光業界の景気動向について、土産物店、飲食店の状況はどうでしょうか。また、今後の対策をどう考えていますか。

バスツアー中心の観光から大きな変化の見られる時代になりつつあります。特に、団塊の世代が定年を迎えた後、その膨大な人口の人生の過ごし方が、消費動向に大きく影響すると予想されています。観光においても変化へのきめ細かい対応が必要とされると思っております。夫婦又は友人たちとの個人旅行と言われるもの、自然と触合い、自然を友とする旅行、その点に関連してお尋ねをいたします。

車でキャンプ泊と温泉泊を組み合わせる人も増えています。フェリー港である小樽は、その人たちの通過点でもあります。全道にオートキャンプ場がありますが、今、我がまちには建設する余力はありません。水道とトイレと駐車場のある空き地があれば、車で泊まったり、テントを張ったりして滞在できるのです。夏には旭展望台や天狗山の山頂駐車場にも車の観光客がとまっています。まちの中に簡単な夜営場があれば、夕食は飲食店にも来るでしょうし、気に入れば何日でも滞在していきます。勝納ふ頭公園、色内ふ頭公園、旭展望台の緑地広場、空き地とトイレと水道さえあればよいのです。市内にいろいろな場所があると思います。考えていただきたいと思います。

自然と触れ合う観光は、以前は自然を見るものでした。オタモイの海岸の美しさのように。今は自分自身が自然の中で行動することです。道内のいろいろな人気スポットの中で、小樽ではそれは塩谷の丸山です。600メートルの平凡な山ですが、登りながら小樽積丹の海岸を一望し、岩の山頂から羊蹄山、ニセコの山、暑寒別の山が見えるというので大人気です。

旅行会社が札幌から3,500円のバスツアーを募集しております。登山者名簿に昨年6,500人、推定1万人は超える人が上っており、80パーセントが札幌近郊の人です。これは登山客というものではなくて、観光客そのものであります。ところが苦情が来ます。登山道にポリ袋とかごみが散乱しています。動物の死がいでもあるような悪臭がする。だれも桃内のごみ処理場がそばにあることを知らないのです。観光地ならどこにでもあるトイレがない。山奥ならやぶに入ることもできます。でも、人がぞろぞろと歩いているのです。簡易トイレの設置を考えてください。道にごみが散らばらないようにしてください。

次に、母子家庭自立支援事業について質問いたしますが、母子家庭の考え方を知りたくて、2人の女性と話をしました。一人は保育園勤務で園児の50パーセント以上が母子家庭という職場です。もう一人は本人も2人の子供を持つ母子家庭でセールスをしている人です。共通の意見は、働く気のない人がいる。パートを適当にやっただけで遊んでいる方がよいスタイルだ。母子家庭はどうしてこんなに優遇されるのだろうと厳しいものでした。しかし、女性であるがゆえに時給700円のパートしかなく、30万円以上の固定給を得ることのできるのには、国家資格を持つ人が、よほど能力のある人に限られているという現実を否定できません。母子家庭自立支援事業に大きな期待を持っています。母子家庭自立支援給付金支給事業は補正で2人決まると本年3人となり、高等看護学校生と聞きました。母子家庭で働きながらということを見ると、市内の学校等で勉強するのが一般と思うので、高等職業訓練で市内で取得可能な資格は何でしょうか。また、入学を考える人たちに、3年生のときには条件が合えば適用できる制度だと説明することはできませんでしょうか。また、給付対象人員の拡大は何人ぐらいをめどとしているでしょうか。

教育訓練給付は、対象講座の中でそれぞれ今年の給付申請人数は何人でしょうか。

常用雇用については、事業者へのPRはどのようにしていますか。

目下、利用者がいないと言いますが、他都市での利用状況はどうでしょうか。

また、保育園入園に母子家庭への配慮はあるのか。そして、母子家庭支援には、どのような政策がとられていますか。

指定管理者制度と民間委託に関連してお尋ねをいたします。

病院給食ですが、委託することによって市内の業者が納入できなくなるのではないかと心配し質問してきました。2か月経過しましたので、市内の業者が商売を確保できたのかどうかについてお尋ねをします。

平成16年度納入の市内業者で、23店中今回も引き続いて納入できたのは何店になりますか。また、新規参入も加え、市内業者の数はいかがでしょうか。

平成16年度納入していた業者からは、何らかの意見は寄せられているでしょうか。

次に、職員は学校給食に職場変更するとの条件でしたが、実際に配置はどうになりましたか。また、学校給食以外の部署に職場変更を認めたのはなぜでしょうか。

民間委託による財政効果は9,000万円のはずでしたが、人件費を市役所内に散らしただけでも思えます。その分を差し引くと、市全体としての財政効果は幾らになるでしょうか。

米飯給食の製造は、日東バイオ株式会社で行っていますが、同社は大手商社系列会社となり、再建のために本業に専念する方針と聞きます。米飯給食製造より撤退したいと打診していると聞きますが、どう対応するのでしょうか。

米飯給食は以前は市内の製パン業者が行っていたものであり、元のように市内製パン業者に製造を委託すべきと思いますが、配送システム、設備を考えると、日東バイオの工場を利用しなくてはできないとの意見も聞きますが、どのようにすれば市内業者に仕事を引き継げると考えますか。

指定管理者制度導入について、公の施設は学校を除き152施設で、相当数に今後制度が適用されると考えます。図書館、博物館、文学館、美術館についても検討すると思いますが、以前に民間委託を検討して不調に終わった図書館の例を今後への試金石として聞きたいと思えます。

市内法人と交渉がありましたが打ち切りとなりました。どのような点で合意に至らなかったのか、経過と今後どうするかをお尋ねをします。また、文化施設は館長も含めて運営するのを委託するという点については、どう考えますか。

最後に、学校統廃合についてお尋ねをします。

手宮地区では手宮小学校PTA有志を中心に署名運動が行われ、6月16日現在1万1,000名の署名が行われました。手宮小学校と手宮西小学校の2校を残すことを求めています。北手宮小学校も今日、陳情書が出てきました。量徳小学校においては、地元町会長が小樽病院より量徳小学校を選択するとまで発言をしております。教育委員会は精力的に説明会を続けてきました。しかし、地元の今の声、状況を見るに、結論を出すには時期はまだ熟せずと判断せざるを得ません。行政というものは、当初計画は提出した以上、変更しないものだからあきらめようという声は最初けっこう聞きました。説明会の過程で、父母の要望もいろいろ取り入れようと努力されてきたことは認めます。しかし、父母、地元の方々は、昨年11月発表以来考えてきた中で、署名運動に訴えるという現状になっています。行政は強行突破をするものだとして市民に思い込ませないでください。慎重に急がず、時間をかけていただきたいと要望します。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、丸井今井の状況でありますけれども、丸井今井小樽店が入居している建物は、平成2年に優良再開発事業として民間による再開発を行い、建物全体は小樽開発株式会社が管理・運営をしており、質問にありました投資額や借入れの返済期限については、おおむねご指摘のとおりと伺っております。また、同時期にサンモール一番街商店街がアーケード整備を行っており、その投資額、小樽開発の負担割合についてもおおむねご指摘のとおりと伺っております。丸井今井小樽店の状況としては、平成2年の再開発による開業以来、売上げが低迷する中で、特に家賃、共益費が負担になっていると言われており、採算がとれるためには、現在より相当程度の売上げの増加が必要とも伺っております。

次に、これまでの市の対応でありますけれども、5月18日に北海道、小樽市、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽市商店街振興組合連合会、サンモール一番街商店街振興組合の6者による「丸井今井小樽店の営業存続に向けた連絡会議」を設置し、署名活動の推進や存続要望、支援策の検討を行ってまいりました。5月26日に連絡会議を構成する地元団体と小樽市議会の連名で丸井今井あてに丸井今井小樽店の営業存続に関する要望書の提出、6月6日には小樽、釧路、苫小牧、室蘭の各市の首長、市議会、商工会議所、市商連の4市4団体の連名による北海道への支援要望書、丸井今井に対する存続要望書を提出し、さらに6月10日には4市4団体により北海道議会、経済委員会、各会派あてに支援要望書を提出したところであります。また、昨日、丸井今井小樽店の営業存続を願う約4万3,000人余りの要望署名と、余市、仁木、古平、積丹、赤井川の北後志5町村の要望書、さらには丸井今井小樽店に対する支援策を丸井今井あてに提出するなど、丸井今井小樽店が営業存続できることを目標に、今段階でできる限りの取組を進めてまいりました。

次に、小樽店が閉店となった場合の影響でありますけれども、サンモール一番街商店街への影響としては、商店街の来街者の減少、個店の売上げ減少などが考えられます。また、小樽市全体への影響としては、購買力の市外流出や雇用環境の悪化、またテナントなどの出店者への影響、さらには再開発施設全体を管理・運営する小樽開発への影響などが考えられます。また、近接する中心商店街の来街者の減少、観光集客ゾーンとの連結点にあることから、観光への影響も考えられるなど、本市経済全体へ大きな影響があるものと考えております。

次に、コンパクトシティ施策についてのお尋ねでありますけれども、最初に市としての施策についてであります。全国的に市街地の外延的拡大やモータリゼーションの進展などにより、都市の魅力である交流や触合いの場となるまちの顔としての中心市街地の魅力が失われつつあります。このような中、近年基盤整備が整い、さまざまな都市施設が集積している都市中心部に高齢者をはじめ、多くの人に住んでもらったり、郊外部に立地する傾向が強かった病院や福祉施設などを都市中心部に立地させ、中心市街地を活性化させる、いわゆるコンパクトシティといった取組の必要性が議論されております。本市のまちづくりにおいても、このコンパクトシティの考え方は非常に重要と考えており、平成15年4月に策定した小樽市都市計画マスタープランにおいて、人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すとして位置づけており、また平成17年3月に策定した小樽市住宅マスタープランにおいても、まちなか居住の推進に向けて、住まい関連情報窓口の総合化などを進めることとしております。

次に、福祉施設等の中心部空きビルへの移転であります。商業用施設として建設された建物を総合福祉センターや文化施設等に活用する場合、多額の改修費や家賃等の問題もあり、現状としては移転は難しいものと考えております。また、老人福祉施設や医療施設については、主に民間が設置し、運営しておりますので、事業者の意向などあらゆる観点からの検討が必要であると考えております。

次に、病院の問題でありますけれども、まず病院の収支改善についてであります。当面の課題として病院が必要とする医師の確保に最善を尽くし、診療体制の整備を図り、収益の確保を図ってまいらなければならないと考えております。また、支出につきましては、平成17年度から小樽病院での給食業務の民間委託を実施しておりますが、平成18年度の実施に向けて第二病院の給食業務の委託も現在検討しております。今後も業務の不断の見直しを図り、経費の節減に努めて収支の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、基本構想でありますけれども、新市立病院基本構想の策定までには、市民や関係団体の代表による市立病院新築懇話会からの提言や市民へのアンケート調査の結果など、市民要望に沿って策定した

ところでありますが、さらに昨年、その内容の精査検討も行ったところであります。これらの内容につきましては、議会にその都度報告し、議論をいただいたところであります。また、市のホームページに基本構想の全容と精査検討結果の概要を、広報にはそれぞれの概要を掲載し、市民の皆さんからご意見もいただきましたし、医師会などから救急医療の在り方や診療科目や病床数などについて意見が寄せられたところであります。そういったことを踏まえ、基本構想を再度精査することとし、救急医療の問題につきましては、小樽市救急医療体制検討委員会において協議いただいておりますし、病院の規模や診療科目などにつきましては、両病院の医師10名で構成するワーキンググループにおいて見直し作業を進めておりますので、それらがまとめ次第、関係団体等と協議の上、判断してまいりたいと考えております。

次に、観光についてでございますが、まず土産品販売店や飲食店における観光売上げの状況であります。各業種別の売上高については、個々に把握することは難しいものがありますが、平成12年度と平成16年度に実施した観光経済波及効果調査によれば、観光客の消費から波及する市内総売上げの推計がそれぞれ3,046億円と2,668億円であり、約400億円の減少となっております。このことから観光入込み客数の減少が本市経済全体に少なからぬ影響を及ぼしているものと推測しております。

また、今後の対策といたしましては、観光事業者の皆さんや観光関連団体とのネットワークづくりによる観光客のニーズに対応した新たな商品開発に取り組むとともに、観光客に対するホスピタリティの一層の向上を図りながら、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、夜営場の設置でありますけれども、観光客の減少に歯止めをかけるためには、多様化する観光客のニーズに対応できる受入れ態勢の整備が求められていることは十分承知しております。現在、おたる自然の村や朝里川温泉地区には、夜営場が開設されており、市民をはじめ、自然との触れ合いを求める旅行者の皆さんにご利用いただいているところであります。今後、こうした形態の旅行者の需要がどの程度あるのか、また現在の施設の利用状況も勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、丸山の登山道とごみの関係でありますけれども、初めに小樽市廃棄物最終処分場から登山道の一部へごみが飛来することについてでありますけれども、最終処分場においては周囲に飛散防止用のフェンスを張るとともに、ごみが飛散しないように注意しながら覆土整備をしております。しかし、年に数回風の強い日にはどうしてもプラスチック類が飛散する状況にあり、最終処分場においては随時周辺のごみ拾いを実施し、周辺環境の保全に努めているところであります。丸山登山道への飛散したごみについても、これまで春先にごみ拾いを行ってきておりますが、登山道の美化が求められていることを踏まえ、今後、春と秋の年2回程度定期的にごみ拾いを実施し、環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、悪臭でありますけれども、最終処分場ではごみの搬入後、毎日覆土整備を行い、悪臭の防止に努めておりますが、生ごみの投入直後や敷きならしのときには、風向きとの関係で登山道においが漂うことも考えられますので、できるだけきめ細かな覆土作業を行い、悪臭防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、登山道の簡易トイレの設置でありますけれども、この登山道は国が保安林の管理道路を一般に開放しているものであり、登山者には自然を守る責任が強く求められることから、マナーとしてごみを持ち帰ることと携帯トイレを携行することが必要ではないかと思っております。しかし、携帯トイレを持たない登山者も多くいると聞いており、簡易トイレの設置については、登山道の管理者である石狩森林管理署と協議してまいりたいと考えております。

次に、母子家庭自立支援給付金支給事業についてでありますけれども、初めに高等職業訓練促進給付

金であります。児童扶養手当受給者が、又は同等の所得水準にある母子家庭の母の自立のため、有効な資格を取得するに当たって2年以上就学する場合に、最後の3分の1に相当する期間、生活費の負担軽減を図り、資格取得を容易にしようとするものであります。支給対象となる資格は、看護師や介護福祉士等がありますが、市内で資格取得が可能なものとしては、小樽看護専門学校などの看護師養成機関がありますので、看護師資格と考えております。

次に、制度の周知でありますけれども、決定に当たっては、資格取得の見込みなどについて審査が必要となりますので、支給対象者には事前に相談していただきたいことから、毎年3月に市内の看護師養成機関に周知を図ったところであります。今後も事前の周知に努めてまいりたいと思います。

次に、予算でありますけれども、当初の見込みを上回る申請があったことから、このたび増額補正予算を提出しておりますが、母子家庭の経済的自立に効果が高いと思われまますので、今後さらに要望があれば対応していかねばならないと考えております。

次に、同様の目的で母子家庭の母に対し、技能取得への取組を支援する自立支援教育訓練給付金についてであります。今年度の支給申請人数は現在までにヘルパー養成が7人、パソコン養成が1人、医療事務養成が2人となっております。

次に、常用雇用転換奨励給付金でありますけれども、この制度は事業主が母子家庭の母を新規に短期間臨時雇用し、職業訓練計画に基づいて常用雇用へ転換した場合、事業主に対し、奨励金を1人当たり30万円支給するもので、この制度につきましては、昨年3月に商工会議所に説明したところであります。また、他都市の状況であります。道内主要9市の中で5市が実施しておりますが、いずれも実績はないと聞いております。

次に、市内における母子世帯でありますけれども、近年家族の形態も変化してきており、夫婦別性や婚姻届を提出しない事実婚を選択するなどさまざまなことから、母子家庭の実数把握は困難なところであります。参考に、母子家庭の母に支給している児童扶養手当の平成17年4月末現在の受給資格者数では、1,746世帯となっております。また、生活保護を受給している母子世帯数では、平成16年度の月平均は425世帯で、毎年増加傾向にあつて、この5年間で約22パーセント増加しております。

次に、母子世帯の児童の保育所入所でありますけれども、国の通知でも入所選考を行う場合に、母子家庭は優先的に入所させる取扱いになっており、母子家庭ではない世帯と申込みが競合する場合には、優先的に入所させているところであります。

次に、母子家庭への支援でありますけれども、さきにご質問いただきました母子家庭自立支援給付金支給事業や保育所優先入所など、経済的自立に向けた就業支援や児童扶養手当、災害時手当、水道料金の減免など経済的支援、母子福祉住宅、母子生活支援施設などの住宅支援、ひとり親家庭などの医療給付及び就業、就学に当たっての資金貸付けをはじめ、母子自立支援員を配置し、母子家庭のさまざまな相談に対応するなど、総合的な支援策をとっているところであります。

次に、病院給食の委託にかかわっての市内業者の問題でありますけれども、平成17年度に引き続き納入している市内業者は現在9業者で市内業者の総計は11社であります。また、平成16年度に納入していた業者からのご意見は、現在のところ特にないと聞いております。

次に、職員の配置でありますけれども、小樽病院の給食に従事していた13名の職員が職場変更の対象でありましたが、職員の意向を確認し、6名を新光共同調理場などの給食職場に配置し、7名を一般業務員として窓口業務や施設関係などの事務職場に配置しました。職場の変更につきましては、事務職場での職員の不足が見込まれておりましたので、職種の変更を認め、業務の定型的な事務職場に配置したものであります。

次に、市全体としての財政効果でありますけれども、小樽病院の財政効果の試算では、職員13名の人件費を総額8,300万円、1人平均640万円で見えております。13名のうち6名については給食職場に配置しましたので、通常の異動と考えており、また7名については事務職場への配置になりましたが、本来職員が必要な職場に配置しております。しかしながら、仮に新規採用職員を充てたとすれば、1人平均300万円程度となりますので、差は340万円となり、7名分の2,380万円が負担増ということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、日東バイオンが米飯給食より引上げを打診しているということについてであります。日東バイオンには平成5年度から学校給食の炊飯と食器の洗浄を委託しております。昨年10月に非公式であります。米飯給食から身を引きたいとの話があり、受皿となる業者が決まるまでは日東バイオンが責任を持って引き受けていくとの話でありました。現在、会社と今後の方向性を見いだすべく、工場の在り方も含め話し合いをしているところでございます。

次に、市内業者に仕事を引き継ぐことができるかどうかについてであります。日東バイオンとしての今後の具体的な方向性が定まっておられませんので、現段階ではお示しすることはできませんので、ご理解願います。

次に、図書館の民間委託についてであります。昨年度、開館時間の延長や祝日開館など、多様な市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、窓口業務を中心とした民間委託化の検討を行ったところであります。内容につきましては、図書や絵本に造けいの深い市内のNPO法人に今後の図書館運営の在り方などについて相談してきたもので、検討結果、専門職員の継続的な確保や移動図書館バスの運行業務など、整理すべき課題もあることから、当面、直営体制としたものであります。なお、本年度の職員配置につきましては、部次長の館長事務取扱をはじめ3名の職員減を図り、図書館司書の有資格者である嘱託員を3名充てたところであります。今後につきましては、有資格者の配置に十分配慮しながら指定管理者制度の導入について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、社会教育施設への指定管理者制度の導入についてであります。現在、市としてはより効果的・効率的な施設の管理・運営に向け、民間の能力を活用する指定管理者制度の導入を全庁的に取り組んでいるところであります。教育委員会といたしましても、平成18年度より総合体育館について導入することとしており、美術館などの社会教育施設につきましても、各協議会や審議会とも十分に協議しながら、今後の管理・運営の在り方について検討してまいりたいと考えております。

最後に、小学校適正配置実施計画案についてであります。地域説明会を昨年10月から延べ35会場とPTA、ことばの教室等を入れますと40会場で実施し、保護者や地域、校友会の皆さんから多くのご意見、ご要望をいただきました。今後、教育委員会といたしましては、7月末ごろをめどに実施計画を決めてまいりますが、これまでたくさんの方からさまざまなご意見をいただきました。そうした意見を十分踏まえて、慎重に判断してまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 10番、大橋一弘議員。

10番(大橋一弘議員) 1点だけ再質問いたします。

ただいま、平成18年、第二病院に委託計画ということでお伺いしました。今回、平成16年度23社、小樽市内の業者が納入していたわけですが、11社に絞られました。入札のやり直し、そういうことでこういう結果になったわけですが、結果的には例えば4社で納めていた部分が1社に集約されるとか、そう

いう形で零細な業者が結局は切られるという結果になっているように思っております。経済原理ということもあるのですが、ただ、市の方で積極的に零細な商店とかの商売を切る結果になるときは、慎重に進めなければならないものではないかというふうに考えております。第二病院の委託がこれから出てくるわけですが、今回、札幌市立病院のように労務関係だけ委託して、そういう資材の納入については従来どおり、結局市の方で管理するというような、そういう選択肢をとっているところもあるように聞いております。行政効果において、どういうことになるのかという問題があると思いますけれども、今回第二病院を委託する場合には、そういうことも考えて研究して委託を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） 来年、第二病院の委託を考えておりますけれども、確かに23社が11社ということでありますから、非常に外れたところは大変だというふうに思います。今お話あったように労務だけ委託という話ですけれども、そういったことが可能なかどうか、よく研究して進めてまいりたいと思います。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 森 井 秀 明

議員 山 田 雅 敏

平成17年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成17年6月20日

出席議員（32名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大畠護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久未恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題とし、6月17日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 公明党を代表し、質問をさせていただきます。

初めに、交付税の減収により、財政事情の悪化など、明るい話題に欠ける小樽市に、過日、日本観光協会より優秀観光地づくり賞金賞の国土交通大臣賞を受賞されまして、大変おめでとうございます。関係各位の皆様のご尽力に、心からお喜びを申し上げます。

では最初に、財政再建と議案に関して伺いたいします。

去る13日の本会議で、財政再建にかける決意を語られ、市長の提案説明がありましたが、過日の第1回臨時会において、平成17年度の一般会計に平成16年度一般会計赤字決算額12億1,700万円を繰上充用し、平成17年度一般会計予算額645億1,491万7,000円といたしました。今年3月作成の財政再建推進プランによりますと、この平成17年度一般会計予算は平成4年度の予算並みの緊縮予算とのことで、ご苦労のほどがうかがわれます。今議会で5,049万円を補正し、一般会計は645億6,540万7,000円となりますが、予算額は前年度同期より5.8パーセント減となっています。最初に、前年度比5.8パーセント減とされた抑制に対するお考えを改めてご説明願います。

次に、繰出金は国が定める基準に基づく費用分担や収支不足を補うために、一般会計から繰り出していますが、繰出金の内訳を見ますと、企業会計の病院、下水道事業、特別会計の国民健康保険、老人保健、介護保険で繰出金の約90パーセントを占めており、介護保険導入により減少すると思われていた老人保健、国民健康保険も介護保険制度導入前の平成11年度と変わらず、介護保険、老人保健は年々繰出金が増えています。高齢化に伴い、今後も続くとの見解が示されていますが、これら三つに対する繰出金についての現状とご見解をお聞かせ願います。

次に、提案説明にありました懸案の財政再建推進プランの実施計画策定に向けた考え方をまとめ、庁内に具体的検討を指示されたとありましたが、どの程度の財政効果を見込めるのか、お示し願います。

実は、市民の方より、「小樽市の財政が大変なのはよくわかりますが、歩道に敷設されている視覚障害者に配慮する点字ブロックがかなり各所で傷んでいて、健常者の私もつまずいて転んでしまったが、市役所に電話もかけづらい。もしもけが人が出たらどうするのか」との声も聞こえております。ある程度は小樽市の財政のためにと頑張る市民にまで、役所内の取組が及ぶことのないように考慮することも必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、議案第25号に関連いたしまして伺いたいします。このたび売却された山林等のほか、遊休地等の資産も合わせ、どの程度保有されているのか、また、保有されている資産の最近の売却状況、さらに今後の売却予定についてもお示しください。

次に、現在、既に委託されている議案第6号の市営住宅集会所の管理等委託条例の一部改正のほか、15件の条例の改正議案が出ています。現在、管理委託している施設を含め、27の施設を平成18年4月か

ら指定管理者制度に移行するために行う議案と説明されていますが、現在、小樽市の条例で決められている公の施設数と既に指定管理者制度を導入している施設、さらに今後の指定管理者制度導入予定と考え方をお聞かせください。

最後に、このたびの16件の指定管理者委託に伴う財政効果と管理業者等を定める方法について、お聞かせ願います。

次に、小学校適正配置実施計画案についてお伺いいたします。

小学校適正配置に関しては、学校適正配置等調査特別委員会で質疑されていますが、改めてお聞きしたいこともありますので、質問させていただきます。児童数の減少に伴う小樽市内の学校における小規模化は、学校行事の運動会一つ見ても、児童数の減少という実態は地域の皆さんも認めざるを得ない事実と思います。教育委員会として適正な学級規模を有する学校の配置計画を目的に、平成11年2月26日制定の小樽市小・中学校適正配置計画基本方針に基づき、同年8月18日制定の小樽市小・中学校適正配置計画方針の一部改正を行い、この方針に基づき、中学校においては平成13年4月1日、新3年生をそれぞれの学校に残し、新1年生、進級となる2、3年生の適正配置を実施し、翌14年3月、残っていた3年生が卒業、半年ほど経て結果報告がなされ、中学校における適正配置計画は終了しております。翌15年9月8日の学校適正配置等調査特別委員会で、初めて小学校の適正配置について資料に沿って説明を受けております。その後、教育委員会は後志教育局をはじめ、関係団体に事前に説明会を行いまして、10月27日から約1か月間にわたり、保護者や地元関係者に地域説明会を実施いたしております。この小学校適正配置計画の説明会の開催に当たり、教育委員会は小樽市PTA連合会の区分を参考にして、13校で実施したとしておりますが、意識的に該当する学校を外したのではとの感が否めません。その件につきまして、最初にお伺いいたします。

その後、平成16年11月15日の学校適正配置等調査特別委員会で検討結果及び通学区域変更計画が示され、正式に学校名が発表になりました。各説明会での質問・意見・要望等を聞きながら、教育委員会としても検討を重ね、計画を練り直し、今日に至ったものと思いますが、ある説明会での「小樽市の財政が大変だから学校をなくするのか」という趣旨の質問に対し、「交付税措置がされているので、ほとんど影響がない」と答えていたと思いますが、統廃合に関係する9校にかかわる基準財政需要額と人件費、学校管理経費など、歳出面で実施前と実施後を比較してお示しください。

次に、教育委員会として、小学校の学校適正配置計画を進めようとしている平成16年9月3日に行われた市立病院調査特別委員会で資料に、新市立病院建設にかかわる町会長からの聞き取り結果、量徳小学校の学区を含む町会、がありました。内容は、町会長に町内の市立病院建設に関しての雰囲気とその内容の資料です。学校適正配置等調査特別委員会でこの件についての質問に対し、教育長は「病院は病院の立場で検討すべきで、学校は学校関係、教育委員会で検討していきます」と答えておりましたが、しっかりしない思いが残っております。この学校適正配置計画は、昭和33年度の2万9,363人の児童数をピークに、2万2,909人、22パーセントにも減少し続けて、平成16年度の児童数は6,454人となっています。この減少した児童数に合わせ、教育上ふさわしい形での学校の適正配置をすべきというのが目的だと思います。この児童数の減少は少子高齢化に加え、さまざまな要因によるもので、人口減の問題は小樽市にとっても避けられぬ大きな課題と思います。この件について、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」、「はぐくみ 文化・創造プラン」の現状と課題の中で、「児童・生徒数が減少する中、通学区域の見直しや学校の適正配置の検討が必要となっており、ゆとりと潤いある教育環境の整備・充実が求められている」とありますように、この21世紀プランを作成されたときに、小樽市全体の課題として計画された事業と思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」で示し、計画に従って進められている事業であれば、確かに行政の側の視点で見ると、病院の立場、学校の立場と区分されるとは思います。市民の立場から見ると、同じ小樽市、市役所のやっている仕事としか映らないと思います。市民に見えて、理解しやすいすっきりとした姿勢が最も大事であり、小樽市のために確信を持った計画の下で進められている事業と理解されると、市民も納得できるのではと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

説明会を重ねる中で、一定の方向性が見えているのではないかと思います。説明会開催の全体参加者数からも、会場別の参加数も固定化しているのではと思いますが、これまでの地域説明会の実施回数、参加数、それと参加されている方の内訳では、保護者の方が多かったかと思いますが、どうだったのでしょうか、お伺いいたします。

7月には、小学校適正配置実施計画が示されると思いますが、児童の父母の立場として、学校という教育環境が変わることへの不安感は無くないものがあるかと思えます。納得し、安心した形で、適正配置計画が進展することを望んでおります。

次に、アレルギー性疾患対策についてお伺いいたします。

近年、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、鼻炎、花粉症等のさまざまなアレルギー性疾患の患者が増加し、国民3人に1人がアレルギー性疾患など、何らかのアレルギー症状を持つと言われております。患者本人はもとより、家族の心労への対応など、保健、医療、福祉、教育現場などでの総合的治療環境としての対応やそのための関係者の理解と協力が求められています。これまでも委員会等でお伺いしたこともありましたが、改めて小樽市におけるアレルギー性疾患対策について、何点かお伺いいたします。

最初に、小樽市の保健医療行政を担う立場として、今日のアレルギー性疾患の対策についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、このアレルギー性疾患やアトピー性皮膚炎等のアレルギー関連の対策に対し、国では研究体制の強化と治療法の確立のため、各省ごとに予算がつき、対策が進められていて、法制化された箇所もあると聞いておりますが、国におけるアレルギー性疾患を含むアレルギー対策の現状と、国の示したアレルギー対策と、現在、北海道としてのアレルギー性疾患についての取組状況をお聞かせ願います。

次に、アレルギー性皮膚炎、特にアトピー性疾患で悩んでいる方たちが一番困っていることは、医師の治療方針がばらばらであることと、適切な情報等がないため、患者が振り回されている実態があります。皮膚科で治療を受けても、皮膚の炎症をステロイド等の薬で抑えるだけで、その原因がさまざまなため、納得できる状態になく、患者にとって満足のいく対応がされていない状況かと思えます。現在、日本アレルギー学会認定医として、アレルギー性疾患に対応できる専門医、小児科、皮膚科の医師数を小樽市近郊を含め、お伺いいたします。

このアレルギー性疾患対策については、国や道としても取り組んできておりますが、小樽市の取組状況と今後のお考えについてお伺いいたします。

次に、アレルギー性疾患に関して、神戸市では平成16年5月から、これまでぜんそく対策は環境局、アトピー性皮膚炎は保健福祉課、食物アレルギーによる給食対策は教育委員会と、ばらばらで連携がなかったアレルギー性疾患対策を市アレルギー性疾患対策検討会として常設、市民向けの小冊子、「知ってほしいアレルギーのこと」を作成して、同じ内容を保健所のホームページにも掲載して、アレルギー性疾患に悩む人や気管支ぜんそく、食物アレルギー等に関する正しい知識やアドバイス、情報をいつでも得られるようにしているそうですが、神戸市のアレルギー性疾患に対する取組をどのようにお考えになりますか、ご感想をお聞かせください。

次に、現在、加工食品の表示について、弁当をはじめ、各食品加工に含まれるアレルギー性原因物質

の表示を一覧表で明記化することなど、食物アレルギーに対する国の動きも活発化しています。平成16年通常国会で法改正され、今年4月から栄養教諭制度がスタートしていますが、この制度発足の背景には、朝食をとらない子供などの食習慣の乱れや肥満の増加、逆に過激なダイエットに走る子供たちの増加、食物アレルギーなど、食生活を取り巻く環境の変化などがあるそうです。こうした中で、栄養教諭制度は子供たちが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などの食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちの身につけさせることを目的にしています。その導入については都道府県の判断にゆだねられているようですが、北海道の現状についてお聞かせください。

次に、小樽市の学校給食における食物アレルギーについての取組状況と各学校での児童・生徒、各家庭に対する給食に含まれるアレルギー性原因物質などについて、周知の現状についてお聞かせください。

この項の最後に、5月28日、釧路市において、そばや卵などの食物が原因で起こる急性アレルギー反応、アナフィラキシー発症時の対応について、学校関係者に対する全国で初めての学校対応マニュアルセミナーが行われました。アナフィラキシーとは、食べ物やハチ毒などの異物に敏感になった体が再び同じ食べ物やハチの毒に接触して起こすショック症状で、治療が遅れると死亡することもあります。昭和63年、札幌の小学生が学校給食のそばを食べた後に死亡した例もありますが、厚生労働省の研究班が昨年実施した全国調査では、過去5年間でアナフィラキシーショックを発端に死亡したケースが4例あったそうです。このアナフィラキシーの小中学校向け対応マニュアルを日本小児アレルギー学会が初めて作成しております。これは、症状を緩和するエピネフリンの小児用自己注射薬を今年の春から児童・生徒が携帯するようになったことを受けたもので、マニュアルでは子供には注射器は所持させず、保健室などに保管することを求めています。釧路市でのセミナーでは、日本小児アレルギー学会が監修し、日本学校保健会が今年4月に発行した「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」を使って行われたそうですが、このエピネフリンは自己注射が本人と家族に認められているため、家族と一緒にいない学校現場や救急救命士、養護教諭が注射を打てる体制が望まれています。教育委員会としてこの食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアルについて、認識はお持ちでしょうか。また、各学校に対し、アナフィラキシーについての情報と理解を図ることも必要と思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、介護保険制度の見直しに関して、お伺いいたします。

介護保険制度施行から5年目の今年2月、5年後見直し規定に基づき、介護保険法の一部を改正する法律案外2法案が今国会に提出されております。介護保険制度創設当初の懸念、一つ、「保険あってサービスなし」については、全国で150万人から300万人にそのサービス利用者が倍増していること。二つ、「要介護認定は大丈夫か」については、全国の各自治体の努力により、大きな混乱もなくスタートできていること。三つ目、「市町村の保険者として対応できるのかどうか」についても、1号保険料の収納率も98パーセントを維持していることなどから、厚生労働省では介護保険制度はおおむね軌道に乗っていると判断しているようです。小樽市においての実施状況を制度導入3年目の2003年3月作成の小樽市高齢者保健福祉計画、小樽市介護保険事業計画の中で、「介護保険制度は制度内容の周知や介護サービスの基盤整備に伴い、介護サービスの利用者や利用回数が年々増加し、また、介護サービスの提供事業者も着実に増加しており、全体的には徐々に定着しつつある現状にあります」と記されております。しかし、全国的に65歳以上の被保険者数は、2000年4月末、2,165万人だったのが、2004年10月末には2,478万人となり、4年7か月間で約313万人、14パーセント増加、さらに要介護認定者数も2000年4月末の218万人から、2004年10月末には404万人となり、約186万人、85パーセントの増加となっており、65歳以上の6人に1人が認定者という現状になっております。その内訳を見ると、介護保険の総費用、給付費は

年10パーセントを超える伸びとなっています。利用者総数320万人の約24パーセント、77万人が施設サービス利用者で、保険給付額の51パーセント、2,334億円を利用しています。在宅サービスでは、総数320万人の約76パーセント、243万人で、保険給付額は49パーセントの2,275億円という状況にあり、実在宅サービス利用者の約3分の1の施設利用者で保険給付額の半分強の保険給付費を利用している現状にあります。小樽市の保険給付額について、昨年の第2回定例会でもお伺いしておりますが、参考までに2004年4月末と2004年10月末の65歳以上の被保険者数、介護保険認定者数、増加数、割合、あわせて保険給付利用者総数と在宅施設サービス別の人数、総数に対する割合、それぞれの給付額、さらに一般会計から介護給付、予防給付に義務づけられている費用負担率と支出額についてお示し願います。

次に、保険料の未払に関してお伺いいたします。介護保険制度は、介護を国民みんなで支え合う制度のため、保険料は公平に支払うことになっています。そのために滞納期間が1年以上経過した場合には支払方法の変更が、滞納期間が1年6か月を経過した場合には保険給付の一時差止めが、滞納期間が2年を超えた場合には保険給付の減額など、かなり厳しい決まりがあります。小樽市にあって、昨年9月の決算時で、既に保険料の未納額が示されておりましたが、現時点での保険料の未納状況をお聞かせ願います。

なお、このたび保険料徴収についての見直しも予定されているようですが、主な改正部分とこの改正による小樽市の影響などについてお聞かせ願います。

次に、新聞報道によりますと、来年4月から末期がん患者も介護保険が利用できるよう法整備がされているようですが、現在も64歳以下でも制度サービスを利用できる特定疾病15種類の要介護認定者は、小樽市内でどの程度おられるのか、人数、介護認定総数との割合、また、来年から利用できる特定疾病介護保険についてのお考えをお聞かせください。

次に、厚生労働省提出の見直し案は、5年間の実績を通して、団塊の世代による高齢化人口への対応を含め、保険料、給付費用、認知症への対応、介護の質の向上など、さまざまな点について見直しを行った結果の一つが、予防重視型システムへの転換を目的とした法改正とのことですが、厚生労働省が示している予防重視型システムについての事業内容、取組などについて、お考えをお聞かせください。

次に、小樽市では、小樽市高齢者保健福祉計画に基づき、平成15年度から実施の「おたる健康総合大学」で取り組んでいる中高年齢者対象事業、自宅での筋力トレーニング、施設でのマシントレーニングについて、現在の状況と具体的な成果などと予防重視システムについてのお考えも含め、お伺いいたします。

次に、現在、小樽市は財政健全化に対し、全庁を挙げて取り組んでいるところですが、一般財源に占める繰出金の割合が年々上昇している現状があります。その中に占める介護保険の割合が、介護保険導入と同時に10.8パーセントと繰出金を大きく押し上げ、2003年度は決算済みで13.3パーセントだったのが、2004年度予算では16パーセントとなり、2005年度には16.7パーセントと、介護認定による給付額の増加に伴って、その割合を高くしているように思いますが、その実情をお聞かせください。

さらに、確実な高齢化が見込まれる小樽市にあって、健康な高齢者も含めての健康維持と介護予防は、大きく言えば給付費の抑制にもつながるのではと思いますし、大事な視点と考えます。健康維持、介護予防についての正しい理解と認識を全市民にアピールし、意識を高める施策も必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、家庭ごみの減量化・有料化に関してお伺いいたします。

4月1日より実施の家庭ごみ有料化に戸惑いつつも、ごみの分別が減量化につながることを実感できた2か月間というイメージがありますが、広報おたる6月号に減量化・有料化による収集量の効果が掲

載されていますが、改めて収集量の有料化実施前と比較し、お示し願います。

またあわせて、ごみ減量化目標収集量の17年度3万2,652トン、資源物拡大目標5,351トンについての見直しをお聞かせ願います。

次に、市民サービス向上関係についてお伺いいたします。資源物回収ボックス、ごみ箱設置、ごみステーション用ネット等を申請した町会、自治会数と設置数、助成額をお示し願います。

次に、地域環境美化協力員についてお尋ねいたします。地域環境美化協力員とは、ごみや資源物の出し方についてのアドバイスやごみステーション周辺の清掃等のお手伝いをしていただく方で、各町会で選任し、地域の環境美化推進のため活動するとありますが、やはり実態がよく見えません。市内すべての町会に配置されたのでしょうか。地域環境美化協力員は無償ボランティアなのか、助成金として一律町会に支払われているのか、ご説明ください。

また、地域性もあるかと思いますが、従来とあまり変わらないごみ出し状況のステーションも見受けられます。こうしたステーションに対する指導と対策をお伺いいたします。

次に、ボランティア清掃袋についてお伺いいたします。ボランティア袋は町会、各種グループなどが団体で清掃活動を行う場合は透明の袋が、個人でボランティア活動をする場合はピンクの袋が支給され、袋の申込みは町会や団体となっています。このピンクの袋についてですが、個人で自宅周辺の歩道や車道などに散らかっているたばこの吸い殻、缶、ペットボトルなどやごみを清掃したときに使用しますが、毎日清掃してもごみの量は多くないために、袋をいっぱいにするにはかなりの期間を有します。もう少し小さな袋の方が利用しやすいとの声もありますが、ボランティアの方の負担にならないように、袋の大きさを変えるなどの配慮も必要かと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、有料化に伴い、小樽市として乳幼児1歳未満児を持つ家庭に、ごみ袋無料配布のサービスを実施していますが、要望の多い介護を要する高齢者宅などについても検討されたと伺っていますが、その内容についてお聞かせください。

次に、新聞報道によりますと、5月23日、環境省はペットボトルなど、容器包装リサイクル制度の見直し案の骨格をまとめ、中央環境審議会に報告を行ったとあり、その内容は、一つ、「市町村が全額負担している容器包装廃棄物の収集保管費用の一部を事業者側が負担する」、二つ、「レジ袋の店頭での無料配布を禁止する処置の導入」などが柱になっているとしています。環境省は経済産業省と調整し、6月中に制度の概要を固め、来年の通常国会に容器包装リサイクル法の改正案を提出するといっています。いずれにせよ近い将来、レジ袋も有料化されるという方向性が見えてくると考えられますが、昨年第4回定例会で、小樽市民ルールの提唱のノーレジ袋との整合性について質問いたしましたところ、ごみ減量、資源物分別について、市民に負担をかけないために、また、回収後は分別し、資源化するので大丈夫という趣旨の答弁がありました。スーパーなどのレジ袋の有料化の方向性が見えてきている今、ノーレジ袋とあわせ、マイバック運動を実施すべきと思います。市民意識の啓発に、ノーベル平和賞のワンガリ・マータイさん、ケニア副環境相が提唱しています「もったいない」を継承してはいかがでしょうか。この「もったいない」の発端は、環境省がごみ減量(リデュース)、資源の再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の3R運動を象徴する言葉として、「もったいない」を使いたいという情報に、ある新聞社のインタビューから、マータイさんが大変に気に入り、世界じゅうで「もったいない」を提唱しているそうです。資源物に利用されるレジ袋は、平成17年度160万枚、21年度800万枚の使用とお答えいただいておりますが、過日、道新のコラム欄にスーパー等で渡すレジ袋の1年間の使用量は全国で約30万トン、375億枚に上ると見られる。家庭で利用する方法もあるが、結局捨てられて、ごみを増やしている。レジ袋を減らそうと、東京都杉並区は2002年春に、1枚につき5円課税する税条例を制定した。

まだ施行されていないが、区民の意識は少しずつ変わってきていて、昨年7月の調査では、買物客の31パーセントがバッグなどを持参していたとの結果に、バッグ持参率60パーセントの目標を達成したいという納得できる記事でした。市民に負担をかけたくないという考えも大切と思いますが、ノーレジ袋・マイバッグ運動についてのお考えを改めてお伺いいたします。

以上、再質問はいたしません。よき答弁を期待し、終わらせていただきます。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、前年度比5.8パーセント減となりました今定例会後の予算規模でありますけれども、平成17年度当初予算は16年度予算の赤字額約19億円を増やさないという姿勢で編成をし、事業の厳選と財政健全化の取組効果の着実な予算への反映に努め、平成16年度当初予算と比較して7.3パーセント、約50億円の減額をした編成となりました。その後、さきの第1回臨時会で、平成16年度決算の赤字処理のため、繰上充用金を12億1,700万円計上し、今定例会で5,049万円の補正予算を計上したことから、結果として前年の第2回定例会後に比べ、5.8パーセントの減となったものであります。予算規模はいわゆるバブル崩壊以降の経済対策や少子高齢化に対応するため拡大してはありますが、今後、最小の経費で最大の効果の原則を再認識して、適正な予算計上に努めていく必要があるものと考えております。

次に、老人保健、国民健康保険、介護保険の各特別会計に対する繰出金であります。これら三つの会計に対する繰出金は、介護保険導入時の平成12年度は約41億2,000万円でしたが、平成17年度予算で約8億2,000万円20パーセントの増加となり、約49億4,000万円に上っており、本市財政にとって大きな負担となっております。本市の高齢化は、全国・全道平均に先駆けて進展しており、今後もその額が増え続け、さらに本市財政を圧迫するものと予想しております。このように本市の実情が示すように、市町村はこれらの介護保険者として極めて厳しい財政運営を強いられており、今後の介護保険制度や医療保険制度の見直しでさらに負担増が生じた場合、これら事業の健全な運営は不可能となり、これら制度の見直しにおいては安定的に持続可能な制度設計と負担の適正化が不可欠であると考えております。

次に、財政再建推進プランの財政効果の見込みであります。本市財政再建のためには、平成18年度から21年度までの4年間で総額88億円の効果を上げなければなりませんので、かなり思い切った見直しを行う必要があります。その達成には多くの困難を伴うものと思っておりますけれども、何とせよ成し遂げなければならないものと考えております。今後、策定する財政再建推進プラン実施計画では、現行の業務について、効率化を図ることによる組織・機構の見直しや官民の役割分担の見直しなど、それぞれ具体的な項目やその改善額、取組期間などを明らかにし、改善への道筋を示してまいりたいと考えております。

次に、市民の皆さんへの配慮でありますけれども、本市財政の再建は行政の徹底した努力はもちろんのことでありますが、市民の皆さんの協力と理解がなければ、なし得ないものと考えております。確かに厳しい財政状況の中で、新たな投資には限界もありますが、ご指摘のような施設の維持補修や市民生活に欠くことのできない予算については適切に確保し、市民生活に重大な支障を来すことがないように配慮してまいりたいと考えております。

次に、市が保有している資産であります。平成16年3月末現在で、企業会計を除く数値で申しますと、基金としての山林は約1,570万平方メートルで、そのうちこのたびの売却分が約1,086万平方メートル

ルであります。土地については、全体で約768万平方メートル、うち普通財産が220万平方メートル、建物については、全体で739棟、うち普通財産が52棟となっております。資産の売却状況であります。平成16年度においては北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設用地として約1億200万円、旧小樽市職員会館の土地と建物を3,615万円で売却するなど、総額1億8,526万円の売払い収入がありました。今後の売却予定であります。今年度は今定例会の山林売却のほかに遊休地、貸付地合わせて3,970万円を売却する予算計上をしておりますが、今後とも処分可能な遊休資産等については、積極的な売却に努めてまいりたいと考えております。

次に、公の施設の数と既に指定管理者制度を導入している施設であります。条例で設置している公の施設については、法的に指定管理者制度を導入できない学校などを除くと、152の公の施設があります。また既に、鯉御殿とさくら学園の二つは指定管理者制度を導入しております。

次に、指定管理者導入に伴う財政効果でありますけれども、制度導入で歳入では利用者の増による使用料の増が見込まれるとともに、歳出では管理経費の縮減が見込まれますが、具体的な財政効果につきましては、指定管理者が選定されるまでは算出は難しいものと考えております。

次に、指定管理者を決める方法であります。本定例会で条例改正の議決を受けた後に、指定管理者の選定を行い、第4回定例会に指定管理者となる団体の名称、指定期間について、議会の議決をいただく予定であります。選定は公募を原則としておりますが、施設の性格、規模、機能等を考慮して、公募によることが適当でない施設については、任意による選定を行ってまいりたいと考えております。

次に、その他の公の施設への指定管理者制度の導入予定と考え方ですが、公の施設については、指定管理者導入を含めた管理方法、管理経費節減、住民サービスの向上等についての検討を行うとともに、将来的な維持・管理経費を考慮し、施設の統合、譲与、廃止等も視野に入れた総合的な検討を行うよう、庁内各部に指示したところであります。その中で、指定管理者制度の導入が妥当と判断されるものについては、準備が整った段階で順次、制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の適正配置実施計画案に絡みまして、総合計画における病院新築と学校適正配置でありますけれども、学校適正配置につきましては、児童・生徒数の減少を踏まえ、小中学校教育の推進において、教育環境の整備・充実を目的に進めてきており、一方、新病院の建設は市民からの強い要望を受けて、老朽化した現在の市立小樽病院と市立第二病院の機能を統合することにより、高度な専門性を備えた総合的医療を実現し、地域医療体制の充実を目的としており、両計画とも小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」に位置づけた重要な施策であり、小樽の将来を見据えた事業でもありますので、市民の皆さんのご理解を得るべく、努力してまいりたいと考えております。

次に、アレルギー性疾患の対策でありますけれども、初めに保健医療行政の立場から、今日のアレルギー性疾患の対策についての認識であります。関節リウマチ、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症など、免疫アレルギー疾患を有する患者は国民の約30パーセントと言われており、大変重要な問題と認識しております。また、アレルギー性疾患は、個体側と環境側の要因が関係した複雑な発病メカニズムが存在しており、総合的な取組が必要であることは言うまでもなく、今後、さらに取組を充実させる必要があると考えております。

次に、国のアレルギー対策の現状と道のアレルギー性疾患の取組状況であります。国では平成4年度からアレルギー性疾患についての研究事業を開始して、病院及び病態の解明、治療方法などの研究推進を図っております。また、アレルギー性疾患に対する相談体制を整備する目的で、平成13年度から地方自治体の保健師等を対象として、相談員養成研修会を行っております。さらに、膨大なアレルギーに関する情報の収集と整理のために、リウマチ・アレルギー対策委員会を組織して、情報を各関連機関

に提供しておりますほか、診療ガイドラインの作成や各種広報活動も行っております。

また、北海道においては、体系立ったアレルギー疾患対策は本年度まで行われておりませんが、各保健所での相談対応や花粉などのアレルギー情報をホームページで公開しております。

次に、日本アレルギー学会認定医として、アレルギー疾患に対応できる医師数についてのお尋ねでありますけれども、日本アレルギー学会にすべてのアレルギー疾患に対応できる医師が登録されているわけではありませんので、学会認定医の数がそのままアレルギー疾患に対応できる医師数とはなっておりません。また、アレルギー性疾患は皮膚科、眼科、耳鼻科、小児科、内科等の各領域にまたがっており、関係する医師の一部しか日本アレルギー学会に加盟しておりません。一応、一般公開されているアレルギー専門医は、小樽市内には1名おり、また、札幌市内においては27名おります。

次に、アレルギー性疾患対策についての小樽市の取組状況と今後の考え方であります。保健所内の総合健康相談、街角健康相談、電話相談などで対応しております。また、国と共同して、環境とアレルギー性疾患の関係を調査する目的で、3歳児健診で保護者への子供のアレルギーに関するアンケート調査を行い、送付した資料は国で分析しております。また、今後についても、現況の各種相談事業や啓発を含め、今後も継続して行う必要があると考えております。

次に、神戸市のアレルギー性疾患に対する取組であります。乳幼児期、学童期、成人等、年代に合わせた対応など、種々網羅されており、大変充実した取組となっていると思っております。

次に、介護保険についてのお尋ねでありますけれども、まず被保険者数などあります。平成12年4月末と16年10月末についてそれぞれお答えいたします。第1号被保険者数は、平成12年4月末、3万5,022人、平成16年10月末、3万8,272人で3,250人増、増加割合は9.3パーセントであります。要介護認定者数は、平成12年4月末、3,564人、平成16年10月末、6,974人で3,410人増、増加割合は95.7パーセントであります。サービス利用者総数は、平成12年4月末、2,664人、平成16年10月末、5,147人で2,483人増であります。また、在宅サービスと施設サービスの人員と給付費であります。平成12年4月末では在宅サービスが1,239人で47パーセント、約6,500万円、施設サービスが1,425人で53パーセント、約4億9,600万円、平成16年10月末は在宅サービスが3,572人で70パーセント、約3億800万円、施設サービスが1,575人で30パーセント、約5億6,200万円でありました。

次に、介護保険給付費の市の負担率でありますけれども、これは12.5パーセントであり、平成12年度決算で8億9,700万円、平成16年度決算見込みでは12億9,000万円であります。

次に、保険料の未納状況ですが、平成16年度決算見込みで6,720万円ほどの収入未済額があります。また、制度改正による徴収方法の見直しであります。第1に、年金からの特別徴収の対象を遺族年金及び障害年金に拡大し、対象者の把握時期を現行の年1回から6回とするものであります。二つ目は、普通徴収の収納事務をコンビニなどの私人に委託することを可能とするものであります。第3に、生活保護受給者の介護保険料の直接納付であります。いずれも収納率の向上に資するものであることから、小樽市においても実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市内の64歳以下の第2号被保険者の認定者数であります。本年5月末で235人、要介護認定者全体に占める割合は3.3パーセントであります。

また、特定疾病の対象をすべての末期がん患者まで拡大することは、ターミナルケアの一環として、自宅療養を選択する方々の負担軽減の観点から望ましいものと考えております。

次に、予防重視型システムについてであります。その核となるのは新予防給付と地域支援事業の創設であります。

第1に、新予防給付の創設の趣旨は介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、

軽度者に対する保険給付について、現行の予防給付の対象の範囲、サービス内容、マネジメント体制を見直すことにあります。まず、対象者の決定については、現行の審査に加え、高齢者の状態の維持、改善可能性の観点で踏まえるものであります。次に、サービス内容であります。既存サービスを生活機能の維持・向上の観点から、内容や提供方法とその期間を見直し、新たなサービスとして筋力向上、栄養改善、口腔機能向上等のプログラムをモデル事業の成果をもとに導入するものであります。また、マネジメント体制としては、市町村が設置する地域包括支援センターの保健師などが要支援、要介護状態になる前から、連続性のある介護予防マネジメント体制を確立するものであります。

第2に、地域支援事業の創設の趣旨は、要支援になる前の自立の状態からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能の強化であります。事業内容としましては、介護予防事業としてスクリーニングの結果を踏まえて、さまざまな介護予防サービスを提供するとともに、包括的支援事業として介護予防マネジメントや総合相談、権利擁護事業、地域ケア支援事業などを実施していくものであります。これらは、従来の老人保健事業や介護予防事業、在宅介護支援センター運営事業を再編整理して、総合的な介護予防システムを進めていく内容となっており、これらの国の方針を踏まえて、現在進めております高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定とあわせて、今後、具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、「おたる健康総合大学」における自宅での筋力トレーニングや施設でのマシントレーニングについての現状と具体的な成果であります。自宅での筋力トレーニングの取組といたしましては、本年度の入学者193名全員を対象とした必修プログラムとして、5月から月1回の講座を開設しております。その成果等についてですが、講座の継続参加や自宅での週2回以上のトレーニングを継続することにより、転倒予防や運動の習慣化を通じ、介護予防としての成果が期待されると考えております。なお、施設でのマシントレーニングについては、開設しておりません。

次に、介護保険事業会計繰出金の増加要因であります。この繰出金は介護保険給付費分と事務費分からなりますが、ご指摘のように介護保険の創設からこの5年間で、要介護認定者数がほぼ倍増し、給付費が44パーセント増加したことが大きな要因であります。

次に、健康維持と介護予防についての市民周知と意識の高揚施策であります。市民の皆さんに介護保険制度の総合的な理解と認識をいただくことは大変重要なことと考えており、制度の内容のパンフレット作成や広報誌への掲載はもとより、各種フォーラムや講演会など、あらゆる機会を通して市民にアピールし、「健康おたる21」が目指す「心豊かで健康な長寿のまち」と実感できるような健康づくりと介護予防を進めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ減量化・有料化に関してのお尋ねでありますけれども、初めに減量化・有料化実施後の収集状況であります。4月からの2か月間における家庭ごみと資源物の収集量は、ごみが3,523トン、資源物が1,250トンであり、前年と比較して、ごみは約44パーセントの減量となり、資源物は約9.6倍となっております。

次に、平成17年度におけるごみの予測量との比較であります。予測量を月割りで試算した場合、2か月分のごみ量は5,442トン、資源物892トンであり、実績と比較しますと、ごみは35パーセントの減量、資源物は1.4倍となっており、現在のところ、計画よりもごみは大幅に減少し、資源物は増加しております。また、今後の見通しであります。現時点での予測は困難であります。減量意欲が低下しないよう啓発に努め、ごみの減量を図ってまいりたいと考えております。

次に、資源回収ボックスなどの申請及び助成の状況であります。現在のところ、資源回収ボックスにつきましては、申請が1件で、助成額は20万円となっており、ごみ箱については2件の申請があり、

助成額は3万3,400円となっております。また、ごみネットは町会と個人合わせて申請は26件で、設置数は58か所となっております。助成額の合計は9万1,200円となっております。

次に、地域環境美化協力員であります。協力員はごみステーションへの適正排出と周辺の美化について地域の方々にご協力いただくため、町会などに選任をお願いしたものであり、現在111の町会などで927人の方々が活動されております。この地域環境美化協力員は、各地域で自主的な活動をするボランティアであり、謝礼金は地域環境美化協力員が使用する軍手や火ばさみ、電話代、交通費などに充てていただくため、町会などに対し、世帯数に応じて支払うこととしております。

また、ごみ出しマナーにつきましては、今月の10日と13日に、それぞれの地域の地域環境美化協力員の代表者を対象に研修会を開催したところ、約190人の参加があり、ステーションの管理やルール違反のごみの処理などについてご意見が出されました。市といたしましては、これらのご意見を参考にしながら、地域環境美化協力員と連携をして、ごみステーションの改善に努めてまいりたいと考えております。

なお、協力員が選任されていない町会等に対しては、今後とも選任についての要請を随時行ってまいりたいと考えております。

次に、ボランティア袋であります。ボランティア袋の大きさはさまざまな地域での清掃に活用できるよう、30リットルの袋にしたところですが、散歩途中などにごみを拾い集めていただいている方々から、小さい袋の方が使いやすいというご意見が寄せられていることから、来年度に向けて大きさの検討をしてまいりたいと考えております。

次に、指定ごみ袋の無料配布であります。4月から新生児と1歳未満の乳児については、20リットル袋を100枚から25枚無料で配布しておりますが、市民の皆さんや議会からの要望を受けまして、無料で配布する対象を7月1日から拡大することにいたしました。新生児については、2歳になるまでの2年相当分として200枚、7月1日時点での2歳未満児については、既に配布した分を除いて100枚から25枚、転入してきた2歳未満児のいる世帯については、200枚から25枚を配布することとしております。また、介護を要する高齢者などにつきましては、小樽市家族介護用品助成事業により、紙おむつなどの助成を受けている高齢者と児童を含む身体障害者の補装具給付事業対象者のうち、ストマ用装具又は紙おむつなどの給付を受けている方に年間30リットル袋を100枚配布するものであります。

次に、ノーレジ袋・マイバッグ運動であります。この運動はごみの排出抑制や減量化、また、資源の有効利用のために大切な運動であるものと認識しております。このため、市においては消費者団体等と連携をして、事業者に対してレジ袋を断ると特典があるスタンプカード制度の導入など、ノーレジ袋やマイバッグ運動の働きかけを行うとともに、市民に対して広報おたるなどにより、買物に際してはマイバッグを使用するよう呼びかけを行っているところであります。現在、国においてはレジ袋の有料化や容器包装リサイクル法の見直しを検討していますが、本市においては、引き続き関係団体と連携し、ノーレジ袋やマイバッグ運動に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成15年の説明会についてであります。平成15年10月から11月にかけて、小学校適正配置にかかわる地域説明会を13会場で開催いたしました。その際の会場につきましては、小樽市PTA連合会の5つのブロック区分を利用し、比較的集まりやすい学校をそれぞれのブロックから二、三校選んだところでございます。

次に、対象校9校にかかわる財政効果についてであります。平成16年度決算見込み額と18年度予算

見込額で試算いたしますと、基準財政需要額は平成16年度約9,200万円で、18年度には5,100万円となり、約4,100万円の交付税収入が減少する見込みです。また、歳出といたしましては、市費職員に係る人件費、学校管理費など、平成16年度約2億1,000万円で、18年度には約1億5,300万円となり、約5,700万円減少しますが、このうち約1,600万円は単独調理校の調理員分で、ほかの給食経費に移行しますので、実質的には4,100万円の歳出減となり、結果として財政効果は生じないと試算しております。

次に、21世紀プランと小中学校適正配置とのかかわりについてであります。適正配置は「市民と歩む 21世紀プラン」における施策の大綱の一つに「はぐくみ 文化・創造プラン」を掲げ、教育環境の整備という視点から位置づけられているものであり、これらを踏まえ、平成11年3月に小樽市小・中学校適正配置計画基本方針を策定したものであります。

次に、説明会の参加状況についてであります。昨年11月から今年の5月まで、該当する9校において、延べ35回開催いたしました。これらの会場に参加した人数は、延べ1,186名でありました。参加者については、当該校の保護者や町内会、校友会の関係のほか、適正配置の対象となった、ほかの学校の父母や地域の方々も参加しております。

次に、PTA主催などの説明会の開催についてであります。保護者の要望に基づき、それぞれの学校で5回実施し、参加人数も209名でありました。

次に、栄養教諭制度の導入についてであります。北海道教育委員会では平成17年度から20年度にかけては家庭科等の教員免許所有者で、栄養教諭になる意思のある者や栄養教諭免許状所有者を採用し、21年度以降は栄養教諭免許状所有者を栄養教諭として採用することにしております。今年度8月上旬、公立の小学校、中学校並びに学校給食共同調理場に勤務する学校栄養職員を対象として、教育職員免許法認定講習を開催することになっておりまして、10月1日には道内で20人の学校栄養教諭が配置される見込みであります。

次に、食物アレルギーの取組についてであります。学校給食においてはナッツや卵などのアレルギーを持つ児童・生徒に対して、アレルギー原因物質を含まないパンやデザートを可能な範囲で提供しております。また、給食に含まれるアレルギー原因物質等の家庭への周知につきましては、小学校に入学の際、家庭調査書により児童のアレルギーを把握することにしており、現在10校、15人に対しまして、学校を通じて保護者へアレルギー用献立表を渡しております。さらに、卵アレルギーの児童について、卵の使用グラム数などを出すなど、詳細な数字を個別に連絡している例もございます。

最後に、アナフィラキシー学校対応マニュアルについてであります。教育委員会では本年5月に食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアルを小中学校に配布し、周知を図ってまいりました。このマニュアルには食物アレルギーのメカニズムや原因、予防、さらには学校の対応なども記載されておりますので、各学校において有効に活用するよう指導してまいりたいというふうに考えてございます。また、食物アレルギーによるアナフィラキシーに関する健康管理についてどのような形で周知が図れるか、医師会など、学校保健関係者と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時40分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

(16番 齋藤博行議員登壇)(拍手)

16番(齋藤博行議員) 平成17年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。代表質問も私で5人目となり、既に議論された課題もありますが、観点の違いもありますので、通告どおり質問させていただきます。

平成17年4月、個人情報保護法が全面施行されました。これにより、一定の数の個人情報を取り扱う業者は、個人情報を適切に扱うことが求められることになりました。個人情報をずさんに管理している場合、指導、勧告、最悪の場合は罰則が適用されます。また、損害賠償請求訴訟を起こされることも考えられます。個人情報保護法は各分野に共通する必要最低限のものを定めるという位置づけのものです。この法律は平成15年5月に公布されている法律ですが、経過措置として、法令で第4章の個人情報取扱事業者の義務、第5章の雑則、第6章の罰則が公布後2年以内に施行とされており、本年4月1日全面発効となったものです。この法律の第2章では、国及び地方公共団体の責務等を定めております。したがって、小樽市においては、既にこの法律が求める事業主としての義務、つまり、第1に、取扱上の義務です。具体的には利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知、データ内容の正確性の確保、第三者提供の制限。また、第2に、管理上の義務です。具体的には安全管理者措置、従業員の監督、委託先の監督。そして、第3に、情報主体である本人への対応義務です。具体的には固有個人データに関する事項の公表、開示、訂正、利用停止、理由の説明、開示等の求めに応ずる手続、手数料、個人情報取扱事業者による苦情の処理があります。これらについては必要な手続、体制はとられているものと考えますが、改めてお聞きします。

最初に、この法律の全面発効を受けて、小樽市として行った対応がありましたら、対市民、対関係業者や機関、対職員に分けてお聞かせください。

次に、個人情報取扱事業者とは、事業に使用するため、過去6か月に1回でも5,000件を超える個人データを保有したことのある事業者と定義されております。小樽市はこの法の趣旨を尊重するべきと考えますが、見解をお示しください。

また、小樽市に保管されている個人データの本数と納められている個人情報の総数を教えてください。

次に、名刺など、紙媒体で保有している個人情報も同様の考えに立つべきと言われております。例えば、50人の職員がそれぞれ100件の個人データを有していれば、それだけで5,000件の個人データを有する事業者ということになるのです。こうした考えに立ったとき、小樽市として市役所の現状をどう把握され、それにどのような対策を講じているのか、お示しください。

次に、小樽市における個人情報保護条例についてお聞きします。私は平成15年第2回定例会において、その年の5月30日に国の個人情報保護法が公布され、同じく8月25日には住基ネットの第2次稼働が開始となる状況を説明し、小樽市における個人情報保護条例の制定を求めました。また、平成15年第3回定例会においても、同様の質問をし、繰り返し小樽市における個人情報保護条例の制定を求めました。その際の答弁は、国の個人情報保護法の趣旨を踏まえ、総務省からの手作業処理関係の情報や既に制定済みの関係条例見直しの指導を踏まえ検討中、なるべく早く一定の方向を出すという内容だったと思います。改めて小樽市における個人情報保護条例の見直しをお示しください。私は、この条例の整備が、小樽市が住基ネットへの参加の基本的条件であると考えております。個人情報保護法が全面発効した現時点においても、条例のめどが立たないのであれば、住基ネットからの一時離脱ということも検討すべきと考えますが、見解をお示しください。

次に、住民基本台帳の大量閲覧制度についてお尋ねします。住民基本台帳の大量閲覧は名古屋市でこの制度を悪用して母子家庭リストを作成し、母親不在時をねらって少女に暴行を働いていた事件や、東

京都からダイレクトメールを使った悪徳商法で行政処分を受けていた業者が、都内各所で大量閲覧を行っていた事件、株式会社を名乗って閲覧申請を各地で行っていた業者の法人登記簿が確認できない問題、閲覧申請書に書かれた住所に業者が存在しない問題、個人情報地域情報を称してインターネット上で買い取り、販売している業者が存在している問題などなど、社会的問題となっています。住民基本台帳大量閲覧制度が可能となる法的根拠は、住民基本台帳法第11条にあります。これは何人でも住所、氏名、生年月日、性別の4情報を閲覧請求できるとし、拒むことができるのは特別な場合、つまり不当な目的に限定した閲覧ありきが前提のしくみになっています。そのため、どのような場合が不当な目的に該当するのかの判断は非常に困難であり、必要書類のチェックなど、申請の要件が満たされていないことを理由に拒む以外、目的が明示されていれば閲覧申請を認めることになります。その結果が先ほど述べたような悪意を防止できなかったことになります。

小樽市の現状について質問します。まず最初に、小樽市における閲覧方法、手順等をお聞かせください。

次に、小樽市の閲覧用リストの作り方を教えてください。名古屋市のケースでは、閲覧用リストが世帯別・住所順になっていたことが母子世帯を簡単に探すことになったと言われております。

次に、平成15、16年度の大量閲覧の実態について、どのような企業がどのような目的で申請したのか、お示してください。住民基本台帳大量閲覧の全面禁止は法の改正を待つしかありませんが、国の最近の動きをお知らせください。

また当面、市民の安心、安全を守る立場から、小樽市独自の施策として、閲覧申請者の本人確認情報の提示、派遣元である会社、事業所の法人登記簿の確認、請求目的を証明するダイレクトメールやアンケート用紙など、現物の添付義務を明記した大量閲覧事務取扱要綱等を整備すべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、公の施設のアスベスト問題についてお尋ねします。

今年3月2日、市立総合体育館の天井はり部分から、吹きつけアスベストが落下したとの報道がありました。アスベストの数ミクロンという目に見えない微細な粉じんが発生すると、空気中に長くとどまり、それら粉じんを吸い込むと、30年から40年の潜伏期間を経て、悪性中皮腫や肺がんを発症することが知られています。子供からお年寄りまで不特定多数の市民が利用する体育館での吹きつけアスベスト落下は深刻な問題と考えます。

まず最初に、3月2日の発生時の状況についてお尋ねします。落下した時間と館内の利用状況、発見後の処置についてお聞かせください。

次に、落下した物質にアスベストが含まれていると判断するに至った経過をお聞かせください。

次に、落下物がアスベストであると判明した後、体育館内の空中濃度測定を行い、安全性を検証したと思いますが、その測定方式、条件、結果をお示してください。

次に、体育館は昭和49年に建設され、築後31年を経過しており、一定の劣化が進んでいると考えられます。3月2日に吹きつけアスベストが落下したときには、付近のアスベスト空中濃度は一般環境基準、空気中1リットル当たりアスベスト0.2本の数十倍に達したと考えられます。再び体育館使用時に吹きつけアスベストの落下が起きないという保障はどこにもありません。今回、吹きつけアスベストの一部がはく離し、落下した原因についてどのように考えられているのか、見解を示してください。

現在、月に1回、アスベストの空中濃度測定を行っていると聞いておりますが、それだけで大丈夫なのかとの思いがあります。最初に、現在の測定方法について説明してください。

あわせて、測定結果を示してください。

体育館は多くの人が運動する場です。一人一人の運動の衝撃が共鳴し合い、大きなエネルギーを生み出すことはよく知られています。体育館が実際に多くの人に使用されている状況下での測定と有感地震直後の空中濃度測定を行い、通常使用時の安全を確認してもらいたいと思いますが、お考えをお示してください。

さらに、通常の使用時の安全が確認されたとしても、天井の吹きつけアスベストの一部がはく離落下したのも事実です。時期的に考え、雪の影響が考えられます。雪は毎年降ります。屋根の雪がずれることにより、体育館の屋根に衝撃が加わることはこれまでもあったのではないかと思います。これまで吹きつけアスベストの落下が生じなかったのは、吹きつけの効力があったからで、それが時間の経過とともに、少しずつ劣化が進んで、今回とうとう限界を超えたというか、絶えきれずにはく離落下が起きたのではないかと心配しています。専門業者に依頼して実態調査すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、屋根の積雪について、何らかの対策が必要ではないかと思いますが、お考えをお示してください。

アスベスト問題の根本解決は、それを除去することにあるのは自明の理です。しかし、費用の問題もあり、簡単にそうっていないのが全国的な悩みです。仮に、体育館のアスベストを除去とした場合、工期と費用はどのくらいになるのか、お聞かせください。

また、体育館のアスベスト問題の現状について、市民の皆さん、特に体育館の利用者の皆さんに周知していただきたいと思います。少なくとも今の体育館の状況を理解した上で利用していただきたいと思いますので、見解をお示してください。

この項最後になりますが、市の他の施設についてお尋ねします。吹きつけアスベストの使用については、その危険性が認知されるに至って、使用禁止、製造禁止の措置がとられてきておりますが、一定期間使用されていたのも事実です。小樽市の体育館以外の他の施設での使用状況はどうなっているのか、これも心配です。実態と対策がありましたら、お知らせください。

質問を変えます。自治体は住民生活に不可欠な地域公共サービスを担っていますが、昨今、財政状況の悪化を主な理由として、急速に外郭化、民間委託化が進められています。その際には、自治体は入札制度を基本に、民間企業、公益法人、地方公社、あるいはNPOなどと委託契約を締結して、物品やサービスの調達を行うこととなります。現在、全国の自治体における年間調達総額は18兆円にも達しています。現在の入札制度は、価格が安ければ良いという価格重視の入札制度となっており、不当廉売を許容することになり、地域公共サービスの質と厚生労働基準が保障されないと思われる金額で落札されるケースが全国各地で発生しています。公契約における厚生労働基準の確保については、ILO94号条約、公契約における労働条項がありますが、日本政府は批准しておりません。自治体の委託契約は公共事業等の建設、製造、そして労務提供の3分野において行われます。公共事業や製造部門には、最低制限価格制度や低入札価格調査制度がかねてより適用されてきました。最低制限価格制度は、予定価格に一定率を乗じた最低制限価格をあらかじめ設定し、それを下回った入札価格は無効とする制度です。また、低入札価格調査制度は、あらかじめ設定した低入札価格調査ラインを下回っていても無効とせず、その額で履行確保が可能かどうかを調査する制度です。

お尋ねします。平成15年度小樽市の契約実績等取りまとめ表によりますと、一般会計、特別会計の合計で、物の購入が3万3,090件、59億3,500万円、建設工事が1,410件、49億2,900万円、サービスや役務が8,489件、41億6,600万円、総計4万2,989件、150億3,000万円と聞いております。こうした契約を取り交わす際に、各部各課では先ほど述べた最低制限価格制度や低入札価格調査制度を適用し、業者選定を行ったかどうか、お知らせください。

また、2002年3月25日の地方自治法施行令改正により、自治体における労務提供型の委託契約にも最低制限価格制度と低入札価格調査制度が適用されることになったことを踏まえ、小樽市ではどのような対策がとられたのか、教えてください。

また、1999年2月の地方自治法施行令改正では、価格に加えて厚生労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者とする総合評価方式の導入が可能となりました。全国各地でこれを活用した公契約改革の取組が進められております。小樽市においても、総合評価方式を基本とした自治体公契約制度に関する基本条例の制定を検討すべきと考えますが、ご見解をお示しください。

また、当面の対応として、入札参加資格審査や事業内容審査、さらには事業内容評価などについて基準を整備した公契約における落札者決定ルールの確立が求められていると考えますが、これについての見解をお示しください。

現行の制度、法律内でも、厚生労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの分野で努力しているものに有利な入札制度導入が可能である点を重ねて指摘し、この項の質問を終えます。

次に、指定管理者制度に関し質問します。指定管理者制度の目的は、利用者に、より多様で満足度の高いサービスの提供、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するための民間事業者のノウハウの活用、自治体の財政負担、つまり管理経費の縮減にあると説明されています。こうした考えの基本にあるのは、公の施設を官の財産から、住民サービス提供施設として公の施設への転換が必要だという考えです。指定管理者制度導入が行政責任の軽減を意味するものではなく、むしろ法人や公共的団体、NPOとの地域協働型マネジメントに対応できる能力が強く要求されているのだと考えます。また、公の施設の性格を考慮した、例えばその施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者に指定することができるなどのきめ細かい対応を可能にしておくことも大切です。以上、指定管理者制度について、基本的な認識を述べさせていただきました。市長の見解を求めます。

次に、この指定管理者制度は小泉構造改革の一環として、2003年6月に地方自治法第244条の改正により導入されたものですが、この法改正では現在管理委託されている施設については、2006年9月1日までに指定管理者制度に移行するか、さもなければ直営に戻すようにとの二者択一を自治体に要求するなど、導入の目的と全く関係のない強権的政治手法が織り込まれていました。このことが意味することは、管理委託におけるこれまでの問題点の検証や管理委託と指定管理者との制度比較など一切認めず、既に管理委託されている公の施設の一方向的な指定管理者制度への移行の強制にほかなりません。そこでお尋ねします。指定管理者制度の有効性や今後の小樽市での展開とは別に、こうした3年以内に無理やり指定管理者制度に移行せざるを得ないような法のづくり、手法についての見解をお示しください。

2004年12月、総務省自治行政局行政課が公の施設に指定管理者制度の導入状況に関する調査結果を発表しました。それによりますと、全国で393の自治体で指定管理者制度が導入され、1,550施設が841の指定管理者の下に移行したと報告されています。さらに、841の指定管理者のうち、実に76パーセントの638件が財団法人、社団法人、公共的団体に移行しておりました。つまり、もともと管理委託を引き受けていた公共団体等が指定管理者に衣がえしただけの実態も明らかにされています。こうした他自治体の先例について、なぜこうしたことが起きるのか、小樽市の現状を踏まえ見解をお聞かせください。

次に、今回条例改正案が提出されている各施設が、今後、指定管理者に移行したと仮定したときに、公募による競争が起こるのか、経費削減となるのか、新しいサービスが期待できるのか、考えをお示しください。

指定管理者制度は、管理の代行という形で、最終の管理権限は残したまま、管理を指定された法人等

にゆだねるという行為であり、行政処分性のある使用の許可などの行為を任せることになります。こうした点を考慮し、また、この項の冒頭に述べた制度の目的の達成のためには、現行の小樽市の条例を一層良いものにしていかなければなりません。自治体の行政責任の明確化と指定管理者に移行した際のメリットを最大限発揮させることが求められます。現行条例に以下の点を補足することについての見解を求めます。

まず、第1に、指定手続の透明性の確保が必要です。そのために、1.選定委員会の設置とこれの外部化が必要です。また、選考過程、結果の公開も必要です。2.市長など三役、市の設置する委員会の委員又は議員等が役員である法人の排除も、政治的影響力や利害関係者の排除のため必要です。第2に、自治体責任の確保が必要です。そのために、1.経営状況公開の制度化は経営状況の悪化などの影響の軽減のため必要です。2.指定取消しの制度も事前に準備しておく必要があります。3.また、災害時の自治体権限行使の確保と指定管理者の協力義務も必要です。4.指定管理者への守秘義務が指定終了後も含めて求められます。5.公共サービスオンブズマン制度を整備し、利用者からの評価を反映させるシステムづくりも必要です。最後に、指定管理者の破たんや指定取消し時に直営に行政能力、つまり管理のノウハウが枯渇していたりしない体制づくりが施設の財産の帰属の明確化、差押えによる施設機能の低下に対応する体制も必要です。以上、8項目について、小樽市の条例に反映すべきと考えます。見解をお示してください。

この項最後の質問です。条例は改正され、整備が進んでいったとしても、もう一つ大切な観点が利用者の立場への配慮です。目的が正しく、経済的であっても、利用者が不安を感じるようでは意味がありません。公の施設では、例えば市営駐車場のよう利用者が特定できない施設や市民が状況に応じて他の施設を選ぶことができる施設もありますが、福祉施設では利用者がおおむね特定できますし、選択肢が限られているケースが多く見受けられます。また、文化施設では利用者の団体がサポーターとして活動している姿も見受けられます。こうした場合、利用者や関係団体の理解が大切だと考えます。指定管理者制度導入に当たって、利用者や関係団体の理解について、市長のお考えをお示してください。

また、利用者の不安を解消するためには、指定管理者としての受皿の明示が不可欠と思いますが、選考過程、条例での指定とのタイミングが大変難しいと考えます。この問題については、今後、研究する必要があると考えます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、個人情報保護法について、何点かお尋ねがありました。

まず、個人情報保護法の全面発効を受けての小樽市としての対応であります。市民や事業者の方々への法律の内容の周知として、内閣府作成のパンフレットと小樽市が独自に作成したパンフレットを本庁舎及び各サービスセンターに備えつけたほか、法律の概要をホームページに掲載しております。また、消費者センターなど3か所を個人情報についての消費者のための苦情相談窓口として設置し、その旨を広報及びホームページに掲載しております。職員への対応といたしましては、個人情報の取扱いについて通知するとともに、個人情報保護講座を庁内メールにより全課に配信して、個人情報保護についての意識啓発に努めております。

次に、個人情報保護法の趣旨を尊重すべきとのことでありますが、地方公共団体は個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者から除かれておりますが、この法律の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組みなければならないものと考えております。

次に、保管する個人データの本数と総数であります。電子計算機処理に係る個人情報ファイルは、住民記録ファイルなど202ファイル、データの総数は約1,280万件となっております。

次に、紙媒体で保有している個人情報であります。現在、保有状況の調査を行っているため、データ数などはお示しできませんが、電子計算機処理に係る個人データと同様に管理の徹底を行う必要があり、適正な取扱いを職員に周知しております。

次に、現在の電子計算機処理に係る個人情報保護条例の見直しであります。マニュアル処理の情報の対応や罰則の検討など、国の行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律に準じた内容とすべく作業を行っております。取組に時間を要しておりますが、今後、附属機関であります小樽市個人情報保護審議会のご意見を伺い、全般的な個人情報保護条例を制定してまいりたいと考えております。

次に、小樽市における個人情報保護条例の整備と住基ネットの関係であります。住基ネットに係る個人情報の保護に関しましては、住民基本台帳法上では不正利用の防止や秘密保持の義務づけが規定されており、その罰則は地方公務員法などより過重なものとなっております。また、市といたしましても、小樽市住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営要綱を定めて運用しており、個人の情報保護は図られていると考えておりますが、住基ネットと個人情報保護条例の取扱いについては、先ほど申し上げました審議会の中で、ご意見をお聞きしていきたいと思っております。

次に、住民基本台帳の大量閲覧であります。まず本市における閲覧方法、手順などについては、最初に閲覧者からの住民基本台帳閲覧申請願及び誓約書の提出を受け、申請願を審査した上、閲覧日を設定し、戸籍住民課内において、氏名、住所、性別、生年月日の4項目のみ印刷した閲覧用リストを提示し、閲覧者が必要事項を転記する方法により実施しております。閲覧リストにつきましては、50音順で、住所順、世帯別に出力し、年4回更新しております。

次に、大量閲覧の実態であります。まず平成15年度の項目別の申請件数及び閲覧世帯数で申し上げますと、世論調査が17件の582世帯、学術調査が1件の330世帯、市場調査が25件の5,889世帯、営業活動が22件の9,171世帯、合計で申請件数は72件、閲覧世帯数は1万7,323世帯となっております。平成16年度では世論調査が8件の184世帯、学術調査が1件の40世帯、市場調査が22件の2,848世帯、営業活動が20件の8,872世帯、合計で申請件数は59件、閲覧世帯数は1万3,444世帯となっております。閲覧目的では、学習塾が入学適齢者への入学案内書を送付するためとか、家電製品やたばこに関するアンケートなどの市場調査などであり、大部分が企業や公的機関から委託を受けた調査会社からの申請であり、閲覧件数は年々減少している状況にあります。

次に、大量閲覧事務取扱要綱等の整備であります。現在、本市におきましては、国の事務処理要領に基づき作成したハンドブックにより、申請内容を具体的に記載させるとともに、アンケートやダイレクトメールであればその様式を添付させるほか、目的以外の利用をしないことや閲覧対象者の基本的人権を尊重し、一切の迷惑をかけない旨の誓約書も同時に提出してもらうことにしており、これらを慎重に判断した上で閲覧を許可しているところであります。現在、国においては現行制度を悪用し、犯罪が発生していることなどから、検討会が開催されており、10月をめどに閲覧させることの是非や閲覧させる場合の主体と目的及び個人情報保護の観点からの閲覧方法の在り方などについて、その方向性が示される予定であり、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、公の施設のアスベスト問題でありますけれども、総合体育館以外の施設での吹きつけアスベス

トの実態と対策についてであります。アスベストは多くのすぐれた特性を持つため、建材として広く使われ、昭和30年代初頭からおおむね昭和55年ごろまで耐火、断熱、防音等の目的でアスベストの吹きつけが全国的に行われておりました。昭和62年にアスベスト粉じんによる健康被害が問題となり、当時、本市においては文部省からの通知により調査を行い、その結果、小学校3校について吹きつけアスベストの除去を行うとともに、学校以外の施設についても当時調査を行い、小樽病院の病室以外の一部で使用が確認されておりました。この通知には昭和51年以前に建築された建物について、設計図書を基に吹きつけアスベストの製品名によって判定する方法が示され、「トムレックス」ほか2製品が対象とされ、本市で主に使われていた製品名「スプレークラフト」などの吹きつけロックウールは対象とならないものと注記されておりました。しかしながら、健康障害防止対策の充実を図る目的で、石綿障害予防規則が本年7月から施行され、建物の解体等を行う際のアスベストの使用の有無の調査、建物に吹きつけられたアスベストの飛散等のおそれがあるときの措置などが新たに明文化されることになりました。

また、総合体育館で天井鉄骨部の吹きつけ材の落下があり、成分分析を行ったところ、アスベストの含有が確認されたことから、吹きつけ材のある建物について、アスベストを含有しているかどうか、調査することにいたしました。吹きつけ材が露出している施設では、日本建築センター発行の技術指針、同解説に基づき、第1段階で定性分析、第2段階で定量分析を行い、その結果、アスベストを1パーセント以上含有している吹きつけ材のある施設については、第3段階として空気中のアスベスト濃度測定を行うという手順で調査を進めております。現在までに、11施設24か所において、第2段階まで調査を終えており、施設の一部でアスベストを1パーセント以上含有した吹きつけ材が使われていることが判明しているのは、小樽病院、第二病院、勤労青少年ホーム、維持課庁舎、し尿処理場の5施設であります。小樽病院につきましては、これまで行ってきた空気中のアスベスト濃度測定を継続して実施するとともに、その他の4施設では新たに第3段階の空気中アスベスト濃度測定を実施し、アスベストの飛散の有無の確認を行ってまいります。また、その他の市の施設及び学校施設について、引き続き調査を行ってまいります。施設の安全性確保対策につきましては、調査結果に基づき、部分補修、囲い込み、除去などを状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる公契約基本条例についてのお尋ねでありますけれども、まず最低制限価格制度等の適用であります。この制度はダンピング受注を防ぐために、従来から公共事業や製造の請負などの分野において適用可能となっていたもので、2002年3月の法改正により、業務委託についても適用可能となったことは承知しております。本市においては、これまで当制度の適用をしてきませんでした。契約の履行は適正に確保されてきたものと考えております。

なお、今年度から実施される入札制度改革の中で、より一層の競争性を発揮させる観点から、建設工事の公募型指名競争入札において、最低制限価格制度等を適用することとしたところであります。通常の指名競争入札や業務委託契約などへの適用範囲の拡大については、今後の入札の結果や他都市の事例などを研究し、対応してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる公契約基本条例の制定でありますけれども、ご提言の総合評価方式を基本とする条例の制定につきましては、総合評価方式そのものが落札者を入札価格のほか、環境への配慮などを総合的に評価して決定する方式でありますので、評価項目の設定やその数値化の手法など、さまざまな課題があるものと考えております。なお、現時点では、道内において条例制定や総合評価方式で落札者を決定している市はないものと承知しておりますが、ご提言のありました当面の対応としてのルールづくりとあわせて、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてのお尋ねでありますけれども、初めに指定管理者制度についての見解

ですが、公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設であり、指定管理者導入に当たっては、単に経費節減だけでなく、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されることや住民サービスの向上などのほか、地域協働の観点についても考慮しながら導入してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度への移行についての見解ですが、従来、管理委託制度を導入していた公の施設についても、より効率的かつ適正な管理のために制度化された指定管理者制度の下での管理が望ましいことや、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務が、従来、管理受託者が行ってきた業務を含むものであることから、管理委託制度が廃止され、指定管理者制度に一本化されたものと考えております。

次に、総務省の指定管理者制度の導入調査についての見解であります。調査時点が平成16年6月現在で指定管理者制度の創設後、1年足らずの調査であることや、中には旧管理委託制度での管理委託先を暫定的に指定管理者に指定している自治体も見受けられることなどから、総務省の調査に対する評価は難しいと考えております。本市においては、選定は原則公募で行うこととしておりますが、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないとする場合は任意により選定を行うこととしており、今回、指定管理者制度を導入する27施設のうち20施設について、任意による選定で指定を行う予定であります。

次に、指定管理者制度の導入に伴って、経費圧縮や新たなサービスが期待できるかということですが、公募による選定の場合は経費面を含め、市民サービスや公正な管理などの観点から審査を行うことから、競争原理が働くものと考えております。また、公募、任意による選定にかかわらず、指定管理者となろうとする団体等から事業計画書などの提出を受け、審査を行うこととしておりますので、現時点で費用の見通しと新たに期待できるサービスを具体的にお示しすることはできませんが、公の施設の管理に民間の方々のノウハウを生かすことで、管理経費の節減・縮減とともに、利用者へのサービスの向上を図ることができるものと考えております。

次に、現行条例の補足でありますけれども、まず指定手続の透明性の確保に関しましては、選定に当たっては全庁的に統一した判断を行うため、指定管理者選考委員会を設置して、条例に規定された選定基準に照らし、総合的に審査を行うこととしておりますし、募集要項において審査の指定を明示するとともに、選定結果についても公表することにしておりますので、現行条例に基づく適正な運用で透明性の確保ができるものと考えております。なお、外部委員の登用については、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、自治体責任の確保でありますけれども、指定管理者の経営状況の公開は個別の法人などの経営状況や事業活動にかかわるものであり、難しいものと考えております。また、指定の取消しや守秘義務については、協定書に規定を盛り込むことにしておりますし、利用者の声を反映させるため、指定管理者にアンケートなどの実施を求めてまいりたいと考えております。

また、万一、災害や指定管理者の破たんなどにより、指定管理者による管理ができなくなった場合には、施設利用者への影響が最小限となるよう、施設の設置者としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、利用者や関係者の理解でありますけれども、今回の指定管理者制度導入は公の施設の設置目的を効果的に達成するために行うもので、基本的には現状より利用者の利便性が向上するものと考えておりますが、福祉施設などで管理者が変更となるような公の施設については、利用者などに不安を与えることのないよう、配慮してまいりたいと考えております。

また、文化施設などについては、施設の運営に協力をいただいている団体に、市民との協働の観点か

ら、施設の管理を行っていただくこともできるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

総合体育館のアスベストについて何点かお尋ねがありました。まず3月2日の落下について、夜間警備員からの報告では明確に時間を特定することはできませんが、開館前の館内巡視で発見したものです。発見後の処置については、落下した時点の観覧席周辺を立入り禁止といたしまして、担当主幹が落下物をビニール袋に入れて回収いたしました。

次に、アスベストを含んでいると判断した経過についてであります。落下物を確認するため、建設部と協議の上、3月16日に専門業者に成分分析を依頼し、4月7日の検査結果により、アスベストが含まれていることを判明したものであります。

次に、空中濃度の測定についてであります。4月4日閉館後の午後9時から午後11時までの2時間にわたり測定をいたしました。館内アリーナ2か所と屋外1か所の計3か所で測定を行い、検査結果1リットル当たりに含まれるアスベスト繊維数が一般大気と変わらない0.2本未満で、検査機関からは人体には影響がないとの報告を受けたところでございます。

次に、落下の原因についてであります。警備員が落下物を発見する前に天井で大きな音を聞いたとの報告があり、建設部と協議した結果、今年は特に大雪であったことから、屋根の積雪のずれによる振動で落下したのではないかと推測したところであります。

次に、現在月1回行っている空中濃度の測定についてであります。5月27日の休館日に午後1時から午後3時まで2時間にわたり、業者により2回目の測定を行ったところであります。測定は4月と同じ場所を実施し、結果についても人体に影響のない数値であるとの報告を受けたところであります。

次に、利用されている状況での空中濃度測定についてであります。検査機関としては測定器具の安定性の維持や利用者のいない場所での測定が管理しやすいとのことから、夜間や休館日に測定したものであります。今後、利用者がいる場所に実施するようお願いしてまいります。

また、地震など発生後の測定につきましては、建設部などとも協議しながら対応していく必要があるものと考えております。

次に、専門業者への調査依頼についてであります。4月12日の専門業者による現地確認では、天井吹きつけ材は当面大丈夫であるとの説明は受けたところであります。これらの結果を踏まえ、教育委員会としては月1回継続的な測定を実施するとともに、監視を続けながら、状況によっては関係部とも協議しながら、専門業者による現地調査を実施するなど、その対応に努めてまいります。

次に、屋根の積雪の影響についてであります。先ほども答弁いたしましたが、屋根の積雪のずれによるものと推測しますことから、屋根の積雪の量とずれとのかかわりにつきまして、注視しながら対応について検討してまいります。

次に、仮に除去する場合の工期と費用についてでございます。処理方法としましては封じ込め、囲い込み、除去の方法があり、施工の方法につきましても、現場の状況によりましては全部施工あるいは部分施工、そしてアリーナの床から天井までの足場の組み方についても固定式あるいはローリング式など、いろいろな工法があると聞いております。建設部によりますと、これらの工法の選択の仕方によっては、費用や工期に大きな差が生じてくることとありますので、現時点での算出は難しいものと考えております。現在、体育館では建設部や専門業者の指導の下に、月1回ずつ継続的な空中濃度測定などにより対応することとしておりますが、今後の状況により新たな対応を要する場合には、お尋ねの除

去処理のことも含め、さまざまな角度から適切な方法を検討していく必要があるものと考えます。

最後になりますが、体育館利用の周知についてであります。4月9日から、体育館2か所の掲示板にお知らせとして掲示し、周知に努めてきたところであります。その内容としましては、アスベストを含む天井吹きつけ材が使用されていたことや、測定を行い人体に影響のない結果であったことなどでありました。今後は利用者に安心して利用いただけるよう、毎月の測定結果なども示してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) 再質問させていただきます。

まず最初に、指定管理者制度の部分で、私の聞き漏れかもしれませんが、市長以下三役うんぬんという部分の兼職禁止の取扱いを条例に盛り込むべきではないのかという指摘と、それから例えば施設を指定管理者にお願いするときに、台風や地震などで急にその施設を使う必要が生じたときに、小樽市と指定管理者との間でどういった取決めなり、優先的に使用させてもらえるような取決めがあるのか、しておいた方がいいのではないのでしょうかという角度で話させていただいているのですけれども、その部分についてちょっと明確なお話がなかったと思いますので、もう一度お話しさせていただきたいと思います。

それから、福祉施設、文化施設での利用者、関係者との関係の部分ですけれども、今市長がおっしゃったのは、当然不安をなくするよう配慮していかなければならないという意味では、当然そういった保護者会とか利用する団体等の理解、同意というものが今後、福祉施設等の指定管理者への移行に際しては大切な要素になってくると、そういう認識に立っているということによろしいのですねということも、もう一度確認させていただきたいというふうに思います。

それからまた違うのですが、公の施設のアスベストの問題で、今も教育長の方からお話をいただきました。二つよくわからなかった部分があるのですが、一つは改めてこの体育館の今のアスベスト吹きつけの状況を見てもらって、専門の方の判断をいただくというのはいかがなものかというような部分についてのご答弁を聞いているのですけれども、ちょっと理解しにくい部分があるので、もう一度必要性は感じていらっしゃるのかと。それから今後、どういうふうな流れで処理していこうとしているのかといったあたりをもう一度お聞かせさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは、私は今すぐやれると言っていないつもりではいるのですけれども、体育館のアスベストの不安解消の最終的なといいますか、根本的な解決方法は除去しかないというふうに私は考えております。ただ、いろいろ要素があるということも踏まえて言わせてもらっています。ただ、私が聞きたいのは、体育館のアスベストを除去するという言葉が出た瞬間に、大変な金額がかかってしまうのだということで議論が停止してしまうといいますか、そういったことではなくて、市民の皆さんにも体育館のアスベストを除去するというのは、このぐらいのお金がかかるのだということをわかってもらう必要があるのではないのかというふうに思う。その結果、当面ほかの方法でしのぐのか、やはりそのぐらいの金額ならやってもらうべきだという判断に立つのかという部分もあって、今後の議論の中に大きな要素として工事費の問題はあると思っています。ところが、何となくすごい金額だというような印象で議論が進んでいて、私はだれに聞いても小樽市の体育館のアスベストを除去するというふうにしたら、おおむね細かいところは別として、このぐらいかかるのだという情報がないまま、除去の議論や除去はその分お金がかかるのだという議論だけが先行するのは、上滑りではないかというふうに思って、質問をさせていただいているわけなのです。改めて、方法等々いろいろあるのであれば、いろいろなパターンでもいいのですけれども、やはり見積りなりを明らかにしてもらうということについて、も

う一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 総務部長。

総務部長（山田 厚） 私の方から、指定管理者制度の関係でご質問にございました市長、三役、議員等が役員である法人等の排除について、条例に明示せよということについての考え方ですけれども、これについては法的には特にそれをしなければ問題があるということにはなっておりません。それで、我々としては、市長から答弁させてもらいましたけれども、庁内に指定管理者の選考委員会をきちんと設置して、条例に規定された選定基準というもので総合的に審査をすると、こういう作業で行ってまいりますので、いわゆる不正とか透明性ですとか、そういうことについて問題はないというふうに判断をさせていただきますので、そのような内容でお答えさせていただきました。

それから、災害時の問題については、くりとして仮に今そういった問題が起きた場合というのは、指定管理者自体の破たんともあわせまして、いわゆる施設の設置者である市が責任をどうとっていくかと、この辺については少し利用者に対する責任なり、そういったものを食いとめるにはどうすべきなのかと、この辺あたりもございまして、そういった責任を果たしていくという前提で、細部については検討させていただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 私の方から、総合体育館の関係について答弁申し上げます。

ご質問は、二つあったと思います。

一つ目は、今の現状を専門業者に調査をさせ、最終形はどうかというご質問だと思います。それについては、まず現在、空中濃度を測定するという事は、実際にそれが落下しているか否かということ判断する一つの意味になります。そういった意味では、4月に専門業者に現地を見てもらい、業者は1年2度ほどというのを月1回という形で精度を高めていますので、必要時期に専門業者によって再度状況を把握させることについてはしたいというふうに考えます。

二つ目に、金額を示せというお話でございますが、基本的には教育長が答弁申し上げましたように、当然施工する方法、さらには範囲、さらには仮設工事で行くと空中というか、空間に足場をかけるつり足場をするのか、しないのか、又は可動の足場で済ませるのかというような問題、さらには国がこの2月24日に公布をし、7月1日に施行するとする石綿障害予防規則の第9条に、あくまでも建築物・工作物に関する解体と書いていますけれども、これは除去ということにつながると思うのですけれども、そういう場合については、同法の内容を遵守して施工すべきということがありまして、当然そういった規則等で言っている内容をきちんと把握した中で、実施設計をしなければ、額というのはなかなか難しいのではないかとこのように思っています。ただ単純に見積りをというのも、実際のいろいろな副次的なことを総合処理しないで見積りをしても、あくまでも架空となりますので、必要に合わせまして実施設計が必要であるかを含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

16番（斎藤博行議員） もう少し細かくまた別の機会にも質問させていただこうと思います。

最後にもう一回、指定管理者制度導入に際して、利用者、それから関係団体の意向なり、同意という部分を大切にしていくという市長の答弁があって、それを再確認させていただきたいと思うのですけれ

ども、よろしくお願ひしたいと思いますけれども。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 先ほどもお答えしましたけれども、利用者に不安を与えないように、その旨十分配慮して進めていきたいと思ひます。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 成 田 晃 司

議 員 齊 藤 陽 一 良

平成17年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成17年6月21日

出席議員(31名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大嶋護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

30番 秋山京子

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会 委員長	西條文雪
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

28番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、情報化の推進についてであります。

まず、情報格差についてですが、この問題は以前にも何回か質問をさせていただきました。最近の情報化の進展は著しく進んでいますが、本市においては、以前の調査結果によりますと、情報通信機器やインターネット利用が低い状況にあります。できるだけ多くの市民がITの恩恵を受けることができるようにすることが本市の課題であると考えます。この点についてどのように認識されているのか、改めて市長の見解を伺います。

地域情報化計画の中にある具体的なものとして、IT講習会や公的施設の端末機の設置について伺います。平成16年度のIT講習会の中でITリーダー養成講座を新設したと伺っています。この講座の目的、回数、受講人数、対象者、担当講師、講座内容について、それぞれお示してください。また、どのような効果があったのか、今後のIT講習会についてどのように考えられているのか、ITリーダーの協力体制はどのように検討されているのか、見解を伺います。

次に、本市の公的施設の端末機の設置についてですが、平成16年第2回定例会で私の質問に対するご答弁によりますと、デジタルデバイドの解消を図るため、夏ごろをめどに図書館に設置することとし、設置後の利用状況を見ながら増設などについて検討したいという内容でありました。

そこで伺いますが、この端末機の設置時期、機種、利用できる内容、利用人数、利用状況についてお示してください。

また、図書館だけでなく、他の公共施設への端末機設置についてはどのように考えられているのか、今後の方向性や課題について見解を伺います。

次に、防災情報や災害情報の充実についてであります。近年、地震や台風など自然災害が多くなり、本市にとっても認識の変化や対応策の見直しが必要なきときであると思います。以前にも質問しましたように、庁舎内の部署が違って、防災情報や災害情報など、ある一定程度の共有情報が得られるシステムの検討を早急に対応すべきとの提案をいたしました。以後、半年が経過をしていますが、どのような検討をしたのか、どのような内容なのか、経過も含めお答えください。

防災情報については、今後さらに充実させていくことが重要と考えます。他都市では障害者に登録をしてもらい、電子メールで防災情報、災害情報を発信しているところもあるようであります。本市では昨年の台風を教訓に、通常からの災害に対する備えや周知を含め、情報提供をいろいろと検討されたと思いますが、特にどのような点について力点を置き、考えられてきたのか、今後の課題はどのようなものがあるのか、お示してください。

次に、住民基本台帳の大量閲覧と個人情報保護についてであります。これは昨日、斎藤博行議員も質問してありましたが、改めて質問をいたします。2003年12月、内閣府は個人情報保護に関する世

論調査の結果発表を行いました。この中の調査項目で知られたくない個人情報を問う質問項目があり、特に現住所、電話番号については約43パーセントの方が知られたくないと回答しています。前回、1989年の調査では、同じ項目で約11パーセントでありました。この結果から、他人に住所や電話番号を知られたくない人が急増しているという状況にあります。本年3月には、愛知県で強制わいせつ容疑で逮捕された男がこの制度を悪用し、母子家庭世帯を調べていたことが明らかになっています。

また、高度情報化社会の急速な進展により、さらには4月から施行となった個人情報保護法の影響もあり、市民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する不安は増加しているところであります。

このような状況についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

次に、住民基本台帳の閲覧について何点が伺います。

本市での住民基本台帳の閲覧の手続はどのように行われているのか、平成16年度の閲覧件数は項目別にそれぞれ何件だったのか、内容としてだれがどのような目的で閲覧を行っているのか、どのような特徴があるのか、お示してください。

さて、この大量閲覧制度で、何点が問題点があると言われております。閲覧できる項目は氏名、住所、生年月日、性別の4情報となっていますが、これがリスト化され、町名別などでファイルがつけられているようであります。このリストが住所順あるいは世帯順に並べられており、結果的に4情報だけでなく世帯構成という情報も閲覧させていたことになり、高齢者、女性の単身世帯などの把握も容易となり、先ほど述べたような犯罪に悪用されたケースも多くなることが考えられます。また、閲覧する業者の中には、住民データ収集を目的とする会社や実在しない会社などが、自治体の閲覧制度を悪用していた事実も他都市では確認されているようであります。

住民基本台帳法では、不当な目的である場合には自治体として拒むことができますが、本市では現在までこのような事例があったのか、また、閲覧申請の目的についてはどのようなチェック体制になっているのか、今後の課題についてどのように考えられているのか、お示してください。

熊本市では、昨年、「住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」が施行され、全国初の条例として注目されました。条例制定に当たり、市として個人情報が本人の意に反して伝わっていく可能性が高く、情報を適正に管理していく上で改善の必要があると考えたからであります。これにより、営業目的であっても大量閲覧の規制や公益性のないものは拒否ができるようになり、効果を上げているようであります。

本年5月、総務省において「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」が開かれており、議事録を見ますと、多くの意見はプライバシーの優先、個人情報の保護が重要な時代になっているという認識であります。この点について市長の見解を伺います。

さて、先ほど実例を挙げました熊本市を参考とし、他都市も条例制定の実施あるいは準備に入っているところもあるという状況であります。本市においても個人情報の保護の観点から、住民基本台帳にかかわる個人情報の保護に関する条例を制定するように要望しますが、市長の見解を伺います。

また、これに関連してですが、平成16年、総務省ではドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置が講じられるよう、省令などの一部改正を行いました。熊本市では、これらの内容についても条例の中に明文化しています。本市においてはどのように運用されているのか、また、支援措置についてはどのような状況なのか、お示してください。

次に、人口問題と若年者雇用対策についてであります。本市の人口は毎年減少しており、5月末の小樽市の人口は14万4,117人です。人口の問題は多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体

においても少子化の影響により、数年後をピークに人口が減少していきます。本市の人口減少についてどのように認識をされているのか、過去5年間の人口動態の状況はどのように推移してきたのか、主な要因はどのようなものがあるのか、また、どのような傾向性があるのか、市長の見解を伺います。

さて、この人口問題に対していろいろと検討され、対策を講じてきたことと思いますが、ここ数年間でどのような対策を実施してきたのか、項目、内容、予算について主なものをお示しください。また、今後の課題や問題点についてどのように考えられているのか、今後の対策も含め見解を伺います。

少子化対策については、次世代育成支援対策推進法が策定され、本格的に支援の対策がスタートしたところであります。本市においても地域行動計画が策定され、具体的な内容として支援策が盛り込まれて実施されていると伺っています。これらについては今まであったエンゼルプランとどのように違いがあるのか、現在どのような効果が現れているのか、お示しください。

また、最近のマスコミ報道でも取り上げられていましたが、育児休暇や育児環境など職場の在り方が注目されています。官公庁や大手企業での意識変化が現れている半面、中小企業の実態は労働力に余力がなく、厳しい状況であると言われております。本市での育児支援については、これらについてどのような状況なのか、また、今後の課題や問題点はどのように考えられているのか、お示しください。

人口問題の大きな課題の一つとして、若者の定住と若年者雇用対策があります。就職先があれば小樽に残って働きたいと願う若者は多く存在すると思っております。まず、本市の新規卒者の就職状況ですが、高校の地元就職率は平成16年度何パーセントになっているのか、また、地域別ではどのような状況なのか、お示しください。さらには、全国で問題になっているフリーター、ニートについてどのような状況なのか、本市の現状をお示しください。

今後の採用についてですが、平成16年度の小樽市労働実態調査によりますと、すべての業種において今後さらに従業員を増やす見込みのある事業所が過半数を超えているとありますが、今まで以上に新卒者の就職数が単純に増加していくのか、内容を把握してましたらお示しください。

さて、若者の定住と若年者雇用対策についてですが、本市の将来人口に大きな影響があることから、市長としてもさまざまな検討をされ、これらの対策を講じてきたことと思いますが、ここ数年ではどのような対策を実施してきたのか、その項目、内容、予算についてお答えください。また、その対策の効果と今後の課題や具体策の充実については、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、最終処分場と今後のごみ処理行政についてであります。現在、家庭系ごみを含め、一般廃棄物の処分場として使用されている桃内の最終処分場は、平成12年に完成し、7月より供用開始となりました。この施設は、地域環境保全と安全性にじゅうぶん配慮したものであると聞いております。ごみ処理行政の最後の分野でもあり、今後の環境問題を考える上で影響も大きいと思っておりますので、何点か伺います。

この最終処分場についてですが、全体事業費、埋立施設の主な項目別の事業費、用地取得費、埋立計画期間、埋立計画量、埋立対象物、埋立方式についてお示しください。

この施設は平成12年にしゅん工しているわけですが、さかのぼっていつから施設計画をしたのか、計画をスタートして以後、用地取得、実施設計、工事着手等経過していますが、平成12年の完成までの主な経緯・経過についてお答えください。

次に、埋立計画量と実際に処理された埋立実績についてであります。最終処分場の埋立実績については、毎年度発行している「清掃事業概要」に掲載されています。ここでの数値の単位はトンであり、埋立計画量では立方メートルとなっています。つまりトンから立方メートルに換算し、計画量を算出しているわけであります。

そこで伺いますが、埋立計画量はどのように計算したのか、換算率はどの数値を使用したのか、その理由と根拠をお示しください。また、ごみ質によって換算率は変化するわけですが、小樽市としての換算率はどのように考えられているのか、見解を伺います。

さて、埋立実績ですが、平成12年度から平成16年度までどのような状況で推移しているのか、お示しください。また、実際に埋め立てたごみの実績量は幾らなのか、覆土も含め、立方メートル換算で毎年の実績値と当初計画された埋立計画量との比較ではどのような状況なのか、計画量に対しての率と実績値をお答えください。

さらに懸念される点として、埋立実績として換算された数値と現地での土木的測量値とでは大きな差異がないのかということでもあります。この点についてはどのように考えられているのか、見解を伺います。

これに関連してくるのが最終処分場の2期工事であります。現在使用している埋立場の状況、計画量との比較など、さまざまなことを検討しての判断だと思いますが、2期工事についてはいつ、どのように判断するのか、また事業費、建設場所、建設時期、埋立地面積、埋立計画量についてお答えください。

この最終処分場の終了時期であります。計画している時期よりも延長できるのではないかと希望の予測があると聞いています。この終了時期についてはどのように考えられているのか、その後の最終処分場の新設計画はいつから準備を検討するのか、現状の処分場の跡利用はどのように考えられているのか、見解を伺います。

現在、ごみ焼却場が北しりべし廃棄物処理広域連合の発注により建設中であり、平成19年に完成の予定となっております。最終処分場の埋立計画量を算出するときには、当然、焼却場の建設を前提として計算されたものと考えます。当初計画よりも遅れてごみ焼却場建設工事がスタートしていますが、処分場の埋立計画量に対する影響についてはどのように考えられているのか、見解を伺います。

また、焼却場から出る焼却灰は灰溶融炉でスラグとなるわけですが、このスラグは焼却前の体積の何パーセント程度になるのか、埋立計画量の計算ではスラグはどのぐらいの量として算出したのか、そもそも北しりべし廃棄物処理広域連合の利用されないスラグについては、本市の最終処分場で処理する予定になっているのか、見解を伺います。

次に、今後のごみ処理行政についてであります。本年4月より、家庭系のごみ処理有料化がスタートしました。この目的の一つにごみの減量化があり、着実にその効果が出ているようであります。先日も、テレビや新聞報道などに地方自治体のごみ有料化問題が取り上げられておりました。全国の代表例が出ており、その中に小樽市の数値も大きな効果があったとして発表されておりました。4月よりスタートした有料化について、どのような状況なのかお示しください。また、他都市と比較してどのような特徴があるのか、今後の課題はどのようなものがあるのかお答えください。

ごみ処理行政については本市だけの問題ではなく、全国的な問題であり、今後の環境行政の大きな課題であります。ごみ問題については、発生から最終処分まで総合的に検討し、10年、20年というスパンで将来を見据えて考えていかなければならないものと思います。ごみ処理については、家庭からのごみ発生、ごみ処理運搬、ごみのリサイクル、最終処分場での処理という一連の流れがあり、入り口であるごみの発生が少なくなると、当然出口である処理についても少なくなるわけであります。今後のごみ処理行政については、入り口から出口まで総合的にトータルな考えの下、ごみ処理総合計画を策定し、将来を見据えた具体的なごみ処理行政を要望・提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、市民の協力と理解を得るため、さらに具体的でわかりやすい情報提供、周知方法を今後どのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、学校施設の保全計画についてであります。学校施設は子どもたちの学習や生活の場であり、また、緊急時には避難用施設として使用されるため、安全性や快適性が求められています。最近の地震災害においても、地域の学校施設が避難所として使用されていましたが、強い余震の発生後、避難所としての学校施設が、老朽化のためその役目を果たせないという事例もあったところであります。この学校施設の安全性についてどのように認識をされているのか、教育長の見解を伺います。

学校施設を管理する上で、建物や設備及び敷地などの状況を把握することは大変必要なことと考えています。また、今後の施設管理・保全を検討する上でも、各学校の施設の状況が項目別、分類別などに整理され、より詳細がわかるような基礎データ資料として、学校カルテの作成を以前に提案をいたしました。この学校カルテの作成状況はどのようになっているのか、また、現在行われている耐震構造に関する調査についても、あわせて経過と現状と今後の考え方についてお示しください。

市内にある学校施設について、新しい基準で建設されたもの以外は安全性が心配されるところであります。財政難で厳しい状況の下、限られた予算の中でできる限り施設を長く使い続けるために、いつ、どのような改修や補修が必要かという保全計画が重要になってきます。この保全計画の策定については、早急に検討するとのことでしたが、策定状況やいつまでに策定するのかお答えください。安全性や緊急性などさまざまなことを検討して、改修等の順位あるいは予算額など保全計画によって施設整備が進んでいくと思いますが、これらについてどのように考えられているのか見解を伺います。

また、各学校からの要望は保全計画の中にどのように反映されているのか、お示しください。

以上で、私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、情報化の推進について何点かお尋ねがありました。市民の情報通信機器やインターネットの利用率でありますけれども、ともに全国平均を下回っておりまして、特にインターネットの利用率は、年代が高くなるにつれて減少傾向にあります。本市の場合は高齢者が多いことから、パソコン操作が難しいという思いもあって利用率が低い状況にあると考えられ、市民対象のIT講習会や「はつらつ講座」のパソコン講座などを実施してきたところであります。市といたしましては、今後ともパソコン操作やインターネットの活用方法を学ぶ場を設けることにより、市民の皆さんがITを有効に活用することが地域情報化の推進に重要であると認識しております。

次に、ITリーダー養成講座の内容でありますけれども、インターネットの操作やパソコンの基礎技能を指導できるITリーダーを養成することを目的に、市内のIT企業の指導講師により、1講座12回を2講座開催し、40名がインターネットの活用やしぐみなどについて受講いたしました。

また、ITリーダーの養成の効果であります。今後、市民が市民の方に教えることができるIT研修講師が育成され、本年度9月から10月に総数100名規模の初歩講座の講師を務めていただくなど、本市の一層の情報格差を解消するため協力いただく考えであります。なお、来年度以降もITリーダーの方などの協力をいただきながら、継続してIT講習会を開催してまいりたいと考えております。

次に、図書館の端末機の関係ですが、昨年準備を進めまして、本年1月下旬にタッチパネル式の機器を1台設置し、図書館情報や本市ホームページが閲覧できるようにいたしました。開設から5月末までの利用状況ですが、名簿記載者が84名となっており、主に10代から20代の方が利用しております。

また、他の公共施設への端末機の設置であります。図書館の利用状況を見ながら、今後、市民が集まる施設等への増設について検討してまいりたいと考えております。

次に、防災情報や災害情報の庁内情報共有システムでありますけれども、防災情報であります気象・地震・津波情報については、現在、庁内LANで情報共有を図っているところであります。災害情報につきましては、災害時に関係部が共通で使用できるよう、被害調査票の様式の統一について、現在関係する各部局と調整をしているところであります。調査票の統一様式が決まり次第、そのほかの災害情報についても、あわせて庁内LANにより各部との情報共有が図られるよう、また市のホームページへの掲載を含めて関係各部局と詰めることにしております。

次に、防災情報提供につきましては、ここ数年の間に国内外で大きな地震や津波など多くの災害が連続して発生しており、日ごろから市民に防災に対する心構えを持続してもらうためにも、情報提供を継続していくことが特に大切なことと考えております。このため市の広報誌では、6月ごろから「防災に備える」という新シリーズを始めました。このコーナーで毎回防災について取り上げ、ホームページにもこの記事の補足して掲載し、実際に災害が発生したときにどのように対処していったらよいのかを市民の皆さんにお知らせすることにいたしました。今後の課題といたしましては、障害者や一般市民も含めて希望者に電子メールで災害情報を発信することや、携帯サイトへの防災情報掲載など、携帯電話を活用した災害情報発信についての取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、住民基本台帳の大量閲覧と個人情報保護について何点かお尋ねがありました。

初めに、住民基本台帳の閲覧制度についてであります。住民基本台帳は昭和42年に法律が制定され、公開することが住民の利便の増進に役立つものであることから原則公開とされてきたものであります。当時は個人情報という概念も薄く、得られた情報の悪用も見受けられませんでした。現在では犯罪に利用されたり、意識の変化から、住所を知られること自体がプライバシーの侵害であるといった時代環境となってきたことから、その見直しを求める意見が多くなっているものと考えております。市といたしましては、全国市長会などを通して法改正について要望しておりますが、国におきましてもこれら社会経済情勢の変化等を受けて、閲覧制度の在り方についての検討会を設置し、法改正も含めて検討されているものと考えております。

次に、閲覧の手続きでありますけれども、最初に閲覧者からの住民基本台帳閲覧申請願及び誓約書の提出を受け、申請願を審査の上、閲覧日を決定し、戸籍住民課内において氏名・住所・性別・生年月日の4項目のみ印刷した閲覧用リストを提示し、閲覧者が必要事項を転記する方法により実施しております。

平成16年度の項目別の申請件数及び閲覧世帯数で申し上げますと、世論調査が8件の184世帯、学術調査が1件の40世帯、市場調査が22件の2,848世帯、営業活動が20件の8,872世帯、合計で申請件数は59件、閲覧件数は1万3,444世帯となっております。

閲覧目的では、学習塾が入学適齢者への入学案内書を送付するためとか、家電製品やたばこに関するアンケートなどの市場調査等であり、大部分が企業や公的機関から委託を受けた調査会社からの申請であり、個人からの閲覧申請はありません。閲覧件数も年々減少していることなどが特徴と言えます。

次に、不当な目的に使用されるおそれがある場合の対応でありますけれども、不当な目的とは、他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上相当と認められる必要性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露しようとしたり、プライバシーの侵害につながるもの、差別行為につながるもの、その他制度の趣旨を逸脱して住民票の写しなどを不当に利用する場合とされており、具体的には住民名簿を作成して頒布・販売するとか、閲覧により世帯構成を把握し、ストーカー行為を行うなどが考えられますが、本市においては、今までこのような事例により閲覧を拒否したケースはありません。

また、チェック体制でありますけれども、申請目的については内容をより具体的に記載させるとともに、アンケートやダイレクトメールであれば、その様式を添付させるほか、目的以外の利用をしないことや、閲覧対象者の基本的人権を尊重し、一切の迷惑をかけない旨の誓約書も同時に提出してもらうこととしており、これらを慎重に判断した上で閲覧を許可しているところであります。

今後の課題といたしましては、閲覧させることの是非や閲覧させる場合の主体と目的及び個人情報保護の観点からの閲覧方法の在り方などがあります。これらにつきましては、個々の自治体に任せるのではなく、全国一律のルールが必要であることから、国の検討結果を見極めたいと考えております。

次に、国の検討会でありますけれども、本年5月11日に第1回検討会が開催され、その議事要旨によりますと、さまざまな意見交換がなされたことは承知しております。検討会のスケジュールによりますと、今後月1回開催し、論点整理、ヒアリング等により、10月をめどに最終報告がまとめられることとされております。市といたしましては、個人情報保護の観点から、全国市長会等の要望である請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置が講ぜられることを期待いたしております。

次に、住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の制定でありますけれども、本市におきましては、住民基本台帳の閲覧の請求時には目的や調査内容等を提示させ、慎重に判断した上で閲覧を許可している状況にあります。一方、個人情報としての住民基本台帳をより適正かつ厳格に管理・運用する必要があるとの意見も多いことから、法を超えない範囲で条例を定め、規制する市町村もあることは承知しております。いずれにいたしましても、現在、国において検討会が開催されており、その結果を踏まえた上で対応したいと考えております。

次に、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者保護のための支援措置であります。本市においては省令の一部改正を受けまして、平成16年7月1日から、小樽市ドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱を制定し、この要綱に基づいて運用してきております。支援措置の内容であります。ドメスティックバイオレンスやストーカー行為の被害者などを守るため、本人以外からの住民票の写しの請求があった場合は、その請求を拒否することとしております。

次に、本市の人口減少の問題でありますけれども、昭和39年9月の20万7,093人をピークに減少をし続け、過去5年間の人口の推移を見ますと、平成11年12月末では15万3,284人、昨年12月末では14万5,160人と、5年間で8,124人の減少となりました。

次に、その主な要因と傾向であります。自然動態では昭和62年以降、出生数が死亡者数を下回る状況が続いており、平成12年から15年までの自然減は毎年550人から660人程度でありましたが、平成16年は806人と大幅な減となりました。また、社会動態では転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、過去5年間では平成13年の1,108人をピークに、平成16年は908人の減となっております。特徴的には平成12年以降、950人前後で推移してきた出生数が、昨年は815人に落ち込み、このことが人口減少に拍車をかけたものと考えております。

次に、これまで実施した人口対策であります。平成15年度から17年度の3年間を中心に、主な人口対策についてお示しいたしますと、子育て支援策としては、産休明け保育や延長保育など実施保育所を拡大するとともに、入所待機児解消のため、平成16年度に奥沢、真栄、赤岩の三つの保育所の定員を拡大し、さらに本年8月には銭函保育所の定員を10名増加する予定であります。さらに、平成13年度から奥沢保育所に、平成14年度から新築統合した赤岩保育所に、地域子育て支援センターを開設いたしました。

次に、これらの予算額でありますけれども、保育所費としては平成15年度が11億9,000万円、16年度は

12億1,700万円、17年度が12億3,600万円となっております。

次に、若年労働者の地元定着を図る施策として、各種事業を雇用促進協会などと共同で実施をしており、3年間で約450万円の予算額となっております。さらに若年者の定住促進を図るため、市外から転入する新婚世帯に対して家賃の一部を助成する若年者定住促進家賃補助制度を平成14年度から行っており、3年間で約4,600万円の予算額となっております。

しかし、このような事業に取り組んでおりますが、人口減少に歯止めをかけることができないのが現状であります。このため、従来の施策の着実な実施とともに、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援策を推進してまいりたいと思っております。

また、本年度から道が市町村と協働して取り組む「北の大地への移住促進事業」にも積極的に参加するなど、人口対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年3月に策定した次世代育成支援行動計画と、今までありました児童育成計画「エンゼルプラン」の違いと効果であります。国では急速な少子化の流れを変えようと、これまでの子育てと仕事の両立支援を中心とした取組に加え、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援など、なお一層の子育て支援を進めるため、地方公共団体や常時雇用する従業員が301人以上の企業において、今後10年間の集中的・計画的な少子化対策への取組について策定を義務づけた「次世代育成支援対策推進法」を制定したところであります。このため本市では、これまで子育て支援の基本方針としてきたエンゼルプランの点検総括を行い、「おたる子育てプラン」はエンゼルプランを発展的に引き継ぐものと位置づけ、子育て支援に関する施策を総合的に推進する計画として策定したところであります。

なお、効果につきましては、今年度から朝里地区に子育て中の親子が気軽に集える「わくわく広場」をオープンさせ、また、子どもたちが安全に過ごせる「子どもの居場所づくり推進事業」を市内小学校全28校で始めるなど、新たな事業をスタートさせておりますので、総体的には今後取組を進める中で具体的になってくるものと考えております。

次に、育児休暇などの労働環境であります。昨年9月末に実施しました労働実態調査では、育児休業制度のある企業は54.4パーセントで、前年より9.3ポイント増加しており、着実に制度が浸透してきております。しかしながら、育児休業制度を実施している企業の72.2パーセントが無給となっていることや、従業員規模が小さい企業においては制度の実施率が低くなっていることなど、多くの課題があるものと認識しております。市といたしましては、市内企業における育児休暇の取得状況や育児支援に係る制度の普及などについて実態調査をさらに進めるとともに、北海道などと連携しながら、市内企業の育児支援がさらに充実するよう、さまざまな機会を通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、平成16年度の高校新卒者の就職状況であります。本年4月末現在で就職率は88.9パーセントとなっており、前年に比べ0.9ポイント低くなっております。地域別に見ますと、求職者数395人のうち小樽管内への就職者が175人で44パーセント、道内が112人で28パーセント、道外が64人で16パーセントとなっており、未就職者が44人、11パーセントとなっております。

また、フリーター、ニートにつきましては、残念ながら、北海道やハローワーク小樽管内の推計値はありません。その状況を把握することは難しいと考えておりますが、直近の全国的な傾向として若年者の実態を踏まえれば、本市におきましてもこうした若者が増えてきているものと考えております。

次に、新卒者の地元就職率でありますけれども、労働実態調査におきましては、今後の労働力について増やすと回答した事業所が69.2パーセントとなっており、ここ数年の調査結果を大きく上回る状況となっております。この結果は、長引く景気の低迷から脱却するために、今後、優秀な人材を求めようとする企業側の期待が込められている表れとも考えております。しかしながら、企業としてはまだまだ若

年者を育てていく余裕がなく、即戦力の人材を求める傾向が強いことから、この結果が必ずしも新卒者の採用増加に直接結びつくものではないと考えております。

次に、若者の定住と若年者雇用対策であります。まず若者の定住につきましては、平成14年度から、若年者定住促進家賃補助制度を実施してきております。この制度の内容につきましては、当初は市外から市内に転入、又は市内で郊外から中心市街地に転居する一定の条件を満たした新婚世帯に対して、2万円を限度に36か月間家賃補助を行うものでしたが、今年度からは人口増対策に重点を置くこととし、市内での転居世帯を補助対象から外しております。また、募集期間を従来の1か月半から11か月に延長し、制度充実も図ってきております。予算につきましては、平成14年度が600万円、15年度が1,300万円、16年度は1,772万円、17年度が1,500万円となっております。この制度の効果としましては、転入してきた新婚世帯が今年5月末までで延べ52世帯、121人になっております。なお、課題としましては、転入してきた世帯の中で補助期間満了前に家庭の事情で資格を喪失したり、市外へ転出する世帯があることや、申込数の減少などがありますので、今後、制度の在り方を含めて検証してまいりたいと考えております。

次に、若年者の雇用対策であります。これまで若年者の就職促進と地元定着を図るため、国や道の施策を積極的に活用するとともに、新規学卒者等を対象に企業が仕事について説明をするジョブガイダンスの開催、また、企業見学会やインターンシップ事業などの強化・拡充を図っているほか、ハローワーク小樽や北海道と連携して市内企業に直接採用をお願いするなど、若年者雇用の促進に努めてきております。なお、事業費としましては、雇用促進協会などとの共同事業で、平成15年度から17年度の3年間で約450万円となっております。また、平成16年度におきましては、産学官の連携で設立された小樽まち育て運営協議会が厚生労働省の雇用機会増大支援事業を受託し、この事業の実施により地元雇用の拡充が図られており、平成17年度におきましても本事業をさらに拡大し、新たな雇用の創出を図ることとしております。若年者の雇用環境は引き続き厳しい状況にありますが、今後とも国・道などの関係機関とじゅうぶん連携しながら、地元雇用を促進するための事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物最終処分場と今後のごみ処理行政について何点かご質問がありました。

初めに、最終処分場の施設概要と建設経過であります。施設概要としましては全体事業費が64億9,300万円で、このうち埋立施設は44億8,800万円となっております。主な項目別の事業費でありますけれども、遮水施設が16億8,100万円、浸出水処理設備が3億7,400万円、雨水など集配水設備が3億6,900万円、擁壁等流出防止設備が2億4,600万円であり、用地取得費は2億7,700万円となっております。また、埋立計画期間は、1期分で平成12年度から20年度までの9年間、2期分で21年度から26年度までの6年間で、埋立計画容量は全体で103万3,000立方メートルとなっております。埋立対象物は家庭系ごみと事業系の一般廃棄物、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鉦さいの産業廃棄物となっており、埋立方式については通称サンドイッチ方式と呼ばれる層状埋立方式を採用しております。

次に、建設経過についてでありますけれども、平成6年度に桃内地区を候補地として選定し、住民の皆さんと協議を進め、平成7年5月に町会の建設同意を得て、これを受け、平成7年度には施設整備基本計画の策定と環境影響調査、平成8年度には用地取得と実施設計を行い、平成9年7月に工事に着手し、平成12年7月から供用開始をしたものであります。

次に、埋立計画量でありますけれども、埋立計画量の算出に当たりましては、平成7年度の計画段階で、本市の過去5年間の実績数値を基に平均値を算出し、家庭系ごみについては平成26年度までの人口推計結果により、また事業系ごみにつきましては過去5年間の実績数値を基に予測を行い、算出したものであります。

容量の算出に当たりましては、資源物を含むごみの重量から焼却分、資源化分などを差し引いた埋立分に、産業廃棄物、焼却残さを加えて埋立重量を算出し、ごみの種類により体積換算をして容量を求めたものであります。なお、換算に当たりましてはデータが少ないことから、全国で広く用いられております東京都における埋立試験ブロック結果の係数を参考にしたものであります。

次に、平成12年度から16年度までの埋立実績であります。埋立容量につきましては覆土量も含め体積換算では、平成12年度で7万4,220立方メートル、13年度12万510立方メートル、14年度12万685立方メートル、15年度11万358立方メートル、16年度11万5,145立方メートルであり、合計で54万918立方メートルとなっております。これに対する当初計画での埋立容量は55万1,500立方メートルであり、98パーセントの埋立率となっております。

次に、現地での測量値との差異であります。平成16年7月に実施した埋立地の測量によれば、埋立容量は約50万4,400立方メートルであり、平成16年8月から平成17年3月までの埋立容量を加えた約58万1,000立方メートルと比較しますと、その差は約4万立方メートルと推定されるところであります。

次に、桃内の第2期拡張整備についてでありますけれども、本年4月から始まった資源物収集の拡大と家庭ごみの有料化、また、平成19年度からの広域連合による焼却処理により埋立処分量の減少が見込まれることから、平成16年度に1期分の埋立地の現況測量と埋立可能量の調査を行ったところであります。この結果、1期分の埋立地は平成21年6月まで埋立可能と推定されたことから、2期拡張整備を平成19年度と平成20年度の2か年で実施したいと考えております。2期計画は、桃内町内会との協定に基づき、平成21年度から平成26年度までを埋立計画期間とし、場所は現在の埋立地に隣接する山側部分となります。当初計画では面積は4万平方メートル、埋立計画量は22万2,000立方メートルを予定しておりましたが、今年度中に改めて適切な施設規模を算定するための施設整備基本計画を策定し、この中で埋立面積、埋立計画量、概算事業費等を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物最終処分場の埋立終了時期であります。桃内町内会との協定では平成26年度までとなっており、この協定を遵守し、計画どおりに埋立処理したいと考えております。その後の新たな計画につきましては、今後、基本方針を検討し、2期拡張整備終了後、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、跡地利用につきましては、埋立終了後、地盤の安定に長い歳月を要することから、その状況を見極めながら利用方法について検討していくことになるものと考えております。

次に、焼却場の建設の遅れによる埋立計画量についてであります。当初計画よりも1年遅れて建設されることから埋立可能量は増加しますが、一方で資源物収集拡大や家庭系ごみの有料化による減量の要素もあることから、今年度策定する第2期施設整備基本計画の中で、平成26年度までの埋立計画量を示してまいりたいと考えております。

また、広域連合が設置する焼却場から出るスラグの焼却前のごみに対する体積の割合であります。スラグと飛灰を合わせて10パーセント程度と算出しております。なお、スラグは有効利用する方向で検討しておりますが、利用されない場合においては小樽市分のみ最終処分場で処理することになることから、埋立計画量に含めて算出することとしてまいりたいと考えております。本市分以外のスラグにつきましては案分によりそれぞれ持ち帰り、それぞれの自治体で処理することにしております。

次に、家庭ごみの有料化の実施状況であります。最初に本年4月と5月のごみと資源物の収集量につきましては、前年と比較し、ごみは約44パーセントの減量となり、資源物は約9.6倍となっております。これらは、市民の家庭ごみ減量化・有料化に対するご理解とご協力によるものと考えております。

次に、他都市と比較しての特徴であります。本市においては指定ごみ袋5リットルから40リットル

まで5種類を作製しましたが、道内で有料化を実施している21市中、5種類の袋を作製しておりますのは小樽市と函館市の2市だけであり、市民の減量努力により、5リットル袋、10リットル袋の使用割合が全体の約5割を超えていることが挙げられると思います。また、資源物の収集品目につきましては、本市では紙製容器包装、プラスチック製容器包装などの12品目を収集しておりますが、道内で有料化を実施している市のうち、缶・瓶などのほか紙製容器包装とプラスチック製容器包装を収集しているのは、小樽市のほか帯広市、芦別市及び紋別市の3市となっており、収集品目が多いのも本市の特徴であると思っておりますし、指定ごみ袋の種類を多くしたこと、資源物の収集品目を増やしたことなどがごみの減量効果を上げているものと考えております。

次に、今後の課題でありますけれども、減量効果が維持されるよう事業者などの協力を得ながら、レジ袋の削減や過剰包装の自粛、トレーの回収など、できるだけごみを家庭に持ち込まないための施策を進めること、また、分別のさらなる徹底や減量意欲が低下しないよう啓発に力を入れていくこと、特に高齢者にわかりやすい分け方、出し方の周知・啓発について工夫をする必要があると考えております。

次に、ごみ処理総合計画の策定というお話でありますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では市町村に一般廃棄物処理計画の策定を義務づけており、本市においては平成8年3月に、平成8年度から平成22年度までの15年間を計画期間とする小樽市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。しかし、その後の各種リサイクル法の施行やごみ処理の広域化、家庭ごみの有料化など、計画の前提となる諸条件に大きな変化があったため、本年6月に、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする新たな計画を策定したところであります。この計画では、ごみと資源物の収集量の見込みやごみの排出抑制のための方策、再資源化、収集運搬、中間処理、最終処分など、ごみ処理の総合的な計画を定めており、今後この計画に沿って処理を進めてまいりたいと考えております。

また、情報提供や周知方法につきましては、ごみの減量化や資源化施策についての情報を広報おたるやホームページなどを活用して発信するほか、学校や町会などでの出前講座を通じて周知をまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害時の避難場所としての学校施設の安全性についてであります。昨年10月に発生した新潟中越地震において、学校の施設の老朽化によりその役目を果たせなかった施設があったことは、新聞報道等で承知しているところでございます。本市の学校施設についても、現行の耐震基準以前に建設された校舎、体育館が多いことから、地震や余震の発生時において児童・生徒等の安全を確保することや、地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たす上で、学校施設の耐震性能を確保することが重要であることはじゅうぶん認識しているところでございます。

次に、学校カルテの作成状況についてであります。市の施設として既存の施設の有効活用と、長寿命化及び保全費用の平準化を目的とした施設カルテを現在策定中であり、教育委員会といたしましても、これまでの各学校の施設にかかわる建設年度、建物の構造、床面積、敷地面積などの基礎資料のほか、暖房、給排水施設にかかわる維持補修の状況などのデータと市の新たな施設カルテの項目をあわせたものを、できるだけ早急に学校カルテとして策定して、示してまいりたいと考えております。

次に、耐震構造に関する調査の経過と現状についてであります。建築基準法における現行の耐震基準は昭和56年に改正施行されておりますので、これ以前に建設された学校施設は現基準に適合していない可能性があると考えられることから、平成16年度、17年度の2年間で、小学校20校、中学校10校、合

わせて30校について耐震化優先度調査を実施することとし、本年度は残りの小学校11校と中学校6校について調査することになっております。

また、耐震化に向けた今後の進め方についてであります。今年度で耐震化優先度調査を終えますので、この調査に基づき優先順位を早期に決定し、平成18年度から19年度にかけて事業の緊急度や事業手法など慎重に検討し、整備計画案を策定していきたいと考えております。

次に、保全計画の策定状況についてであります。限られた予算で学校施設の維持・補修を効果的に進め、施設を長く使い続けていくための保全計画を策定することは重要なこととじゅうぶん認識しております。今年度、学校施設の耐震化優先度調査を終えますので、この調査の結果を踏まえて、耐震化の整備計画案との整合性を図りながら検討を深めてまいりたいと考えております。

最後に、計画による施設の整備の進め方や各学校の要望をどのように反映していくかについてであります。進め方としましては、これまでも各学校からの要望に対しては現状を把握の上、施設の安全性、緊急性などを考慮しながら適宜対応しておりまして、これまでのことを踏まえながら進めてまいります。

また、各学校からの要望については施設・設備の老朽化が主な原因でありますので、学校施設の安全性や快適性を図る上で効果的な事業手法、改修順位などを検討しつつ、保全計画に反映してまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

17番（山口 保議員） いつものように私は細かい質問はいたしません。質問項目は4点のみでございます。理事者の方々には丁寧なお答えをいただきますように、まずお願いを申し上げます。一般質問を行います。

私は、昨年12月の第4回定例会におきまして、本市の「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」の見直しについて質問をいたしました。言うまでもなく本市景観条例は昭和58年に制定され、平成4年に全面改定をされ、今日に至っております。この間、12年を経た今、特別景観形成地区に近接した中央地区を挟んで南北の色内地区などの地価が急速に下落をしており、ここ数年、マンション建設などによるまち並み景観の荒廃など著しく、また新たに建設が始められたり、予定されているなど危機的な状況になってきていることを申し上げました。

これに対して見直しの検討を約束していただき、さきの第1回定例会の自民党の横田議員の質問に際して、今年度末までに見直しの検討を終えられ、その結果をお示しいただけるとの答弁をされております。また、ワーキングチームを立ち上げられ、議論をされていることはお聞きをしておりますけれども、今後、どのようなスケジュールで進められるのか、また、広く市民を交えての議論の場も考えておられるのか、まずお伺いしておきます。

言うまでもなく、本市には条例による指定歴史的建造物67件、登録歴史的建造物91件と、多くの歴史遺産を有しております。しかし、指定登録以外にも、全市に多くの近代化遺産とも言うべき建造物が点在しておりますが、近年、老朽化や住み替え等によって、その多くが失われつつあるのは残念でなりません。平成4年の景観条例制定に伴って、全市を対象に第1次2,357件、第2次508件と調査をされておりますが、そのうち今日までどれくらいの建物が失われているのか、調査をされていらっしゃるならお示しいただきたいと思っております。もし未調査のままなら、調査、把握されるべきと考えますが、お答えください。

私は、近年のこうした都市景観の荒廃が本市の特性を奪い、本市観光の衰退につながることを危ぐするものであります。私は、財政の担保なしに新たな景観行政の推進や景観の保全・再生は困難だと、さきの第4回定例会で申し上げました。また、赤字再建団体転落の危機を必死で回避するために、市民、行政が身を削って努力している中、景観行政にのみ多くを求めることができないことは承知をいたしております。本市はかつて長い斜陽の時代から運河論争を経て、著名な観光都市へと変ぼうを遂げてまいりました。その過程で、全国各地の多くの方々を支えられてきました。今も多くの小樽に訪れていただき、いわば小樽をふるさとのように感じていただいている方々に支えられて、今日を迎えているのではないのでしょうか。この美しい北の港まちの歴史や風土にいつまでも共感を寄せていただき、ともに守りはぐくんでいただける、そんないわば小樽の応援市民とも言ふべき方々が全国にはたくさんいらっしゃると思っております。

私は昨年未の一般質問で、長野県泰阜村のまちづくり寄付条例の話をしていただきました。この人口2,100人の小さな山村の基金は昨年6月にスタートし、本年3月までに県内・県外から1,000万円近い基金が集まったそうであります。5年を目途に2,500万円を集めたいとのことでありましたから、じゅうぶんな成果が今のところ上がっていると思います。政策メニューを三つに絞り、おのこの目標基金を定めるとような方法で、例えば学校美術館修復事業1,000万円、在宅福祉サービス維持向上事業500万円、環境保全の村づくり、自然エネルギー活用・普及事業1,000万円、1口5,000円で何口でも受け付けるというものであります。

また、今月10日の朝日新聞によりますと、北海道羅臼町も知床世界自然遺産登録がほぼ確実視されていることから、全国から寄付を募り、まちの事業を応援してもらう「知床・羅臼まちづくり寄付条例」の制定を今6月議会に提案をされるとのことです。同じように、財政難に苦しむ地方自治体の政策を都市部に住む賛同者に寄付という形で応援していただくという条例は、後志のニセコ町でも昨年9月に制定されていることは、さきの議会で申し上げただけであります。

私は本市景観条例見直しを強化、この機にこのような寄付条例制定の早急な検討作業に入られるべきと考えますが、お答えを願います。

また、私は、この提案は必ず広く市民にも理解をされ、また、このことによって市民と訪れていただく道内・道外のお客様との連帯・交流が生まれ、本市観光がその本質を獲得する一助になることを確信するものであります。

これまで、本市の景観行政は保全を中心に進められてまいりました。かねてより私は、景観の保全はもとより修景、創景も、本市の今後の課題として何とか進められないものかと考えてまいりました。古民家や古建築物の移築などにも何とか行政の支援の手を差し伸べ、新たな景観形成を図ることはできないものかと考えてまいりました。

また、近年、梁川通り周辺など新たな飲食店が少しずつ出店し始め、旧来の有名店と相まって、隠れた人気スポットとして注目され始めております。大分県豊後高田市の昭和の人情商店街への修景事業の成功を見るまでもなく、多額の事業費をかけなくても再生可能な地区として可能性を感じております。本年1月に視察に行かせていただきましたけれども、豊後高田市は1店舗約50万円ほどの所有者の負担で、看板を木製やトタン製につくり替え、サッシの戸を木製につくり替えるだけの事業で、これは県の補助事業でございますけれども、相当に懐かしいまち並みの創出に成功している印象を受けてまいりました。また、旧国鉄手宮線沿線なども今は荒廃しておりますけれども、小樽運河と並ぶ本市の誇る歴史遺構の沿線として、景観形成地区として位置づけ、木造古建築の移築や改造などにも政策的手段が入れられるのならば、私は必ず新たな投資がそれらに向かって始まるものと確信をしております。

このように、本市には寄付条例制定に当たって多くの具体的メニューを掲げることができ、多くの賛同をいただけるものと確信をしております。重ねてご所見を伺っておきます。

次に、地場物産の強化についてお尋ねをいたします。昨年の観光基礎調査によりますと、平成12年の調査時に比べて、観光の経済波及効果が12.4パーセントも落ち込んでいることが報告されました。平成12年3,046億円だったものが、2,668億円に減少しております。入込み数の7.9パーセント減と比較しても、ちょっとショッキングな数字であります。観光客の平均消費額は、日帰り、宿泊合わせて1,036円ほど増加しているとのことですから、なおさらの思いであります。この原因は、原材料の地場調達割合が平成12年度の65パーセントから49.3パーセントに下がり、15.7パーセントも落ち込んだことに起因するものと説明されております。

私は、原材料の調達の市外依存はさることながら、商品そのものが市外から調達され、そのことに問題を感じております。近年の製造業、卸売業の衰退は、これらの業界がすべて観光とリンクすることができる業種ではないとはいいますが、これらがこの間の観光の盛況とうまくリンクできてこなかったことも原因ではないかと考えております。地場物産の開発やお土産に対応したパッケージ商品の開発、商品イメージを高めるための包装デザインの見直しなど、少なからず課題があるのではないかと考えてまいりました。この間、市関係部局は関係業界の皆さんとこのような課題についてお話をされてきたと思うのでありますが、いかがですか。個々の企業の努力には限界があるのではないかと考えます。私は経済部が積極的にかかわり、物産協会加盟各社などに働きかけ、デザイナーやアドバイザーなどにも加わっていただいて、これらの課題について議論され、積極的に支援されるよう要望いたします。財政的に過大な負担にはならないと思いますので、ご所見をお伺いいたします。

次に、市街地の緑の景観形成について伺います。昨年の第2回定例会で、市街地街路樹のせん定の改善について質問・要望をさせていただきました。街路樹の管理につきましては、沿線住民の落ち葉等の苦情から、やむなく過剰なせん定が行われてきているとはお聞きしておりましたので、まず主要な観光幹線となっております日銀通りについて、まちづくり推進室、建設部維持課、日銀通り景観協議会との協議を経まして、昨年11月のプラタナスのせん定時にモデルケースとして改善をしていただきました。このことに感謝の意をまず表したいと思います。

今年春を迎えて、日銀通りのプラタナスはそうそうと芽を吹き、5月中旬過ぎには若葉をつけました。竜宮通や山の手地区の丸裸で異様なプラタナスの姿と比較をされれば、そのあまりの違いに皆さんも驚かれたことと思います。昨年3月に策定された本市・緑の基本計画では、公園河川の緑化による潤いのある都市景観の形成はもちろん、市街地の民有地の緑化に対してもその重要性に踏み込み、市民・事業者・行政の協働により進めていく旨、その決意が述べられております。街路樹は緑の都市景観形成にとってとりわけ重要な要素であることは言を待ちません。このたびの日銀通りのモデルケースを検証され、色内通、竜宮通など関係町会などにも協議をされ、まず中心市街地から街路樹せん定の管理の見直しに着手されるべきと考えますが、ご見解を伺います。

最後に、小学校適正配置計画についてお尋ねいたします。昨年の11月に計画案の原案が提示をされてから、今年6月まで、対象校を中心に説明会が実施されてきました。私も時間の許す限り同席をさせていただきましたが、回を重ねるごとに理解が進むのではなく、逆にますますPTAだけではなくて地域ぐるみで反対をされる、そういう空気が醸成されてきているのではないかというのが実態だと思います。今議会にも、手宮小学校の父母の皆さんの連名で、1万1,600名を超えるような署名を添えての存続を求める陳情が上げられてきております。この陳情はたかだか2週間で集められた数字であると言われております。

当初からある程度の反対の声は予想されておりましたけれども、このように地域ぐるみの反対というような事態の原因は、私は市教委の説明の説得性に多くは起因するのではないかと考えます。一般的に多くの市民は、少子化が進み、生徒数が激減している中、ある程度の小学校の統廃合はやむを得ないと容認する空気があることは承知しております。また、国も地方も財政再建の課題を抱えており、特に本市財政ひっ迫の状況下、小学校再編もまたやむを得ないと理解する空気が、当初はあったのではないかと思います。

しかし、説明会が進むにつれ、昨日、代表質問で秋山議員も指摘されておりましたけれども、小学校の統廃合による市財政再建に対する財政効果はないなどの説明や、通学距離が2.4キロメートルを超える児童が相当数発生することによる2台のスクールバスの新たな導入や、運行にかかわる添乗員の人件費の発生など、バスの安全運行にかかわる道路整備の必要性などの新たな財政負担が生ずるなど、市行政や市民が身を削って財政再建に取り組んでいる中、なぜ今急いでやらなければならないのかと関係市民が疑問に思われるのは当然であります。また、量徳小学校においても、新病院の有力建設候補地の一つとして市立病院調査特別委員会で決定されているにもかかわらず、市立病院建設と量徳小統廃合とは特に関係がないなどの説明は、市民の立場からすれば奇異に映るのは当然であります。

また、この計画の推進に文部科学省や北海道教育委員会などから指導や要請があるのかと問われれば、特にないなどと回答されております。あくまで市教委独自の考えで行っていると、そういう説明でありました。

では、なぜ進める理由があるのかと問われますと、1学年2学級を新1年生から標準にすることが学校運営上利点があり、また学習効果の向上、いじめの固定化の防止に役立つなど、活力に満ちた学校づくりや教育活動の実現に不可欠との説明に帰着します。確かに1学年2学級の利点も多々あるでしょう。しかし、文部科学省も少人数学級に対する学習効果の向上は認めておりますけれども、1学年2学級のすぐれた点については、特に見解を持ち合わせていないとのことでもあります。また、市教委も、その裏づけとなるデータも資料も示すことができておりません。このようなふじゅうぶんな説明で、多くの関係市民の皆さんに、地域の核である小学校を失うことに理解を示していただけるはずがないと、残念ながら言わざるを得ません。

また、市教委は、これまでの説明会や議会の議論の経緯を見て、実施計画を7月末までに決定すると表明されております。昭和48年の9月に出されている文部省通達には、「学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、学校統合を計画する場合は、学校の持つ地域的意義等を考えて、じゅうぶんに地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」とあります。

私はこの際、さきの説明会で比較的に理解の得られたと考えられる堺小学校などから、当初から説明されていたとおり漸次実施されることとし、特に理解が得られていない手宮、量徳両小学校につきましては、平成18年4月実施は延期をされて、なお地域町内会などにも重ねて地域説明会を行い、説明・説得を継続され、理解を求める努力を続けられますように要望するものであります。教育長には難しいお立場だとお察しいたしますけれども、ご所見をお伺いし、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝廣） 山口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、特別景観形成地区の区域の見直しのスケジュールでありますけれども、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会の中にワーキンググループを立ち上げ、本年2月から、区域の範囲や規制内容の見直しなどについてこれまでに5回の会議を開催し、検討しております。今後、景観審議会での一定の方向性が示された後、関係権利者の方々などのご意見を伺う機会を設け、本年度中に見直し案を策定していきたいと考えております。

次に、建物調査でありますけれども、平成4年度景観条例制定に伴い、市内全域を対象に貴重な建物の保存を図るための基礎的な資料を作成するため、歴史的建造物の実態調査を行っております。1次調査として2,357棟をリストアップし、主として外観の状況から構造や建築様式などを調査し、その中から重要なもの508棟を2次調査として選定し、聞き取り調査や内部調査などを行っております。

この調査を経て景観審議会からの答申を受けて、保全すべきものとして、これまでに100棟の「小樽市登録歴史的建造物」を登録しております。これらの登録歴史的建造物については状況を把握しておりますが、その他の建物については、今のところ追跡調査を行うという予定はございません。

次に、寄付条例の制定でありますけれども、新たな住民参加型自治の確立という観点での寄付条例の制定は、まちづくり政策に内外の多くの人々の思いや心が反映され、具現化される有効な手段であると考えております。その意味からも、景観行政に関連した具体的な政策提案を全国にPRし、多くの賛同者から寄付を募ることは、市民と来訪者との交流にもつながるものであり、先進自治体の取組や実施後の推移なども伺いながら、寄付条例の制定について検討していきたいと考えております。

次に、地場物産の強化でありますけれども、地場産品の開発やパッケージ商品の開発につきましては、小樽のイメージアップや地場物産の販路拡大に結びつくものとして、これまでさまざまな形で関係業界が取り組んでいることは承知しております。しかしながら、個々の企業での取組には限界もありますので、また幅広く効果を上げるためには、観光と物産の連携強化の必要もあることから、これらの事業化へ向けては市も参加をし、現在検討を進めているところであります。

次に、地場物産の開発などに対する支援でありますけれども、産学官の連携による小樽まち育て運営協議会では、平成17年度に厚生労働省が地域の雇用創出に取り組む事業を支援する「地域提案型雇用創造促進事業」を受託し、人材の育成や雇用の確保にかかわる事業を行うことになっております。協議会では、この受託事業の中に、専門家の意見を聞きながら新たな地場製品を開発し、これによって雇用の創出につなげることを目的とした事業を盛り込んでいることから、市といたしましても物産協会や観光協会など関係団体と連携を図りながら、この事業の活用によって早期にパッケージ商品の開発や商品イメージを高める包装デザインの見直しなどができないかどうか検討を進めております。

次に、街路樹の選定の見直しでありますけれども、現在、市内には高木で約4,800本の街路樹が植えられております。せん定につきましては、地先住民の方々への落ち葉に対する苦情や標識・信号機の視界の確保、架空線への障害排除及び病虫害の予防等から、現在のような強いせん定を行っております。しかし、切りすぎではないか、あるいはまた夏場でも緑が少ないという指摘があり、日銀通り景観協議会と協議を行った結果一定の理解を得られたことから、日銀通りをモデルケースとして、緑の量感を残す弱いせん定を昨年行ったところであります。今後、街路樹せん定の見直しにつきましては、日銀通りの経過を引き続き観察するとともに、地域ごとの事情や樹種についても勘案しながら行ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 山口議員のご質問にお答えいたします。

小学校適正配置計画案についてであります。これまで地域説明会を延べ35会場で開催してまいりましたが、特に対象校4校では、多くの方々からさまざまな意見をいただきました。今後、教育委員会といたしましては7月末をめどに実施計画を決定してまいりますが、対象校4校につきましては、それぞれ個別の問題や置かれている状況を踏まえながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保護員。

17番（山口 保護員） お答えはありがたいのですが、ちょっとそっけないのではないかと思います。

まず、景観条例見直しについてですけれども、スケジュールを今お話をさせていただきましたが、これは市民が大変関心を持っていらっしゃる課題なものですから、専門部局と専門委員の方々関係者の方々ともお話をされて決めていかれるのは異存はないのですが、私は寄付条例の提案もしておりますので、市民とともに共有する意味でも、これを一度例えばシンポジウムとか、そういうものをお開きになって、市民も参加をされて、周知徹底されるような機会を持ったらいいのではないかというような趣旨で話をさせていただいたつもりなのです。このことについて計画はないのか、検討されるつもりはないのか、まずお聞きしておきます。

それから、指定外の建物というの、先ほども申し上げましたけれども、これ調査時に相当数あったわけですよね。やっぱりこういうものがどんどんなくなっていくと、まちの荒廃が大変心配なわけです。これは今のところ何も行政的にやれないのですけれども、寄付条例の提案を私が申し上げましたのは、それも含めて現場で例えば残せなかったら、市内の財産として移築をして残すようなことも含めて、寄付条例がうまくいけばできると思っていますので、ぜひとも調査をされて、比較をされて、どの程度失われているのかということを一回調べていただきたいと思うのですが、そういう意思がないのかということも含めて先ほど質問しましたので、それについてそういう意思はないという、調査をする意思はないとおっしゃいましたが、そういうことを一度どの程度失われているかを調べるというか、1棟1棟調査しろと私は言っているわけでもないですから、そのことについてぜひもう一度答弁をお願いいたします。

それから、教育委員会ですけれども、ちょっと慎重にそれこそ計画をつくられるということで、ぜひ慎重にやっていただきたいと思っておりますけれども、先ほど私が申し上げた趣旨は、市民は基本的に聞く耳は持っているわけです。ただ、説明のされ方が、いかにも1学年2学級がこれ金科玉条のようにずっと言われているわけです。いろいろ長く話をされるのですけれども、市民はよけいわからなくなっているのです。本当にそれがいいというふうにおっしゃって提案をされているわけですから、そこについてみんなが納得するように説明をされるのが、私は当然だと思うのです。だから、そこについてもう少しきちり議論を強化されて説明をされないと、これは市民は納得されないと思うのです。それについて1学年2学級が本当に教育効果が上がると、それからいじめや不登校もなくなって、学校運営も、それから生徒にとっても、また父兄にとってもハッピーなのだということをわかりやすく本当に説明していただかないと、その説得力が崩れるとこれは議論として成り立ちませんから、少なくとも提案をされているのですから、そこについてはもう少し考えて、きちり説明をされるべきだと思います。それについて、見解をもう一度求めておきます。

再々質問はしませんので、よろしく申し上げます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 景観条例の見直しの関係ですけれども、シンポジウムなんかを開いたらどうだというお話でございますが、このことも含めまして、それから建物の再調査といいますか、そのことの趣旨がちょっとよくわからないのですけれども、508棟を2次調査しましたね。

2,000何ぼのうち508を2次調査をしました。一応重要なものということで、508を調査しましたね。その中で100棟が、これは重要ですよというふうに審議会の方で決められたと。山口議員が言われているのは、100棟以外からもまだあるのではないかと、100棟中で言っているのですか。

(「最初に2,357件やっているのです」と呼ぶ者あり)

だから、2,357棟をリストアップして、その中から全部調査をして、重要なものを508棟、2次選定した。508棟のうち審議会の方でこれは重要だということで、100棟が決められたわけですね。100棟を登録したと。100棟のうち70ぐらいは指定にしたと、まだ指定になっていないものもありますけれども、100棟のうちで壊されているものがあるから、そういうものを調査しろというのが、ご質問の趣旨がよくわからないのです。

ですから、もう少し詳しく教えてくれれば、どの部分を調査しろと言ったのか、そこがよく失われている、失われていると言うのですけれども、100棟で失われているのか、508棟で失われているのか、2,357棟の中で失われているのか、その辺がよくちょっとわからないので、ただ2,357というのはもちろんリストアップしましたけれども、景観審議会で重要だと、これぜひ保存すべきだというのは100棟だというふうに言われているものですから、我々はその100棟について登録をし、そして指定をしているということですので、さらにまだあるのだということであれば、また先ほどの景観の問題等も含めて審議会の意見もよく聞いてみたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 再質問にお答えいたします。

小樽市教育委員会の説明会での説明の仕方がふじゅうぶんであると。保護者や皆さんにじゅうぶん理解を得られなかったのではないかとご質問だったと思いますが、私たちといたしましても、今後もそれぞれの学校に課題があって、その課題がじゅうぶん保護者の皆さんに理解が得られるよう、いろいろな場でまたお話ししてまいりたいというふうに考えてございます。そして、ご指摘のように理解を得られないままではなくて、何としても理解が得られるような、そういうような話もしてまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

17番(山口 保議員) 先ほど市長がちょっと誤解されているようで、私は1次調査の2,357件というのはこれ価値がないとして認められたのではなくて、それなりにやっぱり小樽らしい建物だとして目視をされてやられたのだと思います。それは確かに指定に値する物件ではないのですけれども、じゅうぶんに重要な小樽の財産だと私は思っています。そういうものがどんどんなくなっている現状というのは大変残念だということを私は申し上げて、それについて今どの程度なくなっているのかというふうなことを一回調べられてはいかかかと。そういうものが何とか市内に残るような形で私はしたいと思っているわけです。そういう意味でやっぱり現状を把握していただきたいという趣旨で申し上げたのです。

議長(中畑恒雄) 山口議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 3番、山田雅敏議員。

(3番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

3番(山田雅敏議員) 平成17年第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

まず初めに、本市財政に関連して何点か伺いいたします。

本市財政は27年ぶりの赤字決算をされ、市長も先日の提案説明に先立ち、不退転の決意で財政を立て直すとの所見を述べられ、その危機的な状況を改めて表明されました。私は平成16年第1回定例会の一般質問の際、予算の複数年度管理とコスト把握により、無理・無駄をなくしたコスト縮減を図り、縮減効果を評価するシステムづくりが必要であると申し上げました。本定例会には指定管理者制度導入に伴う議案が16件上程されていますが、業務の民間委託化やエージェンシー制導入など、今後も増加すると想定されます。民間は不断の努力をもって何事にもコスト計算を行い、コスト縮減により企業の競争力を高め、厳しい現実の中で競争相手に立ち向かっています。本市の市政執行に当たり、事業選択や行政運営コストの縮減、高効率化は必要不可欠であり、対策が急がれるところでもあります。

ご存じのとおり、行政全般にわたり市政執行は税金で賄われており、行政サービスの費用対効果が問われています。財政再建は職員一人一人がコスト意識を持ち、事務事業の改善から始まりますが、案外足元から始まる身近な業務について、コストが幾らかかるのか知られていないのではないのでしょうか。業務にかかわる各コストについては、予算特別委員会で詳しくお聞きいたします。

まず初めに、人材活用についてお聞きいたします。厳しい競争に打ち勝つため、民間企業では作業効率を上げ、また人員の能力、技能を高め、生産性・収益性を向上させています。本市も今後は大変厳しい財政状況の中で、限られた職員数で市政運営に当たらなければならない、人材の活用は重要な問題と認識しています。

そこでお聞きしますが、今年度難関を乗り越え、優秀な人材が13名、一般事務職員として採用されました。職員の研修と配置、公務・公務外の疾病やそれにかかわる補充等についてお聞かせください。

次は、税源についてお尋ねいたします。従来、固定資産税は地方自治体にとっては安定的に収入される税であり、特に土地については、地価の高騰で税収も右肩上がりに伸びた時代もありました。しかし、バブル崩壊後の引き続く地価下落により、評価替えのたびに多額の減収となる状況は、市町村の行財政運営に大きな支障を生ずる事態となっています。政府税制調査会でも地方税の検討がささやかれています。

そこで、本市の状況をお尋ねいたします。本市の住宅地価公示は全道一の下落率であると報道されております。駅の周辺や便利な場所に需要が集中し、地価が持ち直している地域も全国ではあると聞きますが、当市での土地価格は全道のほかの都市部と比べ、どのような状態にあるのか、下落率、平均価格の状況でお示してください。

また、本市の地価下落の原因は何であると考えているのか、あわせてお聞かせください。

土地にかかわる固定資産税において、国は昨年の税制改正で商業地等の負担水準の上限を、現行の70パーセントから自治体の裁量で60パーセントまで引き下げることができる制度を創設したところであり、この制度を活用して産業の活性化に利用しようとする意見もあります。しかし、地価下落で税収減少に歯止めがかからない現状では、その実施に踏みきれないのが実情ではないでしょうか。そこで、この制度を実施している自治体は全国でどれぐらいあるのか、また本市でこれを実施する予定はあるのか、お聞かせください。

次に、この項最後になりますが、財産について伺いいたします。今回、蘭越町の市有地を売却し、

収支改善に充てられました。先人の守り築いた財産を売却するのは大変勇気の要ることであり、苦渋の選択であったと、市長の心中お察しいたします。今回、改めて山林基金の掲載された財産内訳書を拝見し、市には実に多種多様な財産があることがわかりました。また、市長も本市財産を再認識されていることと思います。これらをいかに有効活用するか、またその安全確実な保全等についてお伺いいたします。

小樽市の各資金基金は、平成15年度末で18億4,000万円の現金残高となっています。この4月からペイオフが解禁され、預金の保護等が盛んに叫ばれておりますが、これらの現金の保全策はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、財産の活用では、増収対策のため、総合体育館の壁や市ホームページに広告募集をしているとのことですが、以前は市営球場や公園等にも広告募集の案がありましたが、施設等への広告掲載取組状況をお聞かせください。

この項最後にお聞きしますが、増収につながる財産活用策で検討中のものがあれば、あわせてお示しください。

次に、防災の取組に関連してお伺いいたします。昨年は新潟・福島豪雨、福井豪雨、各地での台風災害、新潟県中越地震など未曽有の自然災害に見舞われ、多くの市民が被災し、不安を抱えたことは言うまでもありません。その後、復興され、防災についても多くの検証がされ、予防策を講じられているとも聞いています。同様に、地域でパトロールなどを自主的に実施している防犯ボランティア団体が昨年末時点で5,000以上増え、8,079団体となり、市民意識の高揚がうかがわれます。

そこでお伺いいたしますが、総務省が5月27日に作成した「麻生安心・安全ビジョン」が提出され、安心・安全の総点検、災害時の対策、平常時の対策について表されています。本市の取組についてのお考えをお聞かせください。

一方、道内では、国などから浸水想定区域の指定を受けている石狩川流域の44市町村のうち、洪水時の避難場所などを記したハザードマップを、財政難や被害がないため、約7割の自治体が作成していないと聞いています。市指定の避難場所の役割や表示板の適切な設置、市民へ防災訓練等を広報での周知をされているとは思いますが、反響が聞こえてこないのが残念です。一助として総務省では防災訓練の実施の支援をするため、地方公共団体の防災図上訓練指導員の登録募集を今月からしています。

そこで、お伺いいたします。既存の地域施設の備品管理内容や本市の各部役割分担についてお聞かせください。関連して住民が自主防災組織をつくっている地域もあると聞きますが、地域のハザードマップ、防災マップ、自主防災組織について現状をお聞かせください。

この項最後にお聞きしますが、企業向けの業務継続指針案が政府の中央防災会議の調査委員会で提出されたと認識しています。災害時における本市企業の協力体制の把握についてお聞かせください。

次に、観光政策に関連してお尋ねいたします。現在、全国各地で独自の感性を持った観光に関する宣言が数多く出されています。本年、第1回定例会において観光都市宣言、観光大使に関連した質問が出され、策定中であるとお聞きしております。観光基本計画の進ちょく状況をお聞かせください。

関連して、地域振興や観光振興につながる「ご当地ナンバー」についてお伺いいたします。なじみ深い地域名を自動車のナンバープレートにつけるご当地ナンバーをめぐり、自治体間の競争が加熱しており、申請も20地域が行っていると聞いています。国土交通省が昨年11月に弾力化を決定、今までの管轄する運輸支局や自動車検査登録事務所を新設しなくても、新たな地域名表示を認めることにしたことから始まったと聞いております。この人気が高いのは、知名度がアップして観光や地域振興につながるの理由や、動く広告塔になるという思惑もあると聞いています。このご当地ナンバー導入の概要をお聞

かせください。

また、本市においても一考の余地があるのではないかと思います。いかがでしょうか。ぜひ取組についての見解をお聞かせください。

次に、夏場に仕事を1時間進めたサマータイム制度が昭和23年から4年間導入されました。今期、この制度を導入する法案が、超党派の議員で国会に提出される予定とも聞いております。昨年、道内でも札幌商工会議所が中心となって行われ、今年も同様に北海道庁が参加を表明しています。本市でも商工会議所指導の下、一部導入と聞いています。

そこでお聞きいたします。この取組はフレックスタイムとどこが異なるのか。あるまちでは六つの勤務時間帯を設け、節約もでき、温暖化対策にも一役と聞いています。

さらにお聞きいたします。市民が危ぐするのは、サービス残業が増え、睡眠時間が減るのではという認識です。本市職員の意識改革や、導入部門別にサマータイム導入方法と他企業とのかわり、市民意識の高揚と周知についてお聞かせください。

関連して、開館時間延長中の本市図書館についてお伺いいたします。4月から平日の開館時間を延長し、祝日も開館しているため、利用者が増えていると聞いています。月別、曜日別に入館者状況はどうか。特に良くなった点や市民の要望等もお聞かせください。

次に、アダプトプログラムと市民福祉についてお聞きいたします。行政にかわって市民が公園の清掃などに取り組むアダプトプログラムが着実に広がりを見せています。これは昭和60年、アメリカのテキサス州で始まったもので、市民や企業、民間団体が、公園や道路などの公共施設の里親となって清掃活動を実施、行政は清掃業務の提供などを支援する仕組みと聞いています。この参加団体と里親活動の内容とこのプログラム導入の効果についてお聞かせください。

次に、本市でも同様の取組としてさまざまな場所や地区、海岸線や道路で、地元町内会やNPOの人々が活動され、さらに国や道等の施策でも取組がされている清掃活動などについてお聞きいたします。本市の活動状況と支援の内容、周知を含め、お聞かせください。

次に、喫煙による健康被害の防止を目指す「たばこ規制枠組み条約」が今年2月に発効したことから始まり、札幌市では「たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」が採択され、今年8月から歩きたばこの禁止やポイ捨てへの過料など、市民への権利の制限を加えることになると聞いています。その後、喫煙制限区域や美化推進重点区域も想定、考察していると聞いています。本市でもこの点については考察中と聞いておりますが、駅周辺でのたばこの害が指摘され、早急に対策が求められています。この点についての認識と見解、さらには本市の見通しについてお聞かせください。

次に、今、市民からの特定目的組織に対する寄付が増えていると聞いています。これに関連して市川市では、納税者が選択する市民活動団体に対し、納税者の個人市民税の1パーセントに相当する額を助成することによって市民の納税意識を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援と市民福祉の増進を図ることを目的として条例を制定したと聞いております。この条例の内容についてお聞かせください。

本市でもこのような施策は納税者に夢を与え、また、夢の実現という意味で支援を得られるのではないのでしょうか。財政状態が厳しい中、市民福祉の観点から検討はできないものか、お伺いいたします。

次に、病院について2点ほどお聞きいたします。

自治体病院を取り巻く問題は何か、いま一度原点に戻り解決しなければならないと思います。医師不足、偏在や臨床検査制度の新たな問題、小児科・婦人科の医師の確保の困難等、挙げれば切りがありません。本市では、新病院基本構想の内容で市と市医師会との認識が一致を見ず、経営上の利害もあり、対立して調整が難しいと耳にしています。時間がたつにつれ、市立病院の建物は崩れ、退職医師が増え、

患者が減り続けることは、市民にとって深刻な問題と受け止めています。さらに市民からの大きな期待と数々の寄付が寄せられ、ますます統合新築に弾みがかかり、問題が複雑に絡み合ってきていることと思います。そこで、必要最低限の診療科目は何とお考えですか。既存病院で対応が難しい脳神経外科、心臓外科、小児科ほかなのか、お聞かせください。

新病院の建設には賛成ですが、財政面での心配があります。まず、建設に当たってミニ公募債を発行し、市民から募ってみてはどうでしょうか。また、新病院が赤字体質であっては困ります。神奈川県では株式会社病院開設へ特区申請を行い、来年夏にも誕生すると聞いています。株式会社病院について、現医療法に沿った見解と本市での導入の可能性もあわせてお聞かせください。いずれにしても新病院での健全経営には民間企業のノウハウ導入が必要と思いますが、見解をお聞かせください。

次は、消防団に関連してお伺いいたします。自動体外式除細動器について、今年4月から、東北主要都市の教育現場で大学3校、高校・中学にも設置され、このほか仙台市教育委員会が5月中旬に70校に配備予定としています。本市のこの除細動器の設置状況と講習会開催の現状をお聞かせください。

近年の社会環境の変化から、全国的に消防団員の活動による地域防災力の低下が懸念されています。総務省では消防団員の減少と高齢化の対策として、小中学生や高校生向けのパンフレットを作成し、若手の発掘を目指していると聞いています。消防団員の活動環境整備の在り方が調査・検討され、さらに消防団組織、制度の多様化から、機能別団員や機能別分団、休団制度の導入や多才な人材を採用・活用できる制度が検討されていると聞いていますが、内容をお聞かせください。

本市の消防団でも、毎年、団員の減少と高齢化が進み、現在、定員に届いていないと思います。入団資格と若手の発掘について、取組状況をお聞かせください。

次に、本市の女性団員についてお聞きいたします。入団希望が多く、定員があるため入れない人がいると聞いています。現在の定員状況と間口増についての見解をお示しくください。

この項最後になりますが、1分1秒を争う消火活動にかかわって、総務省では「消防団の新しい装備に関する検討会」があったと聞いております。その内容についてお聞かせください。特に無線機器関係の活用実態と課題に関して考察があれば、お聞かせください。

次に、食育に関連してお聞きいたします。昨年12月、小清水町で朝ご飯条例が制定され、2例目となりました。昨年3月の青森市鶴田町が初めに制定され、条例では住民の健康増進と地産地消の双方を考えたのに対し、小清水町の条例は住民の健康増進を目的としています。運動を広げる期間や団体の責任を明確にし、子どもを持つ親や住民にも、健康的な食生活や早寝・早起きの習慣づけにみずから努めることを求めています。

戦後、学校給食は、昭和22年1月に全国の都市部の小学校を中心に開始されたのは、皆さんご存知のことと思います。戦後の食糧難のため、学校給食用物資を海外援助事業として贈られたララ物資で賄い、昭和21年12月24日に物資の贈呈式を行い、当時の文部省では、この日を学校給食記念日として各種の事業を行ってきました。また、昭和25年から全国学校給食週間と改め、期間を1月24日から1月30日までの1週間としました。本市でも数々努力をされ、行われていると思いますが、本市でのこのような取組についてお聞かせください。

また、5月13日の新聞によれば、調理現場での食べ残しの増加に頭を痛めていると聞いています。努力を加え、工夫を凝らしていると思いますが、現場での新メニューの考案はどのようにされているのでしょうか。残飯率や食事時間も気になります。直近の状況をお聞かせください。

次に、現在の食糧自給率はカロリーベースで40パーセント、輸入停止時の献立は朝、昼も芋中心で、夕食はご飯、芋と魚1切れ、みそ汁は2日に1杯、肉は9日に1食と聞きます。今年4月から栄養教諭

制度が導入、6月10日には参院本会議で食育基本法が成立、さらに食育が注目されています。北海道庁では食の大切さを伝えるため、食育推進行動計画を年内に策定することを決め、委員会に諮問すると聞いています。また、6月19日には社団法人小樽青年会議所の記念講演が開かれ、この中で陰山英男氏は食事と学力問題は密接な関係にあると、食の重要性について述べられました。食の重要性に関連して、はんらんする食情報と弊害、フードファディズムと呼ばれる現象があります。このことについてご承知でしたら、お聞かせください。

最後になりますが、食べ物をただ単に物ではなく、命や命をつなぐものにとらえ、その同じ仲間がつながった食の大切さをもう一度考えていかなければならないと思います。本市の食育の取組内容について、生産・加工、流通・消費、安全・衛生、健康・食習慣、文化・歴史等の内容別事例がわかればお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、市長、教育長の明快なご答弁を期待いたしまして、一般質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新規職員の採用に関連したご質問でございますけれども、新採用職員の研修につきましては、4月1日から7日までの5日間で行っておりまして、初日には私の話もさせていただきましたけれども、そのほか職員給与制度や福利厚生制度を説明し、翌日から地方自治制度、地方公務員制度や公務員倫理を研修し、待遇などのほか実務上の文書、会計事務などについて研修をしております。また、10月初旬には6か月を経過したということで、2日間のフォローアップ研修を予定しており、地方公務員制度や待遇などを復習の意味で研修するほか、新採用職員全員でそれぞれの仕事について情報交換を行う予定であります。

次に、新規採用職員の配置でありますけれども、基本的には法令・条例等に沿った定型的な業務をしている職場に配置をしております。いずれにいたしましても市の業務は多様化しておりますので、4年程度の期間を経て次の異動時期が参りましたら、個々の適正や能力に応じた配置をまいりたいと考えております。

次に、職員の病気休業でありますけれども、職員の傷病や結核を除く疾病に基づく療養期間ですが、まず有給の病気休暇として90日間認められております。90日を超えると休業命令がかけられ、満1年間は給与の80パーセント支給となり、それを超えますと無給となります。なお、この休業命令は3年間を超えない範囲としており、3年間を超えた場合は分限による免職の対象となります。公務による疾病等の場合は、給与は満額支給されます。なお、勤務の実態に応じて支給される管理職手当、通勤手当、勤勉手当は、公務外の場合はいずれも支給されませんが、公務による場合は通勤手当を除き支給されます。

次に、長期療養中の職員の欠員補充ですが、療養期間がおおむね3か月を超える場合に、臨時職員を採用して補充しております。これより短期である場合や臨時職員では業務が専門的で代替とならない場合は、職場の内部努力で欠員分をカバーすることになりますが、この場合は時間外勤務で対応することとしております。

次に、本市の土地価格の状況であります。平成17年1月1日付けの地価公示によりますと、本市の住宅地の平均土地価格は3万1,100円で、前年に比べ10.2パーセント下がっており、道内の人口10万人以

上の都市では下げ幅が最も大きくなっております。人口10万人以上の道内他都市の状況を見ますと、小樽の次に下落幅が大きかったのは苫小牧市、平均土地価格が2万7,800円、対前年比9.8パーセント減、次いで江別市が3万4,400円、8.3パーセント減となっております。下落幅の最も小さかったのは北見市で、平均土地価格2万800円、対前年比1.2パーセント減という状況となっております。

また、本市の土地価格下落の原因であります。長引く景気低迷による購買力の低下や、札幌都心部の土地価格が下落し、住宅供給が増える、いわゆる都心回帰現象が起きたことにより、周辺都市の住宅供給が減少したことなどが挙げられると考えております。

次に、固定資産税の商業地等の負担水準でありますけれども、全国では東京都のほか4市1町の合わせて六つの自治体を実施していると聞いております。国においては、自治体の財政状況は個々においてそれぞれ異なるという理由で、この措置を法律により全国一律に適用させることはせず、実施については条例という個々の自治体の判断にゆだねるという改正にしており、当市におきましては厳しい財政状況の中で、基幹的税目である固定資産税が著しく減収となる施策を実施することは大変難しいものと考えております。

次に、ペイオフ対策でありますけれども、金融機関に預けている公金の種類は歳計現金、歳入歳出外現金、各基金のほかに制度融資に係る預託金があります。平成17年4月1日からペイオフが完全解禁となり、普通預金もペイオフの対象になったことから、流動的に日々の残高が変動する歳計現金、歳入歳出外現金と年度途中に増額になることも予想される制度融資に係る預託金はペイオフ対象外の決済用預金で運用し、ご質問のありました基金につきましては、借入金と相殺可能な範囲内で保護することができることから、運用益を確保するために定期預金で運用しております。

次に、広告掲載の取組状況ですが、これまで市では広報おたるや小樽観光情報誌「きらっと小樽」に企業などの広告を掲載し、昨年は博物館で開催した特別展「小樽の銭湯いまむかし」の入場券とパンフレットに広告を掲載したところでありますが、今年度、新たに市のホームページのバナー広告を募集し、現在、4社の広告を掲載しております。また、年度内に総合体育館や室内水泳プールなどの体育施設のほか、冬期間滑り止め用に配置している砂袋への広告を予定しており、今後、これらの実績を踏まえ、新たな取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、その他の財産の活用方策でありますけれども、財政再建推進プランでも示してあるとおり、資産、ストックの有効活用の観点から、遊休資産などの売却、貸付けをさらに進めるほか、例えば市が保有する資料の有料貸出しなど、財産の有効活用について具体的に幅広く検討するよう指示したところでございます。

次に、防災について何点かご質問がありましたけれども、初めに「麻生安心・安全ビジョン」については、自然災害や列車事故、テロ災害などを含めた防災事故対策について、国が今後取り組む計画を示したものであります。本市における安心・安全の点検であります。昨年の台風18号災害を踏まえて、現在、避難所の開設や庁内の災害情報共有方法などについて、地域防災計画の見直しに取り組んでおり、災害時の対策では、北電、北ガスなどの事業所と非常時連絡網の徹底を図るなど、関係する事業所との協力体制の強化に努めているところであります。

また、平常時の対策では、広報誌による防災情報の提供や防災訓練、避難訓練の実施により、市民に自分の命は自分で守るという防災意識の啓発について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、既存施設の防災備品の管理でありますけれども、避難所に指定している市内各小中学校へ、防災用備品としてアルファ米、クラッカーなどの食料、懐中電灯など防災七つ道具セット、毛布のほか非

常連絡用として携帯電話を配備しております。食料品については賞味期限の関係から、5年ごとに更新しており、毛布については津波避難地域を優先し、年々配備枚数を増やしております。

また、災害時の各部の役割分担ですが、一例として総務部は災害対策本部を設置し、災害情報や避難情報などの情報収集伝達をすることなどですが、そのほかの各部の業務分担につきましては、それぞれ地域防災計画に明示されており、それに沿った形で業務を進めていくこととなります。

次に、地域のハザードマップや自主防災組織でありますけれども、市では平成7年度に防災ガイドブックを作成し、その中で避難所などの位置を示したマップを掲載して、全戸配布したところであります。また、市内には、銭函連合町会と塩谷・桃内連合町会の二つの自主防災組織があり、それぞれ各地域の住民の避難経路や誘導員の配置、避難場所などを図上にマークした避難マップを作成して、避難訓練を実施しております。このほか町会の内部組織で自主的に防災訓練に取り組んでいる色内地区の日の出町会があり、去る6月12日に津波避難訓練を実施したところであります。

次に、災害時における市内企業の協力体制でありますけれども、地域防災計画では、北電や北ガス、NTTなどライフラインに関係する企業の協力はもちろんであります。災害時の食料供給に関しては米穀卸売業者やパン製造業者、輸送に関しては民間の運輸業者、医療救護に関しては民間の病院や一般薬品・衛生材料取扱業者が、それぞれ要請により協力するようになっております。また、避難所が不足するような場合は、朝里川温泉組合の宿泊施設が受け入れる旨の協力協定を結んでいるところでございます。このほか地域防災計画では明確な位置づけはされておきませんが、建設関連事業所も、災害時の障害物除去などの応急措置に関して協力を得ることとなっております。

次に、観光についてお尋ねがありましたけれども、まず観光都市宣言であります。平成15年11月に発足しました小樽市観光基本計画策定委員会において現在も策定作業が進められており、この計画の中に観光都市宣言の時期や実施方法などについての考え方を盛り込むこととしております。

また、観光大使についてでありますけれども、全国に数多くおります本市出身者や小樽ファンの皆さんには、これまでも小樽観光の推進に向けてご協力をいただいているところであります。小樽観光の広域ネットワークの確立のためには新たな仕組みづくりが必要なことと思っておりますので、今後とも民間の方々からご意見をお聞きするとともに、他都市の実例などを踏まえながら、その手法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、いわゆるご当地ナンバーでありますけれども、この制度は昨年11月に国土交通省が導入のための要綱を定め、導入希望地域に呼びかけていたもので、福島県の27市町村で要望した会津ナンバーなど全国で20の地域から要望があり、5月末で締め切られたものであります。制度の概要は、これまで運輸支局などの名称が表示されていた自動車のナンバープレートを、事務所などの支店新設の有無にかかわらず、新たな地域表示を認めることとしたものであり、申請に当たっては単独の市区町村ではなく、複数の自治体の集まりであること、当該地域の保有車両数が最低10万台以上であることなどの基準があることや、自治体での費用負担が発生することなど幾つかの条件があります。ご当地ナンバー導入につきましては、今回要望した地域の動向や今後の国の動きなどを見極めながら研究してまいりたいと思っております。

次に、サマータイム制度についてでございますけれども、まずフレックスタイムとの違いですが、サマータイムは社会的に時計の針を一定の時間一斉に早めることで、早朝や夕方日照時間を有効に使おうということで導入された制度であります。サマータイムでは、勤務時間の始業時間及び終業時間が同じ時間だけシフトすることになりますが、フレックスタイムは勤務者の判断により、組織として必要なコアになる時間帯を除き、始業時間と終業時間を裁量で決めることができる変形労働時間制であ

ります。

このたびのサマータイム制度の導入方法でありますけれども、始業時間を午前8時、終業時間を午後4時30分とし、7月1日から31日の1か月間を基本として、課を施行の単位として行います。サマータイムについては賛否両論があることは承知しておりますが、あくまでも実験的な試行と考えており、25課等で198名の職員が参加いたします。なお、市民サービスに直結する窓口業務のある職場や開館時間の決まっている施設は、試行から除外しております。他の参加企業との関連につきましては、現在募集中とのことであり、参加企業が確定しておりませんが、今回の試行で検証されるものと思っております。市民周知につきましては、基本的には市民生活に影響を与えない範囲の実施となりますが、試行職場ごとにポスター掲示することを考えております。

次に、アダプトプログラムについてでありますけれども、内容としましては、市民や企業が自治体との合意の上で道路や河川、公園など一定の公共の場所を養子に見立て、里親となって、愛情込めて美化清掃活動をボランティアで行い、自治体は参加者の保険加入や清掃用具提供などの支援を行うというものであります。この制度は米国テキサス州で高速道路に散乱するごみの対策から始まり、日本では1998年に徳島県で導入され、現在、約200の自治体が参加していると聞いております。効果としましては、里親がアダプトした区域に看板などを表示し、責任感と誇りを持って活動することから、地域の美化活動が活発になり、行政経費の節減も図られるものと考えております。

次に、本市における活動状況でありますけれども、各町会や企業、景観協議会などが、それぞれの地域で独自に清掃及び環境美化活動に取り組んでおります。また、全市的な組織としましては、昭和60年に発足した町会やPTA、各種団体、企業など61の団体から構成される快適な環境づくり実践促進連絡会議があり、毎回100名程度が参加して、市内の観光地や旧手宮線沿線の清掃のほか、環境美化運動の一環としての「花いっぱい運動」に取り組んでおります。市ではこれらの活動について、市の広報誌やホームページ、町会などを通じ趣旨を周知し、参加者を募るとともに、ごみ袋の提供や火ばさみの貸出し、集めたごみの無料収集などの支援を行っております。

次に、駅周辺などでのたばこなどの害に対する認識と見解、さらには今後の見通しでありますけれども、歩きたばこによる吸い殻のポイ捨てはまちの美観を損ねるだけでなく、たばこを吸わない人に不快感を与え、さらには火のついたたばこの接触によるやけどなどの危険性があるものと認識しております。札幌市では喫煙制限区域での歩行中の喫煙を禁止し、違反者には3万円以下の過料を課す条例を昨年12月に制定しましたが、過料の適用について慎重に検討した上で、8月には条例を施行する予定であると聞いております。本市としては、札幌市における実施状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますけれども、市民啓発によるマナーの向上が大切であることから、現在施行されている公共の場所での歩きたばこをしないよう義務づけをしている「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の普及に向けて、市の広報誌やホームページで掲載、さらには北海道と連携した街頭啓発なども行ってまいりたいと考えております。

次に、千葉県市川市が昨年末に制定した「納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」についてでありますけれども、本条例は納税者が選択をする市民活動団体に対し、納税者の個人市民税額の1パーセントを交付する制度を設けることで、市民の納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的としたものと理解しております。本市としては税収増が見込めず、厳しい財政状況下にありますことから、今後、しっかりとした財政基盤が確立された時点で検討したいと考えております。

次に、新市立病院について何点かご質問がありましたけれども、まず診療科目でありますけれども、

基本構想の精査・検討において両病院の総合的診療機能と専門的診療機能を融合し、高度の専門性を備えた総合的医療、包括的医療の実現をさらに推し進めることが必要と考え、現在の診療科を維持し、形成外科、リハビリテーション科を新設するとともに、歯科口腔外科について検討することとしたところであります。その後、病院の規模などについてさまざまな意見・要望がありますので、現在、両病院の医師10名で構成するワーキンググループにおいて幅広く検証をしてもらっており、その報告を待って判断してもらいたいと考えております。

次に、ミニ公募債でありますけれども、このミニ公募債の導入により、病院経営に対する市民意識の高揚が図られるなどのメリットがあると考えられますが、引受機関や発行コスト、償還期間などの課題も多くありますので、導入の是非を含めて研究したいと思っております。

次に、神奈川県が行った株式会社病院の特区申請でありますけれども、これは医療法上認められていない株式会社による病院等の開設について、規制改革の一環として特区の認定を受けた地域に限り認められるようになったことに伴い申請されたものです。この場合、健康保険が使えない、いわゆる自由診療でかつ高度な医療に限られることが条件となっておりますので、一般の保健医療機関については該当しない制度であります。新病院の経営につきましては、基本構想におきましても、地方公営企業法の全部適用の検討など経営の健全化に向けた取組をうたっておりますが、今後も予想されます厳しい医療環境の下でこれまで以上に効率的な事業運営が求められますので、民間のさまざまな経営手法も積極的に研究し、それらも参考にしながら、新たに、そして柔軟な考え方を持って病院経営に取り組んでいかなければならないものと考えております。

最後に、消防でございますけれども、初めに本市の自動体外式除細動器の設置及び講習会等の現状であります。救命の現場に居合わせた一般の人でも使用できる除細動器の設置状況につきましては、小樽病院に続いて、このたび消防署と消防庁舎2階ロビーに設置をいたしました。市内ではほかに民間医療機関やスポーツ施設などにも設置されていると聞いております。

また、この除細動器の使用法につきましては消防庁からの指導もあり、本年4月から救急講習会の中に取り入れており、これまで6回の開催で一般市民も151名受講しております。今後も使用方法の普及のため、救急講習会を継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の活動環境の在り方についてでありますけれども、本年1月、消防庁より全国的に地域に必要な消防団員の確保に苦慮している消防団が見受けられ、消防団員が減少している状況から、消防団員の活動環境の整備についての通知が出され、ご質問にありましたように四つの方策が示されております。機能別団員と機能別分団については、予防広報など特定の活動や、大規模災害のみに対応する団員や分団について新たに定めたものであり、現行の団員を補完する制度であります。また、休団制度とは、長期間活動に参加することができない場合に、団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる制度であり、さらに多彩な人材を採用・活用できる制度とは、性別、年齢、居住地等の採用条件の見直しにより幅広い層の住民が入団できるよう、環境の整備を行うというものであります。

次に、消防団員の入団資格と若年層の入団促進の取組であります。消防団員の入団資格は小樽市消防団条例により、小樽市内に居住する18歳以上50歳未満の者と定められております。若年層の入団につきましては、各分団長を中心に町内会関係者と連携して、年間を通じて募集に努めているところであります。今後、入団促進を効果的に進めるため、消防団と地域住民が接する火災予防広報や地域における防災訓練などの機会をとらえてPRを行い、また、ポスターの掲示や広報誌なども通じて継続的な募集活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、女性団員の定員状況と間口増でありますけれども、本市では平成2年に48名の女性団員が入団

し、現在、64名が高齢者世帯の訪問や火災予防期間中の広報活動などを行っております。現在、本市の総団員数に対する女性団員の割合は12.8パーセントであり、国が一定の目標としている10パーセントに達している状況ではありますが、予防活動の重要性がますます高まっており、また高齢世帯が多く、人口における女性比率が高いという本市の特性を考えたとき、団員数全体の拡大に向けて加入促進を積極的に進める中で、女性団員の募集枠の拡大についても消防団関係者とじゅうぶん協議してまいりたいと考えております。

次に、消防団の新しい装備に関する検討会の内容でありますけれども、ご質問にありましたように、消防庁におきましては、平成16年4月に消防団の新しい装備に関する検討会が報告書を取りまとめておりまして、その内容は消防団を取り巻く環境の変化や新しい装備の方向性について述べられているほか、新しい装備の提言として、消防ポンプ車両や無線機器などについて示されております。無線機器関係の活用実態につきましては、調査結果を見ても全国的に無線機がじゅうぶん配備されていないようであり、本市においては現在消防団には無線機器を1台配備しております。報告書においては、火災や救急活動に出動した各隊が連携を図り、消防活動を効率的かつ効果的に行うためには無線機器の配備が不可欠であるとの提言がされておりますが、市といたしましても消防団活動の安全確保と活性化を図り、常備消防と緊密な連携による消防活動を行うためには、無線機器の普及は大きな課題であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 山田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、図書館についてであります。閉館時間が曜日により異なっていたことや、祝日は閉館してありましたが、これまで寄せられた多様な市民ニーズにこたえるため、今年4月から開館時間の延長や祝日開館を実施したところであります。入館状況であります。4月は1万7,888人、5月は1万8,683人であり、この2か月における前年対比で980人増加しております。曜日別では時間を延長した水曜日、金曜日、日曜日において、この2か月で1万7,417人となっており、前年より852人増になっております。利用された方々からは、閉館時間がわかりやすくなった、時間延長により会社帰りなどに利用でき、楽しむ時間が増えたなどの多くの声が寄せられておりまして、サービスの向上が図られているものと思っております。今後とも情報発信の場、生涯学習の場、そして子育て交流の場として、さらに利用しやすい親しまれる図書館づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、食育にかかわって、本市における給食週間の取組についてであります。近年、核家族化の進展や共働きの増加など社会環境の変化に伴い、子どもたちに朝食などの欠食の例が見られるなど、食生活の乱れが深刻になっております。子どもたちに望ましい食習慣と食に関する自己管理能力の育成を促すため、学校・家庭が連携を図り、食教育を行うことは重要なことと考えております。

本市では給食週間とは別ですが、家庭、地域社会の人々に学校給食を広く理解してもらうとともに、子どもの健康と食生活について考えることを目的として、学校給食展を開催してきました。その内容につきましては、学校給食の目的や栄養量、衛生管理などのパネル展示、子どもたちの食事風景の写真展示、学校給食の実物の展示や試食会、給食レシピの配布などです。そのほか給食だよりを通じての栄養管理や食材・料理に関する知識の普及と情報の提供、保護者への学校給食レシピの紹介、さらには一般市民の方へは「動く市政教室」による調理場見学試食会での学校給食への理解を深めていただくよう努めているところでございます。今後も学校給食にかかわる事業を充実していきたいと考えております。

次に、新しいメニューの考案と残食率の状況についてであります。学校給食は児童・生徒の平均栄

養所要量など、国の基準に基づき、栄養バランスのとれた食品・料理を提供することが何よりも大切であります。一方、子どもたちに学校給食をおいしく楽しく食べてもらうことも必要なことから、みそカツ丼、ピビンバ、チキンと野菜カレーなど新しいメニューの提供や、パンについても甘みを加えたり、種類も12種類にするなどしながら、食べ残しが少なくなるよう工夫しております。

次に、主なメニューの残食率についてであります。食欲がない、量が多いなどの生理的な要因や、太る、見かけが悪いなどの心理的な要因などが複雑に絡み合っておりますが、ハヤシライスやスープ類は10パーセント台、野菜の多い煮込みおでんやみそ煮などは20パーセントから30パーセントの残食率となっており、小学校より中学校の残食率が高い傾向になっております。

次に、小樽市内の給食の食事時間の現状であります。小学校では35分から45分の間、中学校では30分から35分の間となっております。昨年度の北海道教育委員会委員会の調査でも、道内小中学校では35分から44分が60パーセント、中学校では30分から39分が66.3パーセントとなっており、本市の給食時間は平均的な時間により行われているものと考えております。なお、小学校1年生では、入学当初は若干時間が足りない児童も見受けられますが、なれるに従って時間内で終わっていると聞いております。

次に、フードファディズムと呼ばれる現象についてであります。新聞報道などによりますと、食べ物や栄養成分が体に与える影響を過大に評価したり、信じたりすることと承知しております。テレビ、雑誌などのメディアから健康情報、食情報などが提供されることにより、体によいという食品をいっぱい食べて太ってしまう人や、体に悪いと言われると、その食品を排除し、栄養不良に陥ってしまう人もいるとのことです。健康な食生活の基本は、何よりもバランスのよい食事をするのであります。その重要性を子どもたちに家庭との連携の下、フードファディズムについてしっかり指導することが大切なことと考えております。

最後に、本市における食育の取組についてであります。食育における生産・加工の内容として生活科における野菜の栽培や収穫、社会科での食料品工場の見学、家庭科における調理実習等を通して生産者の苦勞について理解を深めたり、日常の食事に対する関心がより高まるような指導をしております。流通・消費につきましては、社会科における買物調べや工場見学、また農業水産業等の学習を通して、産業と国民生活との関連について指導をしております。安全・衛生や健康・食習慣につきましては、家庭科、保健、学級活動等において給食時の清潔や食事環境の整備、望ましい食習慣の形成等について指導をしております。文化・歴史につきましては、給食だよりにおいて食材に関する由来などを掲載するなど、地域の文化や歴史に関する関心を高める工夫をしております。そのほか総合的な学習の時間においても、食に関して子どもの興味・関心に応じた課題に基づき学習をしております。

議長（中畑恒雄） 山田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 4時00分

（西條教育委員会委員長着席）

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 質問も重複する部分がありますが、通告どおりさせていただきます。

本定例会の市長提案説明の冒頭、市長は本市財政の危機的状況を訴え、財政再建に向けた不退転の決

意を述べられました。本市の最重点課題、財政再建に向けた具体的な取組の柱となる財政再建推進プランについてお尋ねします。

昨年11月に政府・与党が合意した三位一体改革の全体像は、平成17年度、18年度に地方が必要とする一般財源は確保しますというものでした。このことは19年度以降の一般財源は減らしますと見るのが関係者の常識です。市長自身、国の地方財政対策によって、本市の財政運営が大きく左右されることを懸念しておられますが、それならば推進プランで、平成17年度の交付税算定額を19年度以降の歳入として計上することが果たして妥当なのかという疑問がわくのは当然です。市長の見解をお示してください。

加えて市税収入です。景気の低迷と人口流出により、平成16年度当初予算で前年度比1.4パーセントの落ち込み、平成17年度予算でも前年度比0.3パーセント減少しています。景気回復の兆しも見えない中で、市税収入を17年度歳入ベースで計上することについて、このことも妥当なのでしょうか、お答えください。

次に、推進プランの歳出についてお聞きします。「現状のままの収支見込み」の歳出、その他の項目には、石狩湾新港の負担金4億6,000万円が織り込まれています。その中には、平成18年度から始まる中央地区の第3工区の元金償還金にかかわる小樽市負担分が入っていないと説明を受けています。そうであれば、この後、負担金が増えるという心配が出てくるのですが、いかがでしょう、お答え願います。

収支試算の改善目標です。平成18年度以降のその他の改善必要額の目途については、今後の検討課題とされていますが、見通しはあるのでしょうか、お答えください。

既に推進プラン初年度のこの4月から、健全化計画で計画されていた行政改革に基づいて、家庭ごみ有料化で3億6,300万円、医療費助成廃止で1億1,300万円、施設使用料の値上げで2,800万円もの市民負担がかけられています。これまで市民負担、職員負担で生み出した40億円の財政効果が、三位一体改革の大幅な歳入の削減で水の泡となったばかりか、自治体への新たな財政負担となりました。市民負担を増大させ、自治体が本来果たすべき住民福祉増進の仕事を困難にさせる三位一体改革に、市民一丸となって対峙していくべきではありませんか、市長の見解をお聞かせください。

財政再建推進プランの進ちょく状況は、その都度、議会に報告し、市民の意見も取り入れて進めるべきと考えますが、いかがですか。

次に、観光についてお聞きします。

10年間に及ぶ運河論争が日本じゅうに小樽の名を知らしめ、きれいに生まれ変わった運河が多くの観光客を呼び寄せ、一躍観光都市としての名声を浴びることになりました。有名観光雑誌の6月号特集「人気観光地ランキング」の記事によりますと、小樽は行ったことのある道内旅行先として1位にランキングされながら、満足度では一気に14位に下がります。近年、3年間にわたって観光客の入込み数が減少したことで、最近の新聞報道では小樽観光に陰りの文字が躍るようになりました。小樽市活性化の重要産業として位置づけられている観光がそのまま不振を続けるならば、市の財政再建の行く末にも多大な影響が及びます。観光客の減少についてどのように分析をされていますか。また、観光客が50万人減少した場合の経済のマイナス影響をどのように試算されていますか。それらの分析の上に立って、小樽を訪れた観光客が満足して帰っていただくために考えていることをお示してください。

観光客に人気のスポットは、すし、運河、ガラス工芸が引き続き上位を占めています。観光スポットを三つも持っている都市は珍しい、その利点を大いに伸ばすべきと話す経済研究家もいらっしゃいます。「観光」という文字を広辞苑で引いてみますと、「他の土地を視察すること。また、その風光などを見物すること」とあります。風光とは「景色、眺め」のことであり、風光明びとは「山水の景色がすぐれて美しく、人の心を引くこと」とあります。加えて、小泉首相の意を受けて開催された「観光立国懇談

会」報告書には、「観光は住んでよし、訪れてよしの国づくり。ただ単に名勝や風景などの光を見ることではなく、地域に住む人々がその地に住むことに誇りを持つことができ、幸せを感じられることによって、その地域が光を示すことになる。観光とは国づくり、地域づくり、まちづくりと密接にかかわる」とあります。小樽を訪れた方に、市民一人一人が、暮らしぶりも含め誇りとして語れるようなまちづくりが求められていることとなります。

さて、経済部観光振興室が平成15年3月に発行しました「来ぶらり百選」に見る観光スポットは、地元住民にも魅力的なコースが盛りだくさんです。「来ぶらり百選」の普及率、利用状況はどのようになっていますか。PRの工夫、イベントとの組合せによって滞在客を増やすなどの努力次第では、これからも世界じゅうの人に喜ばれる資源がたくさんあり、今後も大いに活用されることを期待するものです。

また、小樽の観光については、さまざまな意見や提言をお持ちの市民や関係者がいらっしやいます。例えば手宮線の保存、観光資源として活用のアイデアです。先般、女性団体の会合の中でも、手宮線に沿って歩いてみよう、きれいな散策路に生まれ変わったら観光客ももっと楽しめる、散策のコースとして訪れる人も多くなる、人が集まれば屋台なども出現するのでは、花壇をつくるための労力も提供しよう、手宮線保存の会を立ち上げようなどの意見でにぎわいました。日没後の運河周辺は暗すぎる、もっと明るくして、夜間の観光スポットに活用すべきではないかとの意見もよく聞かれます。アイデアや多様な意見があっても、それを集約したり、コーディネートする機関がないとの指摘があります。観光基本計画の策定には、市民、観光ボランティアのこのような声はどのように集約されるのでしょうか、お伺いします。観光基本計画策定の進ちょく状況についてお答えください。

次に、丸井今井百貨店の存続を望む立場でお聞きします。創業1872年、道民から丸井さんと呼ばれ親しまれてきた道内有数のしにせ百貨店です。経営再建のため、営業不振の小樽店を含めた4店舗の閉鎖が検討されているとのこと。過日、共産党国会議員団事務局長、花岡北海道議会議員とともに丸井今井本社に出向き、まちづくり、社会的・経済的な役割の考慮を直訴、存続の要請行動をしてきたところ。

長引く不況による購買力の落ち込みがこのたびの経営不振を招いた大きな要因ですが、加えて小樽の特別な事情として、大型店の誘致が中心市街地の空洞化を呼び起こしたことは指摘しておかなければなりません。築港再開発事業に対し、我が党が地域商店街との共存共栄を目指すどころか、共倒れになってしまうと強く主張してきたことが如実に現れた結果ではありませんか、市長の見解をお聞かせください。

ここに至っては、丸井今井小樽店の存続は、雇用、経済、市財政、中心市街地の活性化や商業の活性化への影響が大きく、このまま閉鎖などとなれば地域そのものが崩壊しかねない問題であり、官民挙げて存続のための協力体制が必要です。丸井存続のためにこれまでどのような施策を講じてきたのか、今後どのような施策を講じようとしているのか、お聞かせください。

存続に向けた支援策として、グランドホテル前のパルートの新設など、丸井今井百貨店への交通アクセスを改善する方法も一考ではないでしょうか、見解を伺います。当面、固定資産税の減免などの支援策は考えられないでしょうか、お伺いします。

小学校適正配置についてお尋ねします。平成18年4月実施を目途とした小学校適正配置実施計画案は、説明会を繰り返すごとに保護者、地域住民の実施計画案に反対、実施延期を望む声がますます広がるばかりです。子ども、保護者、地域住民の納得を得られず、見切り発車で計画を進めるなどということは、小樽の教育史上に禍根を残すことになることを指摘した上で、以下教育委員長にお伺いします。

後志管内で小規模校の統廃合を実施していない積丹町に視察に行き、教育長代理から次のようなお話

を伺ってきました。小学校の統廃合について教育委員会が果たす役割は、子どもがこれ以上減ったら教育効果に支障を来す、そのぎりぎりの線を見極めることです。統廃合は親と地域が考えることであって、教育委員会の主導で進めるべきではない。積丹町では、改築が必要になっている小学校で保護者と町内会が連携して、統廃合をしたらどんな学校になるのかという検討を自主的に始めたということです。教育委員会はその結果に従うとの姿勢を貫いています。この積丹町の教育委員会の姿勢に対する教育委員長の見解をお伺いします。

6月6日開催の学校適正配置等調査特別委員会では、小学校の統廃合は経済界からも推し進めてほしいとの意見があるとの教育委員長のご答弁でした。適正配置にどのような期待が込められての経済界の意見なのでしょうか、お伺いします。これまで説明会を繰り返してきましたが、当事者の保護者との合意に至っていない状況です。教育委員長として経営者の立場に立つのか、保護者、地域住民との協力で学校教育を進める立場に立つのか、見解をお伺いします。

学校給食についてお尋ねします。近年、生活様式の変化による子どもの食状況が大きく変わり、生活習慣病の低年齢化が進み、肥満、ぜんそく、アレルギーが増えるなど問題化しています。独立行政法人日本スポーツ振興センターが行った平成12年度、児童・生徒の食生活の実態調査結果によると、およそ1割に上る児童が朝食を食べないとの結果が出ています。同じ調査で、体がだるい、何もやる気が起こらない、疲れるなどの不定愁訴の症状は、朝食を食べていないと回答した子の割合が高くなっています。平成14年度、同じ児童・生徒の食事状況調査報告では、ビタミン、カルシウムなど不足しがちな栄養素を学校給食が補完している傾向が見られます。学校給食はおいしい、みんなと一緒に食べられると子どもたちに好評であり、食という体験を通して生きる力を育てる学校給食の役割がますます重要になってきています。

今国会で審議中の食育基本法では、学校、保育園における食育の推進について、魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等又は地域の特性を生かした学校給食の実施などの明記がされ、食育推進に果たす学校給食の役割への期待が広がっています。小樽市の学校給食が、関係者の努力で子どもたちによりよい食育を広げていただきますよう期待して、何点が質問します。

児童の朝食の摂取状況はどのようになっているか、状況を把握しているでしょうか、お伺いします。

新聞報道で給食の残食について記されていましたが、残食率又は残食を減らす取組についてお答えください。

食への関心を高める、いわゆる食育の取組の現況と今後の施策についてお知らせください。

学校給食を通して安全な食材の確保、地産地消の取組は全国各地に広がっています。小樽での学校給食で安全な食材選び、地産地消の取組はどのような状況ですか、お答えください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

財政再建推進プランについて何点かお尋ねがありました。

まず、地方交付税の見込みでありますけれども、財政再建推進プラン策定時点では、今後の地方交付税改革の動向が不確定なことから、平成17年度予算計上額と同額を見込んだものであります。

次に、市税収入の見込みでありますけれども、三位一体改革での税源移譲の詳細が不確定でありますから、地方交付税と同様に平成17年度以降同額を見込んだものであります。いずれにいたしましても地方交付税や税源移譲の状況が明らかになった段階で、改めて収支試算を行う必要があるものと考えております。

次に、今後の石狩湾新港の負担金の増加の問題ですが、財政再建推進プランでは、「一部事務組合等の負担軽減などを国・道をはじめ関係機関へ要請する」としており、本市の危機的な財政状況を踏まえ、母体負担の軽減に最大限の努力をするよう強く要請しているところであります。

次に、改善必要額の見通しでありますけれども、本市財政再建のためには、平成18年度から21年度までの4年間で総額88億円の効果を上げなければなりませんので、かなり思いきった見直しを行う必要があります。その達成には多くの困難を伴うものと思いますが、何ともしなすべからざるものと思っております。今後、策定します財政再建推進プラン実施計画では、現行の業務について効率化を図ることによる組織・機構の見直しや官民の役割分担の見直しなど、それぞれ具体的な項目やその改善額、取組期間などを明らかにし、改善への道筋を示してまいりたいと考えております。

次に、三位一体の改革についてでありますけれども、そもそも三位一体の改革は、地域のニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立し、地方分権時代にふさわしい真の地方財政の充実・強化のために行われるべきものであり、単に国の財政再建の手段としてではなく、国民のための改革であると考えております。地方六団体は国民の理解の下、地方の意向に沿った改革を目指すべく、機会あるごとにメッセージを出し、国民にPRをしてまいりました。そのような中、先日行われた「分権改革日本」全国大会に、経済界、女性団体、青年団体など幅広い皆さんの参加をいただいたことは、地方分権運動を国民運動に高めるという大きな一歩を踏み出すことができたものと評価しております。平成16年度の臨時財政対策債を含めた地方交付税の大幅な削減が、結果として本市にとって厳しいものとなりました。国・地方とも大変厳しい財政状況の中で、改革の必要性を否定するものではありませんが、この改革が地方の望む本来の姿からすれば、まだふじゅうぶんであると言わざるを得ません。現在、地方財政改革について議論をされておりますが、中には地方財政や地方交付税制度を理解しない主張があり、これらに対しては、地方六団体はもとより市民の皆様とも結束を強めて、地方の意見が尊重される改革になるよう取り組んでいくことが重要であると思っております。

次に、財政再建推進プランの議会報告と市民意見でありますけれども、先日、財政再建並びに行政改革推進本部会議において、実施計画策定のための基本的な考え方について整理を行い、具体化に向け検討を指示したところであり、議会の皆さんには、策定に当たっての基本的な考え方を今定例会中にお示ししたいと考えております。

また、市民の意見も取り入れて進めるべきとのことですが、これまでも広報誌やホームページを通じ、市民の皆さんに対し、財政再建に対する考え方や取組についてお知らせし、ご意見をいただくようにしておりますので、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、観光行政についてお尋ねでございましたけれども、まず観光入込み客数の減少であります。観光入込み客数は平成14年度847万人、平成15年度800万人、平成16年度754万人と、残念ながら減少が続いております。減少の主な要因としましては、冷夏や台風、大雪などの自然環境の変化や旅行形態の少人数化、海外旅行ブームなどの社会環境の変動に影響を受ける面があると考えております。特に道内容の減少が大きく、その要因としましては天候などの影響のほか、道内各地の集客力のある観光施設づくりによる観光客の分散化などに影響を受けたものと思っております。しかしながら、国内外の小樽観光に対する人気も依然として高いものがあると受け止めておりますので、今後とも小樽観光の振興に取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、観光客数の50万人減少に伴う地域経済のマイナスの影響でありますけれども、これまで定期的に観光の経済効果を測定するため、経済波及効果調査を実施しておりますが、観光客数のみから地域経済全体への影響度を測定することは難しいものと考えております。いずれにいたしましても、観光客数の減少は宿泊費や飲食費などの観光消費額の減少と連動しており、また観光関連産業の雇用など、さまざまな分野にもマイナスの影響を及ぼすことがじゅうぶん想定されるため、今後とも経済動向の変化に注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、観光客が満足するための方策でありますけれども、近年、観光客の皆さんの旅行ニーズは多様化しており、これらに対応した受け入れ態勢をより一層充実することが求められております。現在、観光客に人気のある歴史的な景観や食、製作体験といった観光資源に加え、新たな魅力の創出や発掘、さらにはきめ細かな情報発信やホスピタリティの向上など、多くの課題を克服しながら観光客の満足度を高めていく必要があるものと考えております。

次に、来ぶらり百選でありますけれども、この冊子は小樽観光の多彩な魅力の紹介と新たな観光ルートづくりについて多くの市民の方々からご提案をいただき、小樽を訪れた観光客の皆さんに、より深い小樽の魅力を楽しんでいただくことを目的として、平成14年度に1万部を作製いたしました。これまで市内宿泊施設や観光関係団体、全国の旅行代理店のほか、町内会や市内小中学校などに9,000冊以上を配布し、市民や観光客の皆さんにご利用いただいております。

次に、小樽市観光基本計画の策定における市民や観光ボランティアの意見集約でありますけれども、これまでに市民団体やイベント実施団体などの皆さんを対象に観光懇談会を開催し、ご意見をお伺いするとともに、市のホームページを活用して市民の皆さんからの声を募集し、策定委員会の討議資料として活用いたしました。また、策定委員会には、小樽観光協会をはじめとする観光関連団体や総連合町会、市民団体などから委員として参画いただくとともに、市民から公募した委員2名の方が参加されております。また、委員の皆さんの中には、観光ボランティアガイドに参加されるなど多彩な経験を有する方が多く、豊富な知識・経験に基づいた小樽観光に対するさまざまなご意見が、観光基本計画の策定作業の中で反映されているものと考えております。

次に、進ちょく状況でありますけれども、平成15年11月に発足以来、策定委員会が10回、ワーキンググループであります検討部会が16回開催され、小樽観光の現状と課題を踏まえながら、計画の理念や基本方針などについて協議が行われ、現在は計画の中核となる主要施策について熱心な討議が続けられております。なお、観光基本計画の策定につきましては、この秋までに作業を終了する予定であります。

次に、丸井今井の存続についてのお尋ねでありますけれども、丸井今井側の話では、経営改善を進めらる中で、減損会計の導入やJR札幌駅の大型商業施設の進出の影響が大きく、これまで本店の収益で地方店の赤字を補っていた仕組みがとれなくなってきたことが経営再建の大きな課題と伺っております。本市商業の状況は、平成11年当時、築港再開発や稲北再開発による大型店の進出により、市内の商店街や市場、既存大型店も売上げが減少するなど一定の影響があったことは認識しておりますが、その後の経済情勢の変化の中で、商店街や市場がそれぞれの特色を生かしながら活性化に取り組むなど、また、既存大型店も店舗リニューアルや商品構成を変えるなど、個々の経営努力を積み重ねながら営業を継続している状況にあります。しかしながら、丸井今井小樽店は平成2年の再開発による開業以来、経営収支の面からは厳しい状況が続いていることから、消費者ニーズの多様化や個人消費の低迷など商業環境が厳しさを増す中、百貨店という業態が環境の変化に対応することが難しく、売上げが低迷していることが課題となっているものと考えております。

次に、小樽店の存続に向けたこれまでの取組でありますけれども、5月18日に北海道、小樽市、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽市商店街振興組合連合会、サンモール一番街商店街振興組合の6者による丸井今井小樽店の営業存続に向けた連絡会議を設置し、署名活動の推進や存続要望、支援策の検討を行ってまいりました。5月26日には、連絡会議を構成する地元団体と小樽市議会の連名で、丸井今井あてに丸井今井小樽店の営業存続に関する要望書の提出、6月6日には小樽、釧路、苫小牧、室蘭の各市、市議会、商工会議所、市商連の4市4団体の連名による北海道への支援要望書、丸井今井に対する存続要望書を提出し、さらに6月10日には、4市4団体により北海道議会、経済委員会、各会派あてに支援要望書を提出したところであります。また、6月16日には、丸井今井小樽店の営業存続を願う4万2,000名余りの要望署名と、余市、仁木、古平、積丹、赤井川の北後志の5町村の要望書、丸井今井小樽店に対する支援策を丸井今井あてに提出するなど、できる限りの取組を進めてまいりました。

次に、丸井今井小樽店の存続のための今後の取組でありますけれども、中心商店街の集客を高めるための支援策について、連絡会議の下にプロジェクト会議を立ち上げ、現在、内容を検討中ではありますが、現在、サンモール一番街商店街では「がんばれ丸井さん！」と銘打って、お祭りバザールを展開中ではありますが、さらに7月14日から18日までの5日間、サンモール一番街商店街を会場に、後志・小樽の食、暮らし、観光をテーマとしたイベントを予定しております。

次に、グランドホテル前の市道於古発川通線のバスルートの設置でありますけれども、平成14年に、商店街の集客を高めるための方策として、商店街から要望が出された経緯があります。実現に向けてバス事業者などの関係機関と協議を進めたものの、地域住民からの反対などもあり、実現には至らなかったものであります。提案内容につきましては、今後、プロジェクト会議の中で報告をし、さらに検討してまいりたいと考えております。

固定資産税の減免でありますけれども、固定資産税は、本来固定資産自体の有する価値に着目し、課税される物税であり、その減免につきましては、地方税法の趣旨からも、真にやむを得ないものに限り適用すべきとされております。そのため市税条例の中では減免の対象を、貧困により、生活のため、公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、公益のため直接専用する固定資産、災害により滅失し、又は著しく価格を減じた固定資産に限定しており、これ以外の理由による減免適用は難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長(西條文雪) 小学校適正配置実施計画案について、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、小学校適正配置にかかわりまして、積丹町の教育委員会の姿勢に対する見解についてでございますけれども、積丹町の詳しい内容は承知しておりませんが、小学校は6校ありまして、そのうち5校は複式の学校というふう聞いております。過疎地ですとか、あるいは農村部といったような地理的に不利なところでは、好むと好まざるとにかかわらず少人数学級であったり、複式であったりと、やむを得ない場合があります。現実の中で、できる限りの工夫と努力で最大限の効果を出そうとしているものと思います。そういうところでは、逆に学校と地域あるいは保護者の方々が一つのコミュニティを形成して、結びつきも都市部に比べれば非常に強いのではないかとこのように私は思っております。

しかし、小樽市においては人口15万人都市としての適正配置をするものであります。教育の考え方はさまざまありまして、少人数学級、あるいは今我々が進めようとしております1学年2クラスを基準と

した今回の適正配置につきましては、メリット・デメリットそれぞれございます。我々はメリットの方が大きいと思っておりますけれども、それらを大切にしながら推進していこうというふうに考えております。小樽の中だけではなくて、北海道、日本あるいは国際社会に羽ばたいていける人材をどうやって育成していくか、どうその教育環境を整えていくかということを考えながら、適正配置についてはそれらを踏まえて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、この前の学校適正配置等調査特別委員会での私の答弁についてでありますけれども、私が接触する経済人だけではなくて、いろいろな方々を含めて申し上げたわけで、経済界がやれやれとけしかけているということではございません。ただ、この前申し上げたのは、私個人の考え方も含めまして、今、会社に入ってくる新人を見ておりますと、何となくおとなしくて人間関係をうまくこなしていけない、また、自分の世界に入ってしまうとか、あるいは競争するということを嫌うといったような、経営者としては少し物足りないなど感じるものが多いものですから、けっこうそのような会話が仲間内でされることが多いというのも事実です。これは学校教育、家庭教育を含めて大変奥の深い話でありまして、適正配置だけで解決できる問題ではないと思っておりますけれども、やはり6年間同じ児童と過ごすことで友人関係が固定化されたり、多様な考え方あるいは価値観を持った児童との出会いに恵まれにくいとか、知的刺激が乏しいとか、いい意味での競争意識を持たせにくいというようなこともいろいろ考えられるのではないかとこのように思っております。大人になれば就職活動あるいは各種の資格を取ったりとか、もちろん競争社会の中でいいにつけ、悪いにつけ仕事をしていかなければならないわけで、切さたく磨ける環境を小さいときからつくるべきではないかというような意見が主流だということで申し上げたところであります。

それから3番目に、経営者の立場に立つのか、保護者、地域住民との協力で進めるのかというご質問ですけれども、経営者も保護者であり、また地域住民であります。とにかくどちらの立場ということではなくて、いろいろな方のご意見をお聞きをしまして、子どもたちのため、また今の子どもたちはもちろんですけれども、将来の小樽の子どもたちのためにどうあるべきかということを考えて、7月末をめどに実施計画を決定してまいりたいと思っておりますけれども、さまざまなご意見をじゅうぶん踏まえて、教育委員会で慎重に判断してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 学校給食にかかわりまして、幾つかのご質問にお答えいたします。

児童の朝食の摂取状況についてであります。先ほど議員もおっしゃいましたように、日本スポーツ振興センターが行った調査結果によりますと、朝食について食べないことがある、食べていないと答えた小学生は15.6パーセント、中学生は19.9パーセントとなっております。また、この調査によりますと、学校給食のない日においてはカルシウムが特に不足しやすく、給食の果たす役割が極めて大きいことがわかります。

本市においてでございますが、これまで五、六年生が家庭科の授業等でクラス単位で行った例はありますが、一部の保護者からこれらの調査の反対もあるとのことで、全市的な朝食の摂取状況の調査等については行っておりませんが、今後、これらのことも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、給食の残食率についてであります。16年度、新光調理場での1か月平均は、容量で小学校19.1パーセント、中学校28.1パーセントとなっており、肉類よりも野菜類のメニューのときに多く残す傾向にあります。残食を減らす工夫についてであります。学校給食は栄養バランスのとれた料理であるこ

との意義を児童・生徒に指導するとともに、新しいメニューの提供やパンの種類を増やすなど、工夫・改善をしてみたいというふうに思っております。

次に、食育の取組についてであります。各学校におきましては、給食時間における指導はもとより、例えば総合的な学習の時間においては稲作や野菜づくりなどの農業体験学習、保健や学級活動では衛生や望ましい食習慣の形成、家庭科では調和のとれた食事のとり方や身近な食材を用いた調理の学習など、教育活動全体を通して児童・生徒に望ましい食習慣を身につけさせるための指導をしているところでございます。今後、各教科等の指導を一層関連づけるとともに、関係機関や家庭・地域と連携し、食に関する指導の充実に努めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、安全な食材選び、地産地消の取組についてであります。学校給食の食材については、これまでも安全・安心ということを基本に、道内産や国内産を使うよう心がけてまいりました。また、小樽のキャベツや大根など、地場産についても積極的に取り入れてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 再質問させていただきます。

石狩湾新港の負担金についてなのですが、先ほど市長から答弁がありましたけれども、この件については北海道も石狩市も軽減を求めています。その共通の土台の上に立って、小樽市からは積極的にどんな要請をして、どのような具体的な話になっているのかということについてお伺いしたいと思います。

それと、財政再建に大きな比重を占める旧マイカル小樽の滞納についてですけれども、収納努力はこれまでと同様にさせていただくこととして、滞納分が払えないのなら差押えを下さいという我が党の再三の要求に、市長はさきの臨時会で差押えを執行したことを明らかにしました。お聞きしたいのですが、差し押さえた物件は換価価値のある不動産なのでしょうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

観光について、平成10年2月、北海道新聞に載っていた記事なのですが、その記事では、平成6年をピークに平成7年、8年と2年連続で観光客の入込み数が減少したことを受けて、運河、ガラス、すしなど、これまでの観光資源だけでは長続きしないと、小樽市、商工会議所などで調査・研究を始めたという記事です。この後、平成10年には観光客の入込み数が800万人台に上昇するのですが、このときはどのような施策が功を奏したのでしょうか、お伺いします。

丸井今井百貨店の存続についてですが、固定資産税の減免は税法上難しいとお答えでした。それでしたら、銭函地区に工場がなかなか進出しなかったときに、誘致促進の制度をつくりました。固定資産税に相当する額を助成するという中身だったと思うのですが、そのような制度の新設は考えられないのでしょうか、お伺いします。

あと、小学校の適正配置についてなのですが、日曜日、青年会議所の土堂小学校・陰山校長先生をお迎えしての講演会がありました。なかなか示唆に富んだお話だったと思うのですが、その中で学力向上や生きる力を育てるために基本的な生活習慣の確立だと。朝ご飯をしっかりと食べること、朝ご飯を含めて食生活をしっかりとすること、それから7時間から8時間の睡眠をしっかりとることというお話だったと思います。そういうお話を聞きながら、改めて、今小樽の子どもたちの教育環境を整えたとしたら、一番の命題は統廃合することではないのではないかということを考えました。

教育委員会の皆さんが、基本計画の中で切さたく磨かせたい、あるいは教育効果を上げたいとおっしゃっていますけれども、この間、保護者・地域の皆さんとの説明会の中で、私も参加させていただきましたが、子どもの通学路の不安だとか、そういうことで反対と単純に言っているわけではなくて、あの中で出てきた意見というのは、この基本計画の整合性に問題ありという話が多いのです。私は感心して

聞いているのですけれども、教育をめぐるまちづくり、小樽の将来のことに本当に積極的な意見を皆さんおっしゃっています。今、保護者の方々の自分たちの、子どもの教育をめぐる学校の教育方針にぐっと関心が向いているときに、子どもの人間関係をどう広げるだとか、たくましさ育てるために何が必要なのかということ、本当に教育委員会、そして保護者・地域の方が共通の土台を持って話し合っていけば、将来の子どもたちにとってもよりよい小樽の教育方針がつけられるというふうに思っています。教育委員長は、そのような説明会の中身だということ、教育委員会で説明会の報告として受け止めていらっしゃるのでしょうか、そのことをお聞きしたいと思います。

学校給食なのですけれども、実は北見市の小学校でユニークな取組がされています。学校給食の中で47都道府県すべての日本の郷土食めぐり、これを5年間で取り組んでいます。4年生以上の学習の中身に県の特産品を二、三送ってもらいながら、それを教材として、その県の産業とか歴史・風土を児童自身が調べて、そして日本各地の食と文化が人々の暮らしの中からつくり上げられてきたということ、学習して、そしてその教材を使った郷土食を給食としていただく。食に対して関心を育てるという有効な取組の例だと思えます。参考にできる部分もあるのではないのでしょうか。

再質問として、それらのことについてお願いいたします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 新港の管理組合の負担金の問題についてどういう要請をしているかというお話ですけれども、基本的には現在の負担金の額をこれ以上増やさない、減らすようにしてほしいということで、新規事業の抑制とか、そういったことを開発局なり管理組合には申入れをしているということです。

それから、差押えの関係では不動産を差押えしていますけれども、仮に換価されても優先度がありますから、小樽市の方にはあと別除権債権の問題がありますから、小樽市は後になるというふうに思っております。差押えはしております。

それから、観光の問題で、平成10年に800万人になってどういう取組をしたかということですが、この間にずっと観光宣伝はやってきました。それで年々増えてきましたので、特別何かをやったから増えたということではないと思っています。いわゆる小樽観光の人気はどんどん増していききましたから、それに伴ってお客さんも増えてきたということだと思っております。

それから、例えば銭函の工場設置助成みたいなことができないかということですが、これも一つの手法というのですか、そういう考え方もあるというふうに思いますので、今後できるか、できないかはわかりませんが、検討していきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育委員会委員長。

教育委員会委員長（西條文雪） 先ほど私の説明の中で、学校教育、家庭教育を含めて大変奥の深い話で、適正配置をしたからいいと、それだけで解決できる問題ではないというふうに申し上げたのは、結局今菊地議員がご指摘になったようなことも含めて申し上げたのですけれども、私も陰山先生のお話は聞いておりました。要するにいろいろお話しされましたけれども、元気な子どもたちをいかにつくるかとか、元気な先生をいかにつくるかとか、そういったベースになるものを基本的に今考えなければ、学力向上というのは目先のことばかりやってもだめだというようなお話もございましたけれども、確かにそのとおりだと思います。

ただ、基礎的な教育力を高めるという部分ではいろいろなことが要素としてありますけれども、それ

は従来からいろいろ教育委員会の中でも議論されておりますし、それはこの適正配置等を含めて継続的に行っていききたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 学校給食にかかわりまして、貴重なご意見ありがとうございます。北見市の紹介が今ございましたが、実は小樽から近くの倶知安町でも子どもたちのアイデアですとか、子どもたちの考えた調理品、それをアイデアにして学校給食に生かしているという話も承っております。

いずれにしましても、自分たちの郷土でつくられた、郷土に限られているような、そういう郷土食に対して子どもたちに興味・関心を持たせるということは大変大事なことだと思っております。

ただ、今、小学校におきましては、小樽の例をとりますと、魚でありますとか、野菜ですとかとれるのですが、それにかかわってどういうふうに料理していくかというのは、小学校の5年生でありますとか、6年生の家庭科の時間でまず考えさせることが大事でないかなというふうに思いますので、このままそれが発展していったら、倶知安町のような方式になればまた楽しいのかなとは思いますが、今の段階では、よくよその方が学校で生ずしをつくったらどうだとか言うのですけれども、またいろいろな面で食中毒ですとかございますので、貴重な意見として私ども承りまして、また栄養士にいろいろとその話をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 1点だけ、再々質問させていただきます。

実は一昨日の新聞で、文部科学省が民間機関に委嘱して実施した「義務教育に関する意識調査」の中間報告というのが発表されました。それは10月に最終報告が出されるという予定なのですが、少人数学級の問題で、教育制度に関する改革についての考え方の項目で、1クラス当たりの子どもの数を少なくすることについて、賛成、まあ賛成を合わせた比率が保護者で72.6パーセント、一般教員は95.3パーセント、校長・教頭91.3パーセント、教育長80.7パーセント、市長71.1パーセントとなっています。教育長も、市長も、このアンケートにはどのようにお答えになったのかなと思うのですが、今、30人学級など少人数学級に賛成する意見がここまで高くなっているということと、それから中央審議会で小中学校の標準定数をめぐって集中論議をしている段階です。新1年生で2クラスをつくることを基本に考えているというお話でしたけれども、この後、この30人学級の動向が定まったときに、また小樽市でその30人学級を実現するときになって教室が足りない、そのようなことが起きてこないとも限らないわけで、国全体でそういうふうに情勢が動いていることとあわせて、それから地域・保護者に教育委員会の説明の仕方が悪いのではないというふうに思います。ずっと私も説明会に参加していますから、どんなに丁寧に説明を丁寧にしても、基本計画そのこと自体が保護者、それから地域の方々の納得を得られるような中身ではないということを申し上げながら、私は今活力ある母親たち、父親たちのパワーをどういうふうに小樽の教育の方針に生かしていくかというふうに考えながら、今度の実施計画案、棚上げするぐらいの英断があってもいいのではないかというふうに全国情勢との絡み、それから小樽の父親、母親たちの教育に対する熱心さをかんがみ合わせたときに、そういう英断をされてもいいのではないかということ、最後に教育委員長にお伺いして、再々質問としたいと思っております。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長（西條文雪） 少人数学級という、その少人数という言葉は何人を想定しているのかというのが非常に微妙で、今、小樽でも平均26.7人という人数ですので、それが少人数なのか、大人数なのか、その辺の問題もあろうかと思えますけれども、中央教育審議会の方での標準学級というのが40人から次30人になるのか、ちょっと私はたぶん35人ぐらいで落ちつくのではないかというふうに思っておりますけれども、その35人になった場合でも、今の小樽の現状で考えますと、ほとんどクラスからいけば変化がないのではないかというふうに私は思っております。

菊地議員がおっしゃったように、いろいろ父母の方々、保護者の方々の思いというのはもうじゅうぶん私もわかりますし、また個別でのお話も聞いておりますので、その辺はもう何回も同じ答弁で申しわけないのですが、いろいろご意見を聞いて判断をしていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 菊地議員のデータの補足をさせていただきたいと思えます。中央教育審議会の教育制度に関する改革についての考え方ということで、一般の教員の77.7パーセントは1クラス当たりの子どもは少ない方がいいということ、さらに保護者は46.2パーセント、子どもが少ない方がいいという数字になっているのですが、実は私もこれを見てびっくりしたのですが、小学校においては20.6パーセントが1クラスの子どものをもっと少なくしてほしいというのに賛成、中学校は25.6パーセントがもっと少なくしてほしいというのが、そういう数字が出ていたものですので、それもあわせて紹介させていただきます。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

西條教育委員長、ご苦労さまです。お引取り願ってけっこうでございます。どうもお暑い中ご苦労さまでした。

（西條教育委員会委員長退席）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 11番、大畠議員。

（11番 大畠 護議員登壇）（拍手）

11番（大畠 護議員） 一般質問を行います。

初めに、入札についてであります。工事予定価格と落札価格の比率についてお尋ねいたします。

さきの5月19日の新聞報道によりますと、大手ゼネコンによる鋼鉄製の橋りょう工事をめぐる談合事件で、国土交通省が2003年、2004年度に発注した5億円以上の大型工事の落札比率、予定価格に占める落札額の割合が平均で95パーセントに達する。一方、談合組織に加わっていない業者が参加した入札では予定価格の60パーセントに低下していたことが、5月18日明らかになりました。同26日には、談合組織に加盟する47社に対する家宅捜査が行われ、その後も、関係する捜査が連日報道されていることはご承知のとおりであります。また、東京高等検察庁は6月15日に、入札談合事件の罪で容疑者8人と法人26社を東京高等裁判所に起訴しました。このように一向に改善されない大手ゼネコンによる全国規模の談合事件をどう感じておられますか。市長のお考えをお示しく下さい。

また、本市においても、予定価格に対する落札価格の比率の高さを、平成16年第1回定例会で私は指摘し、市長に対して改善を求めてまいりました。市長の答弁は、今後、より競争性の働く入札制度といったものを導入させるために、ワーキンググループをつくって取り組んでいきたいと思えますと答弁をされております。ワーキンググループの構成メンバーはどのようになっているのか、そのグループは今日までどう取組をしてきたのか、お尋ねいたします。

また、同年12月14日、総務常任委員会に小樽市における入札制度の改革が示されましたが、従来とどこがどのように改革され、入札にどのように生かされ、落札比率にどう反映させる考えなのか、お答えください。

本年度直近までの主な事業の落札比率は事業別にどのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

次に、運河公園についてであります。

初めに、施設と管理についてお尋ねいたします。運河公園内の施設、設備などにはどのようなものがあり、公園の管理者はだれなのか、お尋ねいたします。

管理の方法はどのようになっており、管理者はそのチェックをしているのか、お尋ねいたします。

次に、利用者からの苦情でございます。オープンして間もない4月中旬、運河公園利用者の親から苦情の相談を受けて、現場を見てほしいということでありました。幼児期の子ども利用が多い屋内遊具室の遊び場は、土間から舞い上がる砂ぼこりで遊具はもちろんのこと、あらゆる場所にたい積し、劣悪の環境の中で利用されていたことは、子どもたちの健康管理面から見ても、管理者側に大きな責任があると思いますが、いかがですか。早速担当職員に「現場を見てほしい、あなたの子どもさんをあの場所で遊ばせられますか」と尋ねたところでありました。ぼこりの原因は屋内土間に問題があり、早急に改善が必要であります。利用者の健康を考慮するならば、改善するまでの間、同施設を閉鎖するべきと思いますがいかがでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

次に、丸井デパートと国際ホテルについてであります。丸井デパートの閉店問題に市民は大きなショックを受けました。議会においても各議員の皆さんが取り上げ、答弁も出尽くした感がありますが、通告をしておりますので質問します。

丸井今井デパート支援団体の小樽店の閉店予定に対し、市、経済界の対策と、今後どう考えておられるのか、お尋ねします。丸井今井デパート店舗が閉店した場合、周辺商店街はもちろんのこと、小樽市の経済全体に与える影響をどのように見ているのか、お尋ねいたします。

次に、国際ホテルについてであります。特別売却で入手した企業と未納金についてであります。小樽市への影響は、共益費の水道料はどのような状況にありますか。また、水道については管理組合との契約ですが、現在も滞納額が毎月増えていると思いますが、現在どのような状況ですか、お尋ねします。

国際ホテルを含む周辺地域の再々開発などの明るい兆しが聞こえてきますが、どのような計画内容なのかもお尋ねいたします。

次に、雪捨場についてであります。27年ぶりという大雪に見舞われた今年の冬、さらに交通記念館前の雪捨場の閉鎖などで、雪捨場の確保にご苦労があったことは承知をしておりますが、祝津1丁目、豊井トンネル付近の捨場について、道路を挟んで片側は海であり、ここを利用するに当たって、市と関係者との間に何か約束、覚書などが交わされていたのかお尋ねをいたします。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。

初めに、学校給食輸送委託料についてであります。平成17年度当初予算において学校給食輸送委託料1億7,920万円が計上されていますが、その委託料の内容を具体的にお示しください。

また、平成13、14、15年度の年度別決算額と、16年度については決算見込額と給食数の変化など、項目別にお示しください。

現在、小樽市が学校給食輸送を委託している事業者とは、長期間にわたり独占的に毎年随意契約を続けていますが、委託業者選定の基準はどのようになっているのか、教育長にお尋ねします。

さきの質問でも述べましたが、小樽市における入札制度の改革の精神に基づき、市民だれもが納得のできる方法で委託業者の選定をすべきと思うのでありますが、いかがですか、お答えください。

各年度の決算額で示されたとおり、昨今問題になっているような行為がなければ、必ず複数の関係者の参加があるものと期待し、さらにそれなりの財政効果があると確信をするものでありますが、いかがですか。教育長のご所見をお示してください。

次に、学校給食の運営についてであります。日本の学校給食は戦後の物資のない時代からの長い歴史があり、私も小学校低学年のときに飲んだ脱脂粉ミルクの味は、60年を経過した今でも忘れることなく脳裏によみがえるものであります。小樽市の学校給食においても単独調理校方式からセンター方式に変わり、また、パンから米飯給食など大きな転換期を何度か経過し、今日に至っていることはご承知のとおりであります。

学校給食を運営する経費の面から、改めて経営形態の見直し、民間委託の検討が必要な時期だと思うのでありますが、いかがですか。教育長のお考えをお示してください。

最後に、小中学校校舎施設整備等に関する要望について何点かお尋ねいたします。

平成17年度の予算に対して、小樽市内の小中学校から、校舎や施設整備に関する要望書などが多数提出されていることと思いますが、中には整備が実施されないために、同じような項目で毎年出されている学校もあると思いますが、今年度の要望事項で小中学校に共通して多かった上位5番目くらいまでの内容は、どのような項目でありましたか、お尋ねします。

限られた予算の中での整備、何を優先させるのか。教育長や教育部長は要望のペーパーを見るだけでなく、実際にこれらの学校現場に足を運んで視察をしたことがありますか。あるとすれば、その感想をお聞かせください。

予算がない、お金がないからできないと頭から要望事項を否定するのではなく、創意工夫をし、知恵を出し合い、今、通学している生徒たちのために、少しでもよい環境で勉学し、よりよい学校生活ができるよう整備に努めるべきと思うのであります。例えばトイレの悪臭問題は、長期にわたり未整備のままです。整備には多額の事業費が必要とされることから、手がつけられなかったとお聞きします。どのような整備方法が効果的なのか。モデル校を選んで整備に取り組んでみてはいかがでしょうか。

また、生徒たちの父母は、それぞれの仕事場の職業のプロ集団であります。各校の要望事項の要求内容の中には、原材料とPTAの協力があればすぐ解決できる項目がたくさんあると思うのです。問題解決のためにPTAの協力が得られるような運動と呼びかけがあってもいいのではないかと思います。いかがですか。教育長のご所見をお聞かせください。

この項最後に、学校用務員についてお尋ねいたします。学校に配置されている用務員の日常の業務内容はどのようなことか。日常の業務をしっかりと務めていただくために、業務内容などについて定期的に講習会などの再教育の必要性があるのではないかと思います。いかがですか。あわせてお尋ねいたします。

次に、学校配当予算についてお尋ねいたします。平成17年度学校配当予算額1億7,582万3,000円、そのうち中学校6,957万3,000円、小学校1億6,250万円が計上されており、各学校に学校管理費、教育振興費、共通経費などに区分をし、配当していますが、配分の基準はどのようになっているのか。また、それぞれの配当金の使用目的と使用範囲はどのようになっていますか。こちらをあわせてお尋ねをいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 大畠議員の質問にお答えいたします。

初めに、入札について何点かご質問がありました。まず、橋りょう談合事件についてでありますけれども、この事件は国土交通省が発注する鋼橋上部工事で大手橋りょうメーカー47社が談合を繰り返したとして、独占禁止法違反の容疑でこれまで26社が公正取引委員会に告発され、さらに11社の営業担当者が逮捕されたものと承知しております。私といたしましてはこのような談合は決してあってはならないものと考えており、市といたしましても国や道の指名停止処分に引き続き、告発された26社のうち本市の入札参加資格者である17社については6月1日及び本日から、逮捕者を出した11社のうち3社については6月13日から、それぞれ6か月間の指名停止処分という厳しい措置を講じたところであります。

次に、入札制度改革のためのワーキンググループでありますけれども、工事発注部局であります建設部、港湾部、水道局の担当係長9名で構成し、事務局は契約管財課が担当いたしました。取組内容といたしましては、良質な公共工事を低廉な価格で実施できるよう、公正かつ競争性が発揮される入札制度を目指し、昨年3回の会議を開催しました。その中で工事入札全体の20パーセントから30パーセントについて、従来型の指名競争入札にかえて、工事ごとに入札参加希望者を募る公募型指名競争入札を試行することとし、建設工事委員会の審議を経て決定したものであります。

次に、入札制度改革の内容でありますけれども、公募型指名競争入札は従来、ランクごとの指名であったものを、市の総合審査評定に基づき、現行のランクづけの枠を超えて入札に参加することを可能としたほか、新たに郵便入札の採用やダンピング受注防止のための最低制限価格制度等を導入するとともに、指名業者名については事後公表とすることとしたものであります。これらの改革により企業の参加範囲が拡大し、受注意欲が一層向上することで競争性が働くものと考えられますことから、落札率の低下につながるものと期待しているところであります。

なお、この方式によります最初の入札が来る6月29日に予定されておりますので、今後、試行の結果をじゅうぶんに注視してまいりたいと考えております。

次に、今年度の工事契約の落札率でありますけれども、4月1日から5月末までの予定価格500万円以上の工事入札は16件ありまして、これらの平均落札率は90.68パーセントであります。年度が始まってまもなくで執行件数の少ない中ではありますが、昨年度の入札件数101件の平均落札率94.32パーセントに比較して、低い数値となっております。

次に、運河公園についてでございますけれども、初めに主な施設や設備としましては休憩棟、遊具施設棟、噴水設備などがあり、市が管理者であります。日常の管理につきましては、休憩棟、遊具施設棟の照明や開錠・施錠及び運河公園内のごみ収集などについてはシルバー人材センターに委託いたしております。また、委託業務の確認でありますけれども、業務日誌で確認しているほか、港湾部職員が施設の巡回時に作業状況につきまして確認をいたしております。

次に、遊具施設棟の問題でありますけれども、供用開始してから約7年が経過し、床面の処理剤の破損により土ぼこりが舞う状況を私も確認しており、担当部に早急に対策を講じるよう指示したところであります。現在、応急措置として毎朝の散水をしておりますけれども、来週から改修工事を予定しております。

次に、丸井今井の状況でございますけれども、小樽、釧路、苫小牧、室蘭の地方店が閉鎖対象との新聞報道等があり、丸井今井側に内容を確認しましたところ、丸井今井から正式に発表したものではなく、現在のところ、閉鎖の時期を含めて何も決定されていないとのことであります。これまでの市及び関係団体の対応につきましては、5月18日に北海道、小樽市、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会

しりべし・小樽支部、小樽市商店街振興組合連合会、サンモール一番街商店街振興組合の6者による丸井今井小樽店の営業存続に向けた連絡会議を設置し、署名活動の推進や存続要望、支援策の検討を行ってまいりました。5月26日に、連絡会議を構成します地元団体と小樽市議会の連名で、丸井今井あてに営業存続に関する要望書を提出、6月6日には小樽、釧路、苫小牧、室蘭の各市、市議会、商工会議所、市商連の4市4団体の連名による北海道への支援要望書、丸井今井に対する存続要望書を提出し、さらに6月10日には、4市4団体により北海道議会、経済委員会、各会派あてに支援要望書を提出したところであります。また、6月16日には、丸井今井小樽店の営業存続を願う4万2,000人余りの要望署名と、余市、仁木、古平、積丹、赤井川の北後志5町村の要望書、さらには丸井今井小樽店に対する支援策を丸井今井あてに提出するなど、できる限りの取組を進めてまいりました。現在、サンモール一番街では、6月14日から25日まで丸井今井小樽店支援の「お祭りパズル」を開催しており、今後の予定につきましても、中心商店街の集客を高めるためのイベントを実施するなど連絡会議を構成する関係団体と連携しながら、存続に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

次に、丸井今井小樽店が閉店となった場合の影響でありますけれども、購買力の市外流出や雇用環境の悪化、またテナントなどの出店者への影響、さらには再開発施設全体を管理・運営します小樽開発株式会社への影響が考えられます。また、丸井今井小樽店が位置するサンモール一番街商店街への影響や中心街の来街者の減少、観光集客ゾーンとの連結点にあることから観光への影響も考えられるなど、本市経済全体への大きな影響があるものと考えております。

次に、丸井今井を支援する関係者として、本州大手百貨店である伊勢丹が報道されており、市といたしましても、5月9日に、丸井今井の柴田社長から伊勢丹武藤社長に正式に支援の要請があったことは確認いたしております。現状では伊勢丹が丸井今井からの支援要請を受け、資産査定や財務内容の分析を進めていると伺っており、閉店が取りざたされている小樽店のほか釧路、苫小牧、室蘭の各店についても、今後の扱いについて現段階では決まったことはないとのこととあります。

次に、国際ホテルについてお尋ねでございましたけれども、特別売却で入手した企業につきましては、昨年8月に札幌地方裁判所小樽支部で行われました競売の特別売却で、栃木県の株式会社小山グランドパレスホテルが応札し、現在、同社が所有しております。滞納されていた旧国際ホテルの共益費である先取特権についても同社が債務を継承しておりますが、現在、この共益費の支払は履行されておらず、小樽市の影響としましては水道料金と下水道使用料が未納の状況にあります。また、水道料金と下水道使用料につきましては、駅前第3ビルを管理しております小樽駅前ビル株式会社との契約となっており、旧国際ホテル分の滞納額に加え、毎月のトイレなどの共用部分に係る水道料等が未納になっております。この滞納額の一部につきましては、毎月分納されている状況であります。滞納の金額につきましては差し控えさせていただきます。

次に、旧国際ホテルの再々開発計画の状況であります。これまでに市、小樽商工会議所、小樽駅前ビル株式会社、権利者の代表の4団体からなる検討会において、まちづくり支援団体であるNPO法人の協力を得ながら、デベロッパー探しや事業シミュレーションの作成、さらには再々開発の実現に向けた勉強会などを行ってきたところであります。また、再々開発の具体的な動きとしましては、6月10日に再々開発準備会を立ち上げるための幹事会を開催したところであります。今後、幹事会や準備会の中で具体的な計画について検討していくことになるものと考えております。

次に、祝津・豊井浜の雪たい積場の運営管理でありますけれども、この箇所は祝津・豊井浜の海岸と隣接していることから、雪を海に落とさない自然融雪にして、濁り水を出さない、雪解け後のごみの清掃など周辺に配慮しながら作業を行っております。今年は例年にない大雪でたい積量も多くなり、シー

ズン終盤には満杯状態になったところであります。雪が海に落下していたとのご指摘につきましては、今後、作業に当たりましてはじゅうぶん注意をしながら行っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 大畠議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食にかかわる輸送委託についてであります。共同調理場から各小中学校への給食輸送、米飯給食用容器の洗浄業務及び米飯給食用容器の配送回収業務の委託でございます。

次に、委託料の決算額及び17年度の予算額についてであります。学校給食の輸送委託料は調理場ごとに契約しておりまして、平成13年度から17年度まで同額で、オタモイ共同調理場は1,830万1,500円、新光共同調理場は4,880万4,000円となっております。

また、米飯給食用容器の洗浄委託料であります。平成13年度は2,972万1円、14年度は3,099万840円、15年度は3,283万3,420円、16年度は3,378万6,345円、そして17年度予算で3,489万4,528円となっております。

次に、学校給食米飯輸送委託料であります。平成13年度から17年度までお聞きしてございますのでお答えいたします。平成13年度は745万1,910円、14年度は714万9,791円、15年度は711万3,652円、16年度は698万7,230円、そして17年度予算で722万2,015円となっております。

次に、平成13年度からの食数の推移でございます。平成13年度は1万1,853食、14年度は1万1,430食、15年度は1万1,150食、16年度は1万843食、17年度には1万624食となっており、児童・生徒の減少に伴い、年々減少してございます。

次に、輸送委託業者名及び選定基準についてであります。オタモイ共同調理場は札幌自動車運輸株式会社小樽営業所、新光共同調理場につきましては日本通運株式会社小樽支店に委託しております。

選定基準についてでございますが、2トン積み以上箱形リフト付四輪駆動車を保持する業者としております。

契約方法につきましては、競争入札が望ましいと考えております。昨年、市内の運送業者に業務への参加を打診したところ、リフト付車両の確保ができなかったことから、随意契約にいたしました。今後も競争入札に向け、業者の確保に努力してまいりたいと思います。

次に、調理業務の民間委託等についてであります。今年度、小樽病院の給食業務が民間委託となり、調理員が学校給食へ異動してきました。また、第二病院の給食業務についても、来年度民間委託の方針が出され、学校給食が調理員の受皿になることが予想されますことから、教育委員会といたしましては当面現行の体制で運営することを考えております。また、単独調理校6校につきましては、今後の食数の推移等を見ながら、共同調理場への移行も視野に検討する必要があるのではないかというふうを考えてございます。

次に、学校整備に対する要望についてであります。まず施設にかかわる要望の多い項目としまして電気設備にかかわる要望、二つ目にトイレの整備にかかわる要望、三つ目にグラウンド等施設整備にかかわる要望、四つ目には校舎・体育館の雨漏りに関する要望、これらが主でございます。このほかに屋外・屋内にかかわらず多様な要望がありました。また、以前から、トイレの臭気の問題にかかわる要望があります。これまで冬期間において便器が凍結するおそれがありますため、各便器にトラップを設置できない状況にありますが、今後、試験的にトラップ付の便器を設置し、冬期間における凍結状況の検証を行いたいと考えております。

次に、要望予算にかかわる現場の視察についてでございます。施設の整備に当たりましては安全性、

緊急性を勘案し、予算を計上することから、担当者が予算を見積もるため現場を確認しております。私自身はこれまで幾つかの現場を見ておりますが、まだ1年間経過していないものですのですべてを見るに至ってはおりませんが、この4月に大畠議員からお電話をいただきまして、議員と一緒に松ヶ枝中学校を視察した際には予想以上に雨漏りがありましたし、トイレがほかの学校よりも狭いなど、その実情を見せていただきました。また、松ヶ枝中学校の状況を視察したことにより、ほかの学校においても同様に老朽化が進んでいるのではないかと改めて実感し、計画的な維持・補修を進める必要性を感じたところでございます。なお、議員から指摘もございました松ヶ枝中学校の雨漏りについてはこの夏休みに補修を行い、トイレの改修など、できるだけ早い時期に解決したいというふうに考えてございます。

次に、PTAの協力による施設の整備についてであります。これまでPTAや地域の方々、また少年野球やサッカーチームなどの関係者により資材の提供を受けながら、バックネットの修理やグラウンド整備などをしていただいておりますが、そのことに対しては大変私ども深く感謝しているところでございます。教育委員会といたしましても、このような活動に対しまして、必要とする資材や道具などその都度用意しているところでありますが、このようなボランティア活動を通して、善意の輪がソフト面においてもハード面においても広がるようお願いしてまいりたいというふうを考えます。

次に、学校用務員の業務についてであります。その業務内容は校舎内外の清掃・営繕及び整理、事務連絡、採暖、除雪作業、学校行事における諸業務であります。それぞれの学校でこれらの業務を進めておりますが、各学校の均一化等を図ることを目的といたしまして、年内をめどに作業マニュアルの作成を検討しております。作業マニュアルには学校用務員が行う1日の業務の流れや年間業務などを記載し、とりわけ除草、ワックスがけ、除雪等のそれぞれの作業手順などを詳細に示していきますので、それに基づき各学校の業務についてマニュアルの作成だけでなく、研修会等を開催しながら指導してまいりたいというふうを考えます。今後、これらを通してより一層学校施設の環境整備の充実を図ってまいりたいと思っております。

最後になりますが、学校の配当予算についてでございます。各学校の需用費、役務費、備品購入費などについて、学級数、児童・生徒数など、それぞれ単価を定め算出することによりまして、各学校に配分を行っております。また、消耗する備品について、おおむね4年ごとに数校ずつ、さらに特別な要望に対しては厳選して配分しております。特に予算の執行についてであります。校長決裁により適宜執行することになりますが、事務用品、教材、生活必需品等の購入が主なもので、市の指名業者を対象に行っております。また、備品の購入や特殊なものについては、総務管理課を通して発注することとしております。なお、機会あるごとに、校長会議の場を通して経費節減を喚起しているところでございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠議員。

11番(大畠 護議員) 再質問いたします。

何点が質問いたしますけれども、初めに入札についてでありますけれども、昨年から見ると下がったということでございます。下がったのは確かなのです。下がったのはBランクなのです。5月19日、3本の入札が行われております。それぞれ道路の改良工事あるいはまた新設工事でございます。予定価格4,514万円、これは97.0パーセント、同じく同じ日です。本通線歩道新設工事、予定価格3,990万円、落札価格3,880万円、97.2パーセントです。同じく同じ日に大通線歩道新設工事、予定価格3,314万円、落札価格が3,160万円、95.35パーセントです。変わっておりません。そして、同じ5月19日です。同じ日です。Bランクの、これも主に道路工事です。これが予定価格1,177万円に対して834万円、70.86パーセント、参加業者16社。同じく桜4号線ほか道路改良工事1,152万円が72.48パーセントです。これも16社

参加。この5月19日には3本行われておりますけれども、3本がBランクで今申しましたように70パーセント台、参加業者はそれぞれ16社です。3月17日、これは15社がやりまして、道営住宅の側溝改良工事564万円、これが540万円に落ちて95.74パーセントです。これも15社が応募しております。ちょっと下がりがりまして、同じ日なのですけれども、これもやはりまたBランクがそれぞれ70パーセント台なのです。多額の工事は下がっておりません。平均を下げているのはこのBランクなのです。Bランクが私は適正な競争価格だと思っております。この点について何点かお尋ねいたします。なぜこういうふうに出たのか。

水道局は5月13日あるいは4月26日、5月1本、4月26日に4本やっております。どれもこれも95パーセント、94パーセント、94.96パーセント。95パーセント以上です。市長が改革しようとしても、なかなかこれは先ほどの質問をいたしました大手ゼネコンと同じように思うようにいっていないのではないかなと。どこかで、だれかが、何かをやっているのかなと、そういうふうに疑いたくなります。

続きまして、運河公園でございます。市長も運河公園を何かの用事で行ったのはわかりませんが、まあ現状はあのとおりでした。利用している親から健康が大変心配だと、そういうことで質問させていただきました。早速改善していただけるということで、あそこは手宮の保育所の皆さんもずいぶん遊びに来ます。ただ、管理のチェックはだれがしているのですかということでの質問ですが、7年を経過していると。たまに巡回もしているということですが、巡回をしていけばあの状況はわかるはずですが、これ、任せっきりでないですか。改善されるということで、これにこしたことはございません。ただ、その間、私はあそこを閉鎖するべきではないかということで質問いたしました。その点についてもちょっとお聞かせください。ああいう状況で遊ばせるのは、非常に健康に害があると思えます。

それから、雪捨場。これは大変雪捨場にご苦労しているのは、私もじゅうぶん承知しております。そして、この祝津の場所は民間車両も投げられる場所でございます。管理しているのは第1ステーションだと思いますけれども、ずいぶん海に投げております。重機で押しております。地元の漁師が心配しているのです。相談を受けたのです。この事実があります。私も目認しております。見ております。そういうことで、現場とはやはり違うのです。やはりどンドン雪が降れば、現場の重機を押す方は少しでも積み上げたいという思いがあると思います。しかし、約束があるのであれば、その約束をできる限り守っていただきたいと。そうしなければ行政不信につながると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、学校給食。民間の委託についてはなかなか難しいということでございますけれども、相談をしたけれども、箱車ですか、これはやる気がないのですよ、教育長。やる気があるのであれば、今いくらでもリースがありますよ。これだけずっと同じ業者が独占的に随意契約をしているということは、これはやはりどこかでだれかが調整した結果だと思います。これを随意契約ではなくて、競争入札を考えてください。先ほどの市長の答弁でございました。これは大変なのだ。車はいくらでも手配できますよ。1年契約であれば、これはちょっと難しいかもわかりませんが、複数年の契約であればいくらでもリースという手法がございます。民間はたくさんそれを利用しております。それはもう実際に絶対に検討してください。

それから、民営は難しいと。単独校は、今、何校ありますか。単独校はなぜ学校に調理場を残したかということになれば、山間部のために冬期間の配送が難しいと、そういうことでしたでしょう。けれども、米飯の契約の仕様書を見てください。米飯のを見ますと、コースは4コースでございます。朝一番に朝里中学校を出たコースですね。これは10時40分にはもう最後に着いているのです。これは10時過ぎ

にはもう着いているのです。今、単独校は北小樽に集中しております。北山中学校、手宮小学校、北手宮小学校、手宮西小学校。石山中学校もありましたけれども、石山中学校はご承知のように統合されております。あとは松ヶ枝中学校か向陽中学校か、どこかそちらの方でないですか。よくわかりませんが、私の知っている範囲ではそうです。だから、やろうと思えば、当初心配をしていた時間に間に合わないというのは、これは現在は違いますよ。30年も経過しておりますよ。これは早急に取り組めるものだと思っております。

今、配置転換で調理場の方に入っている、これにはそれぞれ職員がいるのです、パートも含めて。これはぜひ検討していただきたい。また、将来的にも、やはり学校給食を今受け入れておりますからやむを得ないとしても、これは検討すべきだと思います。

それから、前後になりましたけれども、用務員の再教育。なぜこういう質問をしたかということ、これ要望書を見てびっくりしたのです。各学校から出されている要望書。日ごろの業務をきちんとしているならば、これらに予算項目として出てくるわけがないと思っているのです。何でもかんでも書いているように思うのです。そしてまた、PTAの協力があれば、原材料があればできるのです。実際に環境整備で、20数年前からPTAのそれぞれのプロ集団のお力をかりて、延々と20数年間続けている学校がございます。そしてまた、先日、ある学校に聞きました。PTAの役員会議で使う会議室が非常に汚れているということで、掃除をしたいということで申入れをした。大変汚れていたと。こういうきれいになったのは10年ぶりだと。そしてまた、その方々が図書室も掃除をしたいと言ったら、教職員から、「いや、それはまずい、困る」ということで断られたそうです。そのかわりぞうきを欲しいと。ボランティアが申し込んで、なぜ今そういう答弁をするのですか。やはりもっともっとその方々の父母の力をかりることによって、相当数項目は減ります。そういうことで再度この点についても、うんと子どもたちのためですもの、我が子のためですもの、親は協力しますよ。そんな思いから、この要望書を読んで本当にびっくりしている次第でございます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 財政部長。

財政部長（磯谷揚一） 大畠議員の再質問にお答えをいたします。

まず、入札の関係でございます。今お話しのとおり、今年の4月から5月のこの2か月だけでございますけれども、平均では落ちているのですが、確かに70パーセント台の落札率の工事の関係についてはBランクということでございます。やはり依然としてそれ以外の大型の工事の案件については、90パーセント台を維持しているというような現実が確かにございます。

今年から、先ほど市長答弁で申し上げましたけれども、全体のうちの二、三割については公募型の指名競争入札をやりますということ、昨年の12月の段階で各業界の代表の方に来ていただいて、話もさせていただいておりましたので、実際問題、今、6月29日に第1回目をやるのですけれども、その前にこういう70パーセント台が出たというのは、一定程度のそれなりの効果もやはりあったのかなというふうには思っております。

今、これからやるに当たりましては郵便で入札するだとか、あるいは業者も事後公表にするだとか、そういうようなことでいろいろ今までと違ったような形をとってまいりますから、今後どういうふうな形で推移するか、そのあたりはじゅうぶん見守っていききたいと。全体的に今年度やってみて、やはりあまり落ちないというような状況であれば、またいろいろな方法を考えていかなければならないと思っておりますけれども、とりあえずまず第1回目は29日でございますので、今年度またそれがどういうふう

になるか、じゅうぶん注目していきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(本間達郎) 大畠議員の運河公園の遊具棟の関係につきまして答弁させていただきます。運河公園の遊具棟につきましては、利用者からの要望も多いということで、一応先ほども市長から答弁しましたとおり、散水等で今は対応してございまして、抜本的な改良を来週からやるということで、利用者への周知を図りながらその辺の対応を進めていきたいと。場合によっては、利用の状況によってはあまり砂ぼこりの気にならないような部分もありますので、あまりひどい場合には閉鎖も含めてその辺対応していきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 大畠議員の再質問にお答えをいたします。

祝津・豊井浜の雪たい積場の件でございますけれども、確かに今年は大雪ということでありましたけれども、やはり地域への配慮に欠けたことについては大きな問題だろう思っております。今後、どういった対策を講じてそういうことのないようにするかを検討し、今後ともじゅうぶん注意をして行ってまいりたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 3点ほどございましたので、お答えいたします。

まず、一番最後におっしゃいましたPTAなどのボランティア活動ということについてでございますが、私どもPTA並びにボランティアの方につきましては積極的に協力をお願いしていきたいというふうに考えてございますので、物心両面にわたりまして教育委員会としてもこたえていきたいというふうに考えてございます。

次、二つ目でございますが、給食輸送の2トン積み以上箱形リフト付四輪駆動車の話でございますが、実はオタモイで今3台、新光で8台、合わせて11台使っておりますが、議員の方からはリースもあるというお話がありましたが、私どもとしては、これを引受けていただける業者が出てくることを実は歓迎しているところでございます。そういうことで、現状としては実際手を挙げてくださる方がいらっしゃいませんので、競争入札に向け、業者の確保について働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、三つ目の調理業務についてでございますが、民間委託の考え方はこれは小樽市全体の考え方もございますが、私どもとしては今後さらに深めていく必要があるのではないかとこのように思っております。なにぶん食数がかなり多いですとか、そういうかわりもございまして、今おっしゃいました単独校6校、さらにはセンター2校があるものですから、センターと単独調理校とのかかわりもございまして、そのあたり今後さらに検討し、深めてまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠議員。

11番(大畠 護議員) 先ほどの落札率で90パーセントということではなくて、このものについては95パーセント以上なのですよ、その辺ちょっと認識してください。95パーセント以上になっておりますからお願いします。それは答弁はいいです。

それから、教育長にお尋ねします。民間に委託した場合、食数が多いとっております。学校給食は

バケツに入れて何食でしょう。今、民間でできないのは、私はよく言うのですけれども、お金の印刷だけだと。あとはどんなことでも対応できます。だから、食数が多いから民間にはなかなかというのは、それは間違いです。現場を見てください、社会の現状を。だから、そういうことも含めて、これはぜひ検討するということですので、ぜひ検討していただきたいと。答弁は要りません。

議長（中畑恒雄） 大畠議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

2番（森井秀明議員） 新会派、平成会となり初の質問をいたします。人生の先輩方に囲まれ、大変プレッシャーを感じておりますが、取り組んでまいりたいと思います。市長をはじめとした理事者の皆様、また議員の皆様に改めてこれまでと変わらぬご指導をお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。既にたくさんの皆さんが丸井今井にかかわる質問をされていますが、自分の視点なりの質問ですので、通告どおり質問させていただきます。

まずは、現状をお示しくださるようお願いいたします。また、今後の丸井今井側の動きはどのようになるだろうと推察されているのでしょうか。予測できることでけっこうですのでお示しください。

さて、この状況を打開できるかどうかは、小樽中心地の将来性かと思われま。丸井今井という企業が撤退する可能性があるというお話ですが、しかしながら行政が1企業に対し、皆さんにそこで買うように取り組むわけにはいかないのは当然のことです。そう考えると行政として大切なのは中心地の活力低下を問題としてとらえ、その中心地としての可能性は何なのかを見いださなければならないことかと思ひます。私自身は、その可能性の一つは中心地への人の往来だと考えます。その往来を増やすことが、今、行政が率先して行わなければならない役割ではないでしょうか。そして、私は、人の往来を高めるためには中心地商業者の育成、中心地における道路の在り方、空きスペースの活用などが考えられるかと思ひます。

まず、その中で一番重要なのが商業者の育成かと思ひます。今までは経済状況が低下し、商業者が苦しいと叫んだとき、行政として行った施策というものは、家賃補助やお金を貸すというような金銭的な支援が中心だったかと思ひます。この支援も大変重要なことなのですが、大切なのはその状況でも打破できるだけの商人魂が大切であり、その育成なしでの金銭的支援はその意欲、底力を失わせる部分もあったかのように思われま。

昨年、視察に行った佐世保市では、郊外型の大規模店舗の商業施設を追い込むぐらゐの取組がなされていま。その根底には商店街の方々のモチベーションを高め、商人魂を發揮できるよう、みずから変えようとする取組が常々行われていま。今の小樽にとってこの人を育てることこそが一番重要かと思ひますが、いかが思われるでしょうか、見解をお願いいたします。

次に、中心地における道路の役割についてです。これは以前にも質問させていただきましたが、道路の在り方は、車のためだけにあるという考え方から変わり始めていると考えま。旭川市の買い物公園でオープンカフェを行うこととなったとニュースで報じられたのはご存じのとおりですし、また国土交通省道路局でも、「くらしのみちゾーン」と題して歩行者等への優先道路への取組を推進していま。このように、これからは道路の新たな活用が求められていると考えま。特に中心地の発展はJRやバスの利用者に合わせての発展であるという自覚が、郊外型が進出し、その店舗が収益を上げる状況を知るたびに忘れ去られていると考えま。中心地においてはどれだけ公共の乗り物を利用した歩行者等が楽しめるか、また落ちつけるかが重要なファクターとなるかと思ひます。特に人力車や自転車における

タクシーなど人力における乗り物が似合う小樽においては、このような道路活用を展開したいといろいろな局面で求めていくのではと推測します。市はそのニーズに対してフォローしていかなければならないと私は考えますけれども、見解をお願いします。

次に、空きスペースの活用についてお聞きします。これからの商業の活性化は販売などの収益目的のものだけでなく、人が集まることを目的とした活用が求められてきています。平成会の代表質問で、大橋議員がコンパクトシティについての質問をしました。また、前回の定例会で、公明党佐藤議員よりパブリックスケートパークの質問があったときに、ウイングベイ内でできないか交渉中であるという市長側の答弁もありましたが、そのように収益だけではない、集客を目的とした、いわゆるにぎわいの創出が重要かと考えます。このことについての見解と、もし現在、中心地においてそのようなにぎわいの創出を行政として考えられていればお教えください。

この項最後に、今までは私の方から幾つかの提案がありましたけれども、逆に市としてこの逆境を乗り越えるために考えられていることがあれば、あわせてお教えください。

次に、今までに何度も質問させていただきました経営意識についての質問をさせていただきます。改めて経営というものを辞書で調べさせていただきましたが、経営とは方針を定め、組織を整え、目的を達成するよう持続的に事を行うことと書かれてあります。つまりは施策目標を定め、また成果を求め、仕事量が決まり、予算を決め、事を起こすということが本来の経営の順序かと思いますが、しかしながら現在の行政の施策の大半は、先に予算が決まり、仕事量を合わせ、成果はその後にやってみなければわからないという状況が一般的なように思われます。

例えば手数料を変えるときのお話もありましたが、予想収入が先に組まれ、それに合わせ入場人員がどれくらい減るだろうという人数の割合を求め、成果はふたをあけてみなければわからないというような政策のように思えます。ふれあいパスのときもそのように感じました。予算や手数料などの金額設定は、本来サービス内容により左右されるはずですが、しかし、サービスは変わらず、金額だけの変更されるという異例の状況が、現在当たり前のように感じます。税というのは支払うことが義務ですから、市民は払い続けなければならないわけですが、行政サービスがその税に見合っていないと市民が考えれば、支払意欲は薄れ、未納者は増えていくと思います。大切なのは税を払いたいと市民が思えるような行政サービスを新たに考えていくことが重要かと思いますが、市長の見解はいかがでしょう。

続いて、経営品質について質問をいたします。行政としてこの経営の品質を高めることが、今後の大きな役割と考えます。今まで民間企業との職員の交換交流をすべきだと提案しておりますが、その一環として、民間企業で構成されている経営品質協議会などを通して民間経営をかいま見ることも重要かと思えます。

行政としての先駆者として知られている三重県であったり、岩手県などでは、その協議会の資格、セルフアセスメント、つまりは業務評価をできる資格等を取るよう職員に促しています。また、職員投票による昇進を全国で初めて取り入れた岩手県の滝沢村では、この資格保有を職員昇進の一つの条件としてしています。小樽市としても行政の経営品質をさらに高めるときが来ていると思いますが、市長の見解をお願いいたします。

あわせてこの項最後の質問ですが、市の広報やフィルムコミッションなどは一企業になれるほどの可能性があると考えます。先ほどの経営という視点でサービス内容をしっかり明確にし、金額を設定できれば、起業をすることができるくらい可能性の高いものだと思われる業態だと思えますが、このことについて何かお考えがあればお教えください。

次に、海岸活用について質問します。海水浴場関係者に対する説明会において、日本赤十字水上安全奉仕団の方から、蘭島における水上バイクの海水浴客への影響についてのご報告がありました。これは、近年、銭函周辺で起きていた出来事が広がりを見せている証拠かと思えます。しかし、実際、水上バイクを乗れる場所という指定は海水浴場のようにはなく、その状況下の中で数少ないモラルのない乗り手たちによる悪影響が、良心的な水上バイクの乗り手すべてに対して迷惑を及ぼしているのではないのでしょうか。このことから、今後は海水浴場とともに、水上バイクも含めて海岸線の在り方を主として示していくべきと考えますが、見解をお願いしたいと思います。

特に現在、小樽市は小樽海保の呼びかけである石狩湾マリンレジャー安全対策連絡協議会に参加し、また、北海道の条例であるプレジャーボート等の事故防止条例の下にある水域利用調整区域検討会議にも名を連ねています。この状況を打破するために現状をしっかりと伝え、この問題に取り組むよう働きかけていくべきと思われませんが、いかがでしょうか。

これらの安全管理に伴い、改めて考えていただきたいと思うことがあります。本来、海岸線は小樽にとっての観光の目玉であり、また、市民にとっても有意義かつ重要な要素だと思います。このことから、海岸線は歴史的建造物や運河などと同じ扱いをされるべきと考えます。小樽ではもともと海岸線を観光資源と位置づけ、取り組んでいた時代があったかと思いますが、最近はあまりにその思いが薄いと感じます。石狩市においては海以外の観光要素が薄い分、海を観光資源と考える取組姿勢は高いものがありますが、それ以上に小樽は海の活用においては歴史があり、今でも常に先駆的な活動が必要であると私は考えますが、見解をお願いいたします。

小学校適正配置に伴っての質問をさせていただきます。

まず、4校の印象についてです。説明を始めたころから見て、それぞれの学校で考え方が変わってきており、違いが出てきていると考えます。改めてそれぞれの学校の印象をお答えください。

次に、その変化・印象に対し、教育長がおっしゃるように市民協働という観点から考えると、4校を同じように組まれている今の案ではなく、それぞれの学校に合わせた案となっていくべきと考えますが、今後、教育委員会としてはどのようにとらえていくつもりなのかお教えてください。

また、廃校対象校に挙げられている学校の関係者との対話がいまだにすれ違っている感が否めません。それを改善するために今後どのように取り組むつもりなのか、お教えてください。

最後に、適正配置に対する市の考え方についても聞きたいと思えます。学校適正配置にかかわる中で、まちそのものの存続を危くしていることがいま見られます。主として手宮地区、南小樽地区をどのようにまちづくっていくお考えがあるのか、お教えてください。

また、量徳小学校や手宮小学校は歴史的建造物を観光資源と位置づけ、歴史を重んじる小樽にとって一つの財産かと思えますが、市長はこの点についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 森井議員の質問にお答えいたします。

初めに、丸井今井の現状でありますけれども、4月23日に丸井今井の再建計画について新聞報道がありました。市といたしましても直ちに丸井今井本社に内容を確認したところ、丸井今井から正式に発表

したのではなく、現在のところ決定されているものは何もないとのことであります。その後、5月9日に丸井今井が伊勢丹に対して支援要請を行ったとの新聞報道について、市としては丸井今井本社に確認したところ、丸井今井柴田社長から伊勢丹の武藤社長に正式に支援要請を行ったとのことであり、現在、伊勢丹がスポンサー企業として支援内容を調整している状況にあると伺っています。

次に、丸井今井店が今後どうなるのか、どう予測しているのかということでございますけれども、小樽店の今後であります。新聞報道などによりますと、丸井今井の再建は採算店と不採算店とに会社分割する方式とされており、現在、再建の支援要請を受けた伊勢丹が資産査定や財務内容を分析していると聞いております。私も何回か丸井今井本社へ行っておりますけれども、社長の話によりますと、金融団の支援、これがどうなるか、この点がまだはっきりしないので今の段階では何ともお答えできないというような状況であります。そのことはご理解を願いたいと思います。

次に、商業者の意識改革でありますけれども、消費者ニーズの多様化や大型店の出店など商業環境が厳しさを増す中、商店街が活性化するには商店街の個々の経営者の方々の意欲が重要であると認識しております。市といたしましては、個々の経営者はもとより商業者の団体であります商店街や市場の皆さんの意欲を高めるためにも、これまでアドバイザー派遣事業、国のシニアアドバイザーやタウンマネジャー事業を活用して、個店のリニューアル、商店街や市場の特色を生かした計画づくりなど商店街の活性化に取り組んでまいりました。今後ともこれらの制度を活用し、商店街と行政が連携しながら問題解決に取り組むことによって、商店街の意識改革が進むものと考えておまして、一人でも多くの商店街の経営者の意欲を高めることが大切なことと考えております。

次に、道路の活用でありますけれども、中心部の商店街におきましては歩行者が楽しめる空間づくりやにぎわいづくりを目的として、イベント実施の際に道路を活用して、商店街の集客を高めるための事業を行ってきております。市といたしましても、商店街等が道路を活用してイベントを行うときには、公安委員会との協議など、にぎわいづくりの取組の成功に向けて支援をしてまいりました。5月に行われました小樽さくら祭りにおきましても、道路を活用してプラスバンドパレードやストリートパフォーマンスなど祭りににぎわいを演出する事業が実施されており、市といたしましても、このような取組が中心市街地の活性化にとって重要であると考えております。

次に、中心商店街の空き店舗の活用でありますけれども、全国的に中心市街地の商店街は、商業環境が厳しさを増す中、商店街の空き店舗は増加しており、本市におきましても同様の傾向があります。このような状況下で、地方都市においては大型店が閉店した後の再活用として、にぎわいづくりのために商業者誘致のほか、コミュニティ機能を持ち合わせた複合施設として再開している事例は承知しており、コスト面等さまざまな課題はありますが、本市商業施設の空きスペースの活用方策についてさらに検討したいと思ひますし、昨日の新聞のとおり、都通り商店街にデイサービスセンターが設置されるという報道がありましたが、そういった活用もじゅうぶんこれからも考えられますので、そういった面も含めて支援をしていきたいというふうに思っております。

次に、中心商店街の状況でありますけれども、都通り商店街をはじめとして、ここ一、二年空き店舗が増加している状況にあります。市といたしましては商店街に対する支援として、これまでハード整備に対する商店街近代化施設設置事業助成、空き店舗対策やイベント支援などのソフト事業に対する支援を行ってまいりました。今後の商店街の活性化にとって、特に地域コミュニティの場としての役割を果たすことは大切な方策と考えており、商店街の状況も踏まえて、国・道の支援策も活用しながら、中心部の商店街に対する支援に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、市政運営に経営感覚ということで何かご質問がございましたが、まず経営意識についてのご

質問に関連して、市民が税を義務的なものと感じないようにというお話がございましたが、そもそも租税とは、国及び地方公共団体がその経費に充てる目的を持って一般国民から強制的に徴収する財貨であります。その意味からも、税の機能は重要なものとして憲法第30条にもうたわれているとおりであります。したがって、納税義務者一人一人が適正に納税することによって行政サービスの向上につながっていくもので、納税と行政は最も強い相関関係で成り立っているものと認識しております。

経営意識の問題でありますけれども、行政運営を経営ととらえ、継続的に改善・改革を進めることで行政経営の質を高めながら、市民から見て価値の高い行政サービスを提供するための活動は、まさしく経営意識以外の何物でもないと考えております。その意味からも、本市においても方針を定め、方針に沿って組織を構築し、市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現という大きな目的の達成のために、職員一丸となって持続的な施策の展開を進めているわけでありまして、今後とも経営意識を持って市政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間経営手法の導入でありますけれども、地方分権の進展に伴って、指定管理者制度の導入や市民との協働など、これまでの自治体経営の手法とは異なる発想による経営方法が必要となってきております。また、自治体経営に関する職員の研修につきましても従前とは変化してきておりまして、さまざまな機関でいろいろな方法で行われております。今後の行財政運営には民間手法の導入が不可欠と考えておりますので、官庁、民間を問わず、効果的な内容の研修があれば取り入れてまいりたいと思っております。

次に、市の広報も市から切り離して企業として運営したらどうかというご提言でありますけれども、市で行っている広報広聴業務は行政と市民をつなぎ、両者の間によりよい関係をつくるためのものと考えております。そのため現在は、広報につきましてもなかなか難しい問題でもありますので、現状のまま進めていきたいというふうに思っております。

次に、フィルムコミッションの活用でありますけれども、小樽フィルムコミッションは平成15年3月に設立されまして、これまで数多くの映画やテレビドラマなどの撮影に携わってまいりました。また、市民を中心に250名以上の法人、個人会員の登録をいただき、フィルムコミッション活動への参加協力が行われております。NPOなどの民間団体への移行につきましても、設立当初より民間への移行という構想を持っておりまして、これまでも法人運営スタッフへの呼びかけや他地域での法人化の動きなどの調査を行ってまいりました。しかしながら、法人化へ向けては財源や人材確保など多くの課題がありまして、今後も引き続き移行実現に向けた環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、海岸活用についてのお尋ねでありますけれども、まず海岸線の在り方についてであります。海水浴場については、本来プレジャーボート等の乗入れが禁止されている区域であります。市内海水浴場のうちドリームビーチとサンセットビーチにつきましては、北海道プレジャーボート等事故防止に関する条例に基づき、昨年度と同様に今年度におきましても水域利用調整区域に指定される予定であります。今後、この指定区域をさらに増設することの是非につきましては、利用実態を踏まえながら、北海道や関係機関などと協議をしてみたいと考えております。

また、海岸線全体の在り方につきましては、市単独で水上バイクをはじめプレジャーボート等の航行を規制するものではありませんので、今後とも海岸線を所管する国や北海道と実態把握に努めながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、水上バイクの現状に対する取組でありますけれども、今後開催されます石狩湾マリンレジャー安全対策連絡会議や北海道水域利用調整検討会議の中で、海水浴場関係者からお聞きしておりますプレジャーボート等の実態を報告してみたいと思います。今後とも関係者で構成しますこれらの会議の

中で、事故防止等の問題解決に向けた方策について協議をしてみたいと考えております。

次に、小樽観光における海の活用であります。約58キロメートルに及ぶ海岸線の中では夏場9か所の海水浴場が開設されており、また祝津海岸、オタモイ海岸はその自然景観の美しさから国定公園に指定されるなど、本市の海岸線は、古くから市民をはじめ多くの観光客の方々から高い評価をいただいております。近年、小樽運河や歴史的建造物が観光の中心的存在になっておりますが、海岸線の中でもとりわけ風光明媚な地域やウォーターフロント地区などは小樽観光の魅力を構成する大切な要素と考えますので、今後とも誘致宣伝活動を展開する中でそれらを有機的に活用しながら、より一層の集客が図れるよう努力をしてみたいと思っております。

次に、小学校適正配置計画に関連しまして対象地域となったまちの今後の展望であります。まちづくりにつきましては、これまで小樽市総合計画21世紀プランに沿って施策の展開をしてきており、当該対象地域になった手宮地区、南小樽地区は市の中部地区と位置づけております。この中部地区は、言うまでもなく北海道開拓の玄関口として栄えた小樽の中でも中心的に発展してきた都市機能の集積した地域、また文化性、歴史性の高い地域と考えており、特に近年はその地域性を魅力に変え、先人の残した財産を資源として、観光都市小樽をけん引してきております。

この手宮地区、南小樽地区の両地区は住商複合ゾーンとして、これまでも公営住宅・民営住宅の建設促進や商業施設の進出など、利便性の高い暮らしやすい地域として発展してきたエリアであると考えております。市といたしましても、さらに住商複合機能の充実を目指すとともに、今ある資源を活用するなど地域の魅力に磨きをかけながら、まちづくり施策を展開していかねばならないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 森井議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校適正配置計画案の説明会を終えての印象についてであります。対象校4校の説明会を、昨年11月からそれぞれ5回開催してまいりました。北手宮小学校及び手宮小学校の2校につきましては、当初より通学手段を含め通学路の安全確保についての意見要望が多く出され、その後、手宮地区から2校をなくさないでほしい、手宮小学校を存続してほしい、北手宮小学校からは実施の時期を延ばしてほしいとの要望が出されたを受け止めております。堺小学校では一部の学年で複式学級となったことから、今後、さらに小規模化となることを危惧している方が多いと受け止めております。量徳小学校におきましては、当初から対象校となったことに納得できないとの意見や、実施計画案の再検討という強い意見が出されたを受け止めております。

次に、4校一括うんぬんというふうなお話もございましたが、これまでも説明会の内容につきましては、教育委員会でそれぞれの4人の委員に説明してきたところでございますが、これからもそれぞれ四つには違いがございます。地形でありますとか、いろいろな思い、願いも違いますので、それぞれの学校一つ一つ、学校の様子だとかを委員みんなで話し合いながら、どうしようかという今後の方向性を考えてまいりたいというふうにご考えてございます。

もう一つ、関係者や住民との対話についてであります。このことは説明会を進める上で重要なことと認識しております。対象校4校における説明会は、町内会や校友会の皆さんを含めた形で特に回を重ねてまいりましたし、またPTAからのご要望にこたえる形で説明会も行ってきたところでございます。各会場では熱心なご論議をいただき、多くの方々から実にさまざまなお意見をいただきました。今後も、保護者や地域の皆さんと通学路の安全確保など課題があるかと思っておりますので、その課題の解決に向け、

話し合いをしてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) もう少し時間をいただければと思います。再質問させていただきます。

どうしても海の方に思い入れがありますので、少し海のことについてまず聞きたいのですが、市長がおっしゃられるとおりでと思うのですけれども、自分自身、水上バイクが好きなのでも、例えば忍路湾とかオタモイとか、決して水上バイクが似合わないと思える地域というのはやはりあるのです。忍路においては、地元関係者とか地権者の方々が水上バイクが入らないようにというようなことで、自分たちで声をかけたりとかしているようなのですけれども、残念ながらプレジャーボート事故防止条例が活用されて、それをうんぬんという話にはなったことがありませんし、また逆に新川の向こう側ですから、石狩湾新港側と言えはいいのでしょうか、あちらの側はシーカヤックとか、例えばそういうアウトドア的なものが似合うかという、それも似合わないと思うのです。水上バイクの方がかなり似合うのではないかと思うのですが、それもそういう条例とかそういうものに伴って皆さんが遊ばれているわけではなくて、そういうルール等何もない状況の中で、言葉としては申しわけないですが、かっけてに乗られている。そういう現状が実際あると思います。

2年前に塩谷において、水上バイク関係者と漁業関係者の方々が、乗る、乗らないについての調整の会議がありました。そのときは塩谷の方の代表として大竹議員もいらっしゃいましたし、市役所職員で水産課の、その当時は小田課長だったと思うのですが、参加されていて、自分も水上バイクの乗り手の一人として参加させていただいたのですけれども、実際にその当時、プレジャーボート事故防止条例というものはなかったですから、本来はそういう間に行政が入って、調整というものをすべきだと自分自身は思うのですけれども、実際はできない現状だったと思います。

しかしながら、北海道でその条例ができたわけですし、それを活用するというのはすごく重要なことだと思います。特に北海道に、自分自身この条例について総務部、あと海岸管理者ということで土木現業所の上役と言えはいいのでしょうか、建設部に直接行ってその話をさせてもらったところ、条例そのものは北海道の条例ではありますが、北海道は海岸線を全域所有しておりますので、市町村からの意見とか要望がない限りは動くことはないというお話が実際に出ています。

ですから、条例そのものは北海道の条例とはいえ、やはり海岸活用の先駆者は小樽市ですから、こういう条例を肉づけしていくという意味でも、その条例の下でいろいろな形で小樽市はかかわっているわけですから、その海岸線の状況をしっかり北海道に伝えて、よりよい海岸利用を促していただきたいというふうに私自身は思っているのですけれども、少し難しい部分もありますが、改めて見解をお願いしたいと思います。

それから、今、港湾内でマリンフェスタとかの水上バイクのイベントであったりとか、又は小型船舶の検定が行われるであるとか、そういうモーター的なもの、小型船舶的なものが港湾内でよく乗られるようになってきていると思います。また、今いろいろなお話が出ている中で、去年のマリンフェスタでもそうだったのですが、例えばヨットなり、ディンギーという乗り物であったり、カヌーであったりとか、またシーカヤックとか、そういう人力における乗り物も港湾内で乗り入れたりとか、乗りたいという要望があったりとかしています。この港湾内におけるこの動きというのもいわゆる海岸線における問題と同じで、実際乗り入れたときに港湾活用されている方々、商売されている方々との当然調整も必要になってきますし、またその人力の乗り物と水上バイク等の乗り物との調整も必要になってくるのではないかなというふうに思っています。今後、そのマリンレジャー的なものが港湾内で何か一つの要素に

なってくるのではないかというようなお話も先ほどありましたが、その中でそういう調整も自分は必要だというふうに思うのですけれども、それについての見解もお願いしたいと思います。

あと小学校適正配置において何点が聞きたいのですけれども、教育長の方でのお話のあったとおり、今後考えて進めていただきたいというふうに思うのですが、この間、学校適正配置等調査特別委員会のときにちょっと話をさせてもらったのですけれども、どうしても人口推移が減っていくと、子どもたちが減っていくのに合わせているように見えてしまうのです。その推移が何千人の子どもたちに合わせて今適正配置を考えているのかというのが、いま一つはっきり見えてこないと思っています。

先ほど教育委員長が、共産党からの質問のときに15万人規模でというような言葉をちょっと耳にしたような気がしたのですが、しかしながら今後、まだ適正配置計画はこれで終わらずに、次に次にというお話がある中で、将来的には小樽市として、小学生はどれぐらいの人数の規模として適正配置を考えるのか。自分は、人口推移は15万から18万は小樽として適正ではないかという話をさせていただきましたけれども、例えば16万で考えても1学年2,000人、それ掛ける6で1万2,000人なのです。1万2,000人で今学校の適正配置はできないと思うのですけれども、やはりある程度のそういう数値的なものも含めて、小樽市全域で適正配置というものもある程度考慮しなければいけないというふうに思うのですが、この点についてひとつ見解をいただきたいということ。

もう一点、これは市長部局の方に伺いたいのですけれども、先ほど市の中部地区は文化性・歴史性の高い地域であって、今ある資源を活用していくべきであるというようなお話もありましたが、観光に歴史というものが今小樽市として要素が高いというのは、やはりその歴史が本物だからだと思うのです。モニュメントでもなくて、疑似的なものでもなく、本物だからこそ観光資源として成り立っているというふうに思います。

その中で、現在、建物はもう新たなものに切り替わってしまっていますが、例えば量徳小学校というのは教育の発祥の地と、この適正配置にかかわってから耳にするようになったのですけれども、その教育の発祥の地という事実が、本来ならばその歴史によって観光を高めようと、本物であるということ証明する証拠にもなるのではないかというふうにも思いますし、自分自身本当に証拠がちゃんとそろって、北海道の教育の発祥の地が量徳小学校だったとしたならば、ある意味、北海道における無形文化財にもなりえるのではないかというふうに思えるぐらい効果のあるものだと思っています。特にその長い歴史がある中で、市長自身が適正配置を進めているわけではないのですけれども、この量徳小学校が今回のこの適正配置を機になくなったというような状況を考えてときに、市長自身はかかわっていないにしても、市長自身が市長であるときに量徳小学校がなくなったとか、そういうようなお話が将来的に山田市長の名に尾ひれとしてつくのではないかと、それを個人的に心配しているのです。教育の発祥の地というのはそれぐらい重たいものなのではないかと。かってな心配なのですけれども、どうにもやはりそういうところが気になる部分であると思いますので、その点について、適正配置そのものに対してうんぬんと市長側からおっしゃることはないと思いますが、その今お話があった歴史というものを重んじている小樽として、その中の市長である山田市長自身がどのように考えられているかということ、また改めて伺いたいというふうに思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） 適正配置問題について、私の方からお答えいたします。

今の教育の発祥の地として残すべきではないかというようなお話でございますけれども、私はやはり

適正配置は必要だというふうに思っています。といいますのは、当時3万人も3万9,000人もいた小学生がどんどん減っているわけです。ですから、全体としてやはり将来を見越して、来年、再来年とかそういう短期の問題ではなくて、5年先、10年先を見据えて今していかないと、この少子化時代の中で、これから相当この環境が変わっていくのだろうというふうに思っています。

昨年が800人ちょっとの子どもさんが生まれていますけれども、今年はその800人を切るのではないかとこの予測もできます。今の母子手帳の交付状況とか、5月までに生まれた子どもの数は月平均55人ぐらいです。これ12倍すると600人台ですよ。こういう状況を見ますと、本当にもう少子化というのは非常に恐ろしい感じがしまして、そういう観点からいっても、将来の子ども数はどんどん減っていくのだろうという予測がされます。

したがって、それは後から出た話ですけれども、どこをどういうふうにするかは教育委員会の所管ですけれども、私は適正配置は必要だと。今の量徳小学校なり、手宮小学校なり、それぞれ先ほど言いましたように、小樽のまちづくりの中では住居、商業、こういう地域としてまちづくりを進めていきたいと思いますという基本方針はあります。それは歴史を生かしたそういった地域にいろいろな資源がありますから、そういうものの磨きをかけてさらにいきたいと思いますということは、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、基本的には私が言ったように、学校が果たして、歴史的建造物ではありませんけれども、それをもって地域のシンボルとして成り立つものもあると思いますけれども、ただ学校もそういう面ではいろいろな地域にたくさんありますから、地域の核施設としてのももありましょうし、またそうでない学校もあります。したがって、学校を一つのシンボルとして地域の活性化というのは、ちょっと私はなじまないのかなという感じはしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 再質問にお答えいたします。

今回、案をつくるに当たりましては、小樽の児童の平成22年度まで、どういうふう子どもたちが推移するのかというのをまず見てみました。その結果、小樽の子どもたちがそれぞれいる学校が、どんな小学校がどんな人数構成になるのかというのをつぶさに見まして、そしてある程度私どもの考えています2学級編制にするために、どういう線引きをすることが子どもたちにとってよろしいのかという考え方に立ってこれまで考え、さらには説明したところでございます。ですから、最終的に、平成22年の小樽の人口というよりも、小樽の子どもたちがどういうふうに変遷していくかという観点から考えたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(山崎範夫) 海岸活用の再質問にお答えをいたします。

一つは先ほど答弁しましたとおり、基本的には先ほどの海水浴場のお話はプレジャーボート等の乗入れが禁止されているところです。ですから、蘭島の海水浴場の方からあったお話なども含めて、今後やはり調整が必要だというふうには思っています。

ただ、水上バイク、そういったものがやはりマリンスポーツとしてかなり急増しているということは伺っておりますし、ある意味では功罪両面あるというふうに聞いていますけれども、海を売り物にしている小樽にとっては、ある意味では否定すべきものということではなくて、じゅうぶん検討する余地はあるのかなと、そんな認識を持っています。そういう意味では水上バイクをご利用の皆さん、また、あるいは漁業者の方、それから海水浴の遊泳者の方、こういった方々が上手に全体の理解の中で共存して

いくというのですか、そういう形をできればとりたいと。

そういう意味では、先ほどお話がありましたとおり、今こういった条例ができておりますので、北海道の方でも市からの話があれば前向きみたいなお話もありましたので、私どもとしても北海道とじゅうぶん連携しながら、こういった意見具申もしながら進めていきたいというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(本間達郎) マリンレジャーの関係で、港湾の利用のという再質問でございますけれども、港湾の利用につきましては、マリンフェスタとかそういうイベントの利用につきましては、関係機関の方と協議をしながら、港湾活動に支障のない範囲の中で協議をして、イベントに参加してございます。

それから、小型船舶とか水上バイクの検定、講習等につきましても関係業界と協議をしながら、支障のない範囲で、その区域を認めてやってございます。特に水上バイクなどは一時港内に乗入れをして、ちょっと一般の船舶に対しても危険な状況があったものですから、今は閉鎖された区域ということで若竹の水面、貯木場の範囲、あそこに限定してそういうものを認めてございます。今後もそういういろいろなイベントだとかそういうものについては、港湾関係者なり、漁業者なり、関係機関の方と協議をしながら対応していきたいと、そのように考えております。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第3号、第7号、第9号及び第25号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員会をご指名いたします。上野正之議員、山田雅敏議員、井川浩子議員、吹田友三郎議員、大畠護議員、斎藤博行議員、新谷とし議員、北野義紀議員、大竹秀文議員、松本光世議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第8号、第20号、第26号及び第27号は総務常任委員会に、議案第16号ないし第19号及び第24号は経済常任委員会に、議案第4号、第5号、第10号ないし第15号、第21号及び第23号は厚生常任委員会に、議案第6号及び第22号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月22日から6月28日まで7日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 佐 々 木 茂

議員 古 沢 勝 則

平成17年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成17年6月29日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、山口保議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

1番（上野正之議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

財政再建推進プランは、「18年度からの4か年で88億円の改善効果を上げる」としているが、市は、具体的な取組をどう考えているのか。いくら市民や職員に負担を求めても、借入金の償還に消えるばかりで、財政再建に役立っているのか、甚だ疑問である。

今後、三位一体の改革で交付税が大幅に削減されれば、同プランも破たんすることになるのではないのか。

また、石狩湾新港管理組合は将来の重荷となる事業を続けており、負担金4億6,000万円のほとんどが借入金の償還に充てられているのが現状である。聖域なく見直すというのであれば、まずここに手をつけなければ市民の納得など得られるはずがないと思うがどうか。

財政再建推進プランでは、歳出削減において既に限界に達していると感じるが、今後、増収策として、市の部局の枠を取り払い、地域に足を運び市民にも働きかけるなどして、小樽に投資を呼び込む政策を生み出すことが大いに必要であると思うがどうか。

市は、各社会教育施設を交通記念館の敷地内に集約することを検討し、その原案を教育委員会のみで作成しているとのことだが、本市の将来展望にかかわる大事な問題であるため、関係する部局や市民も含め、しっかりとした論議が必要ではないのか。

現在、市の観光の中心は堺町及び運河周辺であるが、将来を見据え、歴史的資源でもある旧手宮線と交通記念館を一体としてとらえた北小樽地区の開発が懸案事項であると思うが、その点について市はどうか考えているか。

市が市民サービスや庁内会議など、あらゆる事務の人件費を含めたコストを詳細に把握することは、今後の事業選択や、民間委託化などを検討する際の有効な判断基準になるのではないのか。

市は、こうした行政コストの情報を、わかりやすく積極的に市民に周知するとともに、費用対効果に対する職員の意識高揚にも活用すべきと思うがどうか。

市の臨時・嘱託職員に係る人件費は16年度決算で約5億8,000万円とのことであるが、正職員については16年度から3か年で7パーセントまで独自の給与カットを進めており、臨時・嘱託職員も市が雇用する職員である以上、厳しい財政事情を考慮し、賃金削減への協力を要請すべきと思うがどうか。

現在、市の連絡用公用車は19台あり、運転手の人件費を含めた経費は1台当たり平均約680万円とのことである。ハイヤー会社と専属契約することにより、三役用、議会、教育委員会の黒塗りも含めて専用車両を確保することが可能であり、大きな経費削減効果が得られると思うがどうか。

運転手として採用された職員を職種変更しなければならないといった問題があるというが、費用対効果を考慮し、今後は、順次、営業車に転換していくべきではないのか。

市教委は7月末に学校適正配置実施計画を決定するというが、今定例会中に提出された実施計画に関する陳情の審査日程をどのように把握しているのか。

これら陳情は最終本会議で学校適正配置等調査特別委員会に付託し、閉会中に審査することが確認されている以上、議会意思の決定は早くても第3回定例会の最終本会議となることは明確である。それを承知で7月末に決定するという事は、議会の意思決定を待たない議会軽視の態度ではないか。

小学校の適正配置を進める理由の一つとして、1学年2学級による教育効果の高まりを上げているが、本市としての研究結果はなく、中学校適正配置後の検証もなされていない。それらを示さないで強引に適正配置を進めるのは、単に子供の数が少なくなったということによる数の論理で進めていることにはかならないのではないか。

このように適正配置を進める理由をはっきりと示すことができない以上、現在の配置のまま、いじめをなくするなど、よりよい教育環境を整備し、学力や社会性を身につけさせていくことにこそ力を入れるべきと思うがどうか。

また、平成18年4月実施の見直しや撤回などを求める陳情が、PTA等から約2万人分の署名をもって提出されてきているが、市教委はその重みをどのように受け止めているのか。それらの声を無視して適正配置を進めるなどとうていできないと思うがどうか。

ある中学校では適正配置により学級の平均人数が29人から37人となったが、市教委はその対応策として教員の加配制度を利用しており、それにより学力、学習効果は上がったのかどうか。

教育環境の改善に当たって、これまでの概念から脱却して、今いる子供たちのためのタイムリーな取組を進めるべきであると思うがどうか。

本市は人工妊娠中絶における未成年者の割合が全国平均に比べ高いとのことであるが、札幌での中絶も含めると実態はさらに深刻と受け止める。市教委は家庭と学校が協力しながら性教育を行っていくというが、どのような教育を考えているのか。

性教育は大人に責任があるにもかかわらず、避けられがちで、触れたくないとの意識が先立つことから、市は積極的に大人を対象とした教育を行うことが重要と思うがどうか。

学校施設は、災害発生時において子供たちの命を守るだけではなく、地域住民の避難所としての役割も担っている。こうした観点からも各施設の安全性を確保することは重要な課題であり、老朽化等の詳細な状況を把握できるデータベースの作成が急務と考えるがどうか。

また、学校の補修工事等については、予算が限られており、一斉に直せるものではないことから、今後は、建設部などの関係部局とも協力し、一刻も早く計画を策定すべきと思うがどうか。

現在、市教委は、耐震基準に適合しない可能性がある市内小中学校30校に対して、平成16・17年の両年度に耐震化優先度調査を実施しており、この調査結果に基づき整備の優先順位を決定するとのことであるが、学校施設を長く使い続けていくためにも、これら事業の緊急度や費用、整備計画案等を網羅した「学校カルテ」を早急に策定してもらいたいと思うがどうか。

総合体育館の天井から崩落した吹きつけ材にアスベストの含有が確認されたことで、市は現在、市の施設及び学校施設での吹きつけアスベストの利用実態について状況調査を行っているとのことである。

アスベストを除去する場合にはばく大な経費が想定されるが、現在の財政状況ではとても無理だなどと思惑に陥ることなく、優先順位をつけ、最小のコストで目的を達するためにも、議論の素材として経費の見積りをとる必要があると思うがどうか。

昨年の救急車の出動件数は6,098件で、1件当たりにかかる経費については約7万円と聞くが、東京都では1件当たり4万5,000円の出動経費に苦慮しており、有料化の検討を始めたとのことである。市は、

軽症患者がその4割を占めるという現状にかんがみ、有料化導入の検討をすべきと思うがどうか。

市は、かつて問題となっていた赤岩2丁目の森林伐採において、業者が新たに何らかの作業を行う際、事前に付近住民に説明するよう指導するとしていたが、現在、一切の説明がないまま木材チップをつくる作業が行われている。

住民は機械の騒音等で休日の早朝においてさえ迷惑をこうむっており、このことは、行政の怠慢にはかならないのではないかと。市街化区域では規制される行為が、隣接していながら調整区域というだけで容認されるというのは疑問であり、市は、業者に対し、事前に住民に説明し了解を得た上で作業するよう指導を徹底してもらいたいと思うがどうか。

廃棄物最終処分場の埋立計画量について、市は東京都の換算率を用いて算出している。しかしながら、東京都と本市のごみ質には当然違いがあり、さらに10年前の計画段階と比べ有料化によりごみ質にも大きな変化が現れていると考えるが、市はこの換算率を妥当ととらえているのか。

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応するため、本市独自の換算率を定める作業に着手してしかるべきではないか。

市は、家庭ごみ有料化に当たり、紙おむつは減量努力が及ばず量も多いことから、乳幼児がいる世帯を対象に指定ごみ袋を無料配布しているが、このほど対象年齢を2歳まで引き上げ、また、紙おむつを使用する高齢者、身障者についても対象にするという。しかしながら、その範囲は市が行う家族介護用品や身障者補装具の助成世帯に限定されているが、その対象となっていない夜間のみのおむつ利用者などについても、さらに範囲を拡大できないか検討してもらいたいと思うがどうか。

家庭ごみ有料化から2か月が経過し、当初目標であるごみの減量・資源化については望ましい方向に進んでいる一方で、山間部の林道わきなど、人目につきにくい場所では、ごみの不法投棄が目立つが、その点について市はどうとらえているのか。

資源物等の排出ルールについては、市が配布している冊子等をよく見れば理解できることだが、実際は容器包装プラスチック類の分別が徹底されていないのではないかと。また、トレーと発泡スチロールは特にそれ自体で重要な資源であるため、これらについても早期に分別区分を設けるべきと思うがどうか。

北海道のホームページには、アトピー性皮膚炎についての対処法等が詳しく記載された資料が公開されている。しかしながら、ホームページのどこに載っているのかわからない市民が多いのが現状である。市としても、そのような資料等が市民の目に触れるよう積極的にPRしてもらいたいと思うがどうか。

また、アレルギーは、どこに相談に行けばよいのかわからず、思い悩んだり、苦しんでいるケースが多い。そのような人のためにも保健所は、対策窓口の設置及び専門員の配置を検討する必要があるのではないかと。

市立小樽病院の給食について、本年度から民間委託をしたことによって市内納入業者は前年度までの23業者から11業者に半減しているが、現在の納入業者は、管理栄養士の食材選定の意向も反映して決定されているのか。

また、管理栄養士は、こうした納入食材のチェックをどのように行っているのか。

小樽公園再整備事業の基本計画策定事業費として300万円の補正予算を計上し、コンサルタント業者に委託するとのことである。市は専門家の意見を取り入れたいと言うが、既に市民の意見を取り入れた基本計画のおおよその枠組みはでき上がっていることから、直営でやってみてはどうか。

新市立病院の基本構想においては、多くのデータを蓄積しているはずの業者に委託したにもかかわらず、満足いく成果が得られず、今では市が自前でワーキンググループをつくり、さらに検討を行っている現状もある。よそから業者を持ってくるのではなく、建設部をはじめとするプロジェクトチームを

結成し、将来に誇れる生きた公園づくりを行うべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号、第3号、第7号、第9号及び第25号につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 委員長報告に反対し、議案第1号一般会計補正予算案に反対の討論を行います。

小樽公園再整備事業費で、基本計画策定事業費300万円をもって外部に委託することには反対です。この我が党の態度に「歳入の市有林売却に賛成しておいて、それを財源とする歳出に反対するのは」との意見もあるようですが、これに類することは過去に幾度もあったことで論外な話です。

予算特別委員会の資料として提出された小樽公園の再整備に関する基本方針の概要版では、再整備の方針で基本的なことはすべて決められています。特に再整備の方針では、再整備に当たっては小樽市が作成した基本方針に基づくものとするのが義務づけられています。これを外部に委託し、専門的知識を持ったコンサルに何を作成しようとしてもらうのか意味がわかりません。市長が言うように、歴史に残る立派な公園にしたいと言うなら、市職員のプロジェクトチームを立ち上げ、基本方針を策定させることが必要です。こうしてこそ、財政困難な折、賃金カットされていても意欲を持って職員が市民と市長の期待にこたえ、歴史に残る立派な公園をつくることになるでしょう。市職員のできる仕事を、財政難の折、わざわざ300万円もかけて外部に委託することには賛成できません。

次は、赤岩2丁目林地開発について。

北山中学校裏の1.51ヘクタールの山林の立木を伐採し、伐採後の用途は「山林として分譲し、林地以外への転用は実施しない」というものでした。だから、伐採跡地の処理として天然下種更新ということで、植栽などによらず自然に散布される種子や樹木自身の繁殖力や再生力により更新を行うとのことでした。このことは、昨年10月16日付けで付近住民に文書で農政課が説明しているところです。

ところが、今議会で、当該地区で業者が区分した土地の売出しが行われました。ところが、ここでも業者は違反行為を繰り返しています。

その一つ。伐採目的に反する家庭菜園分譲中の立て看板で売出しを図ったこと。明白な違反行為です。我が党が直ちに理事者に連絡し、現地で理事者から業者に注意をしたところでもあります。

その二つ。この家庭菜園分譲中の看板を小樽市所有の土地に立て、小樽市が山林所有者へのお知らせと題した看板の内容を隠していた問題です。業者は、これも指摘され、この看板は撤去しましたが、今度は同じく市の看板の中身を隠すために、今度は好評分譲中ののぼり6本を立てて看板を引き続き隠す行為を行いました。なぜここまでやって小樽市の看板を隠す必要があったのか。小樽市の看板には、次のように書かれています。「この左奥の伐採跡地は、地域森林計画区域です。今後も小樽市の森林整備計画に基づき適切に森林整備を行うことになっております。畑や家庭菜園など森林以外の用途に利用することはできません。また、都市計画法による市街化調整区域となっており、建築物(簡易なスーパーハウスなどを含む)を建てたり設置することはできません」こう書かれているのです。当該業者は、こ

の看板が販売に邪魔だから家庭菜園分譲中の看板で覆い隠し、伐採届違反を平気で行おうとするものであり、行政当局の指導を拒否するもので、許されることではありません。

その三つ。販売目的で現地にスーパーハウスを設置することはできません。なのに、平然とスーパーハウスの横にいらっしやいませのぼりを立てて販売行為を行っているのです。我が党は理事者に、このスーパーハウスは販売目的で設置しているのではないかと指摘しましたが、理事者は作業員の詰所だと、こう言って、業者言いなりの甘い見解でした。ふたをあけたら我が党の指摘どおりでありました。

以上指摘したように、業者は違法行為を指摘されるまで平然と行い、市の指導にも素直に従おうとはしません。このこと自体が問題です。

また、この赤岩2丁目の林地開発に対する市の指導が極めて軟弱で弱腰です。過去の市の対応の誤りやまずさは、これまで何回か指摘してきましたが、今回も家庭菜園分譲中の違反行為に対しても、業者に対し、誤解を招くから撤去してくださいというあいまいな態度です。住民への連絡もこれと同じ文言です。なぜ違反だから撤去せよと言えないのか。また、市の看板の内容を隠すための看板やのぼりは、市の許可なく小樽市所有の土地に立てているのだから、その場でなぜ撤去させられないのか。こういう軟弱な指導の繰り返しを業者をのさばらせ、小樽市として住民の不信を買う結果となるのです。良好な環境を守るためにも、き然とした態度で臨むことを強く指摘しておきます。

最後は、学校統廃合問題についてです。

予算特別委員会で大きな問題となったのは、教育委員会が議会を無視する答弁を行ったことでした。今議会に提出された適正配置に関する陳情3件が学校適正配置等調査特別委員会に付託され、継続審査中の陳情2件とともに第2回定例会後、閉会中に継続して審議されることになり、陳情に対する議会としての意思決定は、どんなに早くとも9月議会の最終日にならざるを得なくなりました。ところが、教育委員会は、この議会の審議日程を無視して、6月21日の一般質問で小学校適正配置実施計画を7月末をめどに決定すると答弁しました。

我が党は、予算特別委員会の冒頭、この教育委員会の議会無視を指摘し、答弁の撤回を求めたのは当然のことでありました。我が党が指摘したのは、適正配置計画案に賛成、反対の態度いかにかわからず、議会の最終意思決定を待たず、重大な案件である小学校適正配置実施計画を決めてしまうなどということが許されるわけがないからです。しかも6月21日の一般質問に先立つ議会運営委員会で、我が党は第2回定例会中に学校適正配置等調査特別委員会を開くことを提案しましたが、ほかの会派の皆さんは、第2回定例会後、閉会中の審査でよいということが多数となり、全会一致で審議日程が決定しました。この時点で教育委員会の適正配置実施計画の決定は、議会審議を重視するというのであれば、どんなに早くとも第3回定例会の最終本会議後でなければ決定できなくなりました。こんなことは、議会と理事者の関係では当たり前のことです。これを無視したわけですから、答弁の撤回を求めたのは当然のことでした。だから、予算特別委員会の理事会で長時間にわたって協議がなされたことに対して、教育委員会は恐縮したのではなかったのですか。そして、教育委員会は、今議会はもとより今後の議会における審議経過を踏まえて、実施計画の取りまとめに当たっていきいたいと言わざるを得なかったのです。議会の最終意思決定を待たず適正配置実施計画を決定することは、絶対に認められません。

次に、適正配置の問題で、なぜ陳情が議会に出されたのか、この過程をよく考える必要があります。教育委員会の関連校への説明は、4回にわたり延べ35会場で開催されました。特に廃校になる学校で教育委員会主催の説明会で保護者、PTA、校友会OB、地域の方々の理解が得られず、北手宮小学校、量徳小学校、手宮小学校では、その後さらにPTA主催による説明会が行われてきました。これら3校で共通して市教委と意見が対立したのは、来年4月からの実施を延期してほしいということでした。ま

た、量徳小学校、手宮小学校では、学校をなくさないでほしいということでした。この肝心の問題について、市教委の説明は、計画案で行わせてほしい、計画案を理解していただきたいという一点張りの答弁でした。意見の対立は解消されませんでした。そこで関連3校から、来年4月実施を延期してほしい、学校を残してほしいとの陳情が出されるに至ったのです。

この経過に照らしてみれば、議会として、適正配置への賛否は別にして、市教委の説明は3校の保護者などから納得を得られていないと判断するのが本当ではないでしょうか。小樽の教育問題で重大な対立があるわけですから、議会として、これらの陳情を時間をかけて慎重に審議することが、いつにも増して必要となっています。だから、7月の1回か2回わかりませんが、開催される特別委員会の審議で結論が出るという性質のものではありません。まして、議会の最終意思決定は、どんなに早くとも9月の第3回定例会の最終本会議となれば、7月末の教育委員会で適正配置実施計画を決定してはならないことは言うまでもありません。仮に教育委員会として計画案と違う計画が決まるとしても、議会だって陳情の審議の過程で計画案と違う計画が妥当ではないかとの意見だって出る可能性もあるわけですから、いずれにしても議会の最終意思決定を待たずに決めることは議会無視にならざるを得ません。再度教育委員会に議会審議の結論が出ないうちに適正配置実施計画を決定することのないよう強く要求し、討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 23番、大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

23番（大竹秀文議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

指定管理者制度は市民サービスの向上とともに経費の削減を目的としているとのことであるが、その結果、賃金が低く抑えられるなど受託先の労働条件が悪化する懸念はないのか。

また、利用者との間にトラブルが生じた場合、指定管理者が処理に当たると言うが、公の施設の設置者として市教委に責任はないのか。苦情についても引き続き市教委が対応していくと考えてよいのか。

総合体育館の管理が指定管理者に移行した場合、具体的にどのように変わっていくのか。

財政難の自治体が指定管理者制度を導入し、企業が運営に参入したことで、営業や集客が今まで以上の実績を上げている例がある。

市民へのサービスの向上や経費削減が見込まれるばかりではなく、先を見込んだ経済効果が期待できることから、公募した管理委託団体の選定に当たっては、経済やまちの活性化を図るといった視点も含

めて考えるべきではないか。

また、市総合体育館についてはアスベストの問題が懸念されるが、公募の際は、そうした説明も行うのか。

民間活力を導入するに当たっては、公平な公募制を採用し官民の役割を明確にする必要があり、標準協定書をつくって公開すべきと言われているが、本市もその趣旨にのっとって協定書を作成するのか。

丸井今井小樽店の閉店が明らかになったが、建物については、放置しておく設備関係がだめになってしまうことから、有効的な活用について、早急に対策を練るべきと思うがどうか。

例えば、市役所庁舎の老朽化等も考慮に入れ、市民部、福祉部、財政部などの窓口業務の移転を考えたほうがどうか。また、商工会議所、美術館、博物館などの移転も視野に入れ検討してはどうか。

市は、経済界の意見も取り入れ、また、市民との話し合いを深めながら、今後の展望を協議すべきと考えるがどうか。

先般、市内で「憲法9条の会」の集会が開催されたが、この案内文書について、教員が生徒を通じ父母に配布したということであるが、そうした事実を把握しているか。

事実であれば、校長の許可もなく、こうした行為を行ったのは問題ではないか。

以前にも同様の方法で、国旗・国歌等の強制に反対する会の案内文書を配布した41名の教員が文書注意されたが、同じようなことが繰り返されたことは、まことに遺憾である。

地方公務員の職務専念義務に違反するおそれもあり、市教委は今後このようなことが再発することがないように強く要望するがどうか。

かねて、あゆみの備考欄への記載がないことが問題となっていたが、校長が指導したにもかかわらず、いまだに改善されていない小学校が2校あるとのことである。

市教委が直接教員を指導することはできないのか。

現在、市内小中学校のごみ箱の設置状況はどうなっているのか。ある学校では、3年前から燃えるごみとプラスチックごみに分け、用務員がそれを片づけているとのことであり、子供にとってはごみの分別についての意識があまりない。ごみの減量化、有料化の導入を機に、環境教育の面でも指導をすべきと考えるがどうか。

最近、食物依存性運動誘発アナフィラキシーという、食品と運動の組合せから起こるアレルギーの症例が報告されており、ショック症状から死に至るケースもあるという。今後の予防策として、各小中学校に対し、食物アレルギーについての十分な情報を提供することが重要と考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第27号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第20号、陳情第41号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と全会一致により、決定いたしました。

なお、閉会中の6月2日に開催されました当委員会におきましては、陳情第60号について、質疑が行われ、採決の結果、全会一致により、採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第20号は否決、議案第27号は可決、陳情第41号、第62号は採択の討論をします。

議案第20号小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案です。小樽市総合体育館の管理を指定管理者に行わせるというものです。

このたび小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針が示されました。地方自治法第244条にうたわれている公の施設、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」、その目的を達成することと経費の節減などを図ることに、果たして整合性はあるのでしょうか。体育館を活用する市民の現状も、会場確保が厳しいとの指摘もあります。効率化を追求するあまり、新規事業の拡大等で、市民がいつでも気軽に活用できる権利が狭められる心配もあり、このたびの指定管理者制度導入には賛成しかねるものです。

議案第27号小樽市非核港湾条例案です。

5月2日から27日までの日程でNPT再検討会議がニューヨークで開催され、平和運動を進める団体、NPOの団体などの代表が、世界各国から要請行動にニューヨークに集いました。戦後60年の年に開催される再検討会議での重要な任務は、5年前の再検討会議での核保有国による自国の核兵器の完全廃絶の達成をはじめとした諸合意の実現の道筋を立てることにありました。再検討会議の成功を願いニューヨークに集った要請団は、核廃絶に向けたシンポジウムの開催、セントラルパークでの4万人大集会、パレードをはじめニューヨーク市内で核兵器廃絶の署名行動を繰り広げました。このような要請行動にもかかわらず、アメリカ政府の核軍縮問題の進展に関する審議の一切を拒むという態度で、NPT会議は最終文書をまとめられないまま最終日を迎える結果となりました。

しかし、日本からNPT再検討会議へと運ばれた「いま核兵器廃絶を」の署名は503万8,108筆に上り、935の知事及び市区町村長、556の地方議会議長、副議長がその署名の中に含まれています。この小樽市民の多くの方々の署名も含まれています。再検討会議要請の一連の行動を通して見えることは、核廃絶を追求した流れが世界的に発展していることです。

さて、小樽市民の平和を希求する思いです。小樽港に核は要らない、核兵器搭載可能な艦船の寄港は認めない、条例案に託された市民の願いを訴え続けてきました。市民の思いに賛同していただける会派が広がってきたことは、大変心強いことです。今議会でも各会派の皆さんの賛同を期待するものです。

陳情第62号です。在宅投票制度と手続の周知徹底、視覚障害者への選挙公報の改善を求めるものです。

実現に向けては、さまざまな課題はありますが、地方自治体として有権者の知る権利を保障するという立場に立ち、ともに実現を目指すべきではないでしょうか。

陳情第41号も含め願意妥当、採択を主張して、討論とします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

1番（上野正之議員） 平成会を代表しまして、議案第27号小樽市非核港湾条例案につきまして討論いたします。

私たちは日本国民として、また小樽市民として、この条例は避けて通ることのできないことと思います。だれしものが戦争のない平和な世界を願っております。また、この条例につきましては、いろいろな考えがあると思います。

平成会といたしましても、今後ともじゅうにぶんに調査・研究し、市民の考えを精査していきたいと思ひます。このようなことを整理した結果、平成会としては、今回の条例案に対し棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は自席にて行わせていただきます。

以上で討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第20号並びに陳情第41号及び第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

11番(大畠 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

事業内職業訓練センターについては、このたび指定管理者制度を導入する考えというが、これまでの条例では、ここだけが他の施設とは異なり、管理運営の委託先の名称が明記されていない。その上、議決を経ずに毎年契約をしてきたのは問題ではないのか。

また、同制度は、これまで公共的団体に限定していた委託先を広く民間に拡大するものであることから、条例には、市の三役や議員などが指定管理者となる団体の役員になることを禁じる規定を盛り込むことが適切なのではないか。

丸井今井小樽店については、4万人もの署名を提出し、存続を要請していたにもかかわらず、今年10月をもって閉店することが決定された。従業員の9割は市内に居住していることから、本市雇用情勢の急速な悪化が危ぐされるのではないかと。また、入居しているテナント業者についても、状況の把握に努めてもらいたいと。どうか。

市は、同社の決定を受けて、今後の対応をどう考えているのか。

都通りについては、大きな空き店舗が目立つ状況にあるが、市はどのようにとらえているのか。家賃の高さが理由であるならば、厳しい財政事情は重々承知しているが、家賃補助の拡大で入居促進を図る

必要があるのではないかと。国土交通省の社会実験「オープンカフェ」については、条件が緩和されてきており、都通りでの実施を検討してはどうか。市は、商店街の活性化策を検討しているというが、何らかの手だてを早急に打ってほしいがどうか。

製造業、卸売業の衰退の要因の一つは、本市観光の波に乗れなかったことにあり、現状、市外からの原材料や商品の調達が増加するなど、観光の経済波及効果が十分及んでいないからではないのか。また、地場産品や土産物のパッケージなどのイメージアップが課題であるが、市内のデザイナーやアドバイザーを活用し、市は関係業界を積極的に支援してほしいがどうか。

第3ふ頭基部の日本農産跡地に移転した法務局では、市の観光バス駐車場が隣接しているため、トイレを利用する乗降客が非常に多いとのことであるが、公共施設であるためにむげにも断れず、困惑していると聞く。駐車場へのトイレの設置が難しいのであれば、港湾部庁舎前のトイレ利用を誘導する看板を設置すべきと思うがどうか。

小樽港の現状は、取扱貨物量が伸び悩んでいるが、来年の豊羽鉱山の閉山による貨物量や荷役の減少など、今後さらに予想されるマイナス要素について、市はどのように考えているのか。

市は、港湾部と経済部など部局の枠を越えて連携するプロジェクトチームをつくり、官民一体となって小樽港の特性を生かした将来の方向性を早急に検討し、振興策を着実に実行すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第16号ないし第19号及び第24号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定しました。

次に、所管事項の調査につきましては、継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、議案第16号ないし第19号、第24号は否決の討論を行います。

この議案は、いずれも指定管理者制度にかかわるものであります。それでは、この指定管理者制度とはいったい何か。地方自治法第244条では公の施設の設置目的、つまり住民の福祉の増進を効果的に達成するために必要と認めるとき、これがこの制度を適用できるのだと決めています。決して民営化、民間委託、効率化が主たる目的の制度ではありません。

ところが、この制度導入に関して、総務省通知では管理経費の縮減が強調されました。少なくない自治体の条例では、これが文言規定されるという事態が生じていることは、ご承知のとおりであります。

当市の場合、基本条例とも言うべき小樽市公の施設の指定管理者に関する条例、ここには明確な規定がありません。しかし、例えば第5条の選定基準（2）効率的な管理が、これに当たるのではないのでしょうか。先ほどの菊地議員の討論の中で出ておりましたが、今議会で初めて総務常任委員会に示されたそうです。小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針、経済常任委員会では、これらは資料として示されていませんが、後で知ったことですが、その2では、この制度の目的について明らかに経費の縮減にある、このことが明記されています。これでは何よりも住民の福祉の増進、これがどのように担保されるのか、大変心配であります。個別の問題です。例えば指定の問題ですが、これら施設の場合

合、従来の委託者がそのまま指定されるのではないが、だからいいのではないかというわけにはいきません。

我が党は指定管理者制度だからすべて反対という態度をとるものではありませんが、しかし指定先と考えられている団体などの実績、組織の性格、そこに働く職員の労働条件、何よりも利用者へのサービス低下などの問題、これらについてどういうふうになっているのか、しっかりとしたチェックが必要になってきます。

また、これら条例改正案には、いわゆる兼業禁止規定はありません。指定した団体の代表者や役員に議会の議員や市の三役あるいはこれらの関係者、身内が参加してくる、こうした団体が実はぞろぞろと出てくるというのでは、とうてい市民から納得されるものでないということは言うまでもないことであります。他の自治体の例なども参考にすべきであります。

議案第16号についてです。

容認しがたい問題が含まれています。地方自治法第244条の2、委託については条例事項だと決めています。しかし、この第16号に係る施設に関する現行条例だけが委託は第三者だとして、委託先を具体的に規定していません。この施設に関する条例だけあります。つまり、公の施設でありながら議会の議決を経ないで委託が長く続けられてきたこととなります。明らかに地方自治法違反ではありませんか。こうした肝心のことを指摘されても、そのまま放置し、不問にしたままの議案提出は、断じて認めがたいものであります。

総じて言えば、今回の指定管理者制度の導入は、行政責任の後退と言うべきものであります。したがって、いずれの議案にも反対、否決を求めての討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号ないし第19号及び第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

夜間急病センターについては、市として指定管理者制度を導入し、医師会に運営を任せたい意向のようだが、市民からは、北小樽地区から中央部への場所の移転や、現在の体制では病院をたらい回しにされる不安があるなどとして、再三、改善要望が出されており、市は、新市立病院の建設に当たり、救急部門を併設し市民の当然とも言える要望にこたえてもらうことができるのか。

夜間救急医療体制については、市と医師会との見解が異なっているとのことだが、市民の基本的な要

求にこたえられないのなら、いったい何のための新市立病院建設なのかということになる。市民の要望を実現させる方向で、医師会の理解と協力を得るように話をするべきと思うがどうか。

市は、昭和59年度から平成16年度にかけて、町内会館の新築・増改築等に約4億円近くの助成をしているが、それら助成金を受け取っているのは、一部の町会に限られている。今後、市内の157町会それぞれに対し、側溝整備など用途を指定した上で年間一定の金額を助成する考えはないか。このことは、住民に自立意識を持たせることにつながると思われるので、全庁的に協議してもらいたいがどうか。

現在、市内の保育に関しては、子供の出生数が年々減少しており、子供を育てるための環境も整っているとは言いがたい。さらに、保育料の引上げにより滞納の状況も生まれてきているやに聞く。このような状況の中で、市は、少しでも子供を預けやすい環境をつくるよう努力してもらいたいがどうか。

市は、事業系廃棄物の排出量を平成21年度までに、平成15年度実績に対し約10パーセントの減量を目標としているが、ここ3年間はおよそ2万トン台で推移し、横ばいの状況である。このような中、10パーセントというのは、具体的にはどのような根拠をもって示した数値なのか。

市は、事業系廃棄物の排出業者に対し、紙類などの資源ごみが混入している場合、指導等を強化していくとのことだが、罰則規定を設ける、若しくはペナルティを科して料金を徴収するなどの具体的な対策をぜひ検討してもらいたいがどうか。

小樽病院は4月から病院給食を民間委託にしたが、この間の患者からの評判については、どのように押さえているのか。また、病院給食の選択メニューについては、現在、週3回程度の実施で徐々に回数を増やしていくとのことだが、所期の目的である毎日実施をできるだけ早期に実現してもらいたいがどうか。

病院給食の委託により、委託業者でも栄養士を配置することとなったが、それに伴い、従来から市職員として勤務している栄養士は、現在、どのような業務を担当しているのか。

今後の栄養指導などを展望し、市の栄養士は医療の一翼を担うという目的に合った最も効果的な配置について検討してもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第33号及び第48号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情第44号及び第53号は文面の一部削除願いを了承の上、採択と、その他の陳情は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第4号、第10号ないし第15号、第21号及び第23号は否決、新たに付託された陳情第63号及び第68号、継続審査中の案件は、いずれも願意妥当、採択を主張する討論を行います。

議案第4号は、北海道医療給付事業補助制度の改悪を前提にしているもので、賛成できません。

昨年の10月1日から重度心身障害者は、非課税世帯以外は1割負担、ひとり親家庭の親が入院の場合、課税世帯は1割、通院の場合、課税世帯は3割、非課税世帯は1割、子供は非課税世帯で1割、その他初診時一部自己負担という制度改悪が行われ、乳幼児医療は就学前まで拡大されたものの、3歳児から

は課税世帯で1割負担になるなど、合計7,543人ほどが自己負担増の対象になったのです。

心臓疾患で10年前に手術をし、五つの疾患を抱えながら通院している方は、1割負担になってから医療費は毎月1万2,000円を超え、負担と不安でいっぱいです。日常的に手厚い医療を一生涯続けなければならぬ重度障害者にとって、まさに命綱を切られるような医療改悪が進められ、それらを前提にした条例の改定は認められるものではありません。

議案第10号ないし第15号、第21号は、いずれも新たに当該施設の管理を指定管理者に行わせるための改定ですが、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認められるときに適用できるものです。今回提案された身体障害者福祉センターや児童厚生施設などの施設は、自治法第244条に示されている福祉の増進など、三つの目的に照らして効率を図る指定管理者制度導入は相入れないものがあり、賛成はできません。

小樽市夜間急病センターについては、これまでどおり小樽市医師会を指定管理者として随意契約を考えているようですが、新病院建設に際して多くの市民の皆さんからは、救急体制については1次から3次まで新病院で対応してほしいとの願いが寄せられています。これは救急手当の後、脳外科や整形外科などたらい回しにされている現在の体制を1か所の病院で対応してほしいという当然の願いだからです。

また、北部地区にある現在の夜間急病センターを中央部に移設してほしいとの声も寄せられているだけに、夜間急病センターの管理を指定管理者として行わせるなら、医師会の主張どおりになって市民の声が聞き入れられないことになりはしないかと心配です。このような懸念があることから、当議案にも賛成できないものです。

陳情第63号は、在宅障害者の願い実現方についてです。

陳情の第1は、福祉ハイヤー券とガソリン券の選択制度をつくるものですが、工夫次第で札幌市のように選択制にすることはできると思います。

陳情の第2は、小樽市リフトカー運行事業の料金支払方法の改善を求めるものです。

リフトカー運行に際しての申込方法は、ファクスなどでもよくなり、当初より改善されてきていますが、現在、料金支払は、市役所窓口か金融機関にという方法で、わざわざ支払に行かなければなりません。札幌市では、料金を封筒に入れて運転手に渡すという方法をとっておりますが、他市の方法も参考にして障害者が自立して社会参加できるよう便宜を図るべきと思います。

陳情の第3は、中央バスの車いす用低床バスが歩道との段差のために乗降できないバス停があるため、その調査を求めるものです。

道路のバリアフリー化は徐々に進められているものの、まだまだ遅れています。障害者の自立支援の立場から、道路改修を進めながらも、中央バスと共同で順次、バス停の調査を行うべきです。障害を持っている方々が安心して暮らせるよう陳情の採択をお願いいたします。

陳情第68号は、市道朝里東小樽線・北海道総合福祉研究センター小樽事業部前に手押し式信号機設置方についてと、その実現まで横断歩道設置と交通安全指導員を置くことを求めるものです。

この場所への横断歩道の設置の要望は、朝里小学校PTAでも長年行っているということを伺っております。今年3月の登校時の調査では、70名を超える小中学生が横断して、車両もその時間帯に集中し、車道に山のように積まれた雪のため、視界が悪く極めて危険であることが判明しています。

また、子供たちだけではなく、高齢者も横断することから、安全確保のため、手押し式信号機は必要です。全会派の皆さんの賛同をお願いいたします。

そのほか継続審査中の案件についても採択を求めます。

旧市民クラブの皆さんは、市民の立場で陳情第12号などには積極的に賛成してくれたのに、平成会になってから継続審査に回り、市民要望実現から後退しています。初心を忘れず市民の立場を堅持して、ぜひ賛成に回ってくださるように要望いたしまして、討論いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第4号、第10号ないし第15号、第21号及び第23号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号及び第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽駅前広場については、昭和49年からの駅前再開発事業によって整備され今日に至っているが、歩行者、バス、タクシー、自家用車が錯そうし、ゆとりがなく不便な状態にある。

また、中央通の拡幅事業も終了し、駅前の歩行者の流れが変化している現在、駅前広場全体の形態も考えていかなければならないと思われ、歩行者動線をしっかりと考慮した整備を行えば、駅前の商業者に活力を与えることも可能である。

狭い駅前広場の一角を占めている市営駐車場の存廃も含めて、駅前広場の整備についても十分に検討すべきではないか。

市内では、ここ数年、特別景観形成地区に指定した隣接地に高層マンションの建設が進んでいる。

大規模建築物等の届出があった場合、周辺の眺望などのシミュレーションを行いながら建築事業者と協議していると言うが、現条例で、市は、景観に配慮するよう指導・助言、勧告できるにとどまり、理解が得られない場合は、罰則などの強制力がないため、指定地区内にも高層建築物の建設が可能になってしまう現状にある。

新旧調和のとれたまち並みの保全及び好ましい都市景観を後世に残していくためにも、景観法にのっとった形で、特別景観形成地区指定の在り方や罰則の導入といった点も含めて、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」の全体的な見直しを早急に図ってほしいがどうか。

市営住宅集会所の管理運営は、現在、町内会や団地自治会などによる管理委員会に委託されている。

この業務の実態は、指定管理者制度に移行した場合も変わりがないという市の見解であるが、管理運営を指定管理者に任せるとは、これまでも増して管理責任が重くなるおそれがある上、利用者とのトラブルが生じた際にどのように対応するのかといった点なども不安視される。

一方、小樽市駅前広場駐車場は、自由使用時間としている22時から翌朝8時までの間は、管理の問題もあるため、現在、無料としているが、指定管理者制度の導入によって24時間営業となり、サービスが向上する反面、赤字解消の目的で、この時間帯が有料になる可能性も捨てきれないという。

このように指定管理者制度の導入は、管理者の責任問題、労働条件の悪化、市民負担の増加などを招くことが危ぐされるため、再考すべきではないか。

財政再建の一助とするため、収入確保の手段として市の売却可能な資産について処分するとして、このたび市所有の山林・立木の売払いを決定した。

建設部や水道局所管の不動産、例えば市営住宅用途廃止後の土地など、遊休資産を十分に把握して、こういった活用を図ることができるのかを検討すべきではないか。

また、売却に向けては、市のホームページやマスコミ等を利用するなどPRに努めながら、これまで以上に積極的な取組が必要と思うがどうか。

市道長橋5丁目第3通線の沿線は、地先住民が道路用地を市に寄付するという申出があり、昭和63年に側溝が整備された経緯があるが、この道路用地の所有権は、いまだに市に移転されていないという。

当時、この部分については、用地測量も行わずに、住民からの寄付の申出のみで布設工事をした模様であり、側溝整備後も調査せず、10数年来放置している市の姿勢には、疑問を持たざるを得ない。

この状態が今後も続くのであれば、地権者もとうてい納得できないと思われることから、承諾を得て早急に用地測量調査を実施し、移転登記を行うなど、土地の権利関係を明確にすべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第6号、第22号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号及び第64号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第61号につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第6号及び議案第22号は否決、陳情第64号及び継続審査中の意見の分かれる陳情は採択を主張する討論を行います。

議案第6号は、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案についてです。

本条例案第42条は、市営住宅集会所の管理を指定管理者に行わせるものです。現在、銭函住宅集会所などの10の集会所は、それぞれの団地自治会の役員などで構成する集会所管理運営委員会に運営を委託しています。指定管理者選定に当たっては、これらの管理委員会に委任することになるとのことですが、金銭トラブル、住民同士のトラブルなどが起きた場合や、収益を上げようとして管理者へ負担がかかることなど管理委員会の責任が大きくなることが懸念され、同じ団地内の方々に指定管理者制度を適用す

べきではないと考えます。

議案第22号は、小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案です。

稲穂、駅前広場、駅横の3駐車場は、指定管理者に管理運営を任せることにより24時間利用など利便性が高まることも期待されます。しかし、現在、駅前広場駐車場においては、夜10時から翌日8時までと1月1日、2日は自由利用時間とされ、利用料金を払わないで利用できますが、改定案では自由利用時間を設けることができるというものですから、自由利用時間がなくなることが考えられます。

また、3駐車場の合計収支は15年度決算で約436万円の赤字になっていますが、利用料金は管理者の収入になることから、当然赤字分の回収のため、この時間帯の利用料金は徴収されるものと考えられること、また、そこで働く人たちの労働条件悪化も懸念されます。公の施設の目的に照らして、今後5年間の推移を見る必要はあると思いますが、今回は賛成に至りません。

次は、陳情第64号在宅障害者の願いの実現方についてです。

陳情の1、2は、奥沢本通、国道393号における商店前の車道と歩道の段差解消及び小樽運河周辺の道路を、車いすでも安心して歩けるように、平らな舗装にしてほしいというものです。

市内の道路は、国道、道道、市道と、障害者にとって利用しにくい部分が多々あります。陳情箇所は国道と道道ですが、障害者の皆さんの立場に立って議会として採択して、小樽開発建設部や北海道小樽土木現業所に改修していただくように要望いたします。

陳情の3は、障害者用の公営住宅の建設・増設についてです。

市営住宅における車いす対応の住宅は、平成6年度より17年度まで合計12戸設置されておりますが、まだまだ不足しています。平成14年度、勝納住宅で3戸の募集に対し14戸も応募がありました。小樽市が平成14年度までに行った身体障害者補装具給付事業により交付した車いす使用の550人の住宅調査では、借家が216人と4割を占め、住宅の改良も難しい状況にあることが判明しております。車いす対応の住宅を希望する人はまだ増えることが予想されますので、改めて需要を調査し、これから建設するオタモイ2号棟や築港の道営住宅には身体障害者用住宅を増設するように求めます。

継続審査中の陳情について、これまで述べてきたとおり採択を主張します。

なお、またまた旧市民クラブにお願いがあります。先ほど述べたとおり、市民の立場で陳情に賛成していたのですから、ぜひ賛成に回っていただきたいと思います。

ロードヒーティング敷設などは市の財政難で難しいのはわかりますが、それに縛られすぎますと、市民の声を届け、また、それを実現の方向で市民の後押しをするという議員の役割も果たせなくなるのではないのでしょうか。また、市や議会にお願いしても無駄だと、市民の請願権も抑制することにはならないのでしょうか。市財政を圧迫している石狩湾新港関連の歳出の中止あるいは凍結するなど、歳出の無駄をやめさせて、市民本位の市政になるよう議会として力を尽くすべきと思います。

他会派の皆さんの賛成もお願いして、ぜひ陳情の願意を酌み取り、賛成していただきますようお願いして、討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第6号及び第22号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号及び第64号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

閉会中の6月6日に開催されました当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

教育委員長は、小学校の適正配置に当たり、学校や地域住民と話し合い、了解を得てお互いに理解し合うことや、いろいろな方の意見を聞いて総合的に判断をした上で進めたいとしているが、実際には、委員長を含め教育長以外の教育委員は一度も説明会に出席していないとのことであり、明らかに矛盾しているのではないかと。

保護者からは再度説明会を開催すべきとの声も上がっていることから、積極的に参加すべきと思うがどうか。

市教委は、適正配置に当たって最善の方法をとると説明しながら、教育委員会を秘密会として行い、保護者や地域の意思と乖離した方向に進めているのではないかと。7月の教育委員会で実施計画を策定することとことだが、校名発表からわずか8か月しか経過しておらず、いまだに保護者や地域住民の反対の声が多い中では時期尚早であり、関係者は全く了承しておらず、この計画案の実施は延期し、検討し直すべきと思うがどうか。

市教委は説明会場での意見・要望等を逐次、教育委員長へ報告していると言うが、各会場の雰囲気、北手宮小学校PTAの総意、量徳小学校の存続や再検討を求める地域住民やPTAからの陳情の内容、意見等について、委員長と父母の認識に大きな違いがあることからすれば、実態を正確に伝えていないと言わざるを得ないがどうか。

適正配置によって生み出される複数学級のメリットとして、市教委は、切さたく磨ることにより自立心が養われること、クラスがえにより児童の役割や位置づけが固定化しないこと、充実した教員配置が見込めることなどを挙げている。これらにより教育効果が一層上がるものとするが、市は適正規模という形だけをつくるのではなく、一日も早く、よりよい教育環境の整備に取り組むべきと思うがどうか。

現状、入口論に終始し、子供のことがおろそかになっていると感じるが、市は不退転の考えで市民に説明し、説得してもらいたいがどうか。

市教委は、今回の適正配置は財政問題や病院新築問題とは関係がないとし、1学年を2学級にすることにより生じるメリットを何点か挙げているが、「なぜ適正配置を実施するのか」、「だれのために適正配置を実施したいのか」という根本的な点において説得力に欠けており、そのことが、いまだ保護者などからの反対意見が多い最大の要因になっているのではないかと。

今後は、さきを実施した中学校適正配置後の成果を検証し、そのデータに基づき適正配置を実施する根拠をはっきり示さなければならないと思うがどうか。

現在、市教委は、1学級40人を基準として適正配置計画(案)を推進しているが、国の中教審では30人学級について検討しているとのことであり、こうした動向を計画(案)の段階で考慮し、もっと将来

を見据えて先取りした計画とすべきではないのか。

市教委は、地域説明会での要望にこたえ、手宮地区におけるスクールバスの利用対象を拡大し、新たに低学年への対応策として1、2年生を加えることとしたが、適正配置計画を実施するに当たっては、こうした地域住民等からの要望への対応基準をいま一度整理し、住民や父母をはじめ、だれもが納得できる明快な指針を示すべきと考えるがどうか。

乗車補助員の人件費等を含む手宮地区でのスクールバスの運行経費は、現在の当市のひっ迫した財政事情において、相当厳しいものであると考えるがどうか。

保護者からは、北手宮小学校の廃校は覚悟するが、手宮小学校と手宮西小学校の2校が残ればスクールバスは不要との意見も聞かれることから、むしろ2校を残し、それらの経費は教育そのものにかかるべきではないのか。

適正配置計画が実施されて量徳小学校が廃校となる場合、児童は花園小学校と潮見台小学校に通学することとなるが、現在、量徳小学校に開設している「ことばの教室」を潮見台小学校に移転する具体的な根拠は何か。また、特殊学級の対応についてはどうする考えなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第57号及び第59号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対の討論を行います。

我が党は、量徳小学校PTAから提出された陳情第57号「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」再検討方について、陳情第59号量徳小学校の存続方については、いずれも願意妥当、採択を主張しました。我が党の採択を主張した見解は、その後の適正配置実施計画案の各説明会等の推移に照らして、ますます多数になっていることは、だれもが否定できない事実として、だれの目にも本当にわかりやすくなっています。

量徳小学校では、その後、148世帯のすべての保護者にアンケートを行いました。その結果を見ても、平成18年度実施撤回を求める声が93パーセントと圧倒的多数を占めています。また、学校の存続を求める声も日増しに強まっています。

本特別委員会の質疑で明らかになった重要な問題点は、次のとおりです。

教育委員会に対し、教育長以下事務方は、各学校の説明会で出された重要で肝心なことを報告していないことが浮き彫りとなったことでもあります。我が党は、教育委員会の事務方が教育長を除く4人の教育委員に、各学校、特に廃校対象校の保護者をはじめとする声がどういう内容であるのか、重要で肝心なことが伝えられているか質問しました。北手宮小学校でどういうことが大事なこととして4人の教育委員に報告されたかと聞いても、北手宮小学校のPTAの総意として平成18年度実施反対が8割を占めている、来年度実施はやめてほしい、もっと話し合いを続けてほしい、手宮関係の四つの小学校の合同説明会を開いてほしい、教育委員の方も参加して自分たちの声を聞いてほしいということが伝えられていません。

量徳小学校でも、教育委員会への説明資料、議会への説明資料、ここに肝心で大事なことが記入され

ていません。5月14日の説明会で、実施計画案ではなくて別の案を示してほしいということが教育委員会に強く要求され、教育委員会も重く受け止めて検討したい、次回の説明会で説明したい、こういうことが盛り込まれていません。だから、6月4日の量徳小学校の説明会で、前回重く受け止めると言っておきながら、何の説明もないではないかと強い指摘を受けることになるのです。こういうことなどが正確に報告されていません。

こういうことですから、5月19日の教育委員会を傍聴された皆さんから、学校の説明会での自分たちの主張や思いが何も伝わっていない、こういう不満、苦情が相次ぐことになったわけです。だから、最高責任者である教育委員長も正確な認識を持っての議会での答弁とならないわけです。このことは、議事録を見ても、北手宮小学校の問題での新谷委員とのやりとりの中で指摘を受けざるを得なかったわけです。

小学校適正配置実施計画を決めるのは、5人の教育委員です。ところが、教育長を除く4人のだけ一人として各学校の市教委主催の説明会に出席してはおりません。事務方は事務方で正確な報告をしない。これでどうして4人の教育委員一人一人が正しい認識を持って、適正配置実施計画の審議決定に参加することができるでしょうか。

初めに指摘したように、陳情の採択を主張する我が党の見解は、ますます多数になっています。全会一致で採択していただきますよう改めて要望し、討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第57号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第59号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時15分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2「議案第28号ないし第33号」を一括議題といたします。

議案第32号及び第33号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第28号ないし第31号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第28号体育施設条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函パークゴルフ場の個人使用に

ついて、1日を単位として使用できるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、赤石欽司氏の任期が平成17年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として選任するものであります。

議案第30号吏員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、小林栄治氏が平成17年5月31日に辞任いたしましたので、新たに見楚谷登志氏を選任するものであります。

議案第31号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、永谷光明氏の任期が平成17年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおりご可決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、議案第28号は否決の討論をします。

市民の間でパークゴルフの愛好者が増えていることは、健康増進等からも大変喜ばしいことであり、利用者の希望に沿った使用条件を整えることに異存はありません。銭函パークゴルフ場使用料の日額制復活の陳情が全会派一致で採択されたことは、市民の願意に沿ったもので歓迎すべきことであります。

ただ、ただいま提案された議案は、日額制の金額が4月の使用料金改定前の300円よりも100円も高くなっています。

我が党は、昨年の第4回定例会において、施設使用料の値上げについては、全道10万人都市の平均と言いながら無料の自治体の使用料を入れていないことなどから、その整合性のないことを指摘し、市民生活応援の立場でこそ施設使用の利便性を高めることを主張して、使用料の値上げには反対してきました。

日額制の復活を求める陳情が提出されたのは、使用料の改定で使用者が激減したという背景があるとも聞いています。日額制の復活は大いに歓迎するものですが、料金については市民が利用しやすい300円を採用するよう主張して、討論とします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第28号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第29号ないし第33号について、一括採決いたします。

議案第29号ないし第31号については同意と、議案第32号及び第33号については可決と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された小樽市農業委員会委員の任期が、来る7月27日をもって満了となることに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽市農業委員会委員に、前田清貴議員、古沢勝則議員を推薦いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、成田晃司議員が去る5月18日付けをもって北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任者を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、大橋一弘議員をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました大橋一弘議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5「意見書案第2号ないし第21号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第21号につきましては提案理由の説明を省略し、意見書案第2号ないし第9号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第5号の提案説明をします。

意見書案第2号は、平成17年度の北海道最低賃金引上げ・改善を求めるものです。

総務省の労働力調査によりますと、日本の雇用労働者は約5,000万人、このうち非正規労働者は1,500万人と雇用労働者の31パーセントを超えています。

北海道では、この5年間に低賃金の非正規・不安定雇用の労働者が18万人も増え、深刻な失業状況と相まって道民の暮らしを直撃、家計消費を冷え込ませ、北海道経済の活性化に大きな影響を与えています。道内で80万人を超えるパート、派遣、有期雇用労働者の賃金を直接左右する北海道最低賃金の引上げ・改善は、道民の暮らしを立て直すかなめとなるものです。

現在の最低賃金時間給638円は、1か月20日フルタイムで働いても10万2,080円と、最低賃金法第1条の「労働者の生活安定」「労働力の質的向上」「公正競争の確保と国民経済の健全な発展」に寄与するとの目的にかなうものではとうていありません。働けば暮らしていける最低賃金の確立が急がれます。

意見書案第3号介護保険法の見直しを求めるものです。

「その人らしい人生の最後を送ることが難しくなってくる」、介護保険法の成立を受けてケアマネジャーの一人が発した言葉です。成立した介護保険法の下では、要支援の全員と要介護1の7割から8割

に当たる人が新予防給付になり、家事・生活援助の訪問介護などが制限されます。

法案の目玉の一つとされた新予防給付の筋力向上トレーニングは、参議院の討議の中でも統計上も効果があることが明らかにできませんでした。逆に厚生労働省が家事援助は過剰介護であり、自立を損なうと主張した事例も示すことができず、予防への効果を口実に家事サービスを制限するという根拠は完全に崩れ去りました。

さらに、特別養護老人ホームなど、介護保険施設のホテルコスト負担導入では、施設入所者1人当たり平均で年40万円もの負担増になります。現場の利用者にはほとんど知らされていないのに、3か月後の10月に実施するなどというのは、参議院の参考人質疑で日本医師会の代表にも混乱を招くと指摘されているものです。

今回成立した介護保険法は、国が本来負担すべきサービス費用の抑制を図ることを目的にしたもので、介護の社会化を目指すなどというものではありません。見直しを強く求めるものです。

意見書案第4号障害者支援法の撤回を求めるものです。

今国会で審議されている障害者支援法の内容は、要約すると障害者が能力と適正に応じて自立した生活ができるように必要な福祉サービスを提供し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に掲げ、身体的・精神的・知的障害のサービスを一元化し、障害者の自己負担を所得に応じた応能負担からサービスの利用に応じた応益負担に変えるというものです。

この法案は、自立支援どころか、自立に逆行するものとの声が日々広がっています。

第1に、障害者がまちで安心して暮らせるノーマライゼーションを実現するための支援策、住まいや働く場、ホームヘルプサービスなど、地域支援の基盤整備がありません。知的障害者のホームヘルプサービスが実施されていない自治体は半数に上ることを厚生省も認めています。

第2に、福祉サービス利用負担に一定の定率負担が導入されることへの不安です。厚生労働省の試算でも、平均的な負担増がホームヘルプサービスで約4倍、通所施設は19倍にもはね上がります。定率負担は、サービスの利用量に応じて負担が増えていく応益負担の導入ですから、障害が重い人ほど利用料負担が大きくなります。障害者の多くが月10万円未満の収入であり、障害あるゆえの特別な出費も少なくありません。

さらには、低所得者への軽減措置として設けられる負担上限額に同居している家族の収入も加えて判断する世帯収入のしくみ導入は、年老いた親の年金からも費用を取るようになる現行制度からの後退であり、障害者福祉とは全く相入れないものです。障害者の自立には、何よりも年金や手当の充実による所得保障、サービスの基盤整備こそが求められるものです。

意見書案第5号郵政民営化法案の撤回・廃案を求めるものです。

小泉内閣メールマガジン「らいおんはーと～小泉総理のメッセージ」で、小泉首相は次のようなメッセージを配信しています。「民営化すると身近にある郵便局がなくなってしまうのではないかと心配はありません。国鉄が民営化されて鉄道事業がなくなっただけでしょうか。電電公社が民営化されて電話がなくなっただけでしょうか。郵政三事業を民営化したからといって、三事業がなくなる心配などありません」というものです。果たしてそうでしょうか。国鉄の分割民営化では、採算のとれない路線は次々廃止し、利益優先に走るあまり安全軽視の結末が、あの福知山線の脱線事故ではなかったでしょうか。電電公社の民営化に伴って、つながらない番号案内、問い合わせへの案内がお年寄りにはついていけないとの苦情の方が多いのが実態ではないでしょうか。

今度の郵政民営化法案の審議の中では、庶民の零細な貯金が投資的資金の運用で食い物にされる危険大いにありということが明らかになりました。分割民営化会社の一つである郵便貯金銀行の経営の見通

しについて、2016年度の収支が600億円の赤字になり、それ以降も赤字続きになることが政府の試算でも明らかです。一方、郵政公社が続いた場合は、納付金を納めた後でも692億円の黒字となります。政府は、新規事業で収益が上がると言いますが、運用先として挙げているのが、貸付、シンジケートローン、株式、クレジットスワップなど、失敗すれば大損することのある投機的性格の強い金融商品が含まれています。過疎化が進み、銀行が撤退していく中で、全国どこにでもあり、共通の安価なサービスを提供する郵便局は、公共の福祉を増進する必要からも民営化すべきではありません。

各会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

17番（山口 保議員） 提出者を代表して、意見書案第6号及び意見書案第7号について、一括して提案説明を行います。

意見書案第6号は、職業紹介業務の民間開放に反対し、公共職業安定所業務の市場化テストの導入に反対するものです。

雇用状況が不安定化し、雇用環境がますます劣悪化する中、政府の規制改革推進会議は、労働者派遣法の制定を皮切りに、近ごろは何でもありの様相であります。「官でできるものは官に、民にできることは民に」とのかけ声の下、官がしなければならぬものまで民間に開放しようとしております。国民の官への不信を背景として、官の責任放棄がここでも進められようとしているのであります。

労働者の失業時の職業紹介や失業給付は、国が責任を持って、かつ無料で行われるべき最低限のセーフティネットであると考えます。これらの事業が民間、すなわち株式会社等にゆだねられた場合、失業の認定など公正さや適正さが担保される保証はなく、企業の申請で行われる危険性は排除できません。職業紹介業務や職業訓練業務、失業給付の強化こそ、雇用環境の不安定化している今こそ求められるべきものであります。

次に、意見書案第7号は、ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求めるものであります。

改正道路運送法以来、新規参入の増車が相次ぎ、ただでさえハイヤー・タクシーの乗車率減少の状況が続いている中、需給のバランスは供給過剰となっております。

本市小樽でも、先日、こだま交通の阿部社長も「規制緩和以後、タクシー業界各社の売上げは盛時の半分というところもあり厳しい」とおっしゃっておられました。また、ハイヤー・タクシー運転手の賃金は、ご承知のように売上げに連動した歩合制になっておりまして、ここ10年間の推移を見ますと、1日1台当たり平均3割の減収となっております。このため、ハイヤー・タクシー運転手の賃金も減り続け、今や道内1割のハイヤー・タクシー運転手が北海道最低賃金を割り込むところまで状況は深刻であります。その結果、やむなく長時間労働に追い込まれ、健康状態が懸念されているところ です。このような状況が続けば、ハイヤー・タクシー利用者の安全・安心の確保にも重大な影響が出かねないものと考えます。

以上、行き過ぎた規制緩和を見直し、供給過剰の実態を改善するため、指定要件の見直しを図るとともに、需給調整を進めるための減車を行う制度を創設することなど、これは当然であると考えます。

以上、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 12番、前田清貴議員。

（12番 前田清貴議員登壇）（拍手）

12番(前田清貴議員) 提出者を代表して、意見書案第8号道路整備に関する意見書案及び意見書案第9号高速道路の整備促進を求める意見書案について、関連しますので一括して提案趣旨説明を行います。

北海道は、東北6県をはるかに超える広大な面積を有しており、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い本道の道路整備は、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、道路網の整備は、今後とも中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものと考えております。

特に道央圏と道南圏との中間に位置する本市にとりましては、高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間交流、連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地、観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。

ちなみに、本市を含め後志地域には年間2,250万人を超える観光客の皆さんが来訪されており、現下、豊かな自然と相まって本道屈指の観光ゾーンに位置づけられています。さらなる観光振興、経済、産業発展のためにも、一般道はもとより道央圏と道南圏を結ぶ小樽-黒松内間の高規格幹線道路の一日も早い完成が待たれています。

もって、国においては、北海道の道路整備、特に後志圏の実情を十分に踏まえた上、引き続き整備に必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られますよう各会派の賛成を強くお願いして、提案趣旨説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第2号ないし第5号に賛成、同じく第8号、第9号には反対の討論を行います。

まず、意見書案第2号平成17年度の北海道最低賃金引上げ・改善を求める意見書であります。

北海道における最低賃金は、昨年1円引き上げられて、わずか現在は時給638円であります。これでは「賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上に寄与する」、このように規定している最低賃金法第1条の定めになかったものとはとうてい言えません。仮に、菊地議員が提案趣旨でも触れましたように、1か月20日間をフルタイムで働いても、その月収はわずかに10万円強であります。10万2,000円にしかありません。生活保護基準や人事院の標準生計費に比べても、これがいかにひどい低額かということがわかります。

高失業率を背景にした賃金破壊が進行し、低賃金の非正規・不安定雇用の労働者が今急増しています。道内では既に80万人、全雇用労働者の3割を超えているそうであります。これらの労働者の賃金は、実はこの638円の最低賃金、これが基準になって決められていることは、よく知られているところであります。現行最低賃金は、働いても働いても暮らしていけない賃金、このように言っても決して過言ではありません。

平成16年第2回定例会では、表題を同じくする意見書案が提出されました。最低賃金がパート・派遣・契約などの労働者の賃金はもちろん、道内勤労者の賃金据置き要因の一つになっている。本道の消費冷え込みに拍車をかけている。北海道の景気回復にとって欠かせないものであるから、最低賃金の引上げは必要だ。このように要望した意見書案には、我が党はもちろんのことでありますが、当時、公明、

民主、市民クラブの皆さんが賛成されています。

意見書案第3号介護保険法の見直しを求める意見書であります。

施設入所に多額の負担増を押しつけ、そして軽度の人のサービス利用を制限する改悪介護保険法が成立しました。特別養護老人ホームなどの施設で生活している人の居住費、食費は保険給付の対象から外され、10月から全額自己負担であります。年間で施設入所者1人当たり約40万円の負担増になるそうです。法案に賛成した議員からも、これでは現場が大混乱だ、これだけの負担増をこれだけの短期間で求めたのは例がないことだ、このような声が出たそうではありますが、いかにひどいものかがこれでわかるというものであります。デイケア、デイサービスなど通所サービスを利用している人の食費もまた10月からは全額自己負担、具体的な額は施設と利用者との間の契約で決まります。

介護の必要度が比較的軽く、新制度で要支援1、要支援2と認定された人の場合は、来年4月から新予防給付が導入されます。筋力トレーニングなどを行うそうですが、実際には介護予防を口実に軽度者の家事援助など現行の介護サービスの利用抑制がねらいであること、これも実は国会における審議を通じて明らかになっています。

全国で34万人に上る特別養護老人ホーム待機者の実態は、まさに「保険あって介護なし」そのものであります。施設整備は待ったなしの課題ですが、しかし政府は逆に高齢者を特養ホームから締め出そうとさえしているのですから驚きであります。

第1に、要介護1の人を施設入所の対象から外す方針。現在、要介護1で介護保険施設に入所している人は6万5,000人、施設からいったいどこに追い出そうとしているのでしょうか。

第2は、要介護2から5に認定された人のうち施設に入っている人の割合は、現在41パーセントだそうです。厚生労働省の新たな施設整備の方針、これによれば、この割合を9年後には37パーセント以下に引き下げるといふものであります。介護保険三施設の特養ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設で約24万人分もの整備が減らされることとなります。いったい何の目的で、何の理由で、これほどひどい改悪が必要なのか。納得いくような説明はされていません。

平成16年第3回定例会及び前回の平成17年第1回定例会では、自立支援の介護予防策の拡充とホテルコスト、食費の自己負担導入に反対するとした内容の意見書が全会一致で可決であります。

意見書案第4号障害者支援法の撤回を求める意見書。

国会で審議されているこの法案は、これまで応能負担であった障害者福祉サービスの利用者負担に定率の応益負担を導入しようとするものであります。これまでの障害者施策が大きく転回され、障害者の生活を破壊する大幅な負担増を押しつけるものであります。負担能力のない障害者にとっては、暮らしの問題イコール命の問題として、極めて深刻な問題であります。

障害者団体の全国調査では、家族と本人の収入状況では、生活中心者の75パーセントが父親、年収400万円未満が半数以上を占めていたそうであります。障害者本人の収入は年金が基本で、その他の収入があっても、その8割近くの方は月額1万円程度、1割負担はもちろんのこと、たとえ上限設定による負担でも困難だと言わざるを得ません。

厚生労働省は、障害基礎年金が支給されているから払えるだろう、このように言いますが、障害者の場合は、外出経費やホームヘルパーの交通費なども自己負担で、障害がなかったら支出しなくてもよい特別の経費も少なくありません。

私の弟は、重度身体障害者であります。8年前に脳内出血で倒れて入院、リハビリを繰り返しました。一時は、私は家族から離れ、この弟と生活をともにしました。私が現在の職に転じる際、6年半ほど前ではありますが、一大決心でありました。一人で暮らすというのであります。今は単身、この小樽市内で

アパート暮らしであります。しかし、暮らし始めこそ1日2食つきの下宿にしましたが、月6万円、光熱費などを加えると、月額7万円弱の障害年金ではすぐ足が出てしまいます。2年前から部屋代だけに切り替えて、食費を切り詰めて頑張っています。この弟にこれ以上の負担を求めることは、それは生きる希望を切り詰めると言うに等しいものであります。

1割の定率負担は、サービス利用が多くなるほどに負担が増えていくもの、障害の重い人ほど、その負担が重くなるという希代の悪法であります。だからこそ、平成16年第4回定例会、支援費制度は1年半しか経過しておらず、制度自身の充実・改善を図る必要がある、このように皆さんと一緒に全会一致で意見書を上げたのではなかったでしょうか。ぜひ考えていただきたいのであります。

意見書案第5号郵政民営化法案の撤回・廃案を求める意見書であります。

郵政民営化を実行した場合、菊地議員もお話をしていましたが、「2016年度には厳しい金融環境の下で民営郵貯は約600億円の赤字。逆に民営化しないで公社を維持すれば1,400億円の黒字」。これから国庫に納付金が入ります。ショッキングな数字が国会審議で明らかにされました。我が党の佐々木憲昭議員の質問に対して、竹中郵政民営化担当大臣が答えたものであります。「結局、郵貯・簡保など340兆円の国民の資産を日米の巨大資本に明け渡すことになってしまうのではないか」、佐々木議員の重ねての指摘に対して、竹中大臣も小泉首相も答えることはできません。

2005年版骨太方針は、郵政民営化を資金の流れを官から民へ変える改革だと強調しています。しかし、これは例えば読売新聞6月14日付けの世論調査、郵政民営化法案を今国会で成立させるべきかどうか。この調査によれば、「民営化に反対」15.7パーセント、「慎重に審議すべき」60.8パーセント、「今の国会で成立させるべきだ」わずか16.4パーセントというように、決して国民からの要求ではなく、日米の民間金融会社からの要求であります。

アメリカ企業でつくる在日米商工会議所では、「簡保と郵貯の改革は、日本の金融ビッグバンの対象外とされた」、このように指摘し、あからさまに郵政民営化をビッグバン原則にのっとなって実施せよと要求しました。加えて、外国人投資家の株式所有を規制するなとまで説いています。

5月26日に衆議院本会議で審議入りしてから約1か月、審議すればするほど、この法案の欠陥ぶりがあらわになっています。何よりも民営化によって郵便局の全国ネットワークが壊されていきます。この郵政民営化をこり押しするための国会会期延長などは、もってのほかであります。

意見書案第8号、第9号、道路整備と高速道路について、これはいずれも反対であります。

特に、道路特定財源をすべて道路整備に充てること、これには我が党は一貫して反対であります。これを財源としてどれほどの無駄遣いが行われてきたか、多くを語る必要はありません。しかも、当議会の意思決定の経緯については、この際改めて申し添えておきますが、平成16年第3回定例会が分岐点でありました。私がこの場に同席したのは平成11年からであります。それ以来一度として当議会は特定財源の堅持を16年第3回定例会まで求めたことはありません。突然この16年第3回定例会で態度ひょう変したのは、自民、公明であります。当議会の意思決定は、それまでの特定財源を一般財源化しなさいというところから、特定財源を堅持しなさいというように180度変えられることになりました。その理由を語るように当時求めましたが、ついに今日まで両党からは口をつぐんだまま説明を受けることがなく経緯しています。「道路特定財源を注ぎ込み、高速道路ネットワークつくれ」でありますから、実に無責任の極みであります。

さて、今期議会を構成した平成15年第2回定例会と今回は同数になる24本の意見書案が協議の場に上りました。しかし、その過半数は全会一致案件として議員各位に今回示すことができている。協議の場に臨んだ一人として、ささやかながら達成感を実感しています。と同時に、介護保険案件などに見ら

れたことですが、国会が決めたから、政府が決めたから、それで終わりかという問題が残ります。それまでの態度がなぜ変わってしまうのかという問題が残ります。地方自治法第99条は、言うまでもなく地方議会の意見書提出権を定めた規定であります。提出先、その相手方は、ご承知のように国会又は関係行政機関です。その相手側の意向あるいは態度によって提出者側である地方議会の態度が変わってしまう、これでいいのかという問題が残りました。地方議会の意見書提出権について、改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

そのことに触れながら、私の討論は以上で終わります。賛同いただけますようお願いをいたします。
(拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 意見書案第8号道路整備に関する意見書案及び意見書案第9号高速道路の整備促進を求める意見書案について、賛成の討論を行います。

北海道の道路整備は、面積が広大で都市間距離も長いことから、自動車交通の占める割合が高く、受益者負担という制度趣旨にのっとり着実に行われてはいるものの、いまだ十分とは言えず、より一層の充実が求められています。

高規格幹線道路のネットワーク形成は、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保などのため、最重要課題となっています。

したがって、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、受益者負担という制度趣旨にのっとり道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当することなどを強く求めることは当然であります。

また、北海道後志地域は、大都市札幌と函館市など道南圏との中間に位置し、質の高い農水産物を首都圏などへ供給する食糧生産基地として、また、四季を通じての滞在型観光レクリエーション基地としての役割をしっかりと果たしていくため、高速道路の整備は重要かつ基本的な施策であり、現在のスピードを落とすことなく早期に整備することが最重要課題であることは論をまちません。

活力ある地域づくりを推進するため、社会資本整備重点計画に基づき道路整備を効果的かつ効率的に推進し、高速道路の整備に当たっては、新会社による有料道路方式と新直轄方式を有効に活用し、従来の整備スピードを超える整備により、道内高速道路ネットワークの早期形成を図ることなどは、喫緊の課題であります。したがって、必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られるよう求めるものであります。

以上、意見書案第8号及び第9号への全会派の議員各位の賛成をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

(19番 武井義恵議員登壇)(拍手)

19番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表し、先ほど提案されました意見書案第6号、第7号について、賛成の討論を行います。

意見書案第6号職業紹介業務の民間開放に反対する意見書案は、政府に対し職業紹介業務を民間開放しないように強く要望する内容のものであります。

その理由は、平成16年12月24日、政府の規制改革民間開放推進会議は、官製市場の民間開放による民

主導の経済社会の実現を進めるべきとして、その一環としてハローワークにかかわる市場化テストの導入を掲げようとしたものであります。

我が国の最高法規である憲法第27条では、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と勤労権の保障がうたわれております。さらにILO88号条約には「国の機関の指揮監督の下で全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」とあることを皆様はご存じだと思います。

もし、これらの事業を民間にゆだねた場合、先ほど山口議員も指摘していましたが、失業の認定に不公平さが確保されるのではないだろうか、また、経営が成り立たない過疎地などでは、民間参入は放置されるのではないか、また、障害者が切り捨てられるのではないか等々の不安が払しょくされないことは火を見るよりも明らかであります。

したがって、意見書の趣旨は、まことに当を得ていると考えますので、全議員の賛成をお願いいたします。

次に、意見書案第7号ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書案であります。改定道路運送法が施行されて本年で3か年が経過いたしました。人口減やマイカーの普及により需給バランスが一段と悪化の一途をたどっております。最低賃金法第1条には「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定と労働力の質的向上に寄与する」とあります。にもかかわらず、ハイヤー・タクシー運転者の賃金は、現在、時間額638円の北海道最低賃金を割り込んでいるのが実態であります。その結果、ハイヤー・タクシー運転者は、長時間労働を余儀なくされ、健康状態は厳しさを増しているのが現実であります。

よって、ハイヤー・タクシー産業の秩序ある発展と安全輸送、上質なサービスの確保を図るため、四つの問題が提起されています。そのうちの一つは、需給調整を進めるための減車を行う制度を創設すること、高度な試験内容のタクシー運転者資格制度の創設、既にヨーロッパではこれが施行されております。労働基準を定めた（仮称）自動車運転者の雇用改善法の制定、法令に反しない運賃を最低限確保するとともに過重労働を招く不当な低運賃を排除することなどが要望されておりますが、このことは至極労働者として当然であり、賛成するものであります。

以上、討論を終わりますが、良識ある議員の皆さん、全議員のご賛同をお願いして、討論を終えたいと思います。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号ないし第7号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号及び第9号について、一括採決いたします。

両件とも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第65号ないし第67号につきましては、学校適正配置等調査特別委員会に付託の上、閉会中、継続して審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 前 田 清 貴

議 員 山 口 保

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成17年小樽市議会第2回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、久未恵子両監査委員から、平成１７年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

丸井今井小樽店の営業存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	武井	義恵
	同	北野	義紀
	同	松本	光世
	同	佐藤	利幸

道内最大手の百貨店である丸井今井が、このほど本州大手百貨店の支援を前提とした経営の抜本再建策をとりまとめたとの報道がありましたが、札幌本店など収益力のある店舗に経営資源を集中させるため、複数の地方不採算店の閉鎖も検討されているとのことであります。

現状、不採算店のひとつとなっている丸井今井小樽店は、明治24年に開業という長い歴史を有し、「丸井さん」と呼ばれ、小樽市民に止まらず後志管内をはじめ多くの皆様に愛され親しまれて今日に至っております。

また、丸井今井小樽店のあります稲穂1丁目地区は、平成2年に「優良再開発建築物促進事業」として、国・道・市の協力のもと、丸井今井小樽店を核施設とした民間再開発を行ったところであり、さらに、丸井今井小樽店が加盟するサンモール一番街商店街は、本市の中心商店街として、都通り商店街と花園銀座商店街をつなぐ大切な役割を果たしており、丸井今井小樽店は、本市中心市街地の活性化や商業の活性化にとって不可欠のものとなっております。

こうした中、このたびの報道は、関係者のみならず、多くの市民にも大きな驚きを与えましたが、丸井今井小樽店が閉店した場合は、中心市街地の空洞化に拍車をかけ、本市経済や雇用環境などにも大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の営業の動向に大きな不安を抱いております。

よって、北海道におかれては、本市の状況と地域住民の思いをご理解いただき、丸井今井小樽店の営業存続に向け、積極的な支援をいただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

平成17年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 新 谷 と し
同 古 沢 勝 則

北海道経済の活性化は、道政の重要課題ですが道民と労働組合にとっても暮らしと雇用をまもるうえで欠かせない問題です。ところが、完全失業率が5.7パーセント(平成16年度平均)という全国最悪の失業状況が続く中、道内では、この高失業を背景に「賃金破壊」が広がり、低賃金の非正規・不安定雇用の労働者が、この5年間で18万人も増え、80万人を超えて広がっています。

企業のリストラは、相対的に賃金の高い正規雇用労働者を削減し「パート・臨時・派遣・有期雇用」など低賃金の不安定雇用労働者に置き換えられています。この人たちの圧倒的多くが、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働いていることが、ハローワークの求人票やアルバイト情報をもても明らかです。

深刻な失業状況と低賃金の不安定雇用の広がりは、道民の暮らしに打撃をあたえ、家計消費を冷え込ませる原因になっています。道内で80万人を超える「パート・臨時・派遣・有期雇用」などの雇用形態で働く労働者の賃金を直接左右する北海道最低賃金の引き上げ・改善は、道民の暮らしを立て直す要となるものです。

しかし、現在の最低賃金は、わずかに「時間額638円」であり、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上に寄与する」という最低賃金法第1条の定めになかったものとなっていません。

また、04年の総務省調査(平成16年4月～6月)によるとパート・臨時・派遣・契約・委託などの労働者は、全国1,539万人となり、全雇用労働者の3割を超え、道内では、その数80万1,800人(32.8パーセント)にもなっていますが、その賃金は正規労働者賃金の3割の水準で「均等待遇」にほど遠い現状になっていることが重大です。「638円の最低賃金」が、事実上パート労働者の低賃金の支払い基準になっているのです。

時給638円の北海道最低賃金は、1か月20日、フルタイムで働いても102,080円にしかならず、最低賃金法第1条の「労働者の生活安定・労働力の質的向上・公正競争の確保と国民経済の健全な発展」に寄与するとの目的に、かなうものになっているかが問われていること、平成14年度北海道の常用男性労働者の「所定内給与額298,000円(月平均労働時間140時間)」（厚生労働省統計情報部の賃金構造基本統計調査)から割り出される「時間額2,127円」と比較しても「時給638円」は3割に満たず、あまりに低いこと、「638円」が、生活保護基準の「札幌127,599円、旭川116,228円(18歳単身世帯主・03年4月1日改定)」を下回っており「労働者の生計費」の最低基準が、無視されていること、人事院標準生計費(04年4月)は「単身者平均(消費支出)121,860円・非消費支出(税・社会保険料)加算で153,544円」であり、最低賃金の生活が、この北海道でどれほど大変なものかは明らかなこと、などからみて「引き上げ・改善」が必要です。

よって、

- 1 「北海道地域最低賃金」を大幅に引き上げるとともに、日額表示・月額表示の最低賃金も示し「時間額1,000円以上・日額7,400円以上・月額15万円以上」とすること。
- 2 少なくとも生活保護法に基づいて決定されている18歳単身者の生活保護費を最低賃金額が下回らないようにすること。
- 3 全国一律最低賃金制度を確立することを通じ、「働けばくらしていける最低賃金」を確立し、賃金の底上げをはかることが必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

介護保険法の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀

今国会で成立した介護保険法では、施設入所者とショートステイ・デイサービス利用者新たに部屋代・食費を負担させ、その負担総額は年 3 千億円、「現在の施設入所者 77 万人で割り算すると 1 人約 39 万円」と政府は答弁しています。

また、「新予防給付」を創設し、筋力向上のトレーニングや栄養改善指導、口腔ケアなどを行う一方、訪問介護やデイサービスの利用を制限しています。対象は、現在要支援と要介護Ⅰの認定を受けている人の約 7、8 割にあたる 150 万～160 万人です。しかし、政府は、要支援や要介護Ⅰの人が受けているサービスで、何を不必要とするのか具体例をあげることはできませんでした。実際には、要介護Ⅰで在宅サービスを受けている人の 8 割強が、状態の「維持・改善」をさせています。しかも、介護予防を市町村で先行実施しているモデル事業の中間報告では、筋力トレーニングを実施した結果、「身体の痛み」や「心の健康」などの項目で悪化した人が 2～3 割もいました。これでは効果が明確なサービスだと認定することはできません。それにもかかわらず、160 万人の訪問介護やデイサービスを削減するとしたら、憲法で保障された生存権との関係はどうなるのか、審議は尽くされたとはいえません。

このような負担増とサービス抑制を柱にした内容に、衆議院の参考人質疑でも「いったん白紙に戻し、根本的な議論をやり直してほしい」との声が出されました。参考人の日本医師会の代表は、「疾病や障害を抱えた人は受難者です。制度効率化の美名のもと、受難者に居住費や食費の負担増を強いることは社会保障制度の本来の姿としては不適切と考えております」とのべています。

もともと、利用者の 1 割負担は低所得者に重い負担となり、その結果、サービスを制限する深刻な事態が生じています。加えて、部屋代と食費を保険給付からはずして定額負担にすれば、いっそう低所得者を苦しめることとなります。

政府は、介護保険制度で介護の社会化をめざすといってきました。しかし、成立した「改正」では、国が負担するサービス費用の抑制を図ることを目的にしたものだといわなければなりません。これでは、法の目的や精神に反します。

よって、政府は、生存権とその保障をうたった憲法第 25 条の視点にたつて、介護保険「改正」法をいったん凍結、国民が安心して介護が受けられるよう見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 6 月 29 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

障害者支援法の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 齋 藤 博 行
同 北 野 義 紀

国会で審議されている障害者自立支援法案に対し、障害者・家族から懸念の声があがっています。

この法案では、これまでの所得に応じた「応能負担」の福祉サービスの利用者負担に、1割の定率負担が導入されます。このため、厚生労働省の試算でも、平均的な負担増は、ホームヘルプサービスが約1千円から4千円と約4倍、通所施設は、1割の自己負担に食費の自己負担が加わり、約1千円から約1万9千円へと19倍にもはね上がります。

心臓病や腎臓病（透析）などの障害の治療に欠かせない公費負担医療制度も自己負担が増え、新たに入院時の食費も負担させられます。うつ病や統合失調症などの精神通院費用の自己負担は、5パーセントから10パーセントへと倍に上がります。

障害者の多くが、月10万円未満の収入であり、障害があるゆえの特別な出費も少なくはなく、車での移動などの費用で月数万円の支出を余儀なくされています。大幅な負担増は、生きていくうえで欠かせないサービスや医療を抑制する事態を招きかねません。

しかも一割の定率負担は、サービスの利用料に応じて負担が増えていく「応益負担」の導入であり、障害が重い人ほどサービスの利用料負担が重くなります。政府は、「月額負担額に上限を決める」といいますが、政府が検討している負担上限額は、食費は別にして、障害者基礎年金1級（8万3千円）相当の収入の人で2万4千6百円、同2級（6万6千円）相当の収入の人で1万5千円です。負担は収入の2～3割にあたり、生活を脅かすことは必至です。しかも厚生労働省は、上限の根拠について、「他の社会保障制度との整合性」と答えており、負担上限額が、障害者の「自立支援」とはまったく関係のない考え方でつくられていることを示しています。

政府は、「みんなで支える」ために「応能負担」から「応益負担」への転換を当然視しています。しかし、現行の「応能負担」は支払能力に応じて負担する仕組みで、ホームヘルプサービスや通所施設で利用者の95パーセントが無料という現状は、障害者の所得がきわめて低いことを示すものです。このような「応益負担」の導入は、障害者福祉とは相いれません。

さらに法案は、障害者本人が無収入でも、家族に収入があれば負担が上がる「世帯所得」の仕組みまで導入しようとしています。親に負担をかけずに自立したいという障害者の切実な願いをも踏みにじるものです。こんな悪法はととても許されません。

よって、政府は、障害者支援法案を撤回し、障害者年金の大幅な引き上げなど所得保障の拡充や、企業の法定雇用率の制度が導入されて30年近くたつのに、大企業の7割が未達成というような状況こそ改善すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

郵政民営化法案の撤回・廃案を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

小泉内閣が閣議決定した郵政民営化法案は、郵政事業を郵便局、郵便、郵便貯金、保険（簡易保険）の 4 社に分割し、持ち株会社のもとで株式会社化するものです。

しかし、どの世論調査でも郵政民営化を急いでほしいという人はごくわずかです。

郵政民営化法案では、現行の郵便法や郵便貯金法、簡易生命保険法などから「公共（国民）の福祉を増進すること」という目的を削除しています。このため、郵便局が全国どこでも一律に安価なサービスを提供する義務（ユニバーサルサービス義務）が、郵便貯金や簡易保険、小包郵便についてはなくなります。

また、ユニバーサルサービスが残される小包以外の手紙やはがきなどでは、その料金について法案は、「適正な利潤を含むものでなければならない」との規定を設け、はがきや手紙の料金値上げに道を開いています。

さらに法案には、株式の売却益や配当収入を 1 兆円に達するまで積み立てる「地域・社会貢献基金」の創設を盛り込み、基金の運用益から、赤字の郵便局などに補助するとしています。しかし、赤字の郵便局は、全国で 1 万 1 千を超え、赤字額は 1 局平均 1 千万円以上で、1 兆円や 2 兆円ではとても足りません。民営化されれば郵便局の統廃合が進むことは必至です。

よって、国民にとって百害あって一利もない郵政民営化法案は、ただちに撤回し廃案にすべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 6 月 29 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

職業紹介業務の民間開放に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 山 口 保
同 武 井 義 恵
同 古 沢 勝 則

政府の規制改革・民間開放推進会議（議長宮内義彦）は平成16年12月24日、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」を決定・公表し、官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」を進めるべきとしました。その一環として、ハローワーク（公共職業安定所）に関わる「市場化テスト」の導入を掲げています。

職業安定行政は、労働者が失業した場合の失業給付を行うほか、職業紹介事業を通じて勤労国民のセーフティネットとしての役割を果たしてきました。それは、憲法第27条で勤労権の保障がうたわれ、ILO第88号条約において「国の機関の指揮監督の下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」と要請されているからです。これにより求職者は都市部も含め過疎地等においても必要な職業紹介サービスを受けることができ、勤労権の保障等が担保されています。加えて、国が行う必要のある失業等給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行うことで制度の実効性が保たれており、国として職業紹介を行う必要があります。

これらの事業を民間にゆだねた場合、失業の認定にあたっての公平・適正さが確保されるのか、経営が成り立たない地方や過疎地等に民間は参入せず放置される、障害者や高齢者らが切り捨てられる等の懸念があり、職業紹介サービスをすべての勤労国民に提供する上で支障を来す恐れがあります。

よって、政府に対し、職業紹介業務の民間開放を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 山口 保
同 武井 義 恵
同 古 沢 勝 則

「改正道路運送法」が施行され、本年 2 月で 3 年が経過しますが、これ以前から需給バランスは人口の減少や自家用自動車の普及などにより供給過剰となっていたにもかかわらず、規制緩和により更に新規参入・増車が相次ぎ、13,086 台(02 年 1 月現在)から 13,824 台(05 年 1 月現在)と実に 738 台もの増車となっており、需給の状態が一段と悪化しています。

また、1 日 1 車当たりの営業収入(日車營收)も増車の影響を受け、この 10 年間の推移を見ても 38,672 円(94 年度)から 28,365 円(03 年度)と 10,307 円低下しています。

ハイタク運転者の賃金は、売り上げに連動した歩合制となっているため、日車營收の低下はそのままハイタク運転者の賃金低下を招き、今、道内全体でも約 1 割のハイタク運転者が北海道最低賃金を割り込み、道東地域においては約 3 割もの最賃割れの状態となっています。

その結果、生活を守るためハイタク運転者は、日車營收を上げようと長時間労働に追い込まれ、ハイタク運転者の労働条件や健康状態は厳しさを増しています。

ハイタク利用者の身体・生命の安全を守り、利用者の要望を満足させるためにも、ハイタク運転者の労働・生活が安心・安定したものでなければなりません。

よって、本議会は、行き過ぎた規制緩和を是正し、ハイタク産業の秩序ある発展と安全輸送、良質なサービスの確保を図るため、下記の施策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 緊急調整地域・特別監視地域設定の目的である供給過剰の実態を改善するためにも、指定要件の見直しを図るとともに、需給調整を進めるための減車を行う制度を創設すること。
また、規制緩和導入に際し、いわば行政の約束事である事後チェック体制を強化するため、機動性ある事後チェック体制の整備と、実効力のある行政処分を実施すること。
- 2 現状の無秩序な増車傾向に歯止めをかけ、タクシー運転者の質向上を図るためにも、高度な試験内容のタクシー運転者資格制度を創設すること。
- 3 自動車運転労働者の雇用を改善し、福祉の増進を図るための計画策定、雇用管理者選任、労働時間、賃金制度などに関する労働基準を定めた「自動車運転者の雇用改善法(仮称)」を制定すること。
- 4 法令に違反しないで事業を遂行できるだけの運賃は最低限確保するとともに、過重労働を招く不当な低運賃を排除すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 6 月 29 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

道路整備に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前 田 清 貴
	同	松 本 光 世
	同	齊 藤 陽一良

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものであります。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだじゅうぶんとは言えず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、よりいっそう重要となっています。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情をじゅうぶん踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望します。

- 1 受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
- 2 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 3 安心・安全な生活の確保や、経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

- 4 地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を、譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

高速道路の整備促進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 前 田 清 貴
同 松 本 光 世
同 齊 藤 陽一良

道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の整備は中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきであります。

しかしながら、北海道後志地域につきましては、大都市・札幌市と、函館市など道南圏との中間に位置しており、道央圏と道南圏を結ぶネットワークを形成する上で、道内でも重要な位置にあります。

また、豊かな自然に恵まれ、質の高い新鮮な農水産物を首都圏までへも供給する食料生産基地としての役割を担っており、四季を通じて潤いと安らぎを供給する滞在型観光レクリエーション基地として、特色ある地域づくりが進められております。

このようなことから、後志地域が我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場としてその役割をしっかりと果たしていくため、また、道内の各圏域間との交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図るためには、高速道路の整備は重要かつ基本的な施策であり、現在のスピードを落とすことなく早期に整備することが最重要課題であります。

よって、国においては、北海道後志地域の道路整備の実情をじゅうぶん踏まえた上、引き続き整備に必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られるよう次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

記

- 1 活力ある地域づくりを推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 2 高速道路の整備に当たっては、新会社による有料道路方式と新直轄方式を有効に活用し、従来の整備スピードを超える整備により、道内ネットワークの早期形成を図ること。
- 3 道路整備を強力に推進するため、受益者負担の制度趣旨にのっとり、自動車重量税を含む道路特定財源をすべて道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	山田雅敏
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

いま国や地方自治体の公共事業・委託事業をめぐって、下請け企業や資材・機材等の納入業者及びそこで働く労働者に深刻なしわ寄せが押しつけられています。建設業や製造業における労働者の賃金は契約時の積算単価を大きく下回り、ときには最低賃金法違反や賃金不払いが発生しており、委託事業の多くにおいても、そこに従事する労働者の賃金が生計費をとって償えない低水準におかれています。そして、年金・医療保険など法定諸制度への加入がされない事態も生じています。

このことは、国や地方自治体の厳しい財政事情の中で、コスト削減と競争性を重視して「安ければよし」とするあまり、地域における低賃金・低単価を助長してきた結果であり、そのしわ寄せは地域の労働者や中小企業にはねかえっていると言えます。

ILO（国際労働機構）が1949年6月に採択した第94号条約（公契約における労働条項に関する条約）では、国や地方自治体など公的機関が発注・委託する事業に従事する労働者に適正な賃金労働条件を確保するよう契約に明記することを義務づけています。この条約は先進国を含む世界59か国が批准しています。

日本はいまだこの条約を批准していないため、現行の法制度の下では、国や地方自治体の発注・委託した事業に従事する労働者に適正な賃金・労働条件を確保するための直接規制を行うことができません。「最低賃金法」さえ守っていれば、国や地方自治体が関知できない状況となっています。

本来、国民・住民の生活を保障し、地域経済の振興を図るべき国や地方自治体は、自ら発注する公共事業や官公需に従事する労働者に適正な賃金・労働条件が確保され、下請け・中小企業の経営の安定が図られるよう責任を果たすべきだと考えます。

よって、政府においては、ILO第94号条約を批准し、公共事業や官公需に従事する労働者の適正な賃金・労働条件を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小林	栄治
	同	佐々木	茂
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	佐野	治男

景気は回復傾向と言われながらも、北海道の景気回復は大きく立ち遅れています。とりわけ雇用情勢は、リストラの進行によってさらに悪化する危険性が指摘されています。

政府は、平成11年から3年間「緊急地域雇用特別交付金」制度を実施し、平成14年度からさらに3年間「緊急地域雇用創出特別交付金」制度として継続しました。この交付金制度によって、地方自治体が83万人の失業者のさしあたっての就労の場をつくってきたことを見ても、実績と具体的政策効果は明らかです。しかしながら、この交付金制度は本年3月末で終了しました。

この交付金制度の実施初年度である平成11年度の全国の完全失業率は3パーセント台でしたが、平成15年度は5.1パーセントに悪化し、平成16年度は若干の改善が見られたものの4.6パーセントと引き続き高い水準であります。そして地域間の格差が大きく、とりわけ北海道は、今年1～3月の完全失業率が5.9パーセントと全国でも最も深刻な地域の一つとなっています。

地方財政が大きな困難を抱えている下で、この交付金制度が終了したことにより、地方自治体の雇用・失業対策に重大な影響が生じているばかりでなく、地域経済にも否定的な影響を及ぼすこととなります。

よって、政府においては、緊急地域雇用創出特別交付金制度と同様の制度を平成17年度補正予算若しくは平成18年度予算において復活させ、必要な予算規模を確保するとともに制度の内容改善を図るよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	小前真智子
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

「三位一体改革」が最終年度を迎えようとしています。経済財政諮問会議は、4月7日の会議で、民間委員が17年度の課題は、「三位一体改革」の仕上げ、歳出歳入の一体改革、地方債の協議制移行の三点をあげ、交付税の財源保障機能の縮小、プライマリーバランスの回復を強く主張し、谷垣財務大臣も、「地方交付税の財源保障機能見直し、縮小に関する議論を大きく進める必要がある」として「財源保障機能の縮小・廃止」を盛り込むべきと述べるなど、財界の民間委員と財務省による「地方交付税の削減」の論調の巻き返しが顕著になっています。昨年、「総枠が確保された地方財政」の切り下げも予断を許さない情勢であります。

しかも地方財政計画の財源保障の縮小による地方交付税の削減が、「公務員給与の見直し」や「地方公務員の総額人件費の削減」と平行して進められるという特徴を持っています。総務省が3月末に通知した「新地方行革指針」はそのことを示しています。

経済財政諮問会議の民間委員や財務省の思惑どおり事態が進むならば、「地方分権」とは無縁の地方自治体がつくられ、くらしや地域が壊されてしまうことは必至であります。

2005年度は地方六団体をはじめ、地方財政の拡充を求める地方関係団体の結束した運動によって一般財源総額は一応確保されました。

2006年度については、骨太方針2005の中で、地方自治体が必要と考える一般財源を確保することをうたうと同時に、それ以降の「中期地方財政ビジョン」においても、財源保障機能を守っていくことを求めるものであります。

下記の項目のとおり、地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を進めるよう要請します。

記

1 骨太方針2005における地方税財政改革について

(1) 地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を併せもつものと堅持し、地方財政を拡充すること。

・2006年度の一般財源を維持するためには地方財政計画において、公共事業（投資・単独）の削減と同時に、ハードからソフトへ移行している地方自治体の実情を踏まえて一般行政費を同額充実させるかい離是正を同時に行い、財源保障機能を確保すること。

・法定税率を引き上げて、地方交付税の総額確保を図ること。

・2007年度以降の「中期地方財政ビジョン」で地方の財源を保障する地方交付税を確保すること。

(2) 3兆円の税源移譲を確実に実施すること。その際、低所得者の増税にならないようにすること。

(3) 地方分権の理念に沿った国庫補助負担金改革を実施すること。生活保護負担金など単なる補助率の削減をしないこと。

2 「公務員の給与の見直し」「地域給」削減については、地方交付税の削減にもつながるもので、また地域経済に深刻な影響を及ぼして地方の切り捨てとなるため、地方の声を聞くと同時に、地方交付税を削減しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	横田久俊
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきています。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然であります。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割はいっそうその重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められています。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところではありますが、これらの環境に対応した議会の機能をじゅうぶん発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題があります。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年を経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務であります。

21 世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代のすう勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって、国におかれては、現在、第 28 次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところではありますが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	山田雅敏
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にあります。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案をじゅうぶん踏まえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

記

- 1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金の最終的な取扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 3 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	大 橋 一 弘
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	高 橋 克 幸

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっています。しかしながら、本年 4 月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第 11 条により氏名、住所、生年月日、性別の 4 情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題であります。

住民基本台帳制度は、昭和 42 年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところであります。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実であります。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第 11 条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取組では補いきれない課題を生じさせています。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度の下では、こうした事態への対応は極めて困難であります。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

安全最優先の立場から J R の安全対策の根本的見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	小前真智子
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

死者107人、負傷者450人規模の大惨事を招いた J R 西日本の電車脱線事故は、その原因として主に速度超過が指摘されています。その背景には、超過密ダイヤの編成と運転士への定時運転の強制、遅れが出た場合の高速運転の指示など、安全最優先とかけはなれた効率第一、営利優先の経営姿勢があったことが浮き彫りになっています。J R 西日本の責任は、厳しく問われなければなりません。

よって、政府・国土交通省は安全対策と、効率優先の規制緩和策を見直し、J R など公共交通機関の事業と経営を、国民の人命第一、安全最優先の立場から改善を図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

銀行のカード犯罪に預金者保護のルール確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	成田	晃司
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

全国銀行協会は、キャッシュカードの偽造や盗難による預金の不正支払に対し、偽造カードの使用による被害は、本人に重大な過失がなければ銀行が全額補償し、過失の立証は銀行の責任とする方向で被害補償する方針を示しました。

しかし、被害補償はあくまで銀行の約款の改定で対応しようとするものです。銀行の自主的な対応まかせでは、各銀行や事件によってばらつきが出て、ふじゅうぶんな対応に終わる恐れがあります。被害補償の法的ルール確立が必要です。

既に世界の主要国では、カードの偽造も盗難・紛失も区別せず補償するルールがあります。盗難・紛失の場合、ドイツ、カナダ、オーストラリアは本人負担はありません。アメリカ、イギリス、フランスは一定の本人負担だけで補償されます（アメリカは50ドル=5,300円）。いずれも重過失がない場合ですが、過失の立証は銀行側の責任です。日本でも、クレジットカードは偽造も盗難も補償しており、いま必要なのは、カードの偽造と盗難・紛失、通帳盗難などによって被害を受けた預金者を救済する制度の確立です。

よって、銀行が被害を受けた預金者を救済するよう預金者保護の法的ルールを制度化するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

北海道経済の活性化等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	井川浩子
	同	小林栄治
	同	山口保
	同	古沢勝則
	同	佐野治男

北海道の経済・雇用は、景気の回復基調を実感できる状態にはなく、依然として極めて厳しい環境におかれ、地域間格差がますます拡大しています。いま必要なのは雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を推し進め、北海道経済を活性化することです。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減をめざして、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしています。こうした政策は、地域格差をいっそう拡大するものにほかなりません。

仮に地域における公務員賃金の一方的な引き下げが行われるなら、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、地域経済を疲弊させることが必至です。勤労者家計の消費低迷により、地域経済は今以上に停滞と格差の拡大を被ることになりかねません。

雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ地域経済の活性化を図ることを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

2006年医療制度改革に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	成田	晃司
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

2003年3月28日閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」によって、社会保障審議会医療保険部会を中心に2006年に向けた医療保険改革の議論が進められていますが、2006年は診療報酬改定の年でもあり、医療政策においては大きな節目の年でもあります。

高齢者人口の増大に比例して増大する老人医療費の問題や労働者人口の減少は、市町村国民健康保険財政を圧迫し、一般会計からの繰り入れによって財政を維持している状況であります。厳しい自治体財政の中において国民健康保険の財政基盤の安定を図ることは緊急の課題であります。また、各自治体における良質な医療の確保は住民が安心して暮らしていく上で欠くことのできないものであり、行政の責任は大きいと認識しています。

2006年の医療制度改革に当たっては、だれもが公平で公正な医療が受けられる体制を確保し、市町村国民健康保険の再編・統合については国、道、市町村の財政責任を明確にし、安定的な運営が図られますよう、以下の点について強く要望するものです。

記

- 1 市町村国民健康保険の再編・統合に当たっては、地域において予防機能がじゅうぶん発揮できる体制を確保し効率的な運営を進めるために、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会が共同して保険者機能を強化できる体制を確保すること。また、国の責任において財政基盤の安定を図ること。
- 2 高齢者医療制度の検討に当たっては、単に医療費の抑制だけを目的とすることなく、現行の老人医療制度が果たしてきた予防活動等の成果を充分検証すること。
- 3 医療計画の見直しに当たっては、関連する各種計画との整合性を図り効果的な保健医療サービスが提供できる内容とすること。第2次医療圏ごとに単に病床数の調整にとどまらず、医療従事者の確保が困難な地域への支援策や地域住民のニーズにあった医療供給体制の具体的施策を講ずること。
- 4 診療報酬体系の見直しにおいては、わかりやすく公正な医療情報の提供体制を確保し、在宅医療や終末期医療など患者が生活者として尊重される医療の評価を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	小前真智子
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国どの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため義務教育費国庫負担制度が設けられています。

政府は1985年度以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、また2004年度からは教職員給与費の退職手当、児童手当相当分の一般財源化が決まるなど、地方自治体への負担転嫁とそれに伴う教育費の圧縮が深刻になっています。

また、政府は、2006年度に向けた義務教育費国庫負担金の全額一般財源化の検討と学校事務職員の国庫負担制度からの除外を前倒しで進めようとしています。

義務教育費国庫負担制度は義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって国が地方をしばる制度ではありません。むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生じるおそれがあります。現在、政府が検討中の、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引き下げは、我が国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割分担を損ね、地方自治体の財政をいっそうひっ迫させることとなります。また、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大しており、教育費の公費負担がいっそう求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながることは避けられません。また、深刻化するいじめ・不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本にした学級編制と養護教諭・学校事務職員の全校配置などゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要です。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担法を堅持するとともに、学校事務職員の身分保障を図ること。
- 2 ゆとりある教育の実現のため、30人以下学級を基本とした学級編制を早期に行うこと。
- 3 教科書の無償制度を継続し、私学助成の確保といっそうの充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「容器包装リサイクル法」の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	大 橋 一 弘
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	高 橋 克 幸

2000年4月から容器包装リサイクル法が完全施行されました。しかし、現行の容器リサイクル法は、再使用容器（リターナブル容器）の経済的負担が相対的に重いことから、環境負荷の大きいリサイクル容器（ワンウェイ容器）の割合が増加しています。これらの問題を解決するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方に沿った形で容器包装リサイクル法を改正する必要があります。

よって、本議会は、容器包装リサイクル法見直しにむけて、次の事項をすみやかに実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 回収コストを事業者負担とすること。
- 2 容器再使用の促進のための施策を講じること。
- 3 回収率向上のための経済的措置導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成17年6月29日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

平成17年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成17年6月13日～平成17年6月29日(17日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
2	平成17年度小樽市病院事業会計補正 予算	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
3	小樽市山林基金条例の一部を改正す る条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
4	小樽市福祉医療助成条例の一部を改 正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
5	小樽市温泉法施行条例等の一部を改 正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
6	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	建設	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
7	小樽市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
8	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	総務	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
9	小樽市消防手数料条例の一部を改正 する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
10	小樽市総合福祉センター条例の一部 を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
11	小樽市身体障害者福祉センター条例 の一部を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
12	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を 改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
13	小樽市銭函市民センター条例の一部 を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
14	小樽市コミュニティセンター条例の 一部を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
15	小樽市夜間急病センター条例の一部 を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
16	小樽市事業内職業訓練センター条例 の一部を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	経済	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
17	小樽市産業会館条例の一部を改正す る条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	経済	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
18	おたる自然の村条例の一部を改正す る条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	経済	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
19	小樽市観光物産プラザ条例の一部を 改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	経済	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
20	小樽市総合体育館条例の一部を改正 する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	総務	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
21	小樽市児童厚生施設条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
22	小樽市駐車場条例の一部を改正する 条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	建設	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
23	小樽市知的障害児通園施設条例の一 部を改正する条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	厚生	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
24	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する 条例案	H17.6.13	市長	H17.6.21	経済	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
25	不動産の処分について	H17.6.13	市長	H17.6.21	予算	H17.6.24	可決	H17.6.29	可決
26	後志教育研修センター組合規約の変 更について	H17.6.13	市長	H17.6.21	総務	H17.6.27	可決	H17.6.29	可決
27	小樽市非核港湾条例案	H17.6.13	議員	H17.6.21	総務	H17.6.27	否決	H17.6.29	否決
28	小樽市体育施設条例の一部を改正す る条例案	H17.6.29	市長					H17.6.29	可決
29	小樽市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	H17.6.29	市長					H17.6.29	同意
30	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選 任について	H17.6.29	市長					H17.6.29	同意

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
31	人権擁護委員候補者の推薦について	H17.6.29	市長					H17.6.29	同意
32	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
33	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第1号	丸井今井小樽店の営業存続を求める意見書(案)	H17.6.13	議員					H17.6.13	可決
意見書第2号	平成17年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第3号	介護保険法の見直しを求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第4号	障害者支援法の撤回を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第5号	郵政民営化法案の撤回・廃案を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第6号	職業紹介業務の民間開放に反対する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第7号	ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	否決
意見書第8号	道路整備に関する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第9号	高速道路の整備促進を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第10号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第11号	緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第12号	「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第13号	地方議会制度の充実強化に関する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第14号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第15号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第16号	安全最優先の立場からJRの安全対策の根本的見直しを求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第17号	銀行のカード犯罪に預金者保護のルール確立を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第18号	北海道経済の活性化等を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第19号	2006年医療制度改革に関する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第20号	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
意見書第21号	「容器包装リサイクル法」の改正を求める意見書(案)	H17.6.29	議員					H17.6.29	可決
その他会議に付した事件	小樽市農業委員会委員の推薦	H17.6.29						H17.6.29	推選決定
	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H17.6.29						H17.6.29	当選
	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
60	銭函パークゴルフ場の使用料金日額制の復活について	H17.2.25	H17.6.2	採択	H17.6.29	採択
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反对方について	H16.3.3	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
44	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について	H16.6.9	H17.6.27	採択	H17.6.29	採択
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
53	小樽市における脳神経外科専門病床の開設方について	H16.12.7	H17.6.27	採択	H17.6.29	採択
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H17.6.27	継続審査	H17.6.29	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
57	「小樽市小学校適正配置実施計画 (案)」再検討方について	H17.2.22	H17.6.6	継続審査	H17.6.29	継続審査
59	量徳小学校の存続方について	H17.2.24	H17.6.6	継続審査	H17.6.29	継続審査
65	「小樽市小学校適正配置計画(案)」再 検討方について	H17.6.17			H17.6.29	継続審査
66	「小樽市小学校適正配置実施計画 (案)」の見直し及び手宮小学校廃校撤 回方について	H17.6.20			H17.6.29	継続審査
67	北手宮、手宮、堺、量徳小学校の廃校実 施計画の延期と見直し方について	H17.6.20			H17.6.29	継続審査